

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	デジタル田園都市国家構想推進交付金 (デジタル実装Type1) の交付決定に ついて	デジタルイノ ベーション課
2	非常時通信システム基本計画(案)の 策定について	防 災 対 策 課
3	小田原市地域防災計画・水防計画の 改正について	
4	第3次小田原市環境基本計画(案)の 策定について	環 境 政 策 課

令和4年4月26日

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ Type1）の交付決定について

1 事業概要

デジタル田園都市国家構想推進交付金は、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指すことを目的に創設された交付金である。

当該交付金のうちデジタル実装タイプは TYPE1～3に分かれており、TYPE1については、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なモデル等を活用して迅速な横展開を行う事業が対象である（TYPE2及び3は、データ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う取組が対象）。

2 交付決定の概要

(1) 全国の採択状況

ア 採 択 団 体：403 団体（採択事業：705 事業）

交付対象事業費：244 億円（国費ベース：122 億円）

(2) 本市の採択状況

ア ワイヤレスセンサー等を用いた住民参加型警戒・避難システム導入事業
事業費：194,118 千円（採択額：97,059 千円）

河川、海、土砂災害警戒区域に設置したセンサー等から得た情報や市民からの通報等を解析し、災害発生の危険性がどの程度高まっているのかを早期に把握・集約し安全安心に暮らせる社会を構築する。

（先行事例：香川県高松市、広島県安芸郡熊野町等）

イ AI・RPA 活用による住民異動手続のスマート化による住民サービスの向上
事業費：66,150 千円（採択額：33,075 千円）

住民異動手続を行う際に、持参した転出証明書等を OCR でデータ化し取り込む「書かない窓口」やスマートフォン等で利用可能な「AI を活用した事前申請サービス」により、来庁者の滞在時間の短縮や負担軽減を実現する。

（先行事例：北海道北見市、大分県等）

ウ 小田原市デジタルミュージアム創設事業

事業費：159,314 千円（採択額：79,657 千円）

小田原市が有する歴史的・文化的資料の高精細デジタルレプリカ等を作成し、小田原市デジタルミュージアムとしてインターネット上で広く公開し、歴史、文化に触れる機会・場を提供することで、歴史と文化の次世代継承や観光振興につなげる。

（先行事例：山梨県）

合計 事業費：419,582 千円（採択額：209,791 千円）

※市町村では全国 1 位、都道府県を含めて全国 2 位の採択額

○地方負担

デジタル田園都市国家構想推進交付金 交付対象事業費の1/2 (50%)	地方負担 交付対象事業費の1/2 (50%)
--	---------------------------

デジタル田園都市国家構想推進交付金の地方負担分については、
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当可能（算定率は0.8）

※都道府県・市町村ごとに割り当てられた臨時交付金の交付限度額（地方単独事業分）とは別枠で措置。

3 今後の予定

R 4							R 5		
5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月	1月	2月	3月
補正予算提案 (6月定例会)		各事業調達	各契約		各事業実施				

※市議会6月定例会に補正予算を提案する予定。

非常時通信システム基本計画（案）の策定について

1 計画の策定趣旨・背景（参考資料P. 1）

防災行政無線の更新時期を迎え、災害時の情報伝達手段の全体的な見直しを行うため非常時通信システム基本計画(以下「計画」という。)を策定する。

防災行政無線を整備した昭和59年当時は、防災行政無線（屋外拡声子局）を用いた音声による情報伝達手段以外に有効な手段が無かったが、現在は、防災メール、SNS、市ホームページ等による防災情報の配信も併せて行っている。

将来、デジタルが市民生活において、更に浸透するに当たり、防災情報を伝達する手段のひとつとして防災行政無線を再評価し、内閣府の示す“住民は「自らの命は自らが守る。」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとること”ができる社会を目指すため、使用している情報伝達手段に加え、行政としてデジタルを活用した本市の施策や将来の技術動向等を踏まえた最適な防災情報伝達手段の整備方針を検討する。

《時代の変化に伴う本市の情勢と情報伝達手段の変遷》



2 本市における地域特性と災害リスク（参考資料P. 2～）

- 本市は豊かな自然環境を有すると同時に、地震災害、洪水、土砂災害、高潮、津波などによる潜在的なリスクが存在しており、家屋や商業施設は平野部に集中している。
- 本市で最大クラスの津波が発生した場合、揺れ始めから最短1分で到達するとされており、Jアラートを介し、津波災害警戒区域に即時に複数手段で市民に情報提供できる仕組みを作る必要がある。

3 防災情報提供の現状（参考資料P.14～）

- ・市では、市民に対し、複数の方法により防災情報を提供しているが、災害時にどのような方法で情報を入手しているか、また、今後期待している情報取得手段などを把握するため、アンケート調査を実施した。

実施期間：令和4年1月4日(火)～2月28日(月)

対 象：小田原市民

回答方法：WEBアンケートフォームを用いた回答、電話による回答、FAXによる回答、紙による回答（市役所2Fアンケートブース）、無作為抽出の5種類の方法を選択制とした。

周知方法：市のHPに掲載、自治会の回覧、市役所2Fでの掲示、広報おだわら、こゆるぎ通信

回 答 数：1,782名

- ・市民アンケートの結果、防災行政無線（屋外拡声子局）は、市民の3割程度にしか音声情報が伝わっていないが、「音を鳴らして危険を知らせる」設備というように、役割を絞れば、市民の8割に情報を伝達することができる。
- ・スマートフォン向け防災アプリへの期待は60歳代以上の高齢者からも支持されている。
- ・障がい者等には、個別ヒアリングを実施したところ、現在は、防災メール等により防災情報を取得していることが多く、こまめな情報発信を希望している。

4 国・地方公共団体における防災情報提供に係る動向（参考資料P.46～）

- ・動向を把握するため、国の機関や有識者へのヒアリングを実施した。
- ・時代の変化にあった情報伝達手段を利用し、住民に情報が伝わるのであれば、手段は問わない。（総務省）
- ・災害のリスクに応じた相応の対策を検討する必要がある。
- ・携帯回線は災害に強くなっているが、FM波との併用は効果的である。
- ・住民が能動的に情報を取得でき、主体的に意思決定できる情報を充実させることは重要である。
- ・発災後の応急期の広報は、音声だけでは伝わりづらく、文字情報での伝達が効果的である。
- ・屋外拡声子局の配置を見直す場合、丁寧な説明と地域住民の理解が必要である。

5 防災情報の収集・配信に係る技術動向（参考資料P.66～）

- ・通信事業者の災害に対する備えや発災時の復旧対応の取組みを勘案すると、災害応急対策業務においても、メール、インターネット配信等の多様な通信サービスが提供可能な事業者回線を使用することは、通信回線の信頼性を確保する上で、大きな問題はない。

6 防災情報の配信・収集に係るシステム・設備の整備方針（参考資料P.75～）

(1) 防災情報を個人に確実に伝達する体制の確立

防災情報を個人に直接届け、確実に伝達できる体制を確立する。

(2) デジタル技術を用いた災害対策業務の効率化

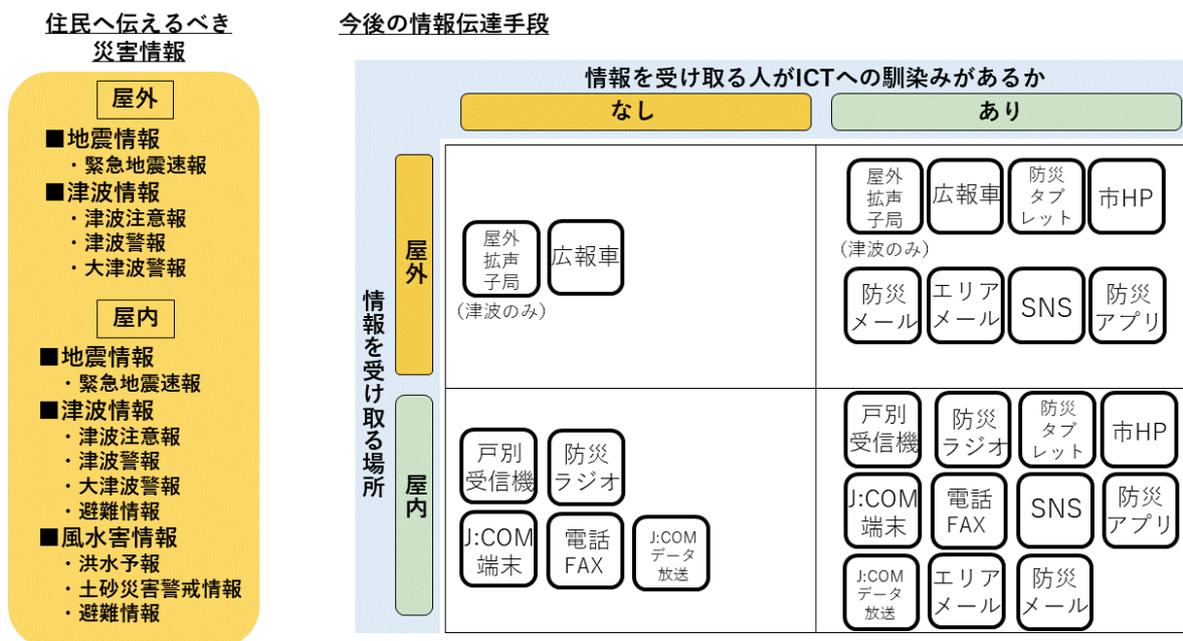
従来の人力によるアナログな手法で行われていた防災情報の収集、集約、分析、共有の業務プロセスにデジタル技術を活用し、災害対策業務の効率化を図る。

7 本市非常時通信システムの実現要領（参考資料P.79～）

住民へ伝えるべき災害情報が、ICT（情報通信技術）の馴染みの有無に関わらず特性に応じた網羅的で多重構造の情報伝達を目指す。

整備方針 6 (1)	(1) 多様な防災アプリによるきめ細やかな情報配信 (2) 戸別受信機の代替案としてのタブレット活用 (3) 屋外拡声子局の再配置 (4) ダイバーシティ&インクルージョン対策としての防災ラジオの活用 (5) デジタルサイネージなど多様な媒体への情報配信
整備方針 6 (2)	(1) GISを用いた災害対策業務の効率化 (2) SNSを活用した情報収集 (3) 危機管理型水位計技術を活用した観測情報収集

《イメージ図》



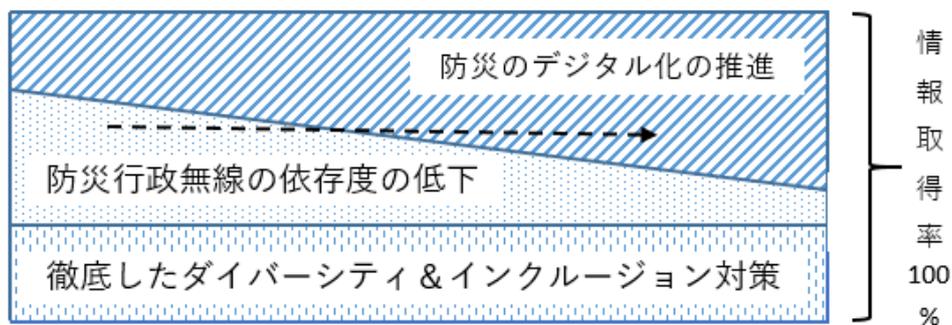
8 整備スケジュール（案）（参考資料P.93～）

今回導入する新たな防災情報伝達手段について、市民の理解を得ることは非常に重要なことである。

スマートフォンを持たない市民に対しても、防災ラジオを導入したり、従来の手法である固定電話への発信による情報伝達の枠を広げることとする。

また、障がい者・障がい者団体へのヒアリング調査で現在、防災情報の入手方法として活用されている防災メールへの登録を促す啓発活動を進めていくことで、誰一人取り残さない多重構造の情報伝達を実現させる。

新システムや設備の整備に加え、啓発活動やシステム活用支援のための活動が重要となる。市内の携帯電話販売事業者との協力により、契約者に対する防災メール、防災アプリの登録を促したり、防災訓練等の機会に登録を促す等、周知に関する取組みを推進する。



9 計画策定のスケジュール（案）

令和4年5月13日～6月13日 パブリックコメント実施

令和4年7月 策定

小田原市非常時通信システム

基本計画（案）

令和4年 月 日

小田原市

目 次

[1]	計画策定の趣旨・背景	1
[2]	本市における地域特性と災害リスク	2
1.	本市の地形・気候	2
2.	本市の人口・地域特性	6
3.	本市における災害リスク	8
[3]	防災情報提供の現状	14
1.	防災情報提供手段の現状	14
2.	防災情報を取得するために必要な機器	32
3.	災害対応業務の現状	35
4.	避難所・避難場所との情報連絡手段の確保の状況	37
5.	災害時の情報入手に関する意識調査	38
6.	障がい者及び障がい者支援団体に対する意識調査	44
[4]	国・地方公共団体における防災情報提供に係る動向	46
1.	災害対策に関する施策・法制度等	46
2.	国の機関・有識者へのヒアリング	51
3.	自治体等の先進事例調査	54
4.	先進事例実施自治体へのヒアリング	62
[5]	防災情報の収集・配信に係る技術動向	66
1.	防災情報の収集・配信に関する市場調査	66
2.	通信回線に関する調査	68
[6]	防災情報の収集・配信に係るシステム・設備の整備方針	75
1.	本市非常時通信システムを取り巻く環境、現状分析（まとめ）	75
2.	時代の変化に伴う本市の情勢や情報伝達手段の変遷	76
3.	防災情報の配信・収集に係るシステム・設備の整備方針	77
[7]	本市非常時通信システムの実現要領	79
1.	[6]-①-(1) 多様な防災アプリによるきめ細やかな情報配信	80
2.	[6]-①-(2) 戸別受信機の代替案としてのタブレット活用	81
3.	[6]-①-(3) 屋外拡声子局の再配置	82
4.	[6]-①-(4) ダイバーシティ&インクルージョン対策としての防災ラジオの活用	87
5.	[6]-①-(5) デジタルサイネージなど多様な媒体への情報配信	88

6.	[6]-②-(1)GIS を用いた災害対策業務の効率化.....	89
7.	[6]-②-(2) SNS 配信情報を活用した情報収集.....	90
8.	[6]-②-(3) 危機管理型水位計技術を活用した観測情報収集.....	91
[8]	整備スケジュール案.....	92
1.	段階的な整備スケジュール案.....	92
2.	ダイバーシティ&インクルージョン対策及び啓発活動.....	93
[9]	整備・運用費用試算及び比較.....	93

[1] 計画策定の趣旨・背景

防災行政無線設備は市民への防災情報を伝達する手段として昭和59年～60年にかけて整備され、現在まで37年間運用されている。平成17年～18年に無線回線のデジタル化による更新を実施した。それから16年が経過し、設備の老朽化が進んだことにより、更新を検討する時期を迎えている。

防災行政無線設備を整備した当時は、屋外拡声子局を用いた音声による情報伝達手段以外に有効な手段が無かった。しかし、現在は、スマートフォン等のデジタルデバイスの普及により、防災情報を直接市民に伝えることが可能な時代となった。市では既に防災メール、SNS、市ホームページ、防災アプリ等による防災情報の配信を行っている。

デジタルデバイスが市民生活に浸透し始めた現在において、音声による情報伝達を前提とした防災行政無線を、防災情報を伝達する手段のひとつとして今後も維持していくことが適切であるのかを再評価し、最適な防災情報伝達の仕組みを構築していく必要がある。

また、近年、必要とされる情報も変化してきている。内閣府から示された「避難情報に関するガイドライン」では、住民は“行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要”（令和3年5月より）と示されている。本市は、これまで主として、市からの避難情報等をプッシュ型で伝達する防災行政無線設備の整備に重点を置いてきたが、音声による受け身の情報伝達手段である防災行政無線よりも、市民が自発的に必要な情報を収集できる環境整備に重点をおく施策への転換が重要である。

これらの背景を踏まえ、デジタルを活用した、本市の施策や将来の技術動向等を踏まえ、費用対効果の高い最適な防災情報伝達手段の整備方針を検討する。

[2] 本市における地域特性と災害リスク

本市の南西部は箱根連山につながる山地に、東部は曾我丘陵の丘陵地帯が広がる。市内中央を二級河川濁川が流れ、両岸の足柄平野には、田畑が広がっている。南北 18 キロにわたり続く相模湾沿岸部には古くから住宅が連なっている。市内には、JR 東海道本線、JR 東海道新幹線、JR 御殿場線、小田急小田原線、箱根登山鉄道、伊豆箱根鉄道大雄山線の各線が乗り入れ、多くの人が行き交う交通の要衝となっている。

本市は豊かな自然環境を有すると同時に、地震災害、土砂災害、洪水、高潮、津波による潜在的なリスクが存在する。また、多くの人が行き交い、賑わいがある反面、人的な被害が発生するリスクが存在する。このため、想定されるリスクの内容や対象範囲、対象となる人々の特性に応じた危険回避のための情報伝達の最適化を進め、安心・安全なまちを目指していく必要がある。

1. 本市の地形・気候

(1) 本市の位置

本市は神奈川県西南部に位置し、相模湾に面している。面積は113.60km²あり、東西に17.5 km、南北に16.9kmのびている。(図 1 表 1)



図 1 市全景

表 1 市域位置

市域位置	北緯	極南	5 度 10 分 41 秒	極北	35 度 19 分 48 秒
	東経	極東	39 度 14 分 18 秒	極西	139 度 3 分 37 秒

(2) 本市の地形

本市南西部に広がる山間地域には集落が点在している。斜面付近の住宅地における土砂災害リスクとあわせて、アクセス道路の土砂災害による集落の孤立化リスクも考慮する必要がある。

東部の丘陵地においては、斜面付近の住宅街における土砂災害リスクがある。平野部との距離が近いため、集落の孤立化のリスクは低い。

市内中央の平野部には、住宅地や工場地域が広がっている。また、市内には多くの水路や中小河川がながれ、低地部における浸水リスクが存在する。

南北に続く海岸線においては、高潮、津波被害のリスクが存在する。

地域の特徴と想定される災害リスクの関係から、地域特性に応じた情報伝達手段を整備する必要がある。市内の主な山、河川、海岸線の状況を以下に示す。(図 2 図 3 図 4 表 2 表 3)



図 2 市内の主な山地・丘陵



図 3 市内を流れる主な河川（出典：川の名前を調べる地図 <https://river.longseller.org/>）



図 4 市内の主な漁港・海水浴場

表 2 市の漁港一覧

名称	漁港種別	住所
小田原漁港	第3種	神奈川県小田原市早川1
石橋漁港	第1種	神奈川県小田原市石橋2
米神漁港	第1種	神奈川県小田原市米神491
江之浦漁港	第1種	神奈川県小田原市江之浦185

表 3 市の海水浴場一覧

名称	開設期間	住所
御幸の浜海岸	7月中旬～8月下旬	神奈川県小田原市本町三丁目16
江之浦海水浴場	7月上旬～8月末	神奈川県小田原市江之浦

(3) 本市の気候

本市は、平均気温約16℃と穏やかな気候にめぐまれている。年間降水量は、約2,000mmで6月、7月、9月に雨が多く降る傾向がある。(図5)

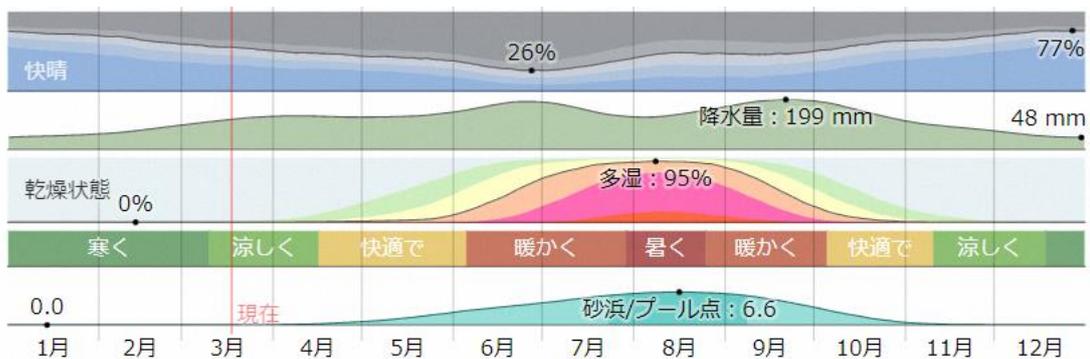


図 5 本市の平均的な気候の状況 (出典: WeatherSpark <https://ja.weatherspark.com>)

近年は、気候変動の影響により、記録的な降雨による災害が発生し、これに伴い気象警報の頻度も増加している。直近では、令和3（2021）年7月の豪雨時に家屋の被害や法面の崩壊による通行止め等の被害が発生した。（図6）このような状況で、気象警報が頻発され情報配信の頻度も増えている。一方、警報だけで実際には災害が発生しないケースも多い。そのため、市民は、警報に慣れてしまい、「自分は災害に遭わないだろう」という思い込み（正常性バイアス）等により、避難行動をとるタイミングを逃してしまう可能性がある。このような事態を防止するため、必要な情報を自ら確認し、適時的確に避難行動をとることができるようにするための啓発が必要である。

気象警報
7月2日（金）
5:34 大雨警報 強風・波浪注意報発表 雷注意報継続
10:06 大雨警報、雷・強風・波浪注意報継続 洪水注意報発表
7月3日（土）
1:15 土砂災害警戒情報発表 大雨警報、雷・強風・波浪注意報、洪水注意報継続
2:25 洪水警報発表 土砂災害警戒情報、大雨警報、雷・強風・波浪注意報洪水注意報継続
11:09 土砂災害警戒情報、大雨警報、雷注意報継続 ※洪水警報、強風・波浪注意報解除
12:56 土砂災害警戒情報、大雨警報、雷注意報継続 ※洪水注意報解除
16:17 土砂災害警戒情報、大雨警報 ※雷注意報解除
21:40 大雨警報 ※土砂災害警戒情報解除
7月4日（日）
22:38 大雨・強風・濃霧注意報 ※大雨警報解除
7月7日（水）
10:07 大雨注意報解除
累計雨量
累計雨量：399m/m 【7月1日（木）午前1時から7月5日（月）午前0時】

図6 令和3（2021）年7月2日（金）の豪雨時の気象警報の発令状況

(4) 本市の代表的な地質・地盤

本市の南西部の山地は、明神岳溶岩や輝石安山岩類の堅石溶岩と根府川溶岩などによって構成されている。表面は富士山の火山灰に覆われている。

東部丘陵部は表層が関東ローム層、その下は粘土や砂礫からなる洪積層、岩盤となっている。

足柄平野は、中央を流れる酒匂川の沖積平野である。

富士山の火山灰や関東ローム層は降雨時に土砂災害を起こしやすい地質であり、災害の特性に応じた情報伝達を整備する必要がある。

令和3（2021）年7月に発生した熱海市の土砂災害では、山間地域に人工的に作られた盛土が原因とされており、自然斜面の危険箇所に加え、盛土についても注意が必要である。

2. 本市の人口・地域特性

(1) 本市の人口

本市の人口は、平成11（1999）年をピークとして、その後は減少傾向にある。令和4（2022）年3月1日現在の人口は187,739人、（男：90,710人、女：97,029人）、世帯数は82,944世帯である。（図7）また、今後更なる高齢化の進行が懸念されており、2040年には高齢化率36%と予想されている。（図8）家屋や商業施設は平野部に集中しており、市民の大多数に影響のある災害リスクは、洪水、高潮・津波と想定される。あわせて、中山間部の集落に住む高齢者への配慮も必要である。また、高齢化により避難に時間を要する高齢者が増えることを踏まえ、これらの人々の情報リテラシーも考慮した情報伝達手段を整備し、避難開始行動の時間を確保するために早めの情報提供が重要となる。

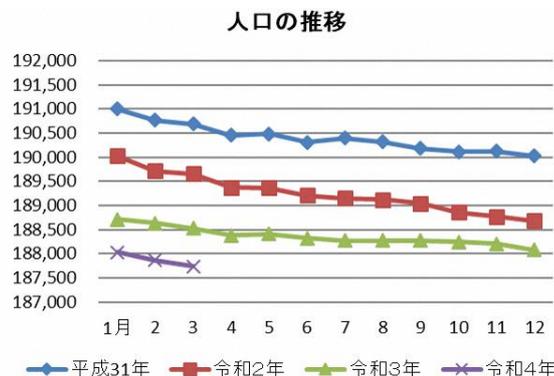


図7 本市の人口・世帯数の変化（出典：令和3（2021）年 小田原市HP）

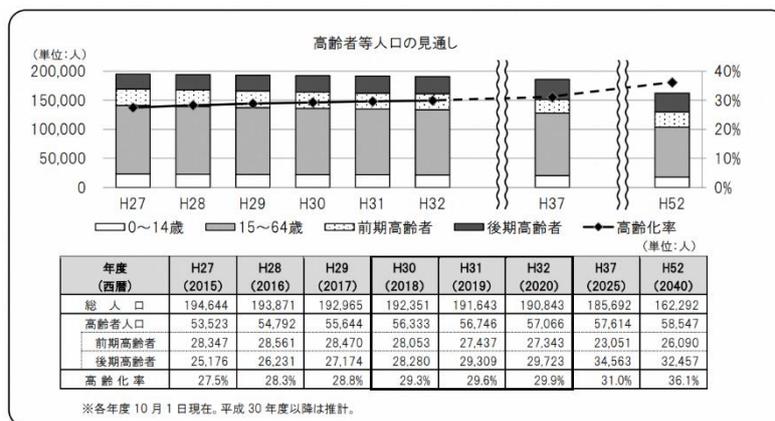


図8 本市の今後の高齢化率の予測推移（出典：第7期おだわら高齢者福祉介護計画（概要版））

(2) 土地利用

本市の面積は11,381ha、そのうち2,822haが市街化区域、8,558haが市街化調整区域となっている。人口集中地域は約30%の3,020haであり、同地域が情報伝達手段の主たる整備対象地域となる。また、約半分の5,552haが農用地等の保全すべき農業復興地域に指定されており、約30%の4,267haが森林である。（表 4）

表 4 土地利用状況（令和 4（2022）年現在）

田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
593.9	1,910.6	1,927.8	1.6	1,827.1	1,355.8	645.1	2,217.5	10,479.4

※（単位:ha）河川等を除く

(3) 公共交通ネットワーク

本市には、JR東海道本線、JR東海道新幹線、JR御殿場線、小田急小田原線、箱根登山鉄道、伊豆箱根鉄道大雄山線が乗り入れている。市内には18の鉄道駅があり交通の至便性に優れている。

路線バスは市内の主要駅を起終点として、人口集中地域内を運航している。神奈川中央交通バス、箱根登山バス、伊豆箱根バス、富士急湘南バスの4つの会社が事業を展開している。（図 9）

南北には国道255号線と県道711号線が、東西には国道1号線や県道717号線が主要な道路として伸びている。市内中心部では、城下町の古くからの名残として狭く入組んだ道路が残っている。

公共交通の利用者に対する直接的な情報提供に加えて、公共交通事業者との情報交換の方法についても最適化を検討する必要がある。

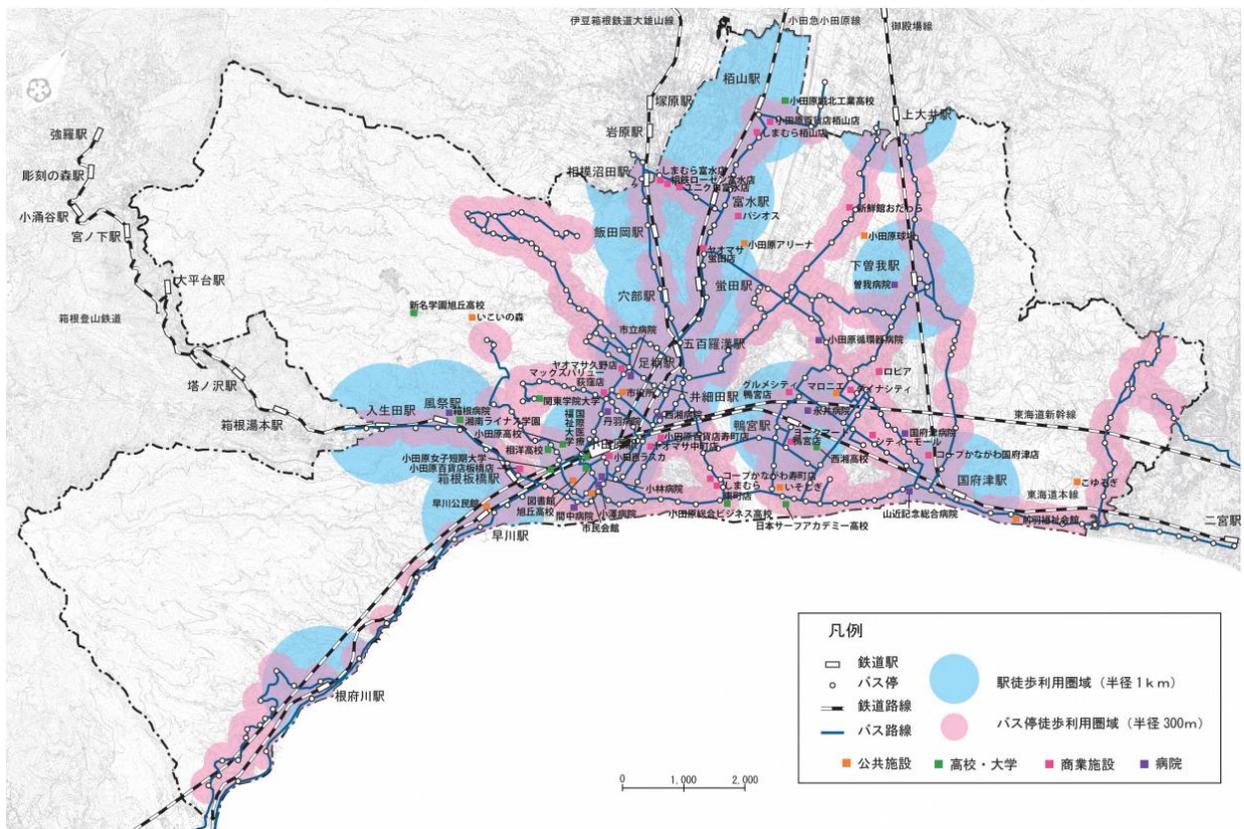


図 9 本市鉄道・バス徒歩サービス圏域図（出典：小田原市）

3. 本市における災害リスク

(1) 地震災害リスク

神奈川県は平成 27（2015）年 3 月に県内の地震による被害想定調査結果を公表した。（図 11 参照）この調査では、9 つの規模の異なる地震を想定しており、本市に大きく影響を及ぼす地震は以下のとおりである。

神奈川県西部地震では、最大震度 6 強の直下型の地震が想定されており、市の中心部を中心とする市街地において建物被害が発生することが想定されるとともに、江之浦地区に 3～5 m の津波が想定されている。

大正型関東地震、元禄型関東地震、相模トラフ沿い最大クラスの地震においては、最大震度 7 クラスの海溝型地震が想定されており、平地部のほぼ全域において揺れによる建物被害が発生することが想定され、沿岸部全域に 5 m 以上の津波が想定されている。

特に地震に伴う津波については、南北に延びる沿岸部においては、津波被害のリスクが存在する。市では、県が令和元（2020）年 12 月に指定した「津波災害警戒区域」を基に、津波ハザードマップを作成している。（図 10）地震時においては、津波に加え、液状化、家屋の倒壊、火災等の複合的な災害を想定する必要がある。

地震発生時は、事前の注意喚起を行うことは困難である。また、神奈川県の想定では、相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）において、揺れ始めから最短 1 分で津波が到達するとされており、日ごろから、小田原方式津波避難要領に沿った避難体制を市民に啓発を続ける必要があることに加え、市は、Jアラートを介し、津波災害警戒区域に即時に複数手段で市民に情報提供できる仕組みを作る必要がある。（表 5）



表 5 本市 最大津波高さと津波到達時間（出典：小田原市津波防災地域づくり推進計画）

海岸名（13か所）		最大津波高さ (T. P. m)	到達時間 (分)
1	小田原海岸（前川地区）	11.6	3
2	小田原海岸（国府津地区）	11.9	3
3	小田原海岸（小八幡地区）	8.2	2
4	小田原海岸（東町地区）	9.0	2
5	小田原漁港海岸（東町地区）	8.2	1
6	小田原漁港海岸（浜町地区）	9.0	1
7	小田原漁港海岸（本町地区）	8.8	1
8	小田原漁港海岸（南町地区）	8.3	2
9	小田原漁港海岸（早川地区）	10.2	6
10	石橋漁港海岸（石橋地区）	9.0	10
11	米神漁港海岸（米神地区）	9.7	2
12	小田原海岸（根府川地区）	8.1	6
13	江之浦漁港海岸（江之浦地区）	10.1	10

※相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）を想定した予測時間

	凡例	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄型関東地震	相模トラフ沿い最大クラスの地震	
震度予測	<p>震度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 7 ■ 6強 ■ 6弱 ■ 5強 ■ 5弱 ■ 4 ■ 3以下 									
液状化危険度	<p>液状化危険度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 極めて高い ■ 高い ■ 低い ■ かなり低い □ 液状化対象外 									
津波の最大水位	<p>津波最大位 (Pm)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 10.0以上 — 5.0以上 10.0未満 — 2.0以上 5.0未満 — 1.0以上 2.0未満 — 0.0以上 1.0未満 									
建物被害 (全壊棟数)	<p>全壊棟数 (棟)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 200以上 ■ 100以上200未満 ■ 50以上100未満 ■ 20以上50未満 ■ 10以上20未満 ■ 5以上10未満 ■ 1以上5未満 ■ 0より大1未満 □ 0 									
火災被害 (焼失棟数)	<p>焼失棟数 (棟)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 200以上 ■ 100以上200未満 ■ 50以上100未満 ■ 10以上50未満 ■ 1以上10未満 				建物の焼失被害は想定されなかった。					
総評		震度5弱～6弱が見込まれる。市内が深刻な被害を受ける可能性は低い。	震度4～5弱が見込まれる。市内が深刻な被害を受ける可能性は低い。	震度5強～6強が見込まれる。江之浦地区に3～5mの津波が想定される。市街地に建物被害や火災が想定されている。	震度5弱～6弱が見込まれる。沿岸部全域に1～3mの津波が想定される。一部に建物被害が想定されている。	震度5弱～6弱が見込まれる。沿岸部全域に1～3mの津波が想定される。一部に建物被害が想定されている。	震度6弱～7が見込まれる。沿岸部南部に5～10mの津波が想定される。市街地に建物被害や火災が想定されている。	震度6弱～7が見込まれる。沿岸部広範囲で5～10mの津波が想定される。市街地に建物被害や火災が想定されている。	震度6弱～7が見込まれる。沿岸部広範囲で5～10mの津波が想定される。市街地に建物被害や火災が想定されている。	

図 11 地震被害想定調査（神奈川県）における本市周辺の想定結果（出典：神奈川県地震被害想定調査）

(2) 洪水リスク

市内を流れる河川の氾濫により、家屋の浸水や道路の冠水などの被害が想定される。本市では、市内の主要な河川を対象に、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域をハザードマップとして公表している。（図 12 図 13）

市民が避難を完了するまでの十分な時間を確保するために、降雨時においても確実に市民に伝わる手段で雨量や河川水位の情報とともに、早めの避難を促す情報を配信することが重要である。また、河川ごとに水位の高まりによる洪水リスクが異なり、浸水想定区域の浸水深や、市民の家屋の構造ごとにとるべき行動が異なる。これらを考慮し、とるべき行動を市民自ら判断できる情報を発信する必要がある。

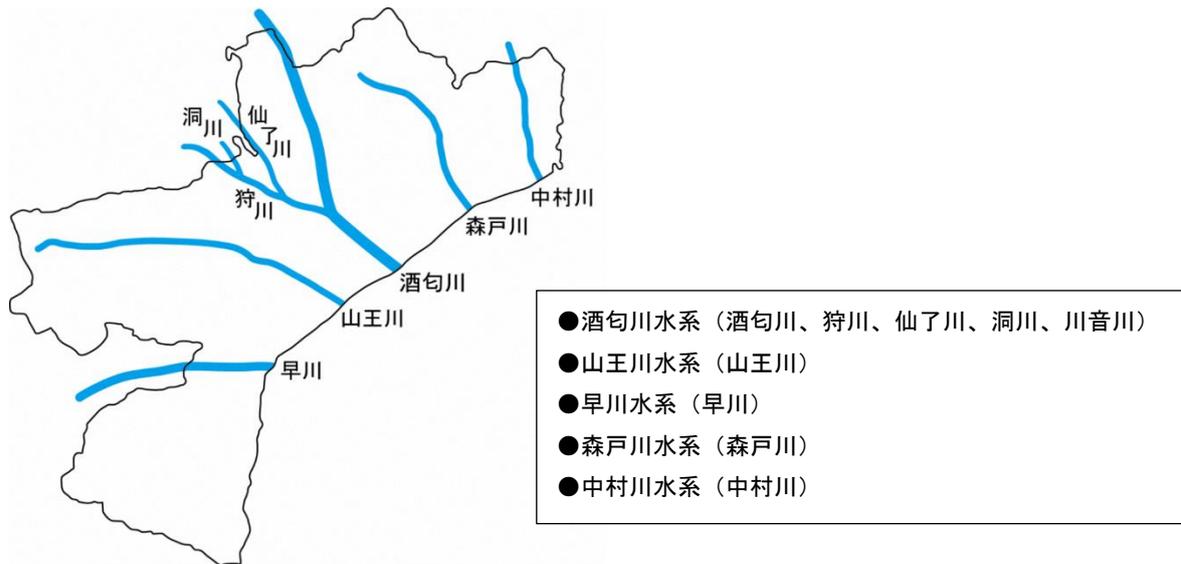


図 12 洪水ハザードマップを作成している水系・河川



図 13 酒匂川における浸水想定区域（例）

(3) 土砂災害リスク

南西部の山地及び東部の丘陵地においては、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害のリスクが存在する。市内26地区のうち、16地区に土砂災害の発生が予測される区域が存在する。土砂災害警戒区域は、土石流116箇所、がけ崩れ（急傾斜地）406箇所が指定されている。また、土砂災害特別警戒区域は、土石流86箇所、がけ崩れ（急傾斜地）355箇所が指定されている。

市では、土砂災害ハザードマップを作成し、市民に土砂災害の予兆現象や早期避難の必要性、避難方法、避難場所等の情報を提供している。（図 14）

土砂災害は、想定される区域ごとに発生条件や予想される災害の状況が異なるため、現在の防災行政無線による面的な避難情報の発令のみでは、市民が避難を完了するまでの十分な時間を確保するのが困難になるケースが生ずる可能性があるため、市民自らが土砂災害警戒区域や、土壌雨量指数による土砂災害の危険度の高まりなどの情報を適時に入手できるようにするとともに、早めの避難を促す情報を配信することが重要である。

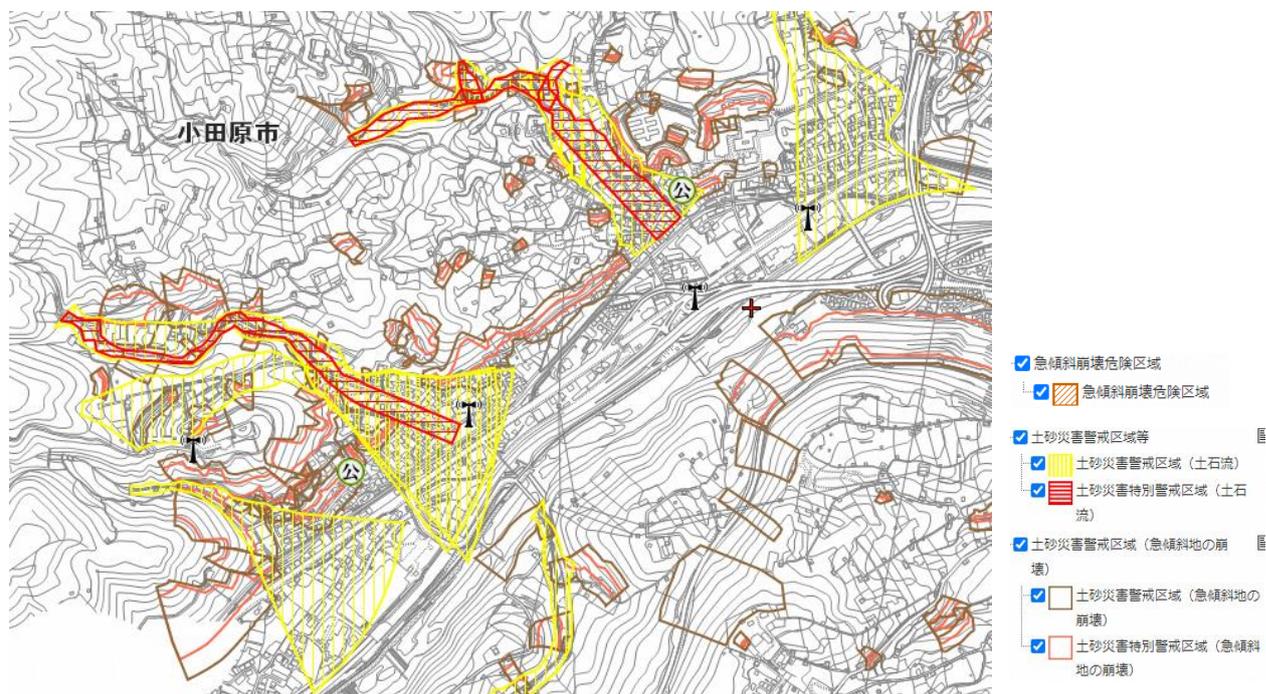


図 14 土砂災害ハザードマップ(例)

(4) 火山災害

本市は、富士山の火山災害警戒地域に指定されており、噴火による溶岩流が本市にも到達する可能性があるとともに、最大で30～50 cmと予想されている降灰にも備える必要がある。噴火から溶岩流到達までの予想時間は17日間と余裕があるが、富士山からの溶岩流というまれな事象に対する警戒避難について、事前に十分に市民に対して情報提供をしていく必要があるとともに、発災時に市民が混乱なく避難できるようにするため、適時に適切な情報を提供できる手段を整備する必要がある。(図15 図16)

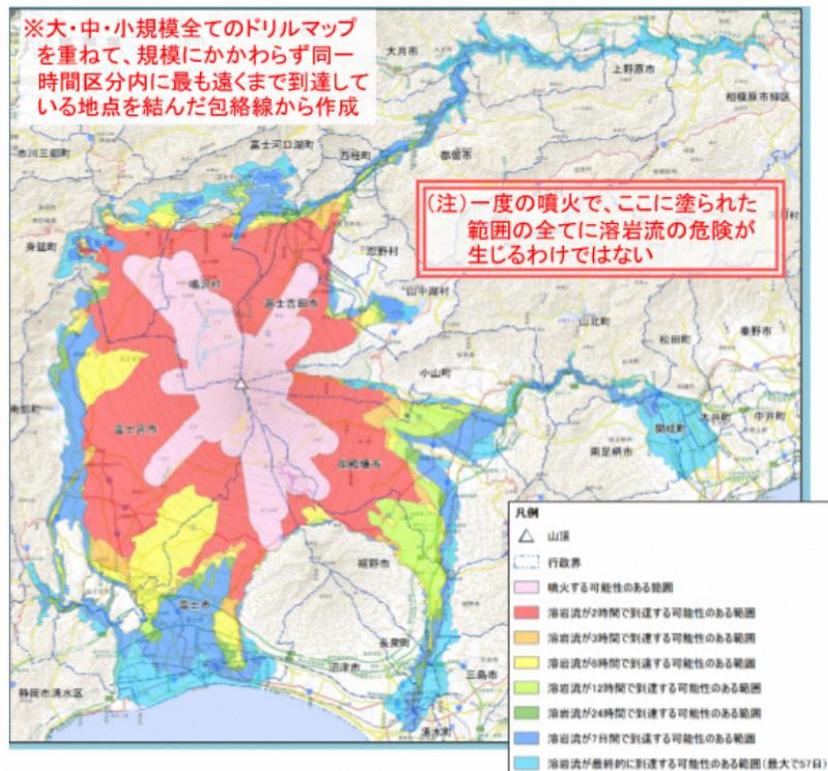


図15 富士山の噴火による溶岩流の到達範囲予測（出典：富士山火山防災対策協議会）

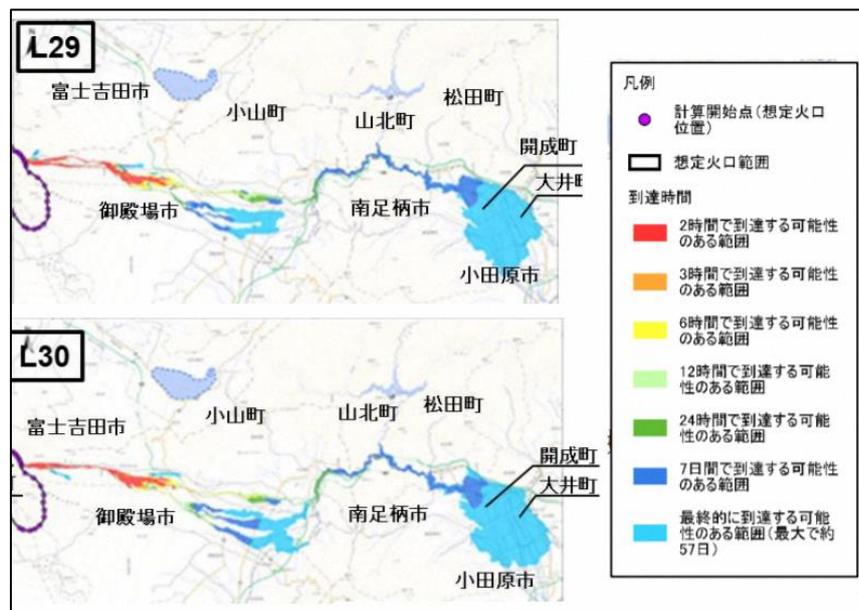


図16 富士山の噴火による溶岩流の到達範囲予測（本市周辺）（出典：富士山火山防災対策協議会）

[3] 防災情報提供の現状

前章で整理した本市における地域特性と想定される災害を踏まえ、市民に災害情報を提供する手段の現状と課題を整理する。

1. 防災情報提供手段の現状

本市においては、市民に対して複数の方法により防災情報を提供している。本市における既設システムを下記に示す。（表 6 図 17）

表 6 本市が提供する防災情報の提供手段（現状）

防災情報の提供手段	概要
①防災行政無線	市が有する自営無線回線を使用して、屋外拡声子局や戸別受信機により、音声で情報を伝える。
②防災メール	メールアドレス受信登録をすることで、防災情報をメールで受信することができる。
③緊急速報メール	市内に居る人の携帯電話やスマートフォンに対し、気象庁が配信する「緊急地震速報」や「津波警報」、「特別警報」、国や地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などの緊急速報メールを受信することができる。
④本市ホームページ	本市ホームページの「災害・防災情報」から市内で発生している気象警報や災害情報を閲覧することができる。
⑤SNS	市の公式アカウントから情報を入手することができる。Twitter、LINE、Facebook
⑥FMおだわら	ラジオを所有する市民は、FMおだわら（87.9MHz）から市内の災害に関する放送を聴くことができる。
⑦テレビ放送（J:COM小田原）	J:COM小田原とケーブルテレビ放送の契約をしている市民は、市内の災害に関する放送を視聴することができる。
⑧テレホンサービス	防災行政無線で放送した内容を、電話で確認することができる。フリーダイヤル0120-244-400
⑨J:COM「防災情報サービス」	J:COM小田原とケーブルテレビ放送を契約している市民は、月額300円の追加料金で防災行政無線の放送内容を再生することができる「受信機」を設置することができる。
⑩Yahoo!防災	Yahoo!防災アプリをスマートフォンにインストールし、本市を地域設定している人は、本市の防災情報を受信することができる。
⑪スマートフォン用アプリ「災害時ナビ」	三井住友海上火災保険株式会社と包括連携協定を結んでおり、スマートフォン専用アプリ「スマ保災害時ナビ」により、市内の災害情報を入手することができる。
⑫広報車	災害の危険が迫っている地域に対して、市の広報車が拡声器により注意を促す。

災害時の情報入手方法



小田原市では、防災行政無線を始め複数の手段を用いて、市民の皆様へ情報を発信しています。災害時は「自分の身は自分で守る」ことが大切です。これらの手段を活用し、正確な情報を入手しましょう。

テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を電話で確認できます。

フリーダイヤル
0120-244-400

※携帯電話からでもご利用できます。
※一部のIP電話はご利用いただけません。

防災行政無線

屋外のスピーカーを通じて緊急情報等をお知らせします。



防災メール

事前にご登録いただいたアドレスへ、防災行政無線の放送内容等を配信します。登録は次の二次元バーコード
又は下記 URL から行ってください。
<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/torikumi/p20099.html> (多言語配信も可能)



テレビ放送

J:COM 小田原(ケーブルテレビ)のデータ放送で地域の災害情報が流れます。また、防災行政無線の放送内容を確認できます。



■操作方法

「dボタン」を押す

「その他メニュー」を選択

「安心・安全」を選択

FM おだわら

災害情報や防災行政無線の放送内容を、FM おだわらでお知らせします。

FM おだわら
87.9 MHz



緊急速報メールなど

避難指示の発令など緊急度の高い情報を、市内に存在する携帯電話(楽天、ドコモ、ソフトバンク、auの対応機種のみ)に一斉送信します。



市ホームページ

災害情報や防災行政無線の放送内容等を随時更新しています。
<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

広報車

緊急時は、広報車で市内を巡回放送します。



J:COM「防災情報サービス」

室内に受信機を設置することで、防災行政無線の放送がはっきりと聞き取れます。ご希望の方は、J:COM カスタマーセンターへお申し込みください(有料)。

申込み・問合せ先

J:COM カスタマーセンター
0120-914-000
《受付時間 9:00~18:00》



Yahoo!防災速報

事前に地域設定するとスマートフォン用アプリ「Yahoo!防災速報」で、避難情報などが配信されます。



市の公式 Twitter や、公式 LINE などで災害時の情報を発信することがあります。

Twitter ID: @Odawara_City
LINE ID: odawaracity



図 17 HP 等で公表している防災情報入手方法

(1) 防災行政無線

1) 防災行政無線の現状

防災行政無線については、昭和 59（1984）年度より導入を行い、平成 16（2004）年度から平成 19（2007）年度にかけてデジタル化を行った。その後は、よく聞こえないなどの苦情に対応して増設し、現在 228 箇所の子局を運用している。また、自治会長宅等を対象に 529 台の戸別受信機が配布されている。（表 7 図 18）防災行政無線については、聞こえないとの苦情がある一方でうるさいなどの苦情もある。（表 10 参照）

防災行政無線は情報伝達手段としては、音声で面的に整備を行っているが、降雨時の聞こえ具合やメールなどの様に確実に伝達できているか確認が出来ないなどの欠点を有するため、デジタル化によってリプレースのうえ機能向上を図ることも検討する必要があるが、市民生活に浸透してきた経緯もあるため、慎重な評価と対策が必要である。

表 7 防災行政無線整備の経緯

導入年度	内 容
昭和 59（1984）年～ 昭和 60（1985）年	防災行政無線（アナログ）導入
平成 15（2003）年度	電波形式をデジタル化することを決定 防災行政無線音達・電波伝搬調査、基本設計
平成 16（2004）年度	実施設計、統制卓、遠隔制御機の更新
平成 17（2005）年度	中継局・無線機等の更新
平成 28（2016）年 4 月 1 日	個別に対応していた防災メール、ホームページ、テレビ放送（J:COM、tvk）、緊急速報メールについて一斉配信化を実現。これに併せて、電話配信（固定電話への音声配信、FAX への文字配信）を新たに導入。
平成 28（2016）年 11 月 29 日	Jアラート連携開始

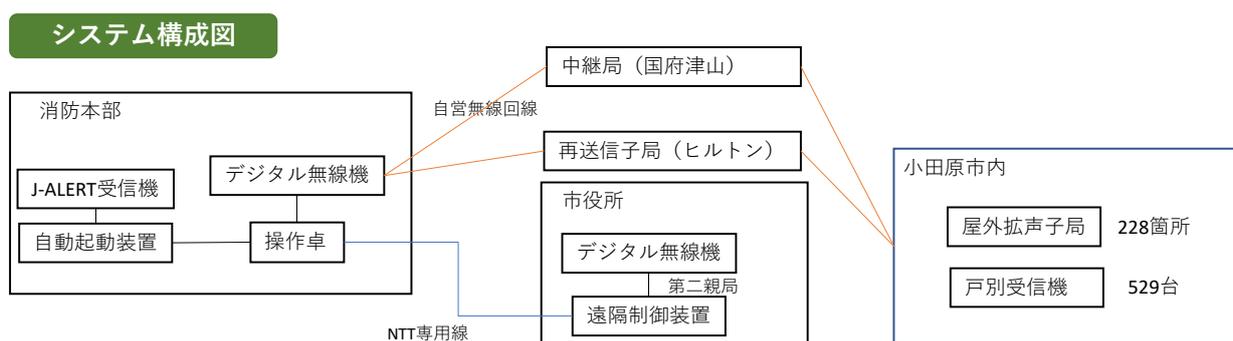


図 18 防災行政無線構成図

防災行政無線は、前述のとおり老朽化しており更新時期を迎えているが、現状と同じ構成で更新した場合、撤去費用として、約1億円、整備費用として、約8.5億円、運用費として8.5億円、保守費用として年間0.25億円、30年間で約25.5億円の費用を要する。(図19)

また令和4(2022)年1月に防災情報の入手方法に関する住民アンケートを行った。(P38参照)「屋外拡声子局の放送内容を聞き取れるか」質問したところ、約71%から「聞こえない」または「内容がわからない」という回答であった。

これだけの費用をかけて防災行政無線を更新したとしても、約3割の市民にしか音声による情報の内容が伝わらないことになり、このまま防災行政無線設備を更新し、維持していくことが適切であるのかについては、他の手段との比較検討を行った上で費用対効果に関し十分に精査する必要がある。

概算コスト	
【撤去費】	
■ 撤去費(初年度)	⇒ 1億円
【整備費】	
■ 親局設備	1億円
■ 屋外拡声子局	7億円(300万円×228箇所)
■ 戸別受信機	0.5億円(10万円×529機)
【運用費】	
■ 保守費用(年間)	⇒ 0.25億円
■ 更新費用(16年目)	⇒ 8.5億円
【30年間トータルコスト】 ⇒ 25.5億円	
1億円 + 8.5億円 + 8.5億円 + 0.25億円 × 30年	

図19 防災行政無線を更新した場合に必要な費用

屋外拡声子局は、屋外スピーカーから音声により情報を伝達する手段であり、屋外拡声子局からの距離や気象状況、住宅の遮音性によって、聞き取れる場合と聞き取れない場合がある。

これまでの取り組みとしては、聞こえない地域に対して、屋外拡声子局を増設する等の対応をしてきたが、この方法では終わりが無く、子局を増設することにより、整備費・維持費が高んでいくという新たな課題を生じさせる。また、子局の増設だけでは住宅内への情報伝達が難しいという課題の解決には結びつかない。(図20)

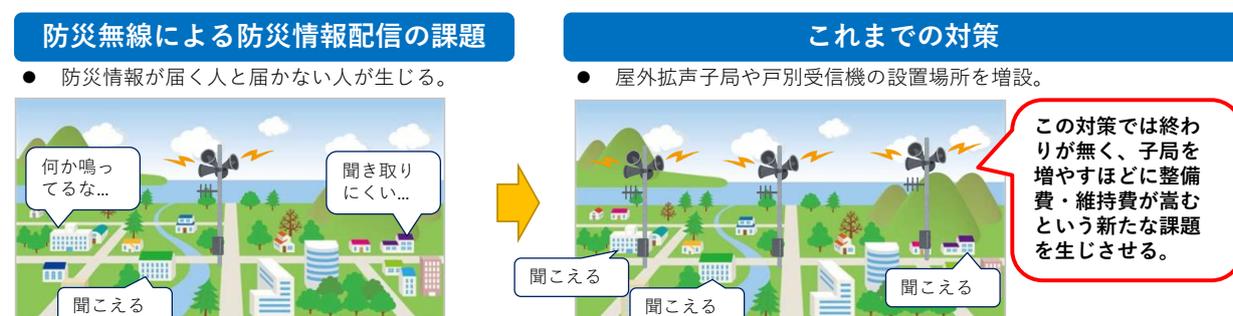


図20 防災行政無線整備における課題

防災行政無線設備を整備した昭和59年当時は、防災情報を市民に伝達する手段は防災行政無線以外に選択肢がない状況であった。現在は、デジタルの活用が進み、個人の持つ情報ツールに対して防災情報を直接伝達することが可能となり、国の示す一人一人が自らの判断で主体的に避難行動をとり、自らの命は自らで守る社会の実現に向けた環境が整いつつある。

2) 防災行政無線の利用状況

防災行政無線を利用して配信している内容については以下のとおり。(表 8 表 9) 選挙等の行政情報の発信を求める声もあるが、災害や人命に係る情報以外の情報を発信することで、市民の危機意識が薄れることも危惧されるため、規定に基づいて運用を厳格に行っているところである。毎日夕刻の定時放送は、日常的な鳴動試験を兼ねたものであり、市民に対し、時刻を知らせる等の目的ではない。

表 8 配信内容

項目	詳細
①ライフライン関係の事故等で広範囲にわたるもの	ア 上水道 イ 瓦斯 ウ 電気 エ 電話
②生命に危険の恐れがあるもの	ア 爆発事故 イ 毒物・劇物の流出事故 ウ 放射性物質の放出事故 エ 多数の者の遭難を伴う列車、航空機等の事故
③認知症患者、幼児、心身障がい者等の行方不明で家族から警察に捜索願が出されているもの	
④その他市民の財産や生命に危険のおそれがあるものとして注意喚起する必要があるもの	

表 9 防災行政無線配信件数

	配信件数
平成 29 (2017) 年度	97 件
平成 30 (2018) 年度	112 件
令和 1 (2019) 年度	110 件
令和 2 (2020) 年度	82 件

表 10 問い合わせ件数

	要望・相談・トラブル等の問い合わせ件数
平成 28 (2016) 年度	5 件
平成 29 (2017) 年度	4 件
平成 30 (2018) 年度	4 件
令和 1 (2019) 年度	12 件
令和 2 (2020) 年度	15 件

【問い合わせ内容】

- ・無線が鳴っていない(聞こえない、何を言っているのか分からない)
- ・無線の音量が大きい
- ・カラスが巣を作っているので、なんとかしてほしい 等

3) 屋外拡声子局設備に関する現地踏査結果

現在市内に設置している屋外拡声子局 228 箇所について、周辺環境や設備の老朽化（無線柱を含む）度合を把握するため、現地踏査を行った。整備後 15 年程度経過しており、いずれの箇所においても、老朽化が進んでいることが確認できた。

【主な状況】

- ・ 全体的に老朽化が進んでいる。沿岸部の屋外拡声子局の無線柱は劣化が顕著であった。
- ・ 市街地においては、スピーカーが他の建造物（高層マンションや鉄道・道路の高架）によって遮られ、適切に音達ができていないと推測される箇所も存在した。マンションがあとから建設され、当初想定していた範囲に音声伝わらない状況と想定される。（図 21）

腐食・塗装の剥離等の劣化が進んでいる事例



マンション等で音声が届かずにいる事例



図 21 屋外拡声子局の状況（現地調査結果による）

(2) 防災メール

1) 防災メールの現状

防災メールの受信を希望する人に、電子メールにより防災情報を伝達するサービスである。本市ホームページから登録することが可能である（図 22）。令和 3（2021）年 1 月末現在において、登録されている有効メールアドレス数は、13,960 件である（不達件数は含まず）（表 11）。全ての登録者を市内在住者と仮定すると、全市民に対する利用率は 7%である。

また、携帯電話やスマートフォンを所有する市民が増えていることを踏まえると、防災メールは、個人に防災情報を伝達することができる重要なツールである。しかし、令和 2（2020）年以降の新規登録者数が減っていることから、登録を促す啓発活動を実施していく必要がある。

防災メールは平成 17（2005）年 8 月から広報広聴室が主体となって市政情報（広報、観光、育児、健康、防災、防犯など）を希望者に同報メールで配信する仕組みを活用したものであり、防災部では緊急を要する情報（地震・風水害関連、迷い老人等）に限って配信を行ってきたが、配信完了までに 30 分近くかかるという問題点があった。この問題を解消するため、平成 28（2016）年 4 月にメールサーバーの移行を行い、災害情報配信システムの運用を開始した。この結果、メール送信までの時間を大幅に短縮し、1 分程度で配信することが可能となった。

表 11 防災メール登録者数

	登録者数
平成 23（2011）年 2 月	6,932 人（東日本大震災前）
平成 26（2014）年 1 月	12,827 人
平成 27（2015）年 1 月	13,464 人
平成 29（2017）年 2 月	12,041 人
平成 30（2018）年 3 月末	11,846 人（不達含む総数は、16,126 人）
平成 31（2019）年 3 月末	12,342 人（不達含む総数は、17,314 人）
令和 2（2020）年 1 月末	13,624 人（不達含む総数は、18,884 人）
令和 3（2021）年 1 月末	13,960 人（不達含む総数は、19,672 人）

（※登録者数とは、登録者総数から不達登録者を除外した数とする。）

小田原市ホームページから防災メールの受信登録ができる。ただし、個人情報は収集していないため、防災メール登録者が、市内在住者かを判断することができない。

図 22 防災メール登録画面

2) 防災メールの利用状況

防災メールの配信回数は、年間 100 回程度であり、その内容は、避難情報、行方不明、特殊詐欺注意喚起、お知らせ、訓練等である。(表 12)

表 12 防災メール年間配信件数

年度	配信回数 合計	避難情報	行方不明	特殊詐欺 注意喚起	お知らせ	訓練
平成 29 (2017) 年度	97 回	9 回	35 回	26 回	24 回	3 回
平成 30 (2018) 年度	111 回	6 回	62 回	15 回	23 回	5 回
令和 1 (2019) 年度	109 回	12 回	22 回	47 回	24 回	4 回
令和 2 (2020) 年度	54 回	0 回	19 回	12 回	19 回	4 回

※お知らせには、気象情報の注意喚起、講演会・訓練のお知らせ、停電情報、道路通行止め、火災予防、断水、鳥獣被害注意等が含まれる。

令和 4 (2022) 年 1 月に実施した防災情報の入手方法に関する住民アンケート (P. 38 参照) では、防災行政無線以外の情報入手手段として防災メールが最も利用されている情報入手方法であることがわかった。携帯電話やスマートフォンに受信するメールが良く利用されている実態が明らかとなった。

(3) 緊急速報メール

緊急速報メールは、自治体が携帯キャリア各社の提供するサービス利用規約に基づき、「生命にかかわる緊急性の高い情報を、特定のエリアの対応端末に配信する」メール配信サービスである。配信する内容については、自治体側が緊急性を判断し、配信することとされている。

本市においても緊急速報メールを配信しており、緊急速報メールとして配信する情報は、気象庁が配信する「緊急地震速報」「津波警報」「特別警報」、市が配信する「津波注意報」「災害・避難情報」としている。

民間企業の調査では、エリアメール・緊急速報メールにより災害情報を取得する人の割合は、46.3%である。(図 23)

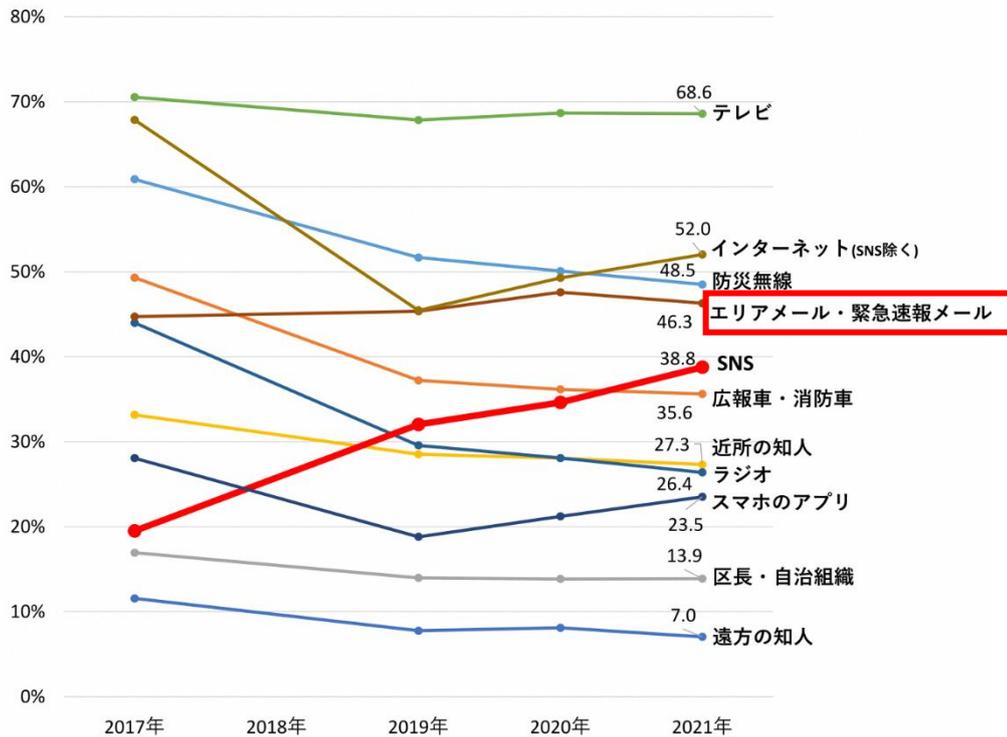


図 23 在宅時の災害情報の取得方法
(令和3(2021)年 モバイル社会研究所調査より)

(4) 本市ホームページ

本市ホームページでは、「災害・防災情報」の欄を設けて、台風の接近等による災害が見込まれる際に、随時情報を更新している。また、発災時以降は災害用のトップページに切り替わる仕組みを有している。(図 24)

ホームページに掲載される情報は、利用者がインターネットから市のホームページにアクセスして初めて情報を閲覧することができる。そのため、市から市民に対し、プッシュ型で情報を伝達することができる手段ではない。一方、最新の情報や、表や写真などを使用してまとめられた情報、これまで配信された情報の履歴を閲覧することが可能であることから、市民が自ら情報を入手したいというニーズに対応することができる役割を担う重要な情報伝達手段である。

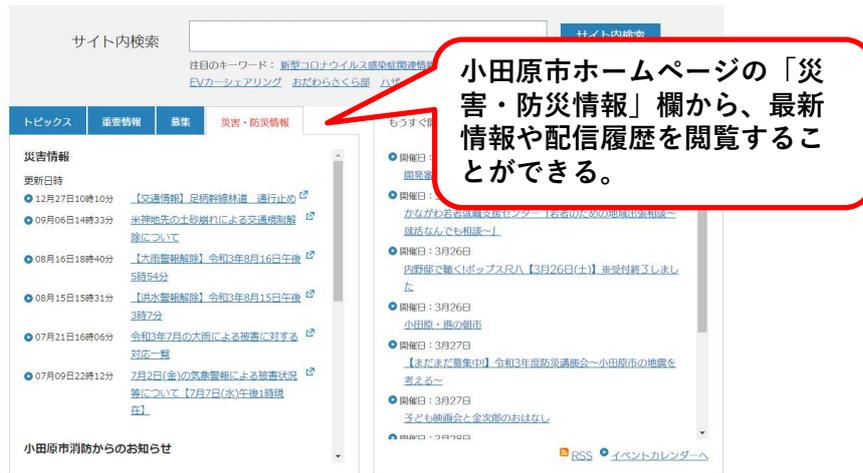


図 24 本市ホームページの「災害・防災情報」画面

防災対策課が所管するページで、アクセスが多いページ上位 10 件を以下に示す (令和 2 (2020) 年及び令和 3 (2021) 年の 2 か年の実績)。(図 25)

防災関連ページアクセス数上位10件		
順位	防災対策課が管理するページ名称	ページビュー数
1	小田原市洪水ハザードマップ	50,847
2	小田原市津波ハザードマップ	30,537
3	小田原市土砂災害ハザードマップ	27,614
4	米神地先の土砂崩れによる交通規制解除について	27,260
5	神奈川県津波浸水想定図【小田原市版 沿岸1～沿岸7】	16,005
6	防災	13,441
7	小田原市ハザードマップ等一覧	13,299
8	7月2日(金)の気象警報による被害状況等について【7月7日(水)午後1時現在】	10,933
9	避難所・避難場所 一覧	8,623
10	【大雨警報解除】令和3年8月16日午後5時54分	6,876

防災対策課が管理する防災関連情報のアクセス上位は、ハザードマップ等の危険箇所に関する情報や、事前の準備に関する情報へのアクセスが多い。

図 25 防災関連ページのアクセス数上位

アクセス上位の傾向を見ると、ハザードマップや避難所に関する情報など、災害の備えのために必要な情報へのアクセスが多いことがわかる。市民の関心としては、危険箇所を事前に把握しておくこと、災害に備えてどのような準備をすればよいか、避難所はどこを利用すればよいか、ということに関心を持っていることが伺える。今後は、これらに加え、自らの判断で避難行動をとれるようになるための気象情報や避難情報へのアクセスが増える様に、ページの構成の工夫や普及、啓発に力を入れていく必要があると考えられる。

(5) SNS について

本市では、Twitter、Facebook、LINE の 3 つの SNS の公式アカウントを取得し、市政情報や防災情報を配信している。

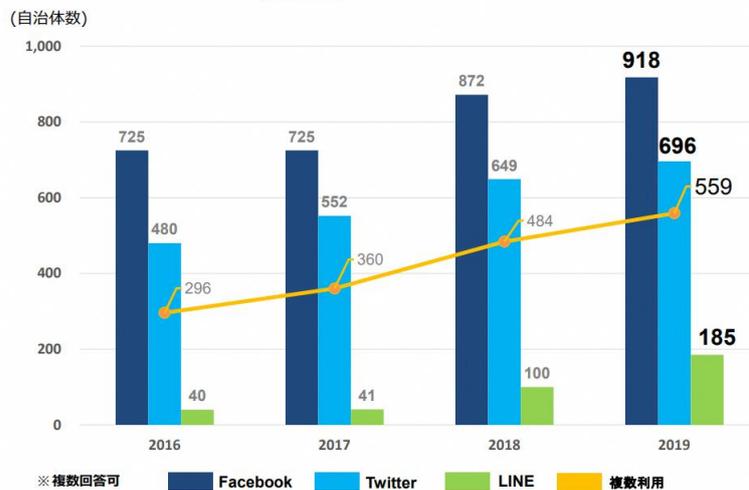
登録者数はそれぞれ Twitter 12,296 人、Facebook 975 人、LINE 3,352 人である。(2022/4/1 現在)

近年の災害においては、SNS による市民からの情報が、警察や消防、市への通報よりも早いタイミングで配信されることがあり、情報収集のツールとしても有効性が期待できる。

内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室が令和 2 (2020) 年に行った調査によると、災害対応において SNS を用いて情報発信を行った自治体は、増加傾向にあり、2016 年から 2019 年にかけて SNS を複数利用している自治体数は、約 2 倍に増加している。(図 26)

また、SNS は、災害情報をいち早く把握するためのツールとしても有効であり、107 の自治体で、実際に情報発信だけでなく、情報収集にも活用されている。

② 災害対応において SNS を情報発信に活用した市区町村数の推移 (SNS 種類別)



① 災害対応において SNS を活用した情報収集の実施状況 (市区町村数・2019 年度)

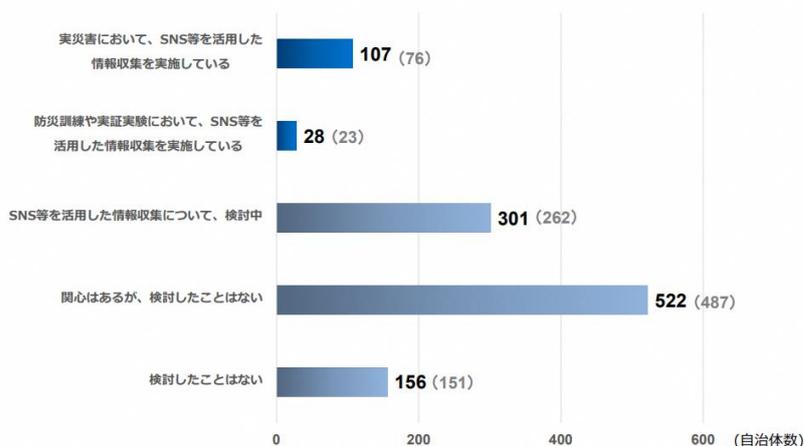


図 26 SNS による情報発信・収集を行っている自治体数
令和 2 (2020) 年 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室
災害対応における SNS 活用に関する自治体調査 (2019 年度) より

(6) FM おだわら

本市とFMおだわらは、災害時における情報提供について協定を締結している。「協定8-8 災害時緊急放送(FM ラジオ)の協力に関する協定書」(小田原市地域防災計画資料編P308)では、市からの緊急放送の要請に対し、緊急放送を実施することが取り決められている。一般家庭に普及している安価ラジオで情報を入手することができることから、災害時における地域のFM放送の役割は、非常に重要である。(表 13)

表 13 FM小田原の概要

会社設立	平成 18 年 10 月 30 日
本社所在地	〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地 小田原市役所 1F TEL. 0465-35-5150 FAX. 0465-35-4230
放送開始	平成 19 年 3 月 25 日
放送周波数	87.9MHz 出力：20W
放送区域	小田原市 および 南足柄市、箱根町、開成町、大井町、松田町、二宮町の一部
放送区域内人口	約 30 万人
放送区域内世帯数	約 8 万世帯

令和元年台風第 15 号(令和元年房総半島台風)では、発災後の情報伝達手段としてのコミュニティ FM の有効性が確認されている。また、消防庁では、防災情報提供の有効な手段として、FM 波を使用した「防災ラジオ」を推奨している。防災ラジオは、緊急時における自動起動機能を有しており、単価の高い戸別受信機の代替案としても推奨されている。

本市においては、FM おだわらが設立される以前から、防災行政無線の整備と同じタイミングで、自治会長宅や病院等、市内の 529 箇所に戸別受信機を配布・整備している。しかし、防災行政無線を用いた戸別受信機は 1 台当たりの単価が高く、約 10 万円程度を要する。それに対し、防災ラジオは、1 台あたり 1 万円程度である。(図 27)

前項で触れた従来の情報伝達手段の一つである防災行政無線設備機器代替を考える際、戸別受信機の代替案として防災ラジオはコスト低減を可能とする有効な手段である。また、ラジオであれば、スマートフォン等を持たない市民に対しても操作が簡単で安価に情報を届けることが可能な機器として有効である。コミュニティ FM である FM おだわらとは、既に災害時緊急放送の協定を結んでおり、これを自動起動機能付き防災ラジオの保守も含めた協定に拡充することで、市民サービスの向上が期待でき、財政負担の軽減が期待できる。

c 戸別受信機

戸別受信機は、屋外拡声子局のスピーカーによる放送を補うために使用される装置であり、基本的には住宅や避難所となる施設等の屋内に設置される。

アナログ方式では市販の広帯域受信機で受信できるケースもあるが、基本的には当該市町村で使用する周波数をプリセットした専用機が必要であり、それぞれ放送が流れた場合には自動的に電源が入って放送を聞くことができる機能を持っている。地方自治体が貸与、もしくは補助金付きで頒布するケースが多い。電波の状況によっては屋外アンテナが必要になるケースもあり、コスト高となる場合がある。

戸別受信機の大量配布が必要な場合には、FM と自動起動ラジオの組み合わせなど、低コストで実現する手段も考慮する必要がある。

なお、消防庁では、戸別受信機の量産化・低価格化を図るために、機能を厳選した戸別受信機の標準的なモデル等を策定し、仕様書(例)を作成している。(参考資料 1 参照)



図 27 災害情報伝達手段の整備等に関する手引き 令和 2 年 3 月および防災ラジオ例
(横浜市ホームページ：<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001136/1001182/1002776.html>)

(7) テレビ放送（J:COM 小田原）について

一般家庭においては、室内で災害情報を入手する方法の一つとして最もポピュラーな手段がテレビ放送であると考えられる。NHK や民放各局が気象情報などを詳しく放送しているが、全国又は広域の情報が取り扱われるため、地域に特化した情報を入手することは難しい。

一方、地域限定のケーブルテレビ等の放送局との協定により、市からの発信情報を放送波に乗せることができれば、地域に特化したより詳細な情報を市民に対し広範囲に提供することが可能である。

本市内においては、株式会社ジェイコム湘南・神奈川が運営するケーブルテレビサービスを利用可能である。一般のテレビ放送に加え、Ch. 11 が「J:COM チャンネル小田原」に割り当てられており、本市が配信した情報を視聴することができる。（表 14）

表 14 テレビ放送局との連携の経緯

年度	経緯
平成 9（1997）年度	「小田原ケーブルテレビ災害告知システム」を導入。小田原ケーブルテレビの利用者に対し災害情報等を提供。機器の故障等により 2002 年度から運用を停止。
平成 16（2004）年度	小田原ケーブルテレビより、新システム（インターネットを利用した災害情報放送専用ソフトによる放送システムで、9・15チャンネル画面の下部に情報が流れる形式）の導入案が提示され、2005 年 6 月 10 日より運用を開始。
平成 22（2010）年度	CATV のデジタル化対応に伴い、行政緊急放送のデータ放送（新 L 字システム）に移行。この機能は、リモコンの d ボタンを押すと展開されるデータ放送欄の一部に、防災行政無線で放送した内容と同様の内容を文字情報で配信している。

株式会社ジェイコム湘南・神奈川との防災情報の連携については、本市から提供した情報が文字放送（データ放送・L 字放送・速報）として配信される（J:COM チャンネルにて）仕組みとなっている。

株式会社ジェイコム湘南・神奈川の契約者数は 2021 年 3 月現在で、24,664 世帯である。本市の世帯当たりで（24,664÷83,109）29.6%世帯となる。市内の約 30%の世帯が対象となることから、防災情報伝達手段として、有効な手段であると考えられる。

コミュニティチャンネル視聴可能世帯数 44,092 世帯

契約者数 24,664 世帯

※ともに 2021 年 3 月末現在（株式会社ジェイコム湘南・神奈川へのヒアリングによる）

(8) テレホンサービスについて

防災行政無線で放送した内容を、電話で確認できるサービスである。平成 24（2012）年度に運用を開始した。（図 28）

テレホンサービス	
防災行政無線で放送した内容を、電話で確認することができます。	
1 開始日	平成24年2月14日(火)
2 問い合わせ電話番号	0120-244-400 ※フリーダイヤル(通話料金はかかりません。)
3 確認可能内容	最新の放送から、24時間以内に放送された内容が確認可能
4 利用できない電話	IP電話の一部及び神奈川県西部地域(2市8町)以外からの電話

※一度に多数の方が利用すると、つながらない可能性がありますので、その際は、再度おかけ直してください。

図 28 本市ホームページの掲載内容

テレホンサービスの利用者数は、約 3,400 件／年である。屋外拡声子局の音声聞き取りにくい場合の聞き直しとして有効な手段であると考えられる。（表 15）

表 15 年間利用者数

	配信件数	着信件数
平成 29（2017）年度	100 件	2,458 件（メッセージ未設定時の 1,319 件含む）
平成 30（2018）年度	113 件	3,292 件（メッセージ未設定時の 1,380 件含む）
令和 1（2019）年度	115 件	4,139 件（メッセージ未設定時の 780 件含む）
令和 2（2020）年度	87 件	3,544 件（メッセージ未設定時の 850 件含む）

(9) J:COM「防災情報サービス」について

J:COM「防災情報サービス」は、屋内受信機から防災行政無線放送を聴くことができるサービスである。また、緊急時には、接続されているテレビを自動で起動（切替）し、災害情報をテレビ画面に表示することができる。ケーブルテレビ加入者は、月額 300 円、未加入者は月額 500 円の利用料を支払う必要がある。利用者は、株式会社ジェイコム湘南・神奈川から提供される受信機を設置する必要がある。（図 29 図 30 図 31）契約者数は令和 3（2021）年 3 月現在で 722 件である。受信機は、FM 放送を受信することができるが、ケーブルテレビ回線から取り外すと「防災情報サービス（緊急地震速報、防災行政無線放送）」の情報を受信することができなくなる。



図 29 防災情報サービスの割り込みイメージ（J:COM ホームページより）

防災行政無線が室内でも聞けます（J:COM防災情報サービス）

市では、防災行政無線をはじめ複数の手段を用いて、情報を配信しています。

平成 29 年 3 月 1 日から、更なる情報伝達の強化を目的として、J:COM 小田原の「防災情報サービス」を活用し、市の防災行政無線放送を配信します。

受信機の設置により、室内でも防災行政無線の放送をはっきりと聞き取ることができますので、ご利用ください。

「防災情報サービス」について

市内でケーブルテレビ事業を運営している「株式会社ジェイコムイースト小田原局（J:COM 小田原）」のサービスで、ケーブルテレビ回線を利用して次の情報を提供します。なお、ご利用には、受信機の設置（利用契約）が必要です。

（1）緊急地震速報の配信

気象庁から発信される地震情報を配信します。

警報ランプを点滅させ「（警報音）緊急地震速報 およそ〇秒後に震度〇程度の地震がきます」と音声アナウンスでお知らせします。

（2）防災行政無線放送

市の防災行政無線放送が、屋外放送と同時に受信機を通じて流れます。

受信機の設置に伴う利用料

ケーブルテレビ	加入者	300円（月額）
	未加入者	500円（月額）

※特別な工事や追加工事が必要な場合は、別途、費用が発生する場合があります。

お申込み・お問い合わせはJ:COMカスタマセンター（電話：0120-914-000）まで。

受信機

平時は、ケーブルテレビ回線と接続して「防災情報サービス」受信用として使用します。

災害時には、持ち出して、FMラジオとして使用することも可能です。

※ケーブルテレビ回線から取り外すと、「防災情報サービス（緊急地震速報、防災行政無線放送）」の情報は受信できなくなります。

図 30 本市ホームページの掲載内容

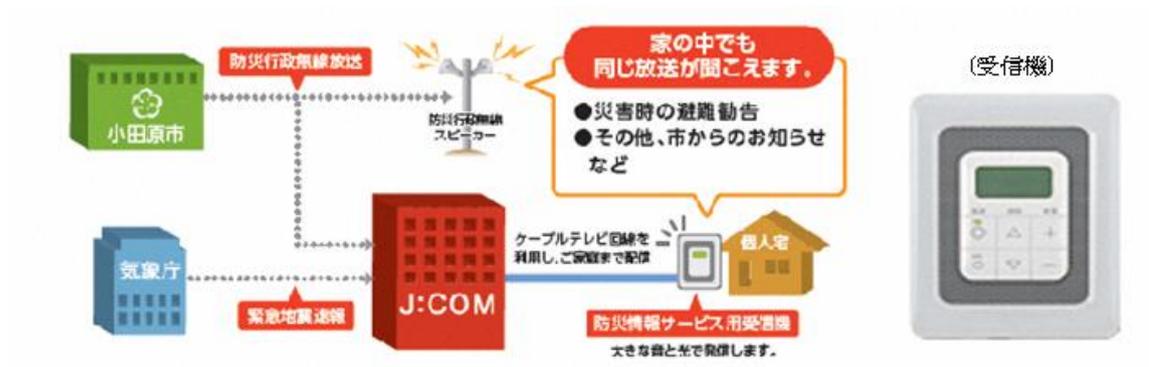


図 31 システムイメージ

屋内にいる市民に直接防災情報を提供することができる仕組みであり、情報伝達手段の一つとして有効であると考えられる。ただし、費用負担がネックとなることから、理解を得られるよう周知していく必要がある。

(10) Yahoo!防災について

本市では、災害時の情報発信を強化することを目的として「災害に係る情報発信等に関する協定」を平成 31（2019）年 4 月 1 日にヤフー株式会社と提携している。

この協定により、災害時にヤフー株式会社が市のホームページを複製し、ヤフーサービス上で掲載・誘導することで、災害時におけるアクセス集中による市ホームページのダウンや遅延を防止する対策を取っている。

また、災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に、市内の避難所などの防災情報や避難情報などを市からヤフー株式会社に提供することで、スマートフォン用アプリ「Yahoo!防災」に情報が配信される。（図 32）ただし、「Yahoo!防災」アプリは、本市専用のアプリではなく、複数の市町村の情報を共通の画面で閲覧することができる仕組みであることから、独自のカスタマイズをすることができない。

スマートフォン利用者は、「Yahoo!防災アプリ」をインストールした後、本市の情報を受信登録することで、本市の防災に関する情報を受信することができる。市内における登録者数は約 6 万人であり、本市の人口当たりで約 32%の割合となる。人口の約 3 人に 1 人が利用していることから、防災情報伝達手段として、有効な手段であると考えられる。



図 32 Yahoo!防災アプリ紹介サイト（出典：<https://emg.yahoo.co.jp/>）

(11) スマートフォン用アプリ「災害時ナビ」

本市では、地域活性化や市民・市内民間事業者の安心・安全な活動の促進、市民サービスの向上を図ることを目的として、三井住友海上火災保険株式会社と包括連携協定を平成30（2018）年10月31日に締結している。スマートフォン専用アプリ「スマ保災害時ナビ」により、市内の災害情報を入手することができる。（図33）

「災害時ナビ」アプリは「Yahoo!防災」アプリと同様に、本市独自のカスタマイズをすることができない。

「Yahoo!防災」は、利用者が予め情報を入手する自治体を登録できるのに対し、「災害時ナビ」はスマートフォンの現在地周辺の情報を取得することを主な機能としている。



図33 災害時ナビサイト（出典：<https://www.ms-ins.com/sumaho/saigai.html>）

(12) 広報車について

本市では、広報車を4台所有しており、災害時には広報車で市内を巡回放送する。マイクを通じて肉声による呼びかけを行うことができることに加え、あらかじめ録音しておいた音源を再生することができる。

2. 防災情報を取得するために必要な機器

(1) 防災情報と機器の関係

市民が、防災情報を入手する際に使用する情報端末は、携帯電話やスマートフォンが主流となってきている。前項で整理した本市が提供する防災情報と受信可能な情報端末の関係を以下に示す。(表 16)

表 16 本市が提供する防災情報と受信する機器の関係

防災情報の提供手段	屋外 拡声 子局	戸別 受信 機	J:COM 受信機	スマ ート フォ ン	携 帯 電 話	固 定 電 話	パ ソ コ ン	テ レ ビ	ラ ジ オ
①防災行政無線	○	○	×	×	×	×	×	×	×
②防災メール	×	×	×	○	○	×	○	×	×
③本市ホームページ	×	×	×	○	○	×	○	×	×
④FMおだわら	×	×	×	×	×	×	×	×	○
⑤テレビ放送 (J:COM 小田原)	×	×	×	×	×	×	×	○ 文字 放送	×
⑤テレホンサービス	×	×	×	○	○	○	×	×	×
⑦J:COM「防災 情報サービス」	×	×	○ CATV	×	×	×	×	×	×
⑧Yahoo!防災	×	×	×	○	×	×	×	×	×
⑨広報車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩スマートフォン用アプリ「災 害時ナビ」	×	×	×	○	×	×	×	×	×
⑪SNS	×	×	×	○	○	×	○	×	×

屋外拡声子局、戸別受信機は、市が負担して整備する機器である。J:COM受信機は、CATV契約者が数百円の月額利用料を支払って利用する。スマートフォン、携帯電話、固定電話、パソコン、テレビ、ラジオについては、個人で購入する機器である。

上記の表から、スマートフォンが最も多くの情報にアクセスすることができる機器である。メールを受信してから本市ホームページやテレホンサービス、スマホアプリ、SNS等で情報を確認するといった使い方ができる。

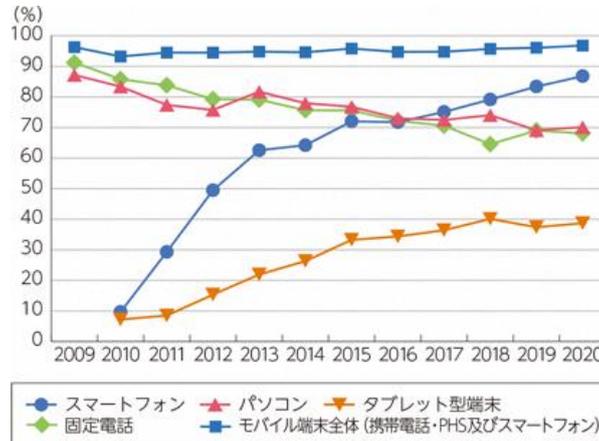
一方、スマートフォンや携帯電話、パソコン等を持っていない人は、テレビやラジオから情報を入手することができる。固定電話があればテレホンサービスで情報を確認することもできる。

このように見ると、屋外拡声子局は「屋外で情報機器を持たない人」を対象とした機器と位置付けられるが、後述するスマートフォンの普及状況から言っても、対象となる人はかなり少ないと言わざるを得ない。

また、戸別受信機については、「屋内にいる人（屋外拡声子局が聞こえない人）」を対象とした機器と位置付けられるが、音声のみの情報で記録に残らないことや、詳細が伝えられないなどの課題がある事に加え、スマートフォンやテレビ、ラジオで十分に代用できることから、市として整備・配布する必要性は低くなっていると言える。

(2) スマートフォンの普及状況

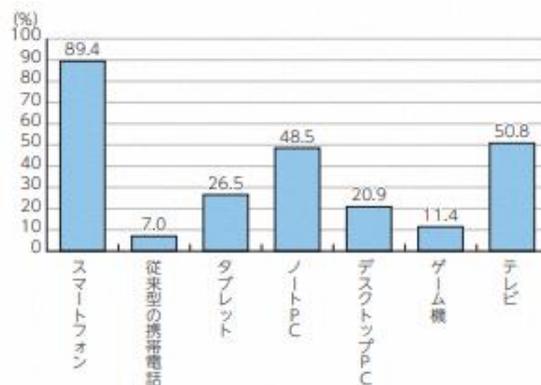
全国を対象とした世帯におけるスマートフォンの保有割合は、令和3（2021）年においては86.8%となり、年々上昇している。（図 34）



	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
固定電話	91.2	85.8	83.8	79.3	79.1	75.7	75.6	72.2	70.6	64.5	69.0	68.1
モバイル端末全体 (携帯電話・PHS及び スマートフォン)	96.3	93.2	94.5	94.5	94.8	94.6	95.8	94.7	94.8	95.7	96.1	96.8
スマートフォン		9.7	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4	86.8
パソコン	87.2	83.4	77.4	75.8	81.7	78.0	76.8	73.0	72.5	74.0	69.1	70.1
タブレット型端末		7.2	8.5	15.3	21.9	26.3	33.3	34.4	36.4	40.1	37.4	38.7

図 34 情報通信機器の世帯保有率（令和3年 情報通信白書）

また、個人においては、私的な用途のために利用している端末について調査した結果によると、最も多いのがスマートフォンで、全体の9割近くが利用している。（図 35）



（出典）総務省（2021）「ウィズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究」

図 35 端末の利用状況（令和3年 情報通信白書）

利用率が高い端末の利用状況について年齢別にみると、スマートフォンは年齢の低い方が利用率が高いという傾向はあるが、60歳以上であっても8割以上がスマートフォンを利用している。（図 36）

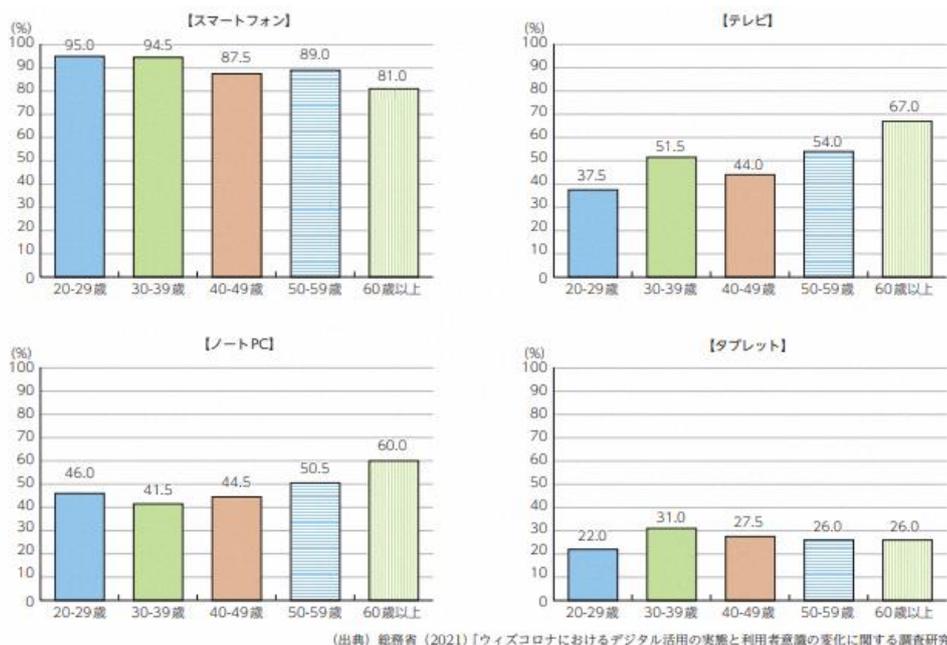


図 36 各端末の利用状況（年齢別）（令和3年 情報通信白書）

上記の統計から、防災情報を提供するメインの端末としてスマートフォンを想定した施策に取組むことも可能であると考えられる。一方で、スマートフォンを持たない人もいるため、このような人を漏らすことなく、ラジオ等の安価で扱いやすい機器による情報提供についても検討を進めていくことで、現代の状況に最適な防災情報提供の環境整備が可能であると考えられる。

(3) 旧来からの機器の普及状況

スマートフォンを持たない個人や世帯に対し防災情報を提供するにあたり、固定電話やテレビ、ラジオ等は重要な役割を担う機器である。本市内の固定電話、テレビ受信契約数等の統計情報を以下に示す。（表 17 表 18）

表 17 電話設置数

年度	加入電話	公衆電話施設
平成 26 (2014) 年度	69,482	321
平成 27 (2015) 年度	64,722	289
平成 28 (2016) 年度	60,542	264
平成 29 (2017) 年度	56,134	256
平成 30 (2018) 年度	51,672	252

表 18 テレビ受信契約数

年度	契約総数	衛星契約数
平成 26 (2014) 年度	66,998	31,854
平成 27 (2015) 年度	67,317	32,903
平成 28 (2016) 年度	67,946	33,915
平成 29 (2017) 年度	68,726	35,143
平成 30 (2018) 年度	69,946	36,457

3. 災害対応業務の現状

市が、防災情報を適切なタイミングで市民に対し配信するためには、庁内に集約される情報を効率よく取りまとめ、管理していく必要がある。現状では、インターネットを利用して気象警報等の情報を収集している。また、外部から寄せられる情報は、電話やFAX、メール等の多様な情報経路から伝達される。これらの情報を地図やパソコンに入力し、集計・管理を行っている状況である。

(1) 災害対応業務における情報収集の現状

防災対策課では、台風等の気象の変化や、河川の水位の変化を監視するために、複数の情報サイトから情報の収集を行っている。

以下に、主な情報収集サイトを示す。(表 19)

表 19 情報収集に使用するシステム

システム名称	概要
日本気象協会サイト	日本気象協会が自治体に提供する有償の総合気象情報サイト。天気予報や台風の進路情報等の情報を閲覧することができる。
気象庁サイト (キキクル)	気象庁がインターネットに公開している災害情報に関するサイト。気象警報・注意報、大雨危険度、洪水危険度、台風情報、気象情報等を閲覧することができる。
気象庁サイト (あなたのまちの 防災情報)	気象庁がインターネットに公開している災害情報に関するサイト。現在発令されている注意報・警報などの情報を閲覧できる。
神奈川県土砂災害 情報ポータル	神奈川県がインターネットに公開している土砂災害情報に関するサイト。土砂災害の危険度情報、雨量の情報を閲覧できる。
川の防災情報 川の水位情報	河川情報センターがインターネットに公開している河川水位情報に関するサイト。河川に整備された水位、カメラの情報を閲覧することができる。
Windy	リアルタイム天気予報サービスを配信するサイト。気象レーダー、衛星画像、風、雨、雷、気温、雲、波などの情報を地図上に表示することができる。
神奈川県防災情報	神奈川県がインターネットに公開している県内の防災情報に関するサイト。

上記のサイトの情報は、気象情報や水位等の観測情報が主な情報であり、災害が発生した場合の第一報は、地域の住民等から電話で連絡を受けることが主な情報入手方法となる。災害発生を検知した後は、関係機関との間で電話・FAX等により情報の交換を行う。

得られた情報の中から、必要なタイミングで市民に対し、情報配信を行っている。このように災害対応業務は煩雑であり、職員ひとりひとりの負担が大きい。(図 37)

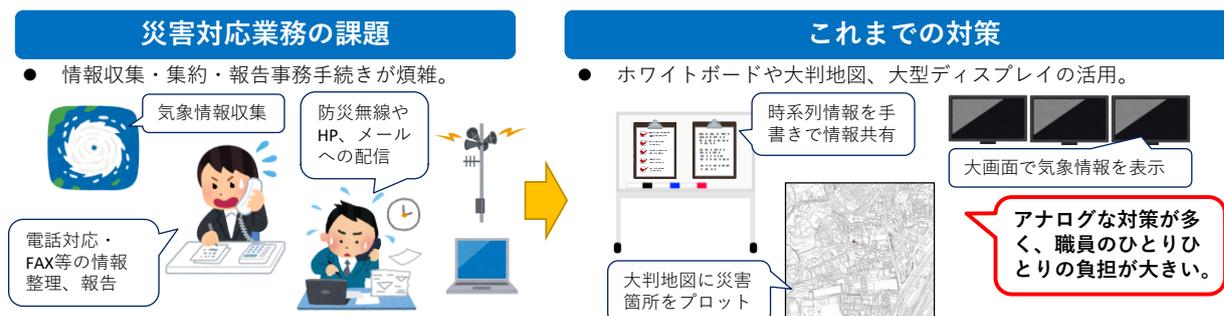


図 37 災害対応業務のイメージ

(2) 災害発生時における関係機関との情報伝達の流れ

台風などによる災害発生の危険性が高まった場合や、実際に災害が発生した場合には、状況把握のための情報収集活動を行うとともに、関係各所への情報配信を行う。情報配信先は多岐に渡るため、作業を実施するにあたっては、現在のアナログな取組みでは、職員への負担が大きく、ミスや漏れにつながるリスクが存在する。(図 38)

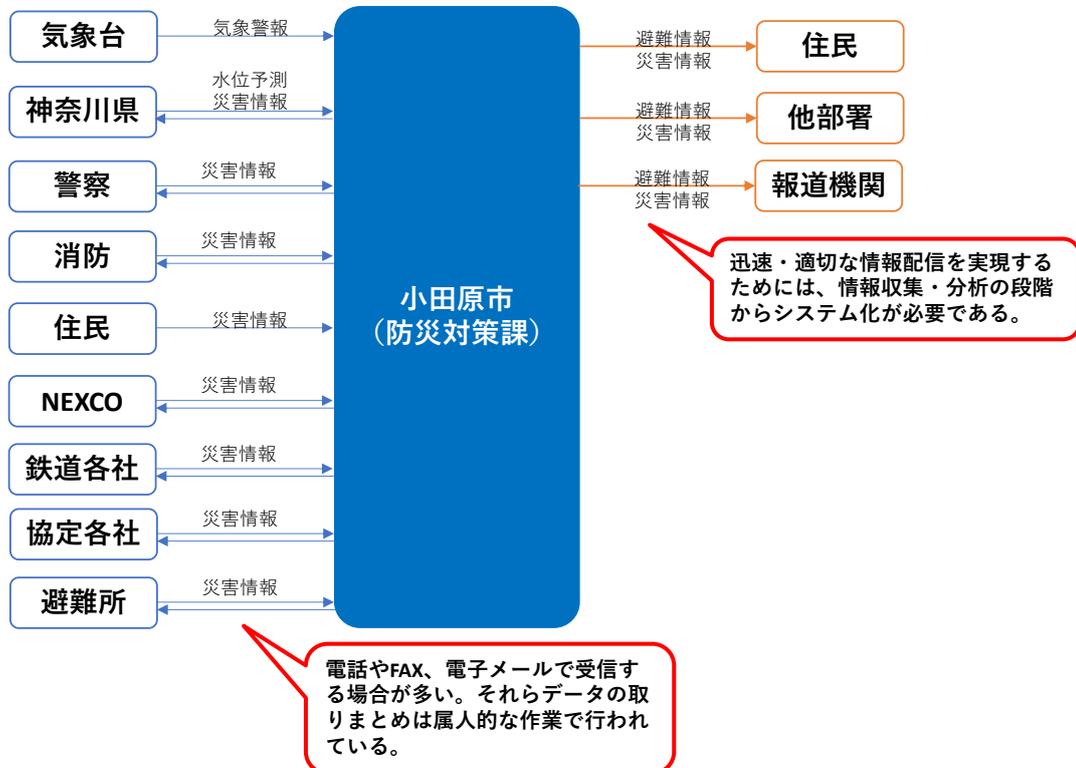


図 38 警戒時、災害発生時における関係各所との情報伝達の流れ

現在は、災害対応業務を支援する多くのシステムが提供されている。迅速・適切な防災情報の提供を実現するためには、情報収集・分析の段階においてシステムを活用した効率的な取組みが必要である。

4. 避難所・避難場所との情報連絡手段の確保の状況

市では、市民が災害の状況に応じて一時的に避難することが可能な、避難場所（短期避難）および避難所（長期避難）を確保している（図39）。避難所のうち、市役所と小中学校の間では、通信回線が確保されており、避難所との情報交換するための環境が整備されている。（表 20）短期避難を目的とした公共施設以外の避難場所では、通信手段がないため、市民に対する情報提供手段の確保が課題である。

自営Wi-Fiやローカル5G等のサービスを提供する事業者も増えてきているため、避難所の通信手段の確保について検討する。

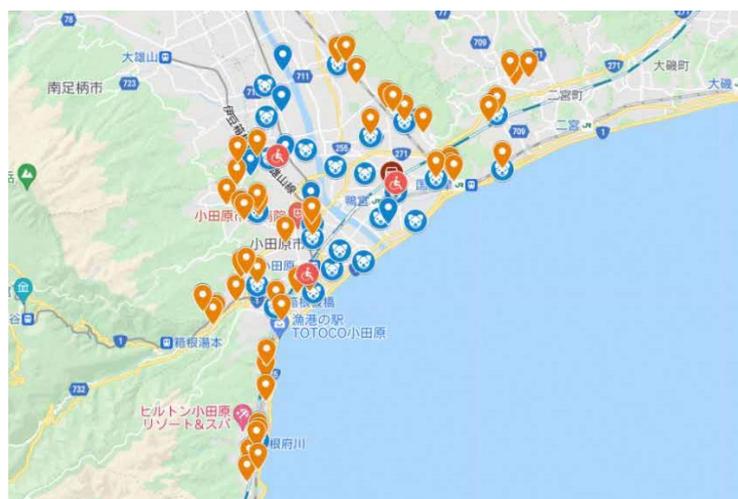


図 39 市内の避難場所位置

表 20 避難所における通信環境

避難所種別	箇所数	主な施設	通信環境
広域避難所 (指定避難所)	25箇所	小学校24箇所、中学校1箇所	MCA無線、災害用公衆電話機、アンサーバック、携帯電話、電話
広域避難所2次施設 (指定避難所)	13箇所	小学校1箇所、中学校10箇所、星槎小田原キャンパス、県立おだわら諏訪の原公園	MCA無線（一部未設置）、アンサーバック、電話
風水害避難場所 (指定緊急避難場所)	34箇所	小学校、中学校、城北タウンセンターいずみ、小田原城北工業高校、県立おだわら諏訪の原公園、尊徳記念館、保健センター、いそしぎ	MCA無線（一部未設置）、アンサーバック（一部未設置）、電話
土砂災害避難場所 (指定緊急避難場所)	51箇所	小学校、中学校、公民館、神社、民間商業施設 等	電話
津波一時避難施設 (公共施設)	33箇所	小学校、中学校、市民会館、保健センター等 等	MCA無線、災害用公衆電話機、アンサーバック、携帯電話、電話（全て一部未設置）
津波一時避難施設 (公共施設以外)	57箇所	小田原ラスカ、雑居ビル、マンション、商業施設 等	電話、市役所との通信環境が無い施設がある
帰宅困難者避難場所	6箇所	UMECO、城山中学校、小田原三の丸ホール県立小田原高校、小田原短期大学、国際医療福祉大学	MCA無線（一部未設置）、電話、市役所との通信環境が無い施設がある

5. 災害時の情報入手に関する意識調査

市民は、現状の防災情報を入手する環境についてどのような意識を持っているのか、これからの情報提供手法の最適化に向けての基礎資料とするため、市民アンケートを実施した。(図 40)

(1) アンケート調査概要

アンケートは、多くの市民から回答が得られるように、市ホームページアンケートフォームや電話による口頭回答、市役所2階ロビーでのアンケートブース等の複数の手段を用いて実施した。以下に、アンケート概要を示す。

1. 目的

小田原市非常時通信システム基本計画（災害時の市民への情報伝達手段の見直し）作成するにあたり、広く市民の意見を取り入れること。

2. 対象

小田原市民

3. 回答期間

令和4年1月4日（火）～2月28日（月）

4. 回答方法、周知方法

幅広く意見を収集するため、できる限り多くの回答方法を設け、広く周知する。

【回答方法】

- ①市ホームページアンケートフォーム
- ②電話による口頭回答
- ③FAXによる記入回答
- ④市役所2階ロビーでのアンケートブース
(1/11～1/20、2/8～2/18)
- ⑤無作為抽出郵送（300件）

【周知方法】

- ①広報おだわらに掲載（1月号）
- ②自治会回覧（1月）
- ③こゆるぎ（1月上旬）



◆ 期間：令和4年2月28日(月)まで（電話受付は平日8:30～17:15）

◆ 方法：市ホームページのアンケートまたは、市防災対策課への電話または、FAXによる回答

※電話の場合は、防災対策課へお電話いただき、裏面の質問に沿って上から口頭でご回答ください。
※FAXの場合は、裏面をコピーしていただき、あてはまる口にチェックをつけて送信してください。
URL：<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/form/bosai/questionary/>
電話：0465-33-1855
FAX：0465-33-1858

◆ 問い合わせ：防災対策課



市アンケートフォームQRコード

災害時の情報入手に関するアンケート

電話による回答：質問に沿って上から回答を読み上げてください。
FAXによる回答：あてはまる口にチェックをつけて送信してください。

- ・お住まいの大字：() (例) 小田原市国府津一丁目
・性別：男性 女性 その他
・年代：10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代 90代以上
.....

【Q1】日ごろ、防災行政無線は聞き取れていますか？

- 聞きとれる 内容はわからないが、鳴っていることはわかる
 聞こえない（→それはどんな時ですか？ 雨風が強い時 雨戸を閉めた時 いつも）

【Q2】防災行政無線以外の災害時の情報（※気象情報や、避難情報）の入手方法のうち、あなたが使用することができる方法はどれですか？（複数回答可）

- 防災メール テレホンサービス FM おだわら 市ホームページ
 yahoo防災アプリ 市SNS (Twitter、LINE など) テレビ
 いずれも使用できない（理由：_____）

【Q3】災害時、何をきっかけに避難をしていますか？（複数回答可）

- 市の避難情報（防災行政無線） 市の避難情報（防災行政無線以外）
 家族の呼びかけ 近所の声かけ テレビの呼びかけ SNSの呼びかけ
 自宅が安全なので屋外への避難はしない
 その他（_____）

【Q4】小田原市では、防災情報を直接住民に伝える手段として、個人が所有するスマートフォンや、携帯電話向けの情報配信を検討しています。どのようなサービスがあれば利用したいと思いますか？（複数回答可）

- スマートフォン向け防災アプリ インターネットWEBサイト メール配信
 SNSによる配信（LINE、Twitter など）
 その他（_____）

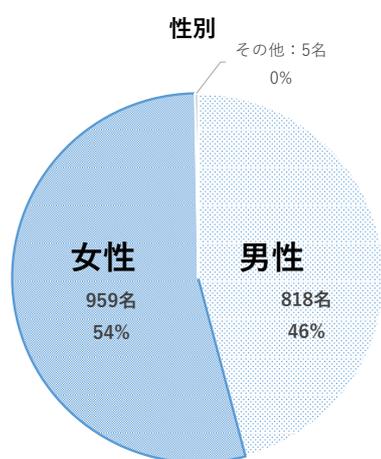
ご協力ありがとうございました。
アンケートの内容は、市の災害時の情報発信方法の検討に使用いたします。

図 40 アンケート調査表イメージ

(2) アンケート調査結果

アンケートの結果は、1,782名から回答が得られた。年齢別では10代から90代まで幅広い層からの回答が得られた。(図41)

回答数 (n=1,782)



年代別性別

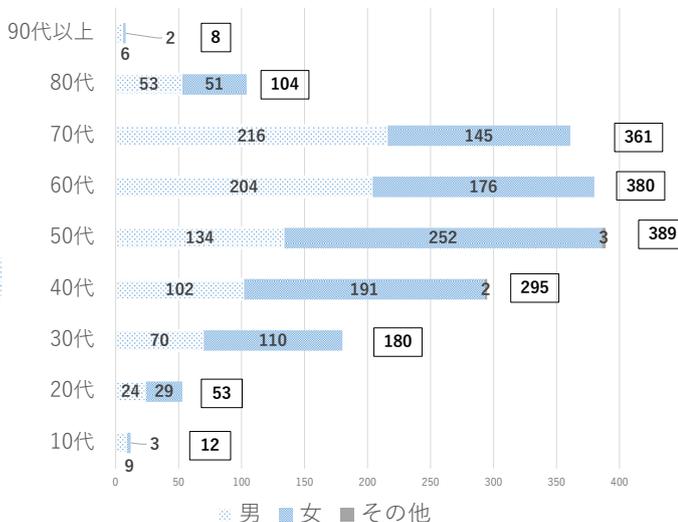
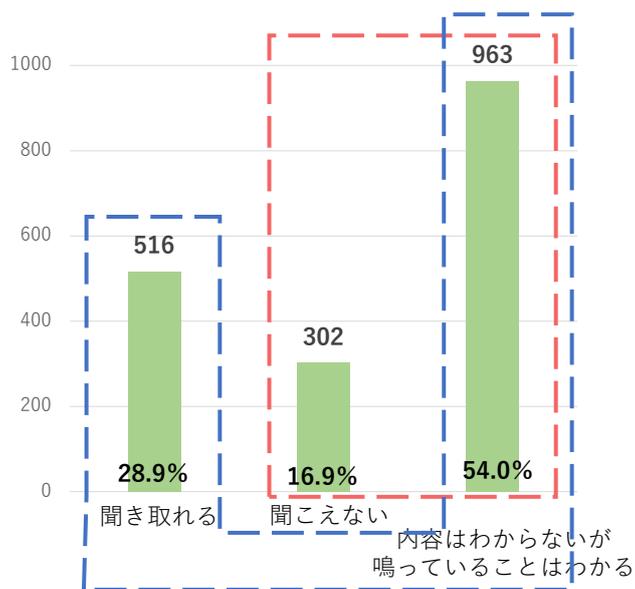


図41 年齢別・性別アンケート回答者数

「Q1. 日ごろ、防災行政無線は聞き取れていますか？」の質問に対しては、71%の人が「聞こえない」または、「内容はわからないが聞こえる」と回答している。「聞き取れる」と回答した人は屋外拡声子局の近くに住まわれている可能性が高い。防災行政無線（屋外拡声子局）は、市民の3割程度にしか音声情報を伝えることができない情報伝達手段であると言える。(図42)

一方、「聞こえる」または「内容はわからないが聞こえる」と回答した人の割合は、83%である。屋外拡声子局を「音を鳴らして危険を知らせる」設備というように、役割を絞れば、市民の8割に情報を伝達することができる手段として位置づけられる。

Q1. 日ごろ、防災行政無線は聞き取れていますか？



71%の人が
防災行政無線が聞こえない
または、
内容がわからないが鳴っている
ことはわかると回答。

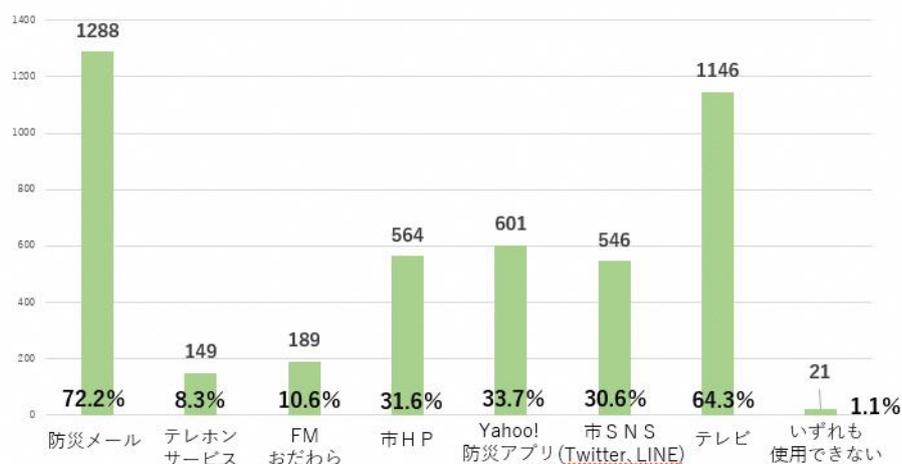
一方、**83%**の人は、
聞き取れる
または、
内容がわからないが鳴っている
ことはわかると回答。

図42 Q1の回答結果

「Q2. 防災行政無線以外の災害時の情報（気象情報や避難情報）の入手方法のうち、あなたが使用することができる方法はどれですか？（複数回答可）」の問いに対しては、「防災メール」を利用する人が最も多い回答となった。スマートフォンを持っている人なら防災メール、テレホンサービス、市ホームページ、Yahoo!防災アプリ、市SNSの複数の手段を使って防災情報を入手することができる。また、スマートフォンを持たない人でも、FMおだわらによるラジオ放送、テレビから情報を入手することができる。いずれかの方法で防災情報を入手することができる人は、99%である。（図43）

「いずれも使用できない」と回答した21名（1%）の人を見過ごすわけにはいかない。個人では電話、テレビ、ラジオを持たない人であると考えられることから、市から防災ラジオ等の操作が簡易で安価な機器を提供することを検討する必要がある。

Q2. 防災行政無線以外の災害時の情報（気象情報や避難情報）の入手方法のうち、あなたが使用することができる方法はどれですか？（複数回答可）



※ テレビのみを選択しているのは156名（全体の8%）

Q2. 年齢別内訳

	総計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上
防災メール	1288	5	30	119	231	324	278	252	48	1
テレホンサービス	149	1	4	18	20	31	26	28	20	1
FMおだわら	189	0	2	20	31	43	40	39	12	2
市ホームページ	564	2	18	85	121	152	95	75	16	0
yahoo!防災アプリ	601	4	24	80	140	162	117	69	5	0
市SNS (Twitter、LINEなど)	546	3	36	94	126	151	91	39	6	0
テレビ	1146	7	35	126	171	234	250	240	76	7
いずれも使用できない	21	1	0	1	0	6	2	5	6	0

Q2. で「いずれも使用できない」を回答した理由

- ・操作がわからない・携帯電話（スマホ）を持っていない
（50代女性3件、70代男性1件、70代女性1件、80代女性5件 合計10件）
- ・緊急時に自分から情報を取りに行くのではなく
連絡されないといけない（50代男性）

図43 Q2の回答結果

「Q3. 災害時、何をきっかけに避難をしていますか？（複数回答可）」の問いに対しては、「市の避難情報（防災行政無線）」が最も多い結果となった。（図44）市民生活に防災行政無線が根付いていることを示していると解釈できる、Q1の関係性と合わせて考察すると、「屋外拡声子局で音が鳴っているのが聞こえれば、すぐにその場から逃げてください」という合図であるというように屋外拡声子局の役割を再定義することは有効な方法であると考えられる。

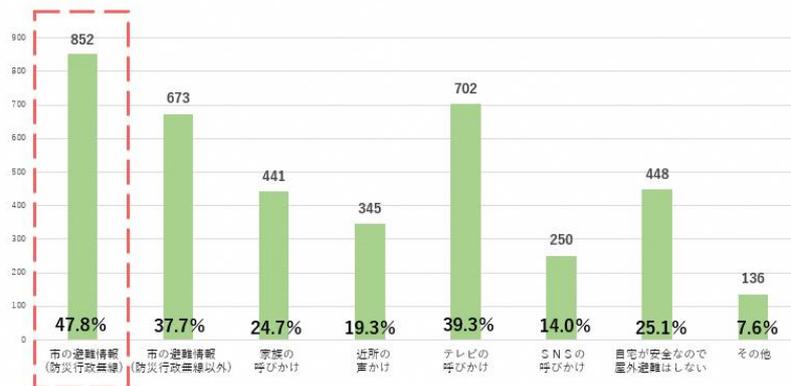
また、「自宅が安全なので屋外避難はしない」と回答された人は、洪水、土砂災害、高潮・津波のリスクが低い地域に住む人と考えられる。そのような地域には、屋外拡声子局による情報配信は不要と考えられる。

風水害については、台風や大雨の接近を事前に把握することができ、避難行動をとるための時間的な余裕がある。こういった地域では、屋外拡声子局以外の方法により、こまめに詳細な情報を配信することが適している。

一方、地震災害は突発的で予測ができず、大規模地震が発生したと同時に津波からの避難行動を促す必要がある。このような地域においては、屋外拡声子局によるサイレンの鳴動により危険を知らせ、危険な場所から即座に避難を促すための情報提供手段として有効である。

「市の避難情報（防災行政無線以外）」の回答数はテレビに次いで3位となっている。防災メールをスマートフォン等で受信している人が多いと思われる。個々の数値を上げていくために、スマートフォン等に有効な情報を届ける取組みを進めていく必要がある。

Q3. 災害時、何をきっかけに避難をしていますか？（複数回答可）



うち142件(全体の7.9%)が市の防災行政無線のみを避難のきっかけにしている

Q3. 年齢別内訳（複数回答可）

	総計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上
市の避難情報(防災行政無線)	852	5	29	86	125	195	187	190	34	1
市の避難情報(防災行政無線以外)	673	6	26	78	121	169	126	124	21	2
家族の呼びかけ	441	6	10	56	80	92	80	89	26	2
近所の声かけ	345	3	5	30	57	80	70	70	29	1
テレビの呼びかけ	702	7	23	92	123	137	160	126	32	2
SNSの呼びかけ	250	6	19	47	59	62	38	16	3	0
自宅が安全なので屋外への避難はしない	448	1	9	47	62	97	90	107	33	2
その他	136	0	2	13	27	38	31	17	6	2

Q3. で「その他」を回答した理由

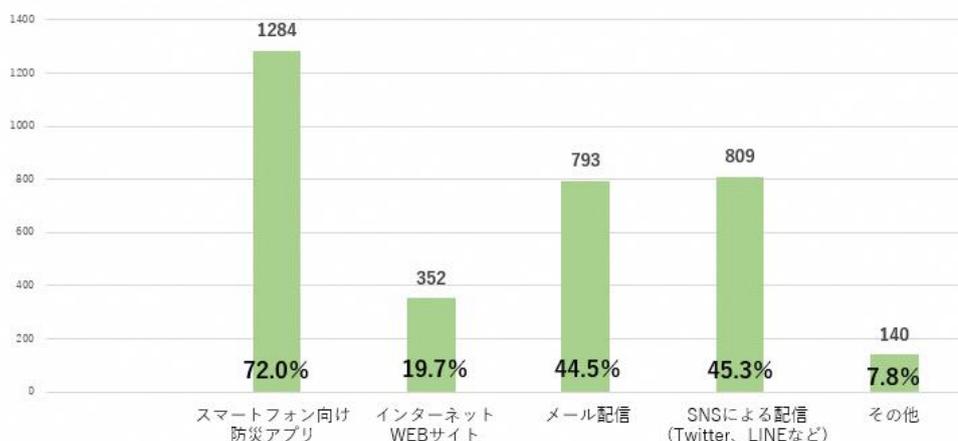
- ・気象庁のHPや、川の水位情報など、自分で判断する（全39件）
- ・聴覚障がいのため情報が全く入って来ない（50代男性）
- ・高齢者、障がい者、ペット、幼児等がいるため、避難ができない、躊躇される（全16件）
- ・避難したことがないのでわからない（全36件）
- ・職場や自治会の指示（全2件）

図44 Q3の回答結果

「Q4. 小田原市では、防災情報を直接住民に伝える手段として、個人が所有するスマートフォンや、携帯電話向けの情報配信を検討しています。どのようなサービスがあれば利用したいと思いますか？（複数回答可）」の問いに対しては、スマートフォン向け防災アプリに対する期待が大きかった。（図 45 図 46）

本市では、防災アプリとして「Yahoo!防災」を案内しているが、Q2の回答からもわかるとおり、あまり利用されていない状況である。利用が進まない原因としては、いずれのアプリも本市に特化したアプリではなく、全国版のなかの一部の小田原市という扱いであることから、情報が埋もれてしまい、利用者の意識に情報が深く刺さらないことが考えられる。今後、本市においてスマートフォン向けの情報配信を充実していくためには、本市に特化した情報を扱えるアプリの活用を検討する。

Q4. 小田原市では、防災情報を直接住民に伝える手段として、個人が所有するスマートフォンや、携帯電話向けの情報配信を検討しています。どのようなサービスがあれば利用したいと思いますか？（複数回答可）



Q4. 年齢別内訳（複数回答可）

	総計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上
スマートフォン向け防災アプリ	1284	9	38	121	220	300	296	253	47	0
インターネットWEBサイト	352	2	8	61	72	87	74	40	8	0
メール配信	793	2	10	70	123	164	194	186	44	0
SNSによる配信 (Twitter、LINEなど)	809	4	34	127	186	204	160	79	15	0
その他	140	1	0	7	17	24	19	34	30	8

Q4. で「その他」の意見

- ・今のままや、エリアメール等で十分。（全14件）
- ・防災行政無線（機能向上）（全14件）
- ・スマートフォンを持っていない（全9件）
- ・戸別受信機（全16件）
- ・防災ラジオ（全4件）
- ・テレビ（全3件）
- ・家の固定電話への電話（全10件）
- ・広報車（全6件）
- ・防災メールで行方不明や詐欺の放送をやめてほしい。
防災に関することだけにしてほしい。（全2件）

図 45 Q4の回答結果

スマートフォン向けアプリへの期待は、若い層だけでなく、60代以上の高齢者からも支持されている。一方で、「その他」と回答した人からの要望としては、戸別受信機、防災ラジオ、テレビ、固定電話への電話といった操作が簡単でわかりやすい情報提供を求められていることがわかった。安価で操作性がよい機器の整備について検討する必要がある。

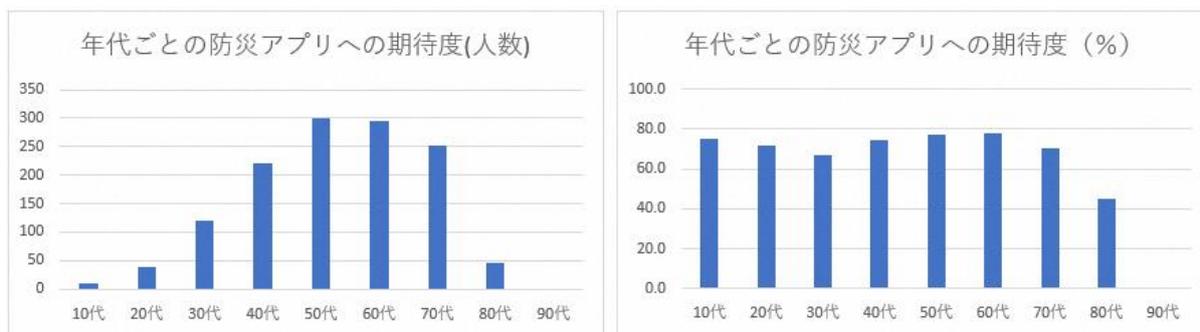


図 46 年代ごとの防災アプリへの期待度 (度数/%)

6. 障がい者及び障がい者支援団体に対する意識調査

災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者に対しては、避難行動を支援するために、予めどのような情報提供が有効であるかを確認しておく必要がある（表 21）。避難行動要支援者に直接情報提供することに加え、避難行動要支援者をサポートする支援者に対し、情報を迅速に提供することが重要となる。メールによる情報配信の他に、スマートフォンを活用した双方向の情報交換が可能な方法について検討するため、関係者に対するヒアリング調査を行った。

表 21 本市における避難行動要配慮者数

区 分	人 数	総人口に 占める割合	備 考
高齢者（65歳以上）	52,809人	27.11%	住民基本台帳（H27.3.31）
寝たきり	2,332人	1.20%	高齢介護課（H27.3.31）
認知症	1,923人	0.99%	
身体障がい児・者	6,546人	3.36%	障がい福祉課（H27.4.1）
視覚障がい者	394人	0.20%	
聴覚平衡障がい	659人	0.34%	
音声言語障がい			
肢体不自由	3,358人	1.72%	
内部障がい	2,135人	1.10%	
知的障がい児・者	1,518人	0.80%	
精神障がい者	946人	0.49%	
難病患者	1,309人	0.67%	保健福祉事務所（H26.3.31）
乳幼児（0～5歳）	8,617人	4.42%	住民基本台帳（H27.3.31）
外国人	1,759人	0.90%	外国人登録（H7.3.31）
総人口	194,830人		住民基本台帳（H27.3.31）

避難行動要支援者の方々が現状の防災情報の入手方法についてどのような意識を持たれているかを把握するため、市内在住の障がい者・障がい者団体に対してヒアリング調査を行った。

防災情報の入手方法として、防災メールが使われていることがわかった。また、ひとりで避難することが困難な場合が多いことから、災害時においては支援者との連携が必要であり、支援者に対する防災情報の確実な伝達手段の確保を検討する必要がある。

ヒアリング結果を以下に示す。（表 22）

表 22 ヒアリングにおいて寄せられた意見

ヒアリング対象	寄せられた意見
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりで避難所まで行くことができない。家にいるのが安全だと考えている。 ・防災行政無線は聞こえない。鳴っていることがわかっても一部聞き取れない。 ・大雨が予想されるときは三保ダム放流サイレンが聞こえる。サイレンが聞こえたら川には近づかないようにしている。 ・防災メールは登録している。スマートフォンの読み上げ機能を利用している。 ・防災行政無線は家の近くにあるため、聞こえている。 ・台風や大雨の情報は、テレビやラジオを聴いている。 ・いくら情報があっても誰かが手を引いて誘導してくれないと動けない。 ・避難所に行っても中の状況がわからない。紙のお知らせは見えないため困る。 ・視覚障がい者に慣れている人が避難所にいてくれると良い。社協のように使い慣れた場所が避難所なら安心である。 ・スマートフォンよりも携帯電話の方が扱いやすいようであり、携帯電話を持たれている人が多い。
知的障がい者の家族	<ul style="list-style-type: none"> ・防災メールには登録している。防災行政無線、J:COM 防災情報サービスを使用している。 ・自宅周辺の災害リスクはハザードマップを見て把握している。 ・避難所には1時間もいられないと思う。個室で隔離できないと難しい。 ・障がい者だけで訓練がしたい。一般の人と一緒にでは迷惑に思う人もいるだろうと考えてしまう。 ・障がい者本人がいられる場所が避難所にあればと思う。 ・全く知らない場所じゃないとダメ、逆に慣れているところじゃないとダメというのも障がい者個々によって違う。 ・ビジネスホテルなどで家族ごとの独立した部屋があればいいと思う。 ・ダイナシティがあるのは、車中避難の観点で安心につながる。 ・避難所を通所や入所施設にするのは、学校よりはそちらの方がよさそう。
肢体障がい者の保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅周辺の災害リスクはハザードマップを見て把握している。 ・防災メール、防災行政無線を利用している。防災行政無線は雨の中だと聞こえない。J:COM 入れていない。 ・避難できなくなる可能性があるので、鴨宮駅のガード下の浸水が気になる。 ・一度公民館に避難したが、車いすは大変だった。 ・避難所では障がいの人は身動きが取れない。避難所開設の情報は早いほどいい。 ・発災時は、民生委員から直接連絡が欲しい。携帯電話を持っていない人もいる。
肢体障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・J:COM 受信機、防災メールで避難情報等を入手している。 ・ハザードマップで周辺のリスクは理解しているが、ひとりで避難するのは難しい。 ・防災行政無線は聞こえない。鳴っていることがわかるときもあるが、何を言っているのか聞き取れない。 ・防災メールの配信回数が減ったように感じる。こまめな情報発信を希望する。 ・がけ崩れの情報や通行止めの情報も遅かった。ホームページだけでなくメールでお知らせしてほしい。 ・避難所の場所は把握しているが、設備が整っているか不明なため不安である。 ・避難場所は川の目の前なので、自宅の2階の方が安全だと判断した。 ・小学校のバリアフリー化を早くしてもらえると避難しやすい。 ・小田原子ども若者教育支援センターを避難所として開放してもらいたい。 ・避難するときに荷物が持てない。胃ろうや吸引の機械が必要で、避難先での医療行為が必須の人もいるので、そういう人を把握しておいてほしい。 ・インフラの被災時に、水を避難所に取りに行けない、水や配食は届けてほしい。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報はメールで受け取っている。 ・大雨の日は外も風などの音でうるさいので、メールやLINEなど文字で教えてもらえるとありがたい。

[4] 国・地方公共団体における防災情報提供に係る動向

本市における災害対応業務の効率化、確実な情報提供の実現に向けて、システムや設備の整備が必要となる。そのための財源を確保する必要がある。ここでは、国の取組みや補助金・交付金、他自治体の取組み事例について整理する。

1. 災害対策に関する施策・法制度等

(1) 防災のデジタル化の取組み

内閣府では、「防災・減災、国土強靱化新時代」に向けて、5つのワーキンググループを設置し、検討を進めている。防災のデジタル化、特にデータの共有などをするための防災デジタルプラットフォームの構築の必要性について言及されている。(図 47)



図 47 「防災・減災、国土強靱化新時代」に向けての WG

(内閣府 HP 「内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 防災情報のページ > 広報・報道 > 広報誌「ぼうさい」 > 令和3年度 広報誌「ぼうさい」 > 第101号 > 防災の動き」より http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/r03/101/news_03.html)

(2) 補助金・交付金

災害対応業務の効率化、防災情報伝達に係るシステム・設備の整備において適用の可能性が期待される補助金・交付金を以下に示す。

1) デジタル田園都市国家構想推進交付金

所管：内閣府地方創生推進室

予算額：200 億円

概要：

地方におけるデジタル基盤を活用した、遠隔の医療や教育、防災、リモートワークなど、地方における先導的なデジタル化の取組、デジタルを活用することで、更なる効果的な取組が可能となる地方活性化の取組を支援。併せて地域づくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開。

(令和4年 内閣府地方創生推進室「デジタル田園都市国家構想推進交付金について」P1より)

2) 緊急防災・減災事業債制度

所管：総務省

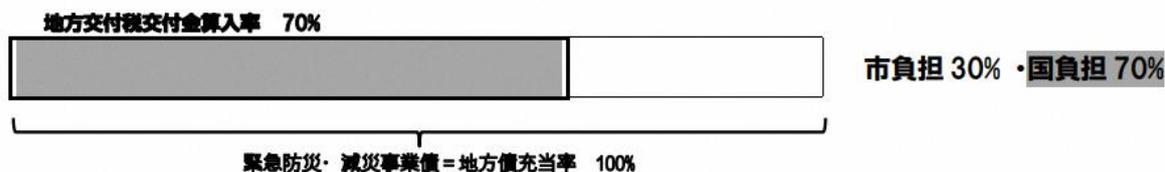
予算額：5,000 億円

期間：令和3年度～令和7年度

概要：

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業のうち、住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単独事業を対象とする地方債で、

- 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設の耐震化
- 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転等が対象となります。



(総務省「緊急防災・減災事業債制度の概要」より)

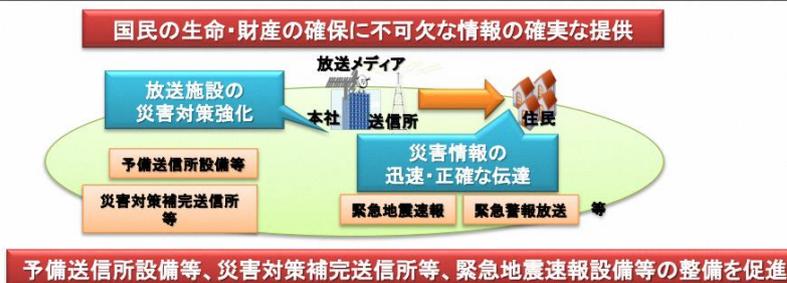
3) 放送ネットワーク整備支援事業

総務省では、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供することを目的に、「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）」を実施する。(図 48)

予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間テレビ・ラジオ放送事業者等に対し、整備費用の一部補助を行うものである。

放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靱化を実現する。



補助対象 : 地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、民間放送事業者等
 補助率 : 地方公共団体の単独又は連携の場合:1/2、民間放送事業者等の場合:1/3
 補助対象経費 : 予備送信所設備等(予備送信所設備の整備)、
 災害対策補完送信所等(送信所の移転、災害対策補完送信所)
 緊急地震速報設備等(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備)

予算 令和4年度予定額
 一般会計 1.9億円の内数(0.15億円を計上)

図 48 放送ネットワーク整備支援事業概要

(3) 災害に強いネットワークの構築

「災害に強い情報通信ネットワーク導入ガイドライン」（令和2年 総務省 耐災害 ICT 研究協議会）の中で、災害時には、以下の5つとも通信が途絶えると、業務遂行に支障をきたすことが示されている。（図49）

自治体の情報通信ネットワーク・サービスのイメージは、下記の①から⑤に大別されます。これらの通信が途絶すると、災害時の自治体業務（6頁、7頁参照）の遂行に支障をきたすこととなります（図6）。

- ① 自治体と関係機関との通信
- ② 自治体の庁舎（代替庁舎も含む）と支所等との通信
- ③ 自治体の庁舎（代替庁舎も含む）とクラウドとの通信
- ④ 自治体業務に必要なデータやアプリケーションを蓄積するクラウドや庁内サーバの利用
- ⑤ 屋内外にいる住民等への情報提供をするための通信



図 49 災害に強い情報通信ネットワークのイメージ

（令和2年 総務省 耐災害 ICT 研究協議会「災害に強い情報通信ネットワーク導入ガイドライン」P7より）

上記に示された5つ通信が途切れないよう、耐災害性の強い通信回線や設備の導入が必要となる。その対策として、以下の表の対策が示されている。（図50）

	課題	対策
自治体向け	情報収集・提供・連絡のための通信確保	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者を利用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 衛星通信サービス ➢ ミッションクリティカルな無線通信（高い可用性が求められる通信）サービス 自治体が運用・保守 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平時にも利用可能な自営ネットワークの導入 ➢ アドホック通信（無線機同士の通信のみ）によるネットワークの利用
	状況認識の統一による迅速な意思決定	<ul style="list-style-type: none"> ➢ クラウドの利用も含めた支援システムの導入 ※クラウドを利用する場合は、通信の確保が必要
	罹災証明書発行業務の迅速化	
	災害対応の履歴の保存による次の災害への備え	
住民向け	地域の災害情報（避難所開設情報等）の提供	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自営ネットワークやアドホック通信ネットワークによる情報伝達 ➢ 普段使いの携帯無線端末の利用
	安否確認、安否情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 管理システムの導入

図 50 情報通信ネットワークの課題と対策

（令和2年 総務省 耐災害 ICT 研究協議会「災害に強い情報通信ネットワーク導入ガイドライン」P15より）

(4) 防災行政無線の位置づけ

消防庁は「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」において、市民に情報を迅速かつ一斉伝達できる点や独自網であるため輻輳の危険性が低い点において防災行政無線による屋外拡声子局からの放送の災害時の有効性が示されている。一方で、地形条件・気象条件、屋外拡声子局の整備場所の問題で、事実上全市民をカバーすることは不可能だとされている。

その対策として各世帯に戸別受信機を配布することが有効であるが、世帯数が多い場合には多額の費用が必要であるという問題があげられている。

市町村防災行政無線は、市町村が策定する「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とし、平常時には一般行政事務に使用できる無線局であり、「同報通信用（同報系防災行政無線）」と「移動通信用（移動系防災行政無線）」の2種類に大別される。

市町村防災行政無線（同報系）は、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網で、屋外拡声子局（屋外のスピーカー）や戸別受信機からの音声で地域住民に情報を迅速に一斉伝達できる。

自営の無線網であるため、輻輳の危険性が低く、災害時に有効な伝達手段である。東日本大震災においても、津波警報や避難の情報の主要な伝達手段となった。

当該無線についてはデジタル化が進められており、双方向通信等、従来のアナログ方式に比べて、高度な利用が可能である。

なお、音声（スピーカー）による情報伝達が中心となるので、風向きや天候、場所（屋内・屋外の別やスピーカーからの距離等）により、聞こえ方が異なるため、漏れなく地域住民へ聞こえるようにすることは事実上困難である。

戸別受信機の配備により、屋内への情報伝達の確実性を向上することは可能であるが、配備する世帯数等により配備費用が多額となる場合がある。

（令和2年 消防庁防災情報室「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」P10 より）

(5) 戸別受信機の低廉化

消防庁は、戸別受信機の費用を抑え、整備へのハードルを低減するための対策として、必要最低限の機能に絞った標準モデルの仕様を作成した。また、コスト低減を図るうえでFM波を活用した防災ラジオについてもその有効性が示されている。

防災行政無線は、災害時の地域住民への情報伝達手段として大きな役割を担っている。また、高齢者等防災情報が届きにくい方々によりきめ細かく防災情報を行き渡らせるためには、住居内の戸別受信機が有効と考えられることから、その普及促進を図ることが重要となっている。

このような状況を踏まえ、総務省及び消防庁では、「防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、平成29年6月に、報告書を取りまとめたところである（参考資料1参照）。

「防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）においては、これまでの検討を踏まえつつ、戸別受信機の量産化・低廉化を図るために、戸別受信機の機能に係る標準的なモデルや仕様書（例）の作成等を実施したものである。

（平成30年 消防庁「防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会 報告書」P2 より）

(6) 多様な周波数帯の有効活用

「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」において、MCA 陸上移動通信システム（MCA 無線）やFM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー（ポケベル）、ケーブルテレビ網、IP告知システム、携帯電話網、電話、テレビ・プッシュシステムなど、多様な通信手段・周波数帯を使った情報伝達について紹介されている。それぞれにメリット・デメリットがあるため、特徴を理解し、うまく組み合わせることで、お互いのデメリットを補い合える形での冗長化を図ることができる。

2. 国の機関・有識者へのヒアリング

国・地方公共団体における非常時通信システムに係る動向を調査するため、有識者や防災行政無線を所管する省庁に対するヒアリングを行った。ヒアリング対象と実施日は以下の表に示す。

(表 23)

表 23 有識者ヒアリング実施経過

実施年月日	対象者・所属
2022年1月20日	立教大学 21世紀社会デザイン研究科/社会学部メディア社会学科 長坂教授
2022年1月27日	防災科学技術研究所 災害過程研究部門 内閣府防災 防災計画担当 宇田川主幹研究員
2022年2月15日	関東総合通信局 放送部 放送課
2022年2月15日	関東総合通信局 無線通信部 陸上第二課
2022年3月1日	総務省 消防庁

ヒアリングにおいては、これまで検討した経緯を踏まえ、自営防災行政無線に代わってスマートフォン等の情報端末に対する情報配信に重点を置く考え方について、意見を伺うことを主なテーマとしている。以下にヒアリング結果の概要を示す。(表 24)

表 24 ヒアリングにおいて寄せられた意見

ヒアリング対象	寄せられた意見
立教大学 長坂教授	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外拡声子局を削減する場合、地域性により賛否が異なる。丁寧な説明と地域住民の理解が必要である。 ・災害リスクの高い地域には相応の対策を取ってしかるべきである。災害のリスクが低い地域に対して一律にその対策が必要なわけではない。相応の対策でよいと考える。 ・スマートフォン等のツールを持っていない人の声大きい場合もある。ただ、そういった年代の人は減っていくと思われるため、数年かけて移行していくというアプローチは現実的だと思う。 ・住民を交えた地区防災計画の見直しにおいて、どのような手段で情報を入手したいか議論するのもよいと思う。 ・防災行政無線の在り方の検討をサポートした自治体の例では、スマートフォンとFM放送による情報伝達を基本として、屋外拡声子局を廃止している。 ・住民の反対から屋外拡声子局を存続することとなった自治体もある。 ・防災行政無線はコストがかかりすぎることが課題である。住民に情報を確実に届けることができない設備にコストをかけることが問題視されるようになるかもしれない。固定観念にとらわれずに有効な情報伝達手段が何なのかを考えて選択していくことは大切なことである。
防災科研 宇田川主幹研究員	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線設備はコストが高いため、これを削減していくというアイデアについては、どこの自治体も財政的に厳しく、予算面で厳しいという理由に違和感はない。社会的な非難を受けることはないであろう。 ・津波リスクのある地域には屋外拡声子局が必要という声が出てくると思われる。観光客も多いため、スマートフォン等とのハイブリッドで運用するのは妥当ではないか。予算の問題だけでなく、より良いものにしたいため、あえて防災行政無線を縮小し、別の手段を導入するというのは、時代に即していると思う。 ・近年は携帯回線も災害に強くなってきていることは事実である。しかし、本当に携帯回線だけに頼ることはまだ不安があるという意見はでてくるだろう。その対策として、FM波は通信ではなく放送波なので、そちらの方が強いいため、FM波も併用することが1つの冗長化であるといえる。 ・最先端の新技术として、消防庁がテレビ放送波を利用する IPDC の実証実験を

ヒアリング対象	寄せられた意見
	<p>現在行っている。災害に強い放送波でも、ラジオではなくテレビ放送波での実験がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ラジオを希望される人に配布することで、従来の屋外拡声子局のように音で聞こえつつ、雨などで聞こえないこともなくなる。加えて、ラジオは携帯回線ではなく、FM波なので災害に強いとアピールできる。 ・内閣府の方針としても、受け身ではなく、市民が自ら取得するよという方針であるため、市民が自ら情報を取得できるように整備するという方針が良いと思う。情報形態として、プッシュ型よりプル型になる。アプリや市のHPにおいて、気象情報や河川の情報を見るなどが想定される。プッシュ型をすべて無くして良いわけではないが、市民が能動的に情報を取得でき、主体的に意思決定ができる情報をリッチにしていくことは重要である。 ・防災分野の情報伝達は緊急期の避難指示や高齢者等避難などの呼びかけがメインだとは思う。しかし、もう少し長い目で見ると、発災後応急期の救援物資や罹災証明発行開始、廃棄物置き場などの広報がある。これらの情報は音声だけでは伝わりづらく、文字情報で分かるようにした方が良い。また、全市共通の内容であれば、エリアメールなどで一斉配信すれば良いが、校区ごとに違うものもあると思う。そのような場合に、HPやアプリなどから、自分に合った情報を取得できる仕組みは、応急期においても大切である。情報伝達手段のDX化について説明する際、応急期のことも説明してほしい。
総務省 関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省としても、時代の変化にあった情報伝達手段を利用してもらえば良いと考えており、防災行政無線を廃止することに反対はない。防災行政無線に代わる何らかの情報伝達手段が確保されており、国民に情報が伝わるのであれば、手段は問わない。 ・通信を扱う部署からの補助金ではなく、防災等のための補助金の用途の一つとして防災行政無線の更新があるだけで、通信の部署として、防災行政無線を特別に推奨しているわけではない。 ・自営網と事業者回線のどちらが信頼性が高いかということについては、絶対的な答えはないと思う。こまめなメンテナンスを継続すれば、自営網は災害時でも強いと思うが100%の安全を保障するものではない。また、メンテナンスにかかる費用を考えると、なかなか難しいと思う。また、キャリアの通信網に関しても、過去の災害の経験を活かし、かなり耐災害性が強くなってきている。また、被災した際の早期復旧の体制も強化されていると聞いている。そのため、ほとんど大差はないと考える。 ・放送部としては、FMおだわらと協力して進めていく事について特には問題ない。防災ラジオ等を新たに導入する際には、自動起動の電波の中には総務省への届け出が必要なものもあるため、必要に応じて相談をすること。 ・携帯回線もかなり災害に強くなってきているが、電源の喪失による停止が考えられるため、電池で稼働するラジオを用いた冗長化を推奨する。 ・ラジオ波が届かない地域も存在するため、事前の確認をするべきだと考える。また、その際の対策としては、新たなアンテナ等の敷設は混線を招く恐れがあるため、別の手段（防災アプリ等）を用いた方が良い。 ・中継回線の予備回線等に向けた補助金（耐災害性強化支援事業）を出す予定があるため、有効に使ってほしい。
総務省 消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外で何も持たず、沿岸部で早急な避難が求められるような場所への設置が合理的だと思う。携帯電話等を持たない住民に対して、サイレンなどで伝達する手段を残すことは安心にもつながると考える。このような方針となっているため、とても納得のいくものである。 ・これまでアドバイザー派遣事業として携わってきた中の飯田市の事例で、地域特性もあるが、屋外拡声子局の音声がかきつけとなり、そこから情報を取りに行くといった話があった。伝送路はどんな形でもよいが、屋外のスピーカーから音声情報が情報収集のトリガーになるというアンケート結果もあった。携帯電話があれば緊急速報メールが同じ役割を果たす。しかし、持たない人への

ヒアリング対象	寄せられた意見
	<p>情報の偏りが生じないようにする対策が必要。このことを踏まえると、沿岸部のみ屋外拡声子局を残すという方針は良いと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝送路については、現在携帯電話回線を検討していると思う。その際に重要なことは、SIM が各端末に必要なになってくることである。これにより、ランニングコストが発生し、今後高齢者が増加した際などに、タブレット端末等を増やすと、その分ランニングコストが増大する。このようなことも踏まえた検討が必要になってくる。 ・携帯回線だからこそ、防災アプリ等と抱き合わせの施策ができることや普段使いとして、タクシーの配車や病院の予約等も機能として付加できるメリットがある。このような点も踏まえて最適な資源配分ができれば良いと思う。 ・IPDC については、同報系情報伝達手段の代替としての位置づけで検討を進めているが、まだ、防災行政無線の代替になるという域には至っていない（技術的な課題や放送事業者間の連携などの課題が残っている）。課題が解決した後、今後の位置づけを再定義していく。現状では、耐災害性などの確認はできている。令和5年には広く展開できるようにしたいと考えている。 ・IPDC 以外に、防災行政無線の代替手段となるようなものの検討はしていない。しかし、検討会の中で、携帯回線網も十分に耐災害性が確保されてきており、防災行政無線と同等と判断して良いのではないかという方向に進んでいる。 ・戸別受信機の低廉化検討は行っている。しかし、屋外拡声子局を設置する場合、防災行政無線が特別に高価であるということはないと認識している。戸別受信機の数を増やすと費用がかさむが、その代替手段として、個人の所有するデバイスに届ける手段を利用し、高齢者等に戸別受信機を配布することが望ましいと考えている。戸別受信機は、ベンダー7社が共通で使用できることは確認しており、親局と戸別受信機が別の事業者でも問題ない。そのため、戸別受信機の調達には複数社の見積もりを比較し、調達することができる。これにより競争が働き、1台当たり1.4万円程度まで抑えられる見込みであるが、今すぐには難しい。ライフサイクルコストを含めて考えることが大切だと考えている。タブレット端末は5年ごとに更新しなければならないのに対し、防災ラジオは10年持つことやタブレット端末はSIMの通信費等が発生するなどの問題もあるため、長期の視点で考えることが大切である。 ・情報伝達の視点も大切だが、市職員の運用面の視点も大切である。手段の多重化は大切だが、それが職員の負担になることが考えられる。その結果、情報伝達のミスが生じる可能性もあるため、職員の運用についても大切な視点だと思う。一斉送信システムの導入なども含めて検討することが望ましい。

3. 自治体等の先進事例調査

(1) 全国における同報系情報伝達手段

全国における同報系情報伝達手段について調査を行った。防災行政無線が最も多い結果となったが、MCAやIP告知、ポケベル、携帯回線、FM等、多様な通信手段を採用している自治体があることが分かった。（図51）（四国地方、沖縄に関しては資料がなかったため除外）

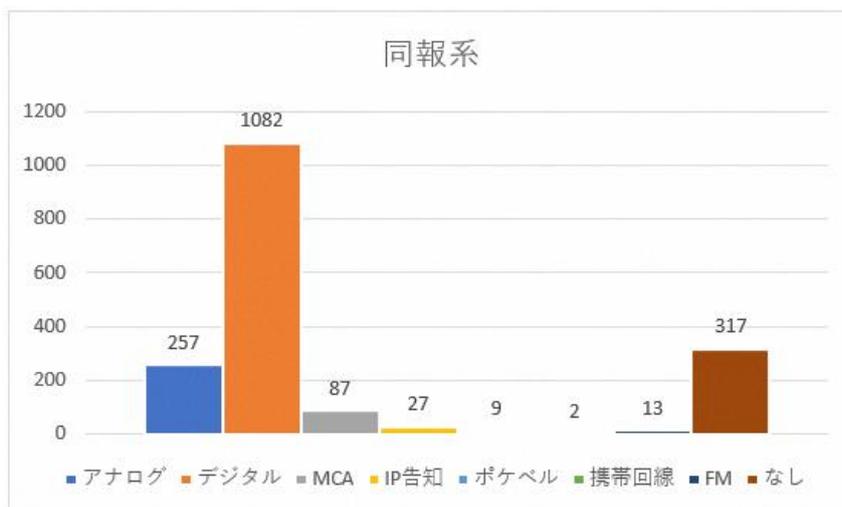


図 51 全国の自治体の同報系整備手法の内訳

関東総合通信局	令和3年3月31日現在	https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/bosai/index.html
北海道総合通信局	令和3年9月30日現在	https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/bosai/bosai_menu.htm
北陸総合通信局	平成31年3月31日現在	https://www.soumu.go.jp/main_content/000627586.pdf
東北総合通信局	令和3年3月31日現在	https://www.soumu.go.jp/main_content/000773039.pdf
信越総合通信局	令和3年4月1日現在	https://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/toukei/bousai-dezitaru.html
東海総合通信局	令和3年3月31日現在	https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/musen/bousai/index.html
近畿総合通信局	令和3年3月31日現在	https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/calcbousai/index.html
四国総合通信局	令和3年2月1日現在	https://www.soumu.go.jp/main_content/000737152.pdf
九州総合通信局	不明	https://www.soumu.go.jp/main_content/000744412.pdf

このように、従来の手法による防災行政無線の整備以外の方法で情報伝達を行っている自治体が存在することが分かった。加えて、総合通信局の統計には載っていない手法を用いている自治体も存在する。そこで、防災行政無線以外の先進的な情報伝達を活用している事例として、以下の表にまとめる自治体等について調査を行った。詳細は次項以降に示す。（表 25）

表 25 自治体等の先進事例

	名称	概要	
(1)	兵庫県加古川市	地デジを活用した情報配信を行っている。	
(2)	秋田県横手市	防災行政無線を廃止し、FMラジオを配布している。	
(3)	秋田県大仙市	防災行政無線を廃止。	
(4)	秋田県北秋田市	防災行政無線を廃止。	
(5)	防災科研	防災情報の収集・配信を行うSIP4Dの開発・普及に取り組んでいる。	
(6)	広島県北広島町	防災行政無線を廃止し、戸別受信機とアプリによる防災情報の配信を行っている。	ヒアリングを実施
(7)	岡山県美作市	防災行政無線を廃止し、FM告知放送、メール、公式アプリによる防災情報の配信を行っている。	ヒアリングを実施

(2) 加古川市（地デジを活用した情報配信）

1) 背景

兵庫県加古川市では台風などの場合、屋内にいますと風雨の音で屋外拡声器の音声が聞こえないとの指摘があるほか、無線設備の維持・更新、当該事業会社の業務撤退、多額の費用がかかるなどの問題点が指摘されていた。

そこで、加古川市の防災情報の配信に読売テレビが協力することで合意し、加古川市と読売テレビが令和3（2021）年4月7日（水）に契約を締結した。

これは、加古川市が発信する避難指示などの防災情報を、読売テレビの放送波を使い加古川市内の屋外拡声器や専用の戸別受信機などに配信するものである。自治体の防災情報を地上デジタルテレビジョン放送波を利用して配信することで合意し、契約を締結するのは全国で初めてで、加古川市では令和3（2021）年10月に情報配信を開始している。

この情報配信は、放送波の隙間を利用して情報を送信する「IPDC」技術を採用して行う。必要な時に、地上デジタルテレビ放送の放送帯域で送信できるデータ量の約1%の200kbpsを使って、加古川市の防災情報配信を行うもので、放送そのものには影響ないという。（図52 図53）



※IPDCとは、IP DataCastの略で、従来のインターネットをはじめとする通信の世界で一般的であったパケット（IPデータグラム）を放送用電波に乗せて一斉配信する放送サービスの総称である。既存の放送技術にIPDC技術を取り込むことで、放送と通信との親和性を高め、放送サービスの特徴を活かしながら、PCや携帯電話などインターネットに対応する情報端末に向けて情報発信することが可能となる。

図 52 IPDC のイメージ（屋外拡声子局）

加古川市が発信する避難指示などの防災情報を、読売テレビの放送波を使い加古川市内の屋外拡声器や専用の戸別受信機などに配信される。

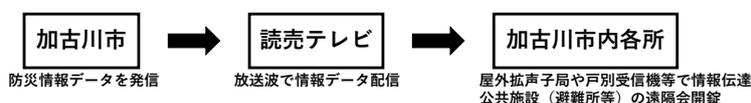


図 53 防災情報配信のイメージ

- ① 加古川市が防災情報（避難情報や災害発生情報）データを発信
- ② 防災情報データを、読売テレビが放送波に載せて配信
- ③ 加古川市内各所の屋外拡声器や専用户別受信機などで住民へ防災情報を伝達
- ④ 公共施設（避難所等）の遠隔解錠

3) 戸別受信機

情報配信サービスとして、「防災ネットかこがわ」が利用されている。「防災ネットかこがわ」は、地震や台風などの災害発生時に、携帯電話やパソコンを使って、避難情報などを見ることができるシステムである。メールアドレスを登録した人には、避難指示などの緊急情報が更新されるたびに「お知らせメール」を届け、確実に最新情報を配信する。町内会など災害時の支援組織に戸別受信機を配布する計画である。

メールアドレスを登録すれば以下の3種類の情報が届く。

① 緊急情報メール

- ・市内の避難指示などの情報
- ・市内で発生した詐欺事件などの情報
- ・兵庫県災害対策センターからの緊急情報
- ・主要河川の危険水位情報
- ・光化学スモッグに関する情報
- ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて発表される国民保護に関する情報(弾道ミサイル、大規模テロなど)
- ・その他災害に関する情報 など

② 加古川市からのお知らせメール

- ・休日の救急医療機関
- ・市民の安全・安心に関する情報 など

③ 気象情報お知らせメール

- ・震度4以上の地震や津波に関する情報
- ・大雨、暴風、洪水などの気象警報
- ・河川洪水予報 など

4) その他

情報収集元は以下の通り

- ・読売テレビ「フロム ytv」

https://www.ytv.co.jp/fromytv/news/number/page_vpxjem7uoqg9wuj5.html?_fsi=c7

cJFotq

- ・加古川市ホームページ

<https://www.city.kakogawa.lg.jp/index.html>

(3) 横手市（防災行政無線を廃止、FM ラジオを配布）

1) 背景

令和4（2022）年12月に無線機器が新規格に移行して現在使っている機器が使えなくなるため、財政負担の重さから更新を断念した。防災行政無線に替わる非常時に備えた情報伝達としてFMラジオや緊急速報メール、SNSなどを柔軟に活用している。（横手市、大仙市、北秋田市）

2) 屋外拡声子局

防災行政無線の廃止を受け、屋外拡声子局は廃止され、代替の緊急情報の伝達には、防災ラジオ、googleマップを利用したハザードマップが活用されている。

3) 戸別受信機

屋外拡声子局の代替の緊急情報の伝達には、防災ラジオが活用されている。

防災ラジオは、緊急時に自動的にスイッチが入り、横手かまくらエフエムから市の災害情報が放送される防災行政無線の機能をもったラジオである。通常はAM・FMの放送を聞くことができ、市では、これまで市内の高齢者世帯などに約1万1千台を貸与している。（図54）

また、毎月第2水曜日の午前11時45分から緊急情報の試験放送をしており、その際にラジオの受信確認を行うように促している。

Googleマップを利用したハザードマップでは浸水想定区域、土砂災害警戒区域を確認できる他、避難所の位置および解説状況、通行止め箇所が確認できる。



図 54 横手市の防災ラジオ

出典：横手市 HP

4) その他

情報収集元は以下のとおり

- ・横手市ホームページ

<https://www.city.yokote.lg.jp/index.html>

(4) 大仙市（防災行政無線を廃止、FM ラジオを配布）

1) 背景

令和4(2022)年12月に無線機器が新規格に移行して現在使っている機器が使えなくなるため、財政負担の重さから更新を断念した。防災行政無線に替わる非常時に備えた情報伝達としてFMラジオや緊急速報メール、SNSなどを柔軟に活用している。(図55)(横手市、大仙市、北秋田市)

2) 屋外拡声子局

防災行政無線の廃止を受け、屋外拡声子局は廃止され、代替の緊急情報の伝達には、防災ラジオ、メール配信システム、防災アプリが活用されている。

3) 戸別受信機

屋外拡声子局の代替の緊急情報の伝達には、メール配信システム「防災ネットだいせん」や防災ラジオ、大仙市公式LINEアカウント、多言語に対応した情報配信アプリが活用されている。

「防災ネットだいせん」は、「防災・災害情報」「避難情報」などを、携帯電話やスマートフォンに一斉配信する、大仙市独自のメールシステムであり、Jアラートと連動し、地震速報や気象警報などの情報を即座に配信する。いざという時に備えるため、住民に登録を促している。

防災ラジオは災害時に、FMはなびからの緊急信号を受信し、自動的に電源が入り、緊急放送に切り替わる大仙市オリジナルの「防災ラジオ」を低価格で販売している。

大仙市公式LINEアカウントはメニュー画面から生活に密着した情報を調べることができるほか、市内で開催されるイベントの情報や市のお知らせを定期的に配信している。また、道路・河川・公園の不具合などの通報ができる他、緊急時には災害避難情報を配信している。

多言語に対応した防災アプリは「広報大仙」や防災情報など、暮らしに必要な情報を多言語で翻訳し、音声で読み上げる機能付きで配信している。アプリ「カタログポケット」をダウンロードすれば、スマートフォンやタブレット端末で閲覧することができる。

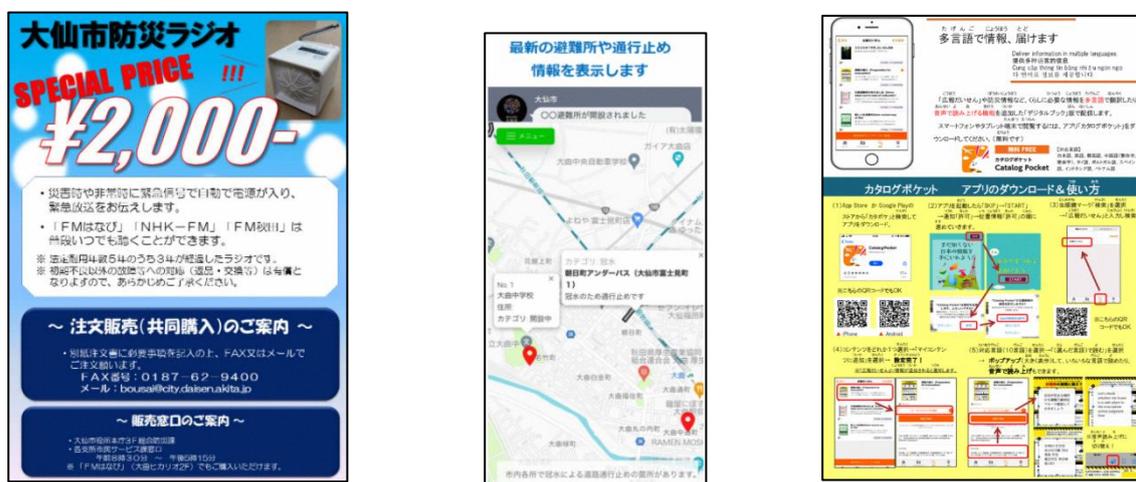


図 55 大仙市の防災情報伝達手段

出典：大仙市HP

4) その他

情報収集元は以下のとおり

- 大仙市ホームページ

<https://www.city.daisen.lg.jp/>

(5) 北秋田市（防災行政無線を廃止、FM ラジオを配布）

1) 背景

令和 4 (2022) 年 12 月に無線機器が新規格に移行して現在使っている機器が使えなくなるため、財政負担の重さから更新を断念した。防災行政無線に替わる非常時に備えた情報伝達として FM ラジオや緊急速報メール、SNS などを柔軟に活用している。(横手市、大仙市、北秋田市)

2) 屋外拡声子局

防災行政無線の廃止を受け、屋外拡声子局は廃止され、代替の緊急情報の伝達には、防災ラジオ、メール配信システムが活用されている。

3) 戸別受信機

携帯電話（電話会社は問いません）やパソコンなどをお持ちの方へ、「北秋田市防災情報メール」にメールアドレスを登録された方に配信している。

また、申し込みによる防災ラジオの配布も行っている。防災ラジオは、全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急地震速報、国民保護情報や災害時における緊急情報のほか、平常時には、市からのお知らせを市民の皆さまへ直接伝えるためのラジオである。大雨や台風などの荒天時でも室内で防災ラジオを聞くことができ、災害などの緊急時には避難情報など、市民へ適切な防災情報をより確実に伝達するための「防災ラジオ」を無償で貸与している。(図 56) 全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、国（総務省消防庁）が発信する緊急地震速報や弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、市町村の同報系無線システムを自動起動させることにより、瞬時に住民へ伝達するシステムである。

カテゴリ名	配信内容
防災情報	北秋田市からの防災情報（避難情報等）
気象情報	気象警報、土砂災害警戒情報、記録的短期間大雨情報 等 ※Jアラート自動連携
緊急地震速報	緊急地震速報（秋田県内陸北部で推定震度 4 以上の地震発生の場合） ※Jアラート自動連携
震度速報	震度速報、震源・震度に関する情報等 ※Jアラート自動連携
国民保護情報	弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、ゲリラ・特殊部隊攻撃、テロ等各種武力攻撃情報 ※Jアラート自動連携
その他	その他、市からのお知らせ



図 56 防災ラジオによる情報配信内容

出典：北秋田市 HP

4) その他

情報収集元は以下のとおり

- ・北秋田市ホームページ

<https://www.city.kitaakita.akita.jp/>

(6) 防災科学技術研究所 (SIP 4D)

1) 背景

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、災害対応する各機関が保有するデータの情報共有に関して課題が残った。情報を共有する手段がなく、また自分が保有する情報を誰が求めているかを知る方法がなかったため、全体の状況、互いの動きが見えない組織個別の災害対応となった。これらの情報を集約し、必要としている組織がすぐに利用できる形式に加工・変換して提供するのが、SIP 4D のコンセプトである。

2) 概要

SIP 4D は、災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、組織を越えた防災情報の相互流通を担う基盤的ネットワークシステムである。(図 57)

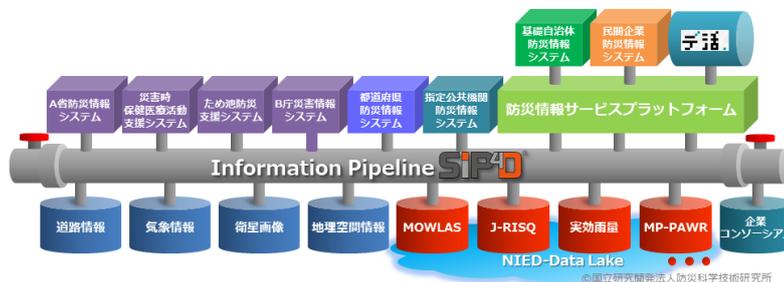


図 57 SIP 4D イメージ

出典：防災科学技術研究所

3) 機能

SIP 4D は、災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、防災情報の基盤的流通を担う仕組みである。(図 58)

それぞれの組織で利用されているシステムと SIP 4D をシステム接続することで、災害情報プロダクトを地理空間データまたはテキストデータとして、自動的に取得することが可能になる。同時に、各組織が保有している情報を災害対応のために提供することも可能になる。



図 58 SIP 4D 機能概要

出典：防災科学技術研究所

4) 利活用実績

SIP 4D が実際に利活用された事例を以下に示す。災害時には、防災科研の職員が応援要員として自治体に入り、SIP 4D の操作をサポートしながら利用するケースが見られる。

- ・大阪府北部の地震

大阪府庁内にて活動し道路通行情報や避難所の状況、ガス・水道の供給状況、入浴施設の位置情報等を電子地図に取りまとめて、広く発信・共有し、当局における迅速な災害対応や医療活動等に幅広く活用された。

- ・平成 30 年 7 月豪雨

広島県庁、岡山県庁、愛媛県庁内において、道路通行情報や避難所の状況、給水拠点・入浴支援拠点の位置情報、空中写真・衛星画像等を電子地図に収録して迅速に共有し、自治体等における様々な災害対応、復旧計画策定等に活用された。

- ・北海道胆振東部

道庁災害対策本部等にて、震度分布、リアルタイム被害推定情報、道路通行情報、断水状況、避難所の状況、支援物資、給水拠点、通信障害状況、医療機関の状況、入浴施設の位置情報等を電子地図上に取りまとめ、被災地の保健医療活動や避難所へのプッシュ型物資支援活動に活用された。

4. 先進事例実施自治体へのヒアリング

(1) 美作市（防災行政無線を廃止、FM告知放送、メール、アプリによる配信）

1) 背景

平成17(2005)年3月に5町1村の合併により誕生した岡山県美作市は、「地域情報通信基盤整備推進交付金事業」を利用した平成21年度補正により、公設民営（IRU※）による市民サービス事業を実施している。

主な整備内容は、合併後に光ファイバ網を整備しIPV6対応の機器により告知放送・地域内無料電話を整備し、IRU事業者をNTT西日本とし、インターネット、ひかり電話（NTT西日本のIP電話）のサービスが提供できる環境を整備した。

さらに、美作市が敷設した光ファイバを利用し、美作市ケーブルテレビ（みまちゃんネル）を運営しており、テレビ共聴のほかに、この設備を活用したFM告知端末による非常時情報伝達を実施している。（これにより、従来の防災行政無線による戸別受信機は廃止している。）

なお、防災行政無線の廃止に伴い、屋外拡声子局での放送については、従来の自営デジタル無線を使用せず、携帯電話回線を使用し音声伝送を行っている。

※IRU（:indefeasible right of user:破棄し得ない使用权）とは、契約（協定）によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期的・安定的な「線路設備」の使用权のこと

2) 屋外拡声子局

防災行政無線を、システムの老朽化等の理由により令和3（2021）年3月末で廃止しているが、屋外拡声器についてはこれまで通り放送するとしている。

屋外拡声子局への伝送は従来の自営デジタル無線の伝送回線部分を、携帯電話網を使用している。屋外拡声子局への音声伝送イメージを示す。（図 59）

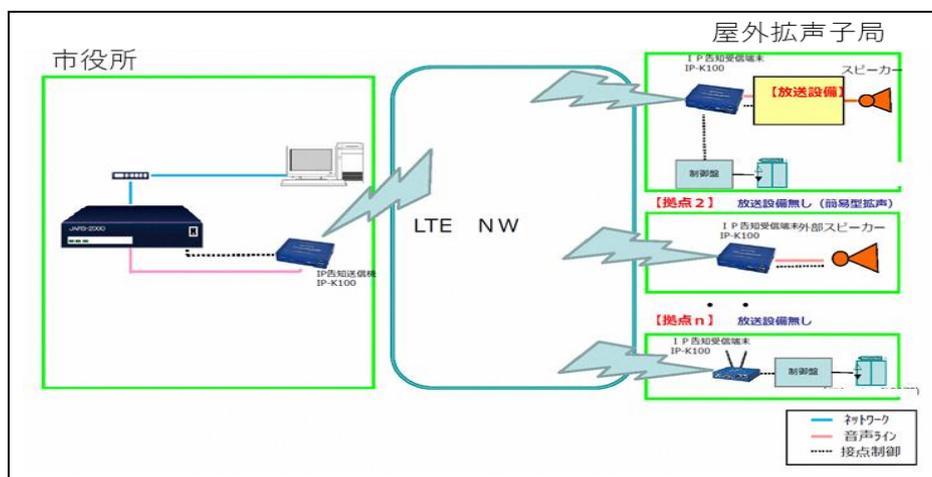


図 59 屋外拡声子局 音声伝送イメージ

3) IP 告知装置の活用

美作市では、屋外拡声子局を全局廃止せずに、携帯回線を用いて利用を継続している。屋外拡声子局を廃止することにより、生じる住民の不安を和らげるためにも有効な方法であると考えられる。

手法としては、自営デジタル防災無線受信機の代わりに、携帯回線による通信が可能な IP 告知装置を使用している。(図 60) IP 告知装置は、防災行政無線の不感地帯を補完する位置づけで古くから使用されている装置であり、新しい技術ではない。しかし、「自営防災行政無線設備を廃止し、屋外拡声子局はしばらく継続利用し、段階的に削減する」場合に採用する技術としては、最適な手法であると考えられる。



図 60 IP 告知装置の例

4) 戸別受信機

大原・東栗倉・美作・作東地域で町村合併前より運用している防災行政無線を、システムの老朽化等の理由により令和3（2021）年3月末で廃止している。

代替の緊急情報の伝達には、FM告知放送、美作市一斉メール、美作市公式アプリ「みまさかonline」、CATVみまちゃんネル等から取得するように市民に促している。

以下に導入された戸別受信機（CATV光伝送路を使用したFM告知）のイメージを示す。（図61）



図 61 美作市の FM 告知端末 出典：美作市 HP

①FM告知端末の特徴

美作市ケーブルテレビの回線に接続し音声を聞くFM告知放送である。

定時の一般行政放送・緊急放送・区長放送など、現行の告知放送と変わらない放送が受信できる端末とされている。

②ケーブルテレビが流すFMラジオ・FM・AMラジオ（空中波）受信可能

ケーブルテレビで提供しているFMラジオ放送を聞くことができ、ケーブルテレビで提供するFMラジオだけではなく、アンテナでFM・AMラジオ空中波を受信し聞くことができる。

また、直近の放送を聞き直すことができ、ケーブルテレビFMラジオで告知再放送チャンネルを放送している。

なお、災害時等で光ケーブルなどが断線した場合も、ラジオで情報が入手できるとされている。（通常ラジオ放送のみ。断線・停電時は告知放送の受信はできない）。

③FM告知端末の設置方法

FM告知端末の設置は美作市ケーブルテレビを見ることが出来る（ケーブルテレビ加入者）では「NTT西日本」または「みまちゃんネル」により端末設置が設置される。

美作市ケーブルテレビを見ることができない（ケーブルテレビ未加入者）の場合は、光成端箱の改修（交換）工事の後に、光ファイバ伝送機器取替え・FM告知端末が実施される。

5) その他

情報収集元は以下のとおり

- ・美作市ホームページ

<http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/soumu/kikikanri/info/1613694599744.html>

<http://www.city.mimasaka.lg.jp/shimin/kurashi/sumai/kokuti/1527038129056.html>

(2) 北広島町（防災行政無線を廃止、戸別受信機とアプリによる配信）

1) 背景

防災行政無線を整備するにあたり、北広島町は中山間地域のため、導入費用や運用費用が高額になる。また、法令により、アナログ周波数の使用が令和4(2022)年11月30日までとなったこと、防災行政無線設備の機器が古く部品調達ができず、修理が困難であることを受け、令和3年3月31日をもって、防災行政無線を廃止し、新たな情報伝達手段を導入することとした。(図62)

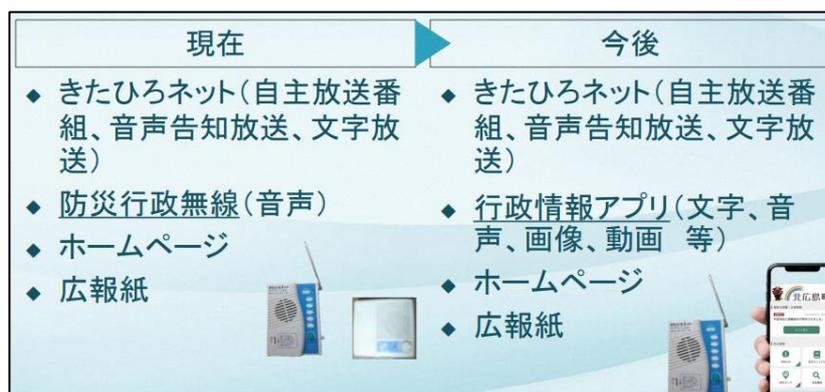


図62 防災行政無線廃止後の情報提供手段

出典：北広島市 HP

2) 屋外拡声子局

屋外拡声子局は廃止され、メール、行政情報アプリ（文字、音声、画像、動画等）が利用されている。行政情報アプリは、防災情報や町からのお知らせ情報に加えて、ハザードマップや生活に役立つ情報を確認できる。また、スマートフォンやタブレット、携帯電話を お持ち出ない方は、申請により固定電話へ防災情報のみを自動音声で届けることが可能である。

3) 戸別受信機

防災情報やお知らせ情報を個人のスマートフォンやタブレット、携帯電話を戸別受信機として活用している。（文字や音声で確認可能）なお、戸別受信機の配布も行っている。

4) その他

情報収集元は以下のとおり

- ・北広島町ホームページ

<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/index2.html>

[5] 防災情報の収集・配信に係る技術動向

1. 防災情報の収集・配信に関する市場調査

(1) 防災情報の収集・配信に関する民間サービス・システム調査

近年では、防災情報を収集し配信するまでの一連の処理を支援する防災情報システムを提供する事業者などが増えている。本市における災害対応業務の効率化、防災情報伝達に関するシステム・設備の整備に向けて、現実的な要件を整理するため、市場調査を行った。調査した各事業者のサービス概要とそのサービスの関連する技術分野を以下に示す。（表 26 表 27）

表 26 各事業者が有するシステムの概要

番号	メーカー名	商品名	概要
1	OKI	防災情報システム「DPS Core」	小田原市防災行政無線の既設メーカーである。他自治体においても多くの導入実績を有する。防災情報システムの取り扱いもあるため、市場調査の対象とする。
2	日本無線	総合防災情報システム	防災行政無線及び防災情報システムの両方を取り扱っているため、市場調査の対象とする。
3	日立国際電気	防災行政無線システム 総合防災情報システム	防災行政無線システムを取り扱っており、導入実績も多い。総合防災情報システムも取り扱っている。
4	NEC	高度自然言語処理プラットフォーム	防災行政無線及び防災情報システムの両方を取り扱っている。小田原市スーパーシティ構想のメンバーでもあるため、調査対象とする。
5	富士フィルム システムサービス	FastAlert	Twitter上の情報をAIを用いて解析し、リスク情報を自動収集するシステム。
6	NTT-AT	@InfoCanal	@InfoCanal（アットインフォカナル）という防災情報配信サービスを提供している。スマホアプリや戸別受信機で情報を取得することができる。情報の既読履歴等を確認したり利用者からの情報収集も可能。 なお、屋外拡声子局製品も取り扱っており、携帯回線を利用した屋外拡声子局への配信が可能である。
7	センチュリー・ システムズ	IP-K100	防災行政無線の設備を流用し、携帯回線での通信に切り替えることができる。そのほかにもJアラート自動起動装置なども扱っている。
8	アルカディア	SpeeCAN RAIDEN	小田原市防災メールサービスを提供している。 一斉情報伝達サービス（SpeeCAN RAIDEN）が主力製品である。総合防災情報システム全体の受託開発よりも、複数のデバイスやSNSに対応した住民への情報配信に強みを持つ。 「平成30年度 災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入促進に関する検討会（総務省）」の資料にも掲載されており、多くの自治体で採用されている。
9	バイザー	すぐメールPlus	一斉情報伝達サービス（すぐメールPlus）を主力製品として提供している。市場調査の対象とする。 総合防災情報システム全体の受託開発よりも、複数のデバイスやSNSに対応した住民への情報配信に強みを持つ。 「平成30年度 災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入促進に関する検討会（総務省）」の資料にも掲載されており、多くの自治体で採用されている。
10	デンソー	ライフビジョン	ライフビジョンというタブレットやスマートフォン端末を使用する防災・行政情報配信システムを提供している。
11	富士通ゼネラル	「GRANCAST」 発令判断支援システム防災情報システム	都道府県や政令市をメインの市場として展開している。市町村向けの情報共有基盤を提供する計画があることから、
12	ファルコン	TRANS MOD	防災情報システムをクラウドサービスとして提供する（TRANS MOD）。官民協働危機管理クラウドシステムをベースとしたサービスである。市場調査の対象とする。 官民協働危機管理クラウドシステムは、文部科学省「社会システム改革と研究開発の一体的推進『地域社会における危機管理施設改革プログラム（自然災害への対応）』の一環として開発されたものであり、防災科研とともに開発された。
13	NTTデータ NTTデータ関西	EYE-BOUSAI	都道府県向けの総合防災情報システムを提供している。クラウドを活用したシステムである。
14	NTTラーニング システムズ	webEOC	米国で開発された防災情報システムであり、国内では京都府が導入している。
15	esriジャパン	ArcGIS自治体ソリューションライセンス	自治体における業務システムのGIS基盤として利用することができるライセンス形態である。個々のesri社製品を購入するよりも安価に利用することが可能。
16	ゼンリンデータコム	AreaMarker	情報を地図上にプロットし、付属情報とともに管理するシステムを使い、店舗管理やBCP対応などに利用する製品として扱っている。

表 27 各事業者が有するシステムの技術分野

番号	メーカー名	商品名	防災行政無線	コミュニティFM	Wi-Fi WiMAX	スマホ・タブレットアプリ	大型文字表示版	カメラ監視システム	多言語化	要配慮者対策	観光客対策	情報収集における防災のDXの視点	情報伝達手段の変換技術	GISの活用	時系列データの監理
1	OKI	防災情報システム「DPS Core」	○								○				
2	日本無線	総合防災情報システム	○								○				
3	日立国際電気	防災行政無線システム 総合防災情報システム	○								○				
4	NEC	高度自然言語処理プラットフォーム	○								○	○		○	
5	富士フイルムシステムサービス	FastAlert										○		○	
6	NTT-AT	@InfoCanal	○ ※1		○ ※3	○			○		○				
7	センチュリー・システムズ	IP-K100	○ ※1		○ ※3						○		○ ※4		
8	アルカディア	SpeeCAN RAIDEN		○ ※2	○ ※3	○	○ ※2	○ ※2	○	○		○	○ ※4・5	○	○
9	バイザー	すぐメール Plus		○ ※2	○ ※3	○	○ ※2	○ ※2	○	○			○ ※5	○	
10	デンソー	ライフビジョン		○ ※2	○ ※3	○	○ ※2	○ ※2	○	○			○ ※5	○	
11	富士通ゼネラル	「GRANCAS T」 発令判断支援システム 防災情報システム					○ ※2	○ ※2	○					○	○
12	ファルコン	TRANS MOD					○ ※2	○ ※2	○					○	○
13	NTTデータ NTTデータ関西	EYE-BOUSAI					○ ※2	○ ※2	○					○	○
14	NTTラーニングシステムズ	webEOC					○ ※2	○ ※2						○	○
15	esriジャパン	ArcGIS自治体ソリューションライセンス												○	
16	ゼンリンデータコム	AreaMarker										○		○	

※1 携帯回線での通信 ※2 連携可 ※3 利用のみ ※4 テキストデータから音声データへの変換技術 ※5 あるシステムのデータ形式から他システム用の形式への変換

2. 通信回線に関する調査

(1) 現在使用している通信回線の整理

雨量、水位等の観測情報や、市内の被災情報を収集し、市民に情報を配信する際には、通信回線を使用する。現在の災害対策業務においては、以下の通信回線の他、民間事業者が運営するインターネット回線や電話回線を使用している。(表 28)

表 28 災害対策業務に使用している通信回線

回線種類	種別	用途
防災行政無線	自営回線	市役所及び消防本部に設置された無線統制局から市内の屋外拡声子局や戸別受信機に情報を伝達するデジタル無線回線である。VHF 回線 60MHz 帯。
デジタル専用線	事業者回線	消防本部のデジタル無線操作卓と市役所の遠隔制御装置を結ぶデジタル専用回線である。有線回線。
MCA 無線機	事業者回線	市役所と避難所等の中で通話が可能な無線回線である。MCA 装置は市役所の他に、避難所等の市内関係施設に配置されている。

新しい非常時通信システムを用いた災害対応業務において活用が想定される自営回線及び事業者回線サービスを次ページに示す(表 29)。

表 29 通信回線比較表

	無線回線			衛星通信		有線回線		
	自営	自営	商用	商用	商用	商用	商用	商用
伝送回線	単一无線回線 VHF (60MHz帯)	無線LAN (2.4/5GHz帯)	携帯電話回線 (LTE)	VSAT	衛星携帯電話	デジタル専用回線 (DA64)	光ケーブル (フレッツVPNワイド) (フレッツVPNプライオ)	光ケーブル (ビジネスイーサワイド)
システムイメージ								
概要	無線設備を自前で整備する方式である。整備費は発生するが、通信利用料は発生しない。ただし、設備の保守費用は発生する。	無線LANを屋外に適用した通信方式である。整備費は発生するが、通信利用料は発生しない。ただし、設備の保守費用は発生する。	携帯電話回線を利用した無線による通信方式である。初期費用、通信利用料が発生する。ただし、設備の保守費用は発生しない。	通信衛星を利用した通信方式である。初期費用、月額費用が発生する。ただし、設備の保守費用は発生しない。	衛星携帯電話回線を利用した無線による通信方式である。初期費用、通信利用料が発生する。ただし、設備の保守費用は発生しない。	有線回線を利用した専用線通信方式である。初期費用、通信利用料が発生する。ただし、設備の保守費用は発生しない。	有線回線を利用した専用線通信方式であり、プライベートネットワークとセットのサービスである。初期費用、通信利用料、プライベートネットワーク利用料が発生する。ただし、設備の保守費用は発生しない。	有線回線を利用した専用線通信方式であり、プライベートネットワークとセットのサービスである。初期費用、通信利用料、プライベートネットワーク利用料が発生する。ただし、設備の保守費用は発生しない。
伝送可能	水位・雨量データ	○	○	○	○	○	○	○
	危機管理型水位計	○	○	○	○	○	○	○
	監視カメラ (静止画)	×	○	○	○	○	○	○
	監視カメラ (動画)	×	○	○	×	○	○	○
伝送速度	200bps (5W) 1200bps (10W)	数10Mbps	受信：168Mbps～299Mbps 送信：23Mbps～45Mbps (実測値：ドコモ)	最大2Mbps	最大144kbps/下り最大384kbps (ベストエフォート型) 上下64kbps (速度保証型)	64bps	VPNワイド：最大1Gbps VPNプライオ：最大1Gbps	10Mbps
通信距離	10km	約1km	サービスエリア内	サービスエリア内	サービスエリア内	サービスエリア内	サービスエリア内	サービスエリア内
断線リスク	○断線リスクなし	○断線リスクなし	○断線リスクなし	○断線リスクなし	○断線リスクなし	○迂回路により対策されている	○迂回路により対策されている	○迂回路により対策されている
停電リスク	○対策されているが、非常用電源の対策時間を超える場合は、リスクを回避できない	○対策されているが、非常用電源の対策時間を超える場合は、リスクを回避できない	○移動電源車や移動基地局により対策されているので、非常用電源の対策時間を超える場合でも対策がされている	○対策されているが、非常用電源の対策時間を超える場合は、リスクを回避できない	○対策されているが、非常用電源の対策時間を超える場合は、リスクを回避できない	○移動電源車により対策されているので、非常用電源の対策時間を超える場合でも対策がされている	○移動電源車により対策されているので、非常用電源の対策時間を超える場合でも対策がされている	○移動電源車により対策されているので、非常用電源の対策時間を超える場合でも対策がされている
輻射リスク	○輻射リスクなし	○輻射リスクなし	○通話は輻射リスクあり。データ通信は輻射の影響は少ない	○輻射リスクなし	○通話は輻射リスクあり。データ通信は輻射の影響は少ない	○輻射リスクなし	○通話は輻射リスクあり。データ通信は輻射の影響は少ない	○輻射リスクなし
通常時の障害対応	○県の指示により保守業者が対応する	○県の指示により保守業者が対応する	○事業者が主体的に対応する	○事業者が主体的に対応する	○事業者が主体的に対応する	○事業者が主体的に対応する	○事業者が主体的に対応する	○事業者が主体的に対応する
災害時の復旧対応	○県の指示により保守業者が対応する	○県の指示により保守業者が対応する	○事業者が主体的に対応する	○事業者が主体的に対応する	○事業者が主体的に対応する	○事業者が主体的に対応する	○事業者が主体的に対応する	○事業者が主体的に対応する
運用費用 (月額)	なし	なし	【月額基本料 (日本通信)】 SIM枚あたり (3GB) 3,000円	【ネットワーク登録料】 1,000,000円～/1VSAT 【双方向サービス周波数帯域幅利用料】 100,000円～/月 【ネットワーク利用料】 62,000円～/月 /1VSAT (1モデムあたり)	【月額利用料】 70,400円/月+0.088円/超過1バケットあたり (100万バケット超)	【回線利用料】 ・15km以内 31,380円	【フレッツ光ネクスト】 ・ギガライン 5,400円/箇所 ・プライオ10 41,100円/箇所 【フレッツVPNプライオ月額】 7,000円/箇所 【合計】 (※1) ・ギガライン 月額：約12,400円/箇所 ・プライオ10 月額：約48,100円/箇所	【中継設備利用料】 500,000円/箇所 【アクセス回線利用料】 【アクセル回線利用料】 38,000円/箇所 【県内中継回線利用料】 80,000円/箇所 【回線終端装置利用料】 2,000円/箇所 【合計】 月額：約620,000円/箇所 (※1)
ネットワークセキュリティ	専用回線のため、セキュリティが高い	専用回線のため、セキュリティが高い	専用回線のため、セキュリティが高い	専用回線のため、セキュリティが高い	専用回線のため、セキュリティが高い	専用回線のため、セキュリティが高い	通信事業者の閉域ネットワークを用いるため、セキュリティや通信品質の面で、より専用線に近い環境を利用できる	通信事業者独自のVLAN技術を用いることで、専用回線と同等のセキュリティを確保している
免許	必要	不要 (10mW)	不要	不要	不要	不要	不要	不要
評価	○通信容量が小さいため、音声以外の情報を配信することができない。	×子局一親局間の対向間の見通しが必要のため、利用可能な場面が限られる。	○屋外拡声子局だけでなく、様々な情報伝達手段として活用ができる。	○災害時における神奈川県との連絡回線として使用している。	○災害時における職員間の連絡回線として使用している。	○市役所一小田原市消防本部を結ぶ防災行政無線回線の回線として使用している。	○帯域優先サービスがあり、通信費は高額ではないため、市役所一避難所を結ぶ通信回線として活用することが考えられる。	○帯域確保されているが、通信費が高額なため、接続先を限定した特定の拠点間の通信手段として活用することが考えられる。

※1：運用費用 (月額) は回線距離、回線速度、追加オプション等により変動する。

(2) 通信回線の信頼性に関する評価

非常時通信システムの通信回線について検討する際、災害時の人命にも係わる情報を扱うと言った観点において、整備性や費用対効果等といった他の評価項目と異なり、通信回線の信頼性の確保に関しては、様々な状況を想定して的確に分析・比較・評価する必要がある。

特に、自営回線と事業者回線の信頼性の問題に関しては、大規模な災害が発生する度に様々な議論がなされ、その対策が検討されてきた。その評価と現時点で取り得る対策の概要について以下に示す。

1) 自営回線と事業者回線の信頼性に関する評価

本市が保有している防災行政無線は、自営回線であり、整備から維持管理までを市が行っている。

一般的に事業者回線網よりも自営回線の方が、信頼性が高いのではないかというイメージが強く、自営回線を維持し続けたほうがよいという固定観念が根強い。

自営回線と事業者回線では、それぞれにメリット・デメリットがあり、常にどのような状況においても自営回線が優位という訳ではなく、どのメリットを優先して、どのデメリットを許容するかという視点に基づき、災害時における通信回線としてどちらが最適なのかを判断する必要がある。以下に、自営回線網と公衆回線網のメリット・デメリットを示す。(表 30)

表 30 自営回線網と事業者回線網のメリット・デメリット

評価項目	自営回線網	事業者回線網
設備の整備・維持管理	市が独自に調達し、整備・運営する必要がある。維持管理は、保守業者が行う。災害時には、保守業者に市から対応を依頼する必要がある。体制は保守業者の担当者に依存しており、被災後の復旧に向けた取り組みについてもリソースが限られる。 ×	通信事業者の設備を利用する。維持管理は通信事業者が行う。複数の市町村と災害協定を結んでおり、災害時には、通信事業者が県からの依頼を待つことなく、自律的に対応する。体制も全国からリエゾンが派遣される仕組みとなっており、被災後の復旧に向けた取り組みには多くのリソースを掛けて対応する。 ○
通信の信頼性	専用で通信帯域を使用することができるため、他の利用者による影響を受けず通信が可能。 通信速度は200~1,200bps程度。電波障害の影響を受ける子局も存在する。 ○	通信帯域はベストエフォートとなる。通常は1Mbps程度の通信速度であるが、他の利用者の通信量に応じて通信速度は低下する。ただし、屋外拡声子局への配信データ量は微小なため、通信速度の低下による遅延等の影響は小さいと思われる。通信サービスエリア外は通信が不可となるが、市内では、その心配はほとんどない。また、電波障害による影響はほとんどない。 ○
建物の耐災害性	市役所、消防本部、中継局それぞれの建物における耐災害状況による。 △(耐震化対策の状況による)	建物に対し以下の対策を実施。 【耐震性】 震度5強：損傷しない 震度6：軽微な損傷 震度7：崩壊・倒壊を回避 【火災防護】 ・建物不燃化、耐火構造化 ・防火区画、防火扉の設置 ・貫通孔耐火塞ぎ ・火災報知器等の設置 ・消火設備の設置 【風水害防護】 ・高所選定(200年降雨確率) ・水防板、水防扉、水防困障 ・建物の嵩上げ ○
非常用電源	子局、中継局では、バッテリーを使用。市役所では、建物に整備されている非常用電源により電源が確保される。 △	通信局舎には、非常用発電設備が整備されており、停電時に、予備電力により通信を確保する仕組みとなっている。局舎の予備電力が不足する場合は、移動電源車が配備され電源を供給する。 ○

令和元年房総半島台風により（9/9（月）上陸）には、停電の影響とNTT中継局舎の発電設備の停電補償時間超過の影響により、千葉県南部地域一帯のNTT回線が使えない状況が発生した。これは、東京電力等の電力供給側に多くの問題があり、自営回線網においても電力供給がなされないと不通となるため、事業者回線だから発生したという問題ではないことを理解する必要がある。

NTT東日本へのヒアリングによると、NTT中継局舎は、9/9 21時時点で12時間以内に予備電源の維持が困難になる恐れのあるビルを把握し、移動電源車等の手配を行った。そのため、9/10（火）9時までは、予備電源により通信が確保されていたことが推定される。予備電源の枯渇により、9/11～9/13まで一部の地域で通信サービスを利用できなくなった期間があるが、移動電源車の手配により9/13（金）には通信を復旧させている。東京電力による商用電力が回復したのは9/19（木）であり、東京電力が9/11～9/19までの9日間にわたり商用電源の供給がストップした場合でも、通信の停止は9/11～9/13の3日間のみであった。

通信サービスが利用できなくなった期間は、台風が過ぎた後（9/10（火）9時以降）であることにも着目する必要がある。台風通過後の災害復旧時における通信回線の確保は重要であるが、最も重要な避難指示を判断するさいには、通信回線は使用できており、避難情報の発令に影響はなかったものと思われる。

【参考：東日本大震災における音声通話とパケット通信の利用規制状況】（図63）

東日本大震災において、音声通話については、利用規制がかけられたが、パケット通信に関しては、すぐに利用規制が解除されたか、事業者によっては、通信規制を実施しなかった。以下に総務省資料（東日本大震災における情報通信の状況）を示す。

このことから、災害時におけるパケット通信は影響を受けにくく、信頼性の高い通信手段であることがわかる。

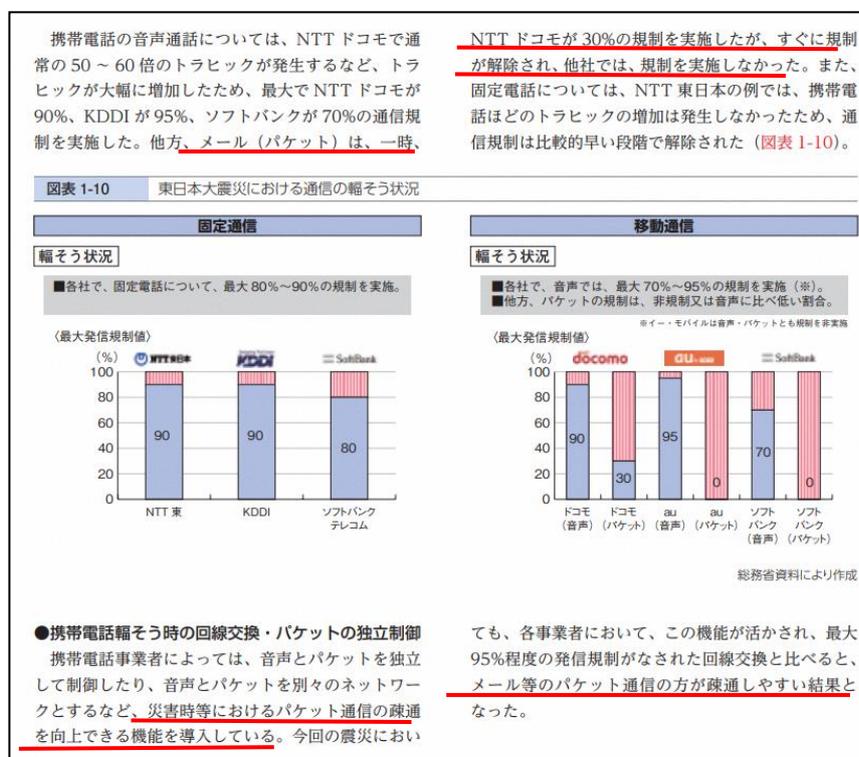


図 63 東日本大震災における情報通信の状況（総務省）

(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h23/pdf/n0010000.pdf>)

2) 通信線の断線リスクに対する対応

商用回線の通信線が断線した場合は、通信事業者が自主的に通信回線の復旧作業を行う。NTT 東日本の例では、一部の通信回線が被災した場合でも通信伝送路のループ化構成により、通信を確保している。

令和元年房総半島台風では 1,341 箇所、令和元年東日本台風では 157 箇所の加入ケーブルが罹災し、通信が利用できない加入者が複数見られた。なお、中継ケーブルについては、複数ルート（24 ルート）でケーブル断が発生したが、迂回ルートにより通信サービスへの影響がなかったことが報告されている。千葉県における通信線の断線は、山間部や山林における樹木の倒木により、電話線や電力線が断線したことが主な原因である。

本市においては、市役所－小田原市消防本部の間を専用線で結んでいるが、市街地においては樹木の倒木によるリスクは低いため、市街地における主要な拠点を結ぶ通信回線として有線回線は継続利用することに関して災害時のリスク回避は可能であると考えられる。

なお、山間地に存在する拠点との通信回線については、携帯回線等の無線回線の使用を検討する方が有利であると考えられる。

停電時において通信を確保するためには、蓄電池などの対策が必要である。屋外拡声子局は、蓄電池により、72 時間程度の停電補償対策を行う必要があると考えられる。

市役所内設備については、市役所の電源を確保する発電機・蓄電池が整備されている。

通信事業者における基地局では、商用電源を消失した場合でも通信を確保するために、自家発電施設や移動電源車等を配備している。NTT 基地局においては、設備の耐災性強化に取り組んでおり、各種通信設備、建物、鉄塔等を対象に対策が実施されている。（図 64）

				
	ビルディング・タワー	インサイドプラント	どう道	ケーブル
耐震性	<ul style="list-style-type: none"> 【震度階5】損傷しない 【震度階6】軽微な損傷 【震度階7】崩壊・倒壊を回避 	<ul style="list-style-type: none"> 【震度階5】損傷しない 【震度階6】軽微な損傷、機能上影響なし 【震度階7】一部損傷、主要設備は早期に正常な機能に回復 	<ul style="list-style-type: none"> 【震度階6】損傷しない 【震度階7】一部損傷、ケーブル防護機能に影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> マンホール内ケーブル余長
火災防護	<ul style="list-style-type: none"> 建物不燃化、耐火構造化 防火区画、防火扉の設置 火災報知器等の設置 消火設備の設置 貫通孔耐火塞ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 難燃素材採用 ケーブル貫通部の耐火塞ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 防火壁 油流入防止堰 どう道管理システム 	<ul style="list-style-type: none"> どう道等で難燃ケーブル適用 ケーブル接続技術の改良
風水害防護	<ul style="list-style-type: none"> 高所選定（200年降雨確率） 水防板、水防扉、水防団障 建物の嵩上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 長時間停電対策 アンテナ速度圧設計 	<ul style="list-style-type: none"> 防水壁、防水扉 どう道管理システム 	<ul style="list-style-type: none"> ケーブル接続部の浸水防止



図 64 NTT 東日本における設備の耐災性対策

3) 通信の輻輳に関する対応

通信回線のサービスでは、ベストエフォート、帯域優先、帯域確保のサービスを選択することができる。通信事業者は、回線が込み合った場合に、必要に応じて回線帯域を確保するサービスを提供している。

屋外拡声子局で使用するデータ量は少量であり、現在のVHF帯自営回線では、200~1,200bps程度の速度があれば十分に通信が可能である。防災メール、緊急速報メール、スマホアプリの通知等も同様に扱うデータ量は少ない。一方、スマホアプリで地図や写真、映像などの情報を扱う際には、500~1,000kbps程度の通信容量が必要となる。

そのため、通知等の小容量のデータであれば、通信回線の輻輳が発生した場合でも、通信が停止するなどの深刻な影響が生じる可能性は低いと考えられる（東日本大震災においても、電話は通じなかったがメールのやり取りはできたという事例が見られた）。

以下にベストエフォート、帯域優先、帯域確保のサービス内容を示す。（表 31）

表 31 輻輳対応

項目	特徴
ベストエフォート	インターネット回線やフレッツ光回線を使用した場合は、ベストエフォートとなり、回線の込み具合により、通信の遅延が生じる可能性がある。スマートフォン、携帯電話、パソコンによるインターネット接続が遅延の影響を受ける可能性がある。
帯域優先	フレッツ光プライオ回線を使用した場合は、帯域優先というサービスを付加することができ、プライオ10サービスでは10Mbpsの帯域を、プライオ1サービスでは1Mbpsの帯域を他の通信に比べて優先的に使用できる。
帯域確保	ビジネスイーサ回線を使用した場合は、帯域確保される。回線の込み具合に依らず、10Mbpsの帯域を使用することができる。

災害時に配信する通知情報の場合、使用する通信帯域は小容量（数kbps）であることから、事業者回線のベストエフォート型サービスでは遅延が生じるかもしれないが、通信が途絶える可能性は低いと考えられる。

4) 事業者回線の災害復旧対応

NTT東日本は、複数の市町村と災害協定を結んでおり、災害時には、通信事業者が県からの依頼を待つことなく、自律的に対応する。全国からリエゾンが派遣される仕組みとなっており、被災後の復旧に向けた取組みには多くの資機材や人材をかけて対応する体制を構築している。（図 65 図 66）

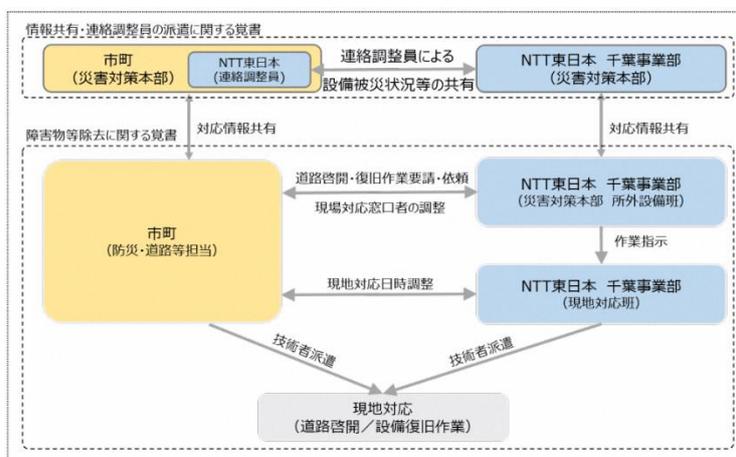


図 65 災害時における自治体と通信事業者との連携

<https://www.ntt-east.co.jp/chiba/news/detail/20201225.html>

<携帯各社の今後の災害対策>

- ・3.11や熊本地震の際に役立った対策をさらに拡大
- ・ドローンや気球による大規模なエリアをカバー可能な次世代の応急対応手法を開発

ドローン：1台で半径10kmをカバー、有線接続でバッテリーにつなぐことで24時間稼働
1時間以内に運用開始が可能

気球：運用開始までの時間はドローンよりもかかるが半径80kmをカバーできることや長時間の運用が可能



対策項目	東日本大震災時 (2011.03.11時点)	比較	熊本地震時 (2016.04.16時点)	熊本地震での実施状況		
停電対策	移動電源車・可搬型発電機	約830台	約2.7倍	約2270台	→ 約115局救済 (約100台稼働)	
	予備バッテリーの増設化	約1000局	約5.9倍	約5850局		→ 重要な基地局の停波は限定的
伝送路断対策	基幹伝送路の冗長化	2~3ルート	増設ルート化の更なる強化	2~4ルート	→ 約40回線救済 (約40台稼働)	
	マイクロエントランス回線	約70回線	約5.3倍	約370回線		→ 約50箇所救済 (約40台稼働)
エリアカバー対策	車載型基地局	約40台	約3.5倍	約140台	→ 約50箇所救済 (約40台稼働)	
	可搬型基地局	約50台	約6.8倍	約340台		
	大ゾーン基地局	0局	新たに設置	約115局		→ 隣接圏によるエリアカバー等により、多くの基地局の救済が可能であったため、大ゾーン基地局は稼働せず。

停電対策

伝送路断対策

冗長化

エリアカバー対策

図 66 通信事業者における災害外対策の取組み

5) 通信回線の信頼性に関する評価結果

災害時における通信に関するデータ量は小容量であること、スマホアプリを使用した場合でも、遅延は生じて通信が断絶するリスクは少ないこと、通信事業者の災害に対する備えや発災時の普及対応の取組みを勘案すると、災害応急対策業務においても、メール、インターネット配信等の多様な通信サービスを提供可能な事業者回線を使用することは、通信回線の信頼性確保上、大きな問題はないものと考えられる。

[6] 防災情報の収集・配信に係るシステム・設備の整備方針

1. 本市非常時通信システムを取り巻く環境、現状分析（まとめ）

防災情報の収集・配信に係るシステム・設備の整備方針を検討するにあたり、前章までに検討した、本市非常時通信システムを取り巻く環境、現状分析のまとめを以下に示す。

[1] 本市における地域特性と災害リスクの特徴

- ・本市は豊かな自然環境を有すると同時に、地震災害、洪水、土砂災害、高潮、津波などによる潜在的なリスクが存在しており、家屋や商業施設は平野部に集中している。
- ・津波は、揺れ始めから最短1分で到達するとされており、Jアラートを介し、津波災害警戒区域に即時に複数手段で市民に情報提供できる仕組みを作る必要がある。

[2] 防災情報提供の現状分析

- ・市では、市民に対し、複数の方法により防災情報を提供しているが、災害時にどのような方法で情報を入手しているか、また、今後期待している情報取得手段などを把握するため、アンケート調査を実施した。

実施期間：令和4(2022)年1月4日(火)～2月28日(月)

対 象：小田原市民

回答方法：WEB アンケートフォームを用いた回答、電話による回答、FAX による回答、紙による回答（市役所2F アンケートブース）、無作為抽出の5種類の方法を選択制とした。

周知方法：市のHPに掲載、自治会の回覧、市役所2Fでの掲示、広報おだわら、こゆるぎ通信

回 答 数：1,782名

- ・市民アンケートの結果、防災行政無線（屋外拡声子局）は、市民の3割程度にしか音声情報が伝わっていないが、「音を鳴らして危険を知らせる」設備というように、役割を絞れば、市民の8割に情報を伝達することができる。
- ・スマートフォン向け防災アプリへの期待は60代以上の高齢者からも支持されている。
- ・障がい者等には、個別ヒアリングを実施したところ、現在は、防災メール等により防災情報を取得していることが多く、こまめな情報発信を希望している。

[3] 国・地方公共団体における防災情報提供に係るの動向

- ・動向を把握するため、国の機関や有識者へのヒアリングを実施した。
- ・時代の変化にあった情報伝達手段を利用し、住民に情報が伝わるのであれば、手段は問わない。（総務省）
- ・災害のリスクに応じた相応の対策を検討する必要がある。
- ・携帯回線は災害に強くなっているが、FM波との併用は効果的である。
- ・住民が能動的に情報を取得でき、主体的に意思決定できる情報を充実させることは重要である。
- ・発災後の応急期の広報は音声だけでは伝わりづらく、文字情報での伝達が効果的である。
- ・屋外拡声子局の配置を見直す場合、丁寧な説明と地域住民の理解が必要である。

[4] 防災情報の収集・配信に係る技術動向

- ・通信事業者の災害に対する備えや発災時の復旧対応の取組みを勘案すると、災害応急対策業務においても、メール、インターネット配信等の多様な通信サービスが提供可能な事業者回線を使用することは、通信回線の信頼性を確保する上で、大きな問題はない。

2. 時代の変化に伴う本市の情勢や情報伝達手段の変遷

本市が災害情報を市民に伝達するために整備を進めてきた情報伝達手段を取り巻く社会情勢の変遷や整備状況について以下に示す。

約40年前の屋外拡声子局が整備された当初は、本市の人口は18.6万人、世帯数は5.6万世帯、住宅数は6.2万戸（推計）であり、現在よりも人口密度が低く、住宅も密集していないため、屋外拡声子局による音声も伝わりやすかったと推測される。

また、市民が情報を取得するためのツールは、市として独自に情報発信するツールを持たないため、固定電話、テレビ、ラジオなどに限られていた。そのため、当時は、防災情報を伝達する手段として屋外拡声子局による音声の伝達は、有効な手段として機能していたと思われる。

現在は、人口は18.8万人、世帯数は8.3万世帯、住宅数は9.1万戸である。その結果、当時と比較すると、人口はさほど変わっていないものの、世帯数・住宅数は約1.5倍に増えており、音を遮蔽する建物が増えている状況である。そのため、40年前と比較すると、住宅内への音声が伝わりづらくなっていると思われる。市民アンケート結果からも聞き取りにくいという意見が寄せられている。

また、市からの情報伝達手段は、多様化しており、J:COM「防災情報サービス」、FMおだわら、テレホンサービス、防災メール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車等が導入されている。市民が情報を取得するためのツールは、固定電話、テレビ、ラジオに加え、携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコンなどインターネットに接続できる機器が活用されている。

将来、人口減少、少子高齢化が進むことがあっても市民が安心して暮らしていくために、スーパーシティやコンパクトシティ、デジタルを活用したまちづくりに関する取り組みが進められている。技術の面では、デジタルサイネージやドローンを活用した情報配信などの新しい技術が広く普及されることも予測される。

また、市民が情報を取得するためのツールとして、スマートフォンはさらに普及していくことが見込まれる。（図67）



※1 小田原市HPより（1975年の住宅数は平成5～25年（5年ごと）の世帯数と住宅数の比率より推定）

5

図67 時代の変化に伴う本市の情勢や情報伝達手段の変遷

3. 防災情報の配信・収集に係るシステム・設備の整備方針

前項までの情報を踏まえると、「屋外拡声子局を用いて、音声により防災情報を伝達する手段」は、最も有効な手段ではなくなりつつあり、「スマートフォンなどにより、個人に直接防災情報を確実に伝達する手段」を重点的に拡充していくことが重要であり、一方で、屋外拡声子局については、「音を鳴らして危険を知らせる」設備としての有効性は認められることから、費用対効果・地域特性・位置づけを考慮し、再配置を検討することとする。

このことから、本市における災害対応業務を効率化し、適切な情報を迅速に市民に伝達するための取組みとして、以下の2つの方針に基づき、システム・設備の整備を推進する。

(1) 方針① 防災情報を個人に確実に伝達する体制の確立

防災行政無線を使用した音声による防災情報配信では、屋外拡声子局の設置場所により、音声が聞こえる人と聞こえない人が生じるという課題があった。そのため、従来の対策としては「屋外拡声子局を増やす」「戸別受信機の配布先を増やす」という対策を取ってきた。しかし、この手法ではここまで整備すれば十分という最終形が無く、子局を増やすほど整備費・維持費がかかり、財政を圧迫する悪循環を招いている。また、子局の増設だけでは住宅内への情報伝達が難しいという課題の解決には結びつかない。

今後は、住民が「自らの命は自分で守る。」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動がとれる社会を目指すため、行政として防災情報を個人に直接届け、確実に伝達できる体制を確立する。(図 68)

この際、従来の手法に捉われず、費用対効果に留意した施策を推進する。

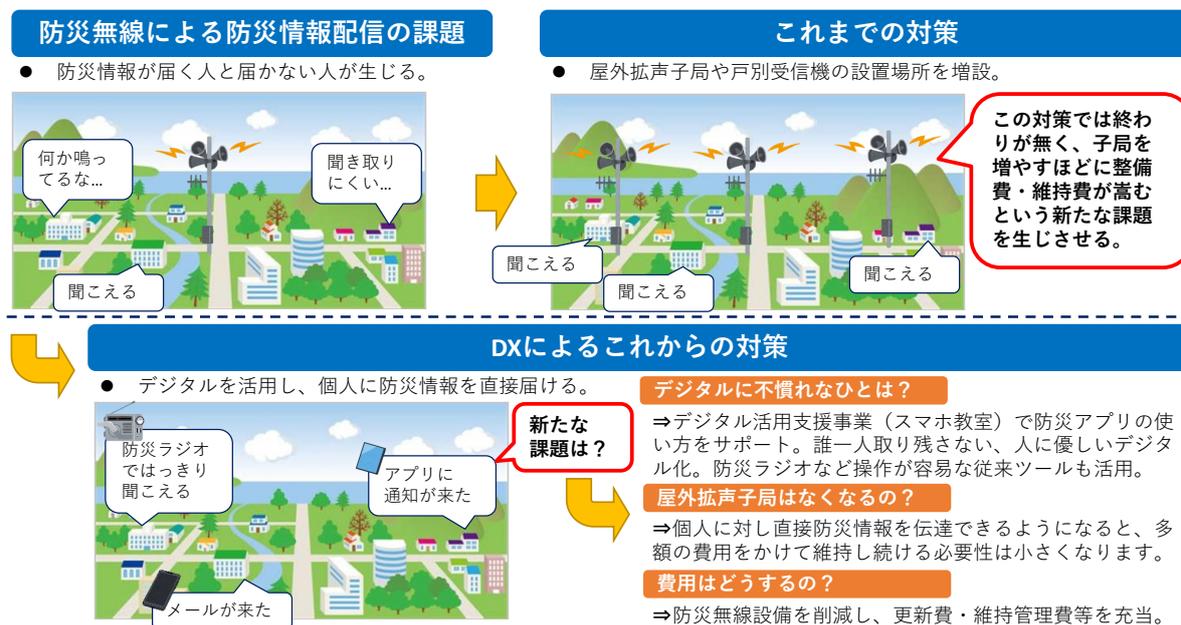


図 68 情報伝達手段の現状と DX による今後の対策

(2) 方針②デジタル技術を用いた災害対策業務の効率化

災害時において、防災対策課は災害情報の収集、市民への情報提供、関係各所との情報交換・連携等多岐に渡る業務を遂行している。災害対応では、電話やFAX、電子メール、インターネット等、様々な情報媒体から情報を収集し、報告様式を作成したり、防災行政無線やメール配信等を行っている。これらの作業は、ほとんどが人力によるアナログな手法で行われており、職員の経験や個々の能力に依存する部分が多い。

従来的人力によるアナログな手法で行われていた防災情報の収集、集約、分析、共有の業務プロセスにデジタル技術を活用し、災害対策業務の効率化を図る。

この際、迅速、確実に市民に防災情報を配信する手段とのシームレスな連携に留意する。(図69)

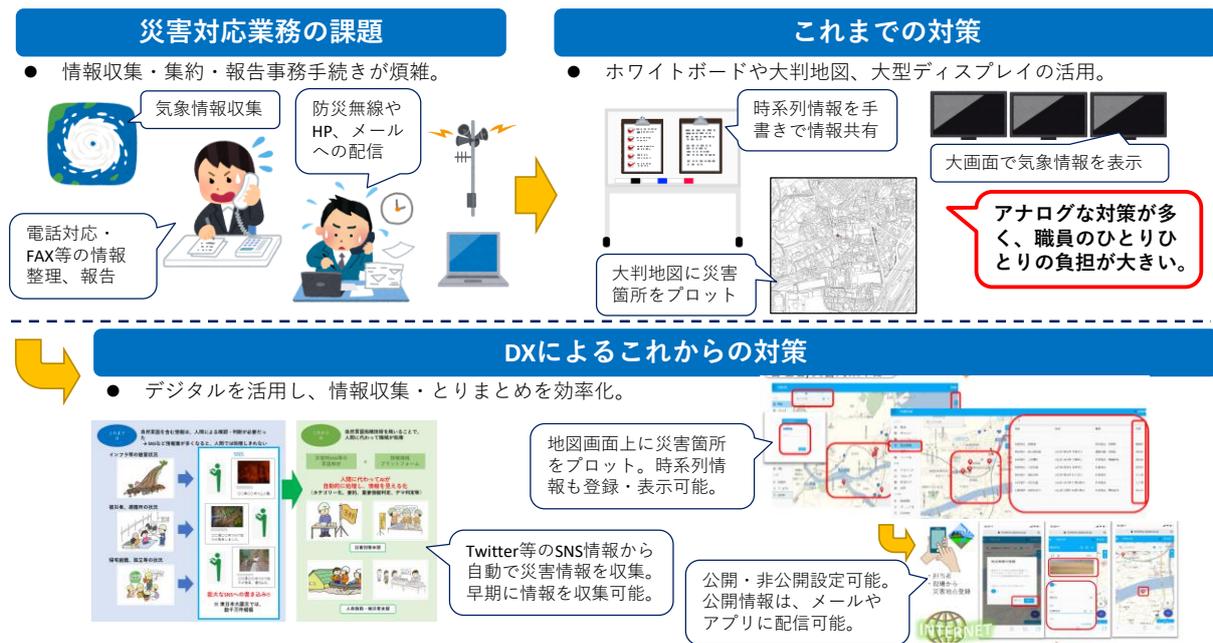


図 69 災害対応業務の現状と DX による今後の対策

[7] 本市非常時通信システムの実現要領

前章の整備方針を実現するために、具体的な取組要領について以下に示す。(図 70)

この際、市から住民に伝えるべき災害情報を、屋内・屋外に伝えるべき内容で分類し、構築した情報伝達手段でそれぞれがカバーされており、情報を受け取る人の特性に応じた情報伝達手段を分類し、ICT（情報通信技術）に馴染みがない方にも確実に災害情報を伝達することができるよう、多様な情報伝達手段を整備し、誰一人取り残さない網羅的で多重構造の情報伝達を目指す。

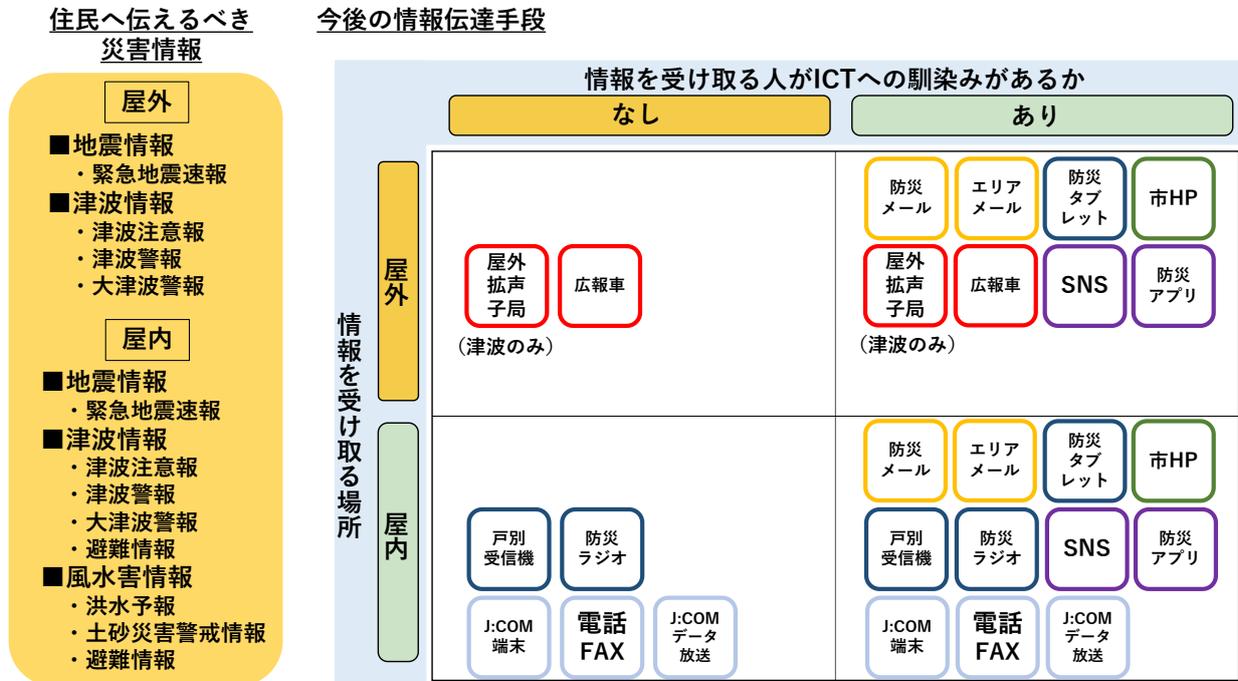


図 70 市民に伝えるべき情報と情報を受け取る人の特性に応じた情報伝達手段

また、情報機器の保有状況に応じて、選択可能な情報伝達手段を選択するイメージを以下に示す。(図 71)

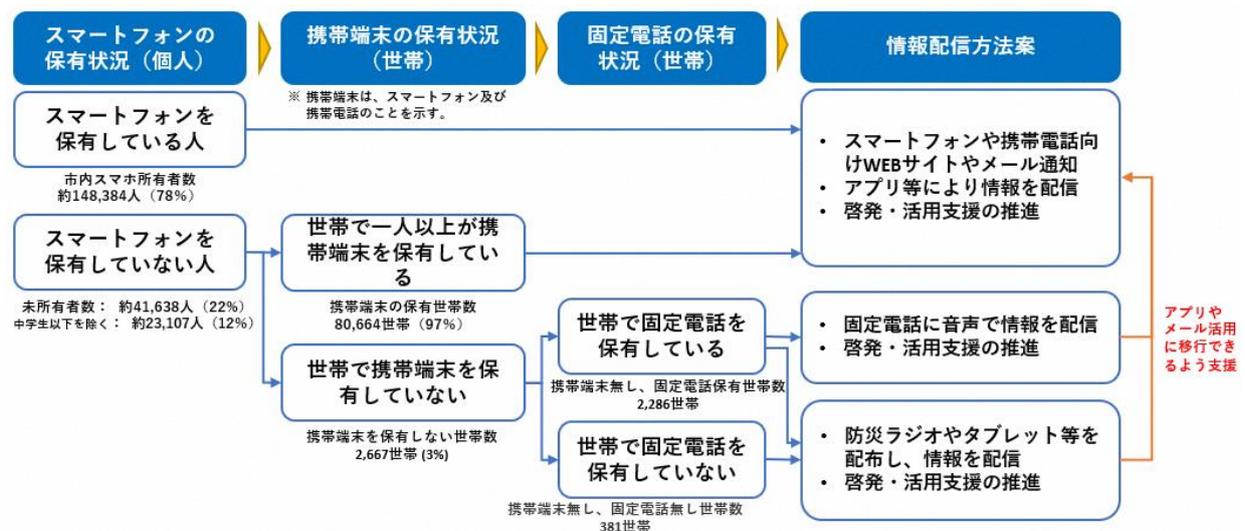


図 71 情報機器の保有状況に応じた情報伝達手段の選択

ここからは、前章の整備方針①、②それぞれを実現させる方策として8項目を挙げる。

整備方針 [6]-①	(1) 多様な防災アプリによるきめ細やかな情報配信 (2) 戸別受信機の代替案としてのタブレット活用 (3) 屋外拡声子局の再配置 (4) ダイバーシティ&インクルージョン対策としての防災ラジオの活用 (5) デジタルサイネージなど多様な媒体への情報配信
整備方針 [6]-②	(1) GISを用いた災害対策業務の効率化 (2) SNSを活用した情報収集 (3) 危機管理型水位計技術を活用した観測情報収集

1. [6]-①-(1) 多様な防災アプリによるきめ細やかな情報配信

防災アプリは現在運用している「災害時ナビ」や「Yahoo!防災」に加え、市独自の情報を掲載することが可能な防災アプリを導入することとする。(図 72)

「災害時ナビ」や「Yahoo!防災」は全国的なアプリであり、国内で多くの人々が利用している可能性が高いため、観光客などの利用も想定し、各社との協定に基づき今後も継続利用する。

なお、後述する防災情報を収集し集約するシステムと連携し、容易な操作で情報を配信することができる仕組みを採用する。



図 72 防災アプリ操作イメージ

2. [6]-①-(2) 戸別受信機の代替案としてのタブレット活用

防災無線の内容を屋内に伝えることが可能な戸別受信機は、自治会長宅や病院等の市内の施設に整備されている。屋内に音声を確実に伝えることができる機器であるが、音声以外の情報を伝えることができない。災害時においては、市と自治会長や各施設の管理者との間でメッセージや画像等のより詳細な情報を交換できることが望ましい。そこで、戸別受信機にかわり、多様な情報交換が可能なタブレット端末を整備する。

なお、タブレットの機能として平常時は、自治会の会合の出欠確認など、市役所と日常的に連絡を取り合う役職者との連絡ツールとして活用できるシステムを導入する。(図 73)

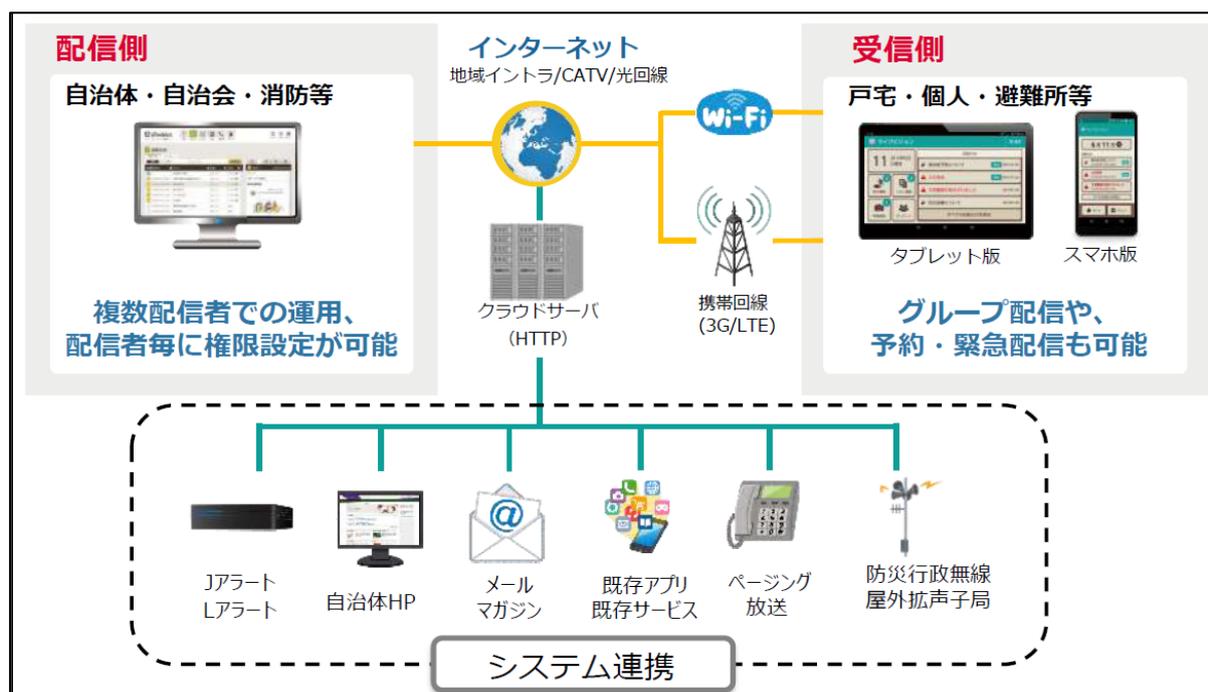


図 73 戸別受信機に代わるタブレット端末の機能イメージ

3. [6]-①-(3) 屋外拡声子局の再配置

河川の氾濫や土砂災害の危険度が高まる際には、気象情報などの予兆となる事象があり、その情報を予め複数の情報伝達手段を用いて配信することで、住民の避難判断を支援することができる。この際、屋外拡声子局は、雨音で聞こえにくくなるなど、その有効性を十分に発揮することができない。

一方、津波の場合は、予兆となる事象を捉えることが難しい。そのため、津波災害警戒区域においては、その場から安全な場所に直ちに避難することを促す情報伝達手段が必要である。この際、屋外拡声子局は、サイレン音等で広範囲に危険を伝えることができるため、有効性を十分に発揮することができる。津波災害警戒区域においては、津波の到達時間が最短で1分程度である地域もあることから、直ちに情報を広範囲に伝達することができるよう、メールやスマートフォン等への情報配信に加え、屋外拡声子局によるサイレン音による情報伝達手段を整備する。(表 33 図 74)

屋外拡声子局の再配置の考え方については、以下に示す5案のうち、案2-2を採用することとする。(表 32 図 75) この案では屋外拡声子局を、津波のリスクがある沿岸部に配置し、言葉ではなくサイレンを鳴動させることで、津波災害警戒区域からの避難を促す役割を担う設備として位置付ける。(図 76)

これはアンケート結果から「何を言っているかはわからないが鳴っているのは聞こえる」「避難判断の情報源は防災行政無線」という回答が多かったことから、津波避難においては「屋外拡声子局の音がなったら津波災害警戒区域から逃げる」というルールを適用することで、屋外拡声子局を整備する位置づけを明確にするものである。

なお、災害時における自営回線と事業者回線の信頼性については、前章で示した通り、通信事業者自身による災害対策の取組みの強化がなされていることに加え、監督省庁における、災害時における事業者回線利用に対する前向きな意見を踏まえ、防災行政無線に変わり、事業者回線を用いて、屋外拡声子局を鳴動させる方式を採用する。

沿岸部以外の地域については、屋外拡声子局を廃止し、防災メールやスマートフォン、タブレット、固定電話や防災ラジオといった様々な手段を用いて市民1人1人に対し、確実な情報伝達を目指す。

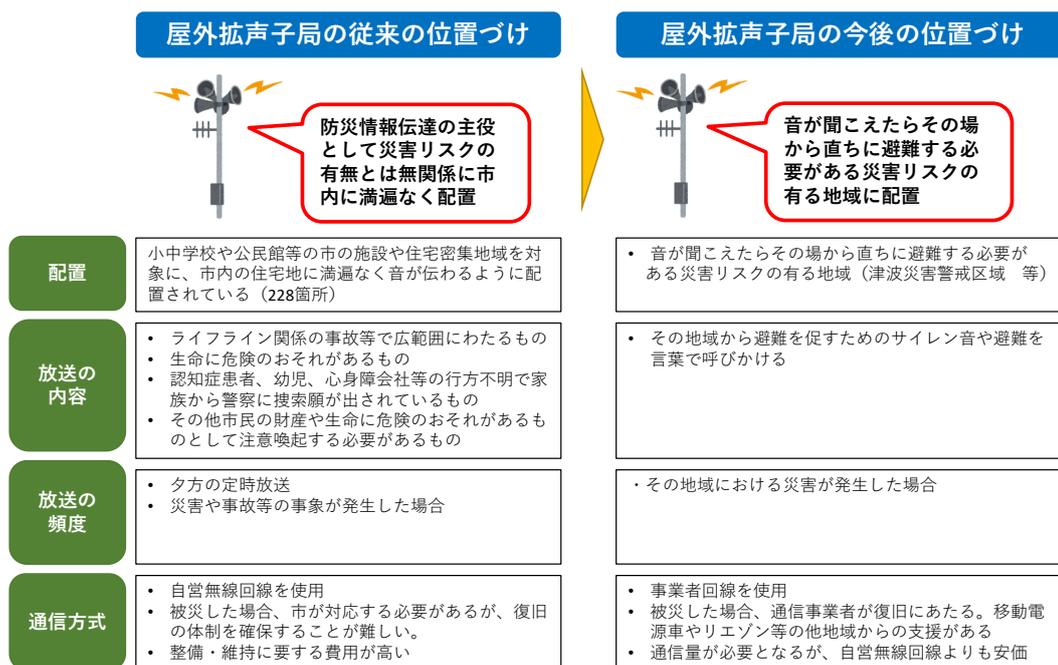


図 74 屋外拡声子局の現在までの役割と今後の役割

表 32 屋外拡声子局の取り扱い方針案

	案1	案2-1	案2-2	案3-1	案3-2
行動方針	全屋外拡声子局を廃止	全屋外拡声子局を更新 通信回線は携帯回線	一部の屋外拡声子局を更新 (沿岸部等) 通信回線は携帯回線	全屋外拡声子局を更新 通信回線は防災行政無線	一部の屋外拡声子局を更新 (沿岸部等) 通信回線は防災行政無線
狙い	音声による情報伝達を取りやめ	音声による情報伝達を継続	沿岸部等の一部において音声による情報伝達を継続	音声による情報伝達を継続	沿岸部等の一部において音声による情報伝達を継続
利点	費用の低減 将来的な負の遺産化の回避	高齢者の不安の解消	費用の低減 高齢者の不安の解消	高齢者の不安の解消	費用の低減 高齢者の不安の解消
不利点	一部住民(高齢者)の不安	費用の高価格化	一部住民(高齢者)の不安	費用の高価格化	一部住民(高齢者)の不安
不利点に対する処置事項	防災ラジオ等を配布	安価の通信機器の採用	防災ラジオ等を配布	機能を絞った機材の採用	防災ラジオ等を配布
防災行政無線設備	廃止	携帯回線に変更	携帯回線に変更	自営無線設備を更新	自営無線設備を更新
屋外拡声子局にかかる費用 (撤去・新設費のみ) ※デジタル活用費用含まず	0.9億円 撤去:104,88万円 (46万円×228箇所)	5.47億円 撤去:104,88万円 (46万円×228箇所) 新設:45,600万円 (200万円×228箇所)	1.71億円 撤去:104,88万円 (46万円×228箇所) 新設:8,000万円 (200万円×40箇所)	8.75億円 撤去:104,88万円 (46万円×228箇所) 新設:68,400万円 (300万円×228箇所) 親局:1億円	3.11億円 撤去:104,88万円 (46万円×228箇所) 新設:12,000万円 (300万円×40箇所) 親局:1億円
評価	△ 津波の危険性がある沿岸部等の一部の地域では、サイレンや音響で危険を伝える手段は必要である。	× 安価な通信機器を活用することにより、整備コストを低減できる。また、デジタルを活用すれば全ての屋外拡声子局を更新する必要性は低い。	○ 安価な通信機器を活用することにより、整備コストを低減できる。また、津波の危険性がある沿岸部等の一部の地域に対して、サイレンや音響で危険を伝えることができる。	× 自営無線設備を整備するため、整備費用は高い。また、デジタルを活用すれば全ての屋外拡声子局を更新する必要性は低い。	× 自営無線設備を整備するため、整備費用は高い。津波の危険性がある沿岸部の一部の地域に対して、サイレンや音響で危険を伝えることができる。

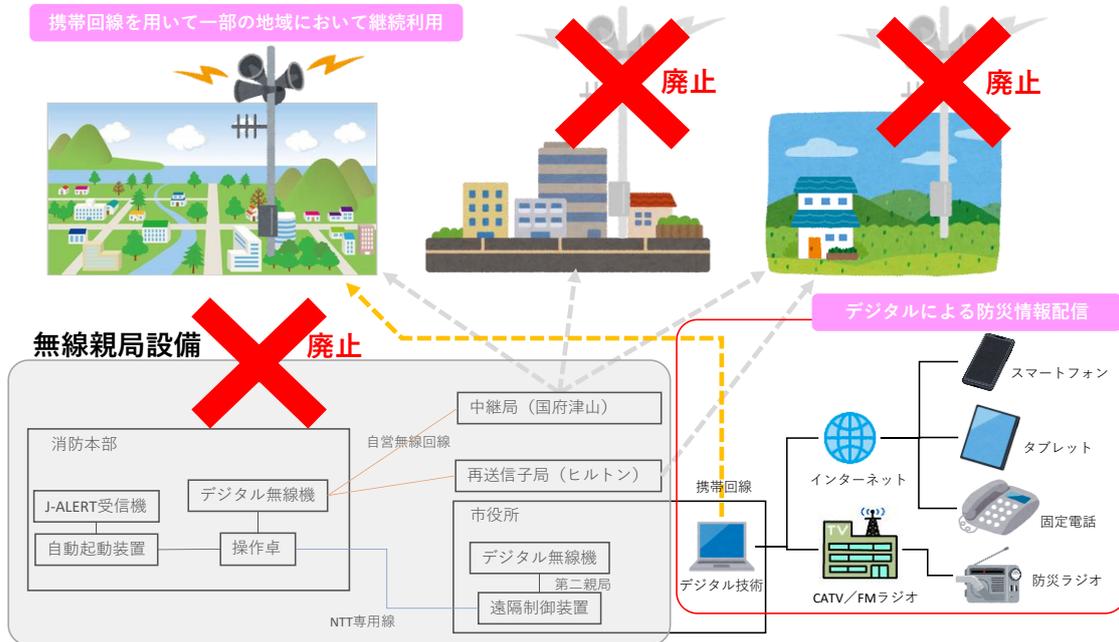


図 75 案2-2のイメージ

屋外拡声子局を整備する対象地域については、「津波災害警戒区域」を対象として、40箇所程度を対象とする。

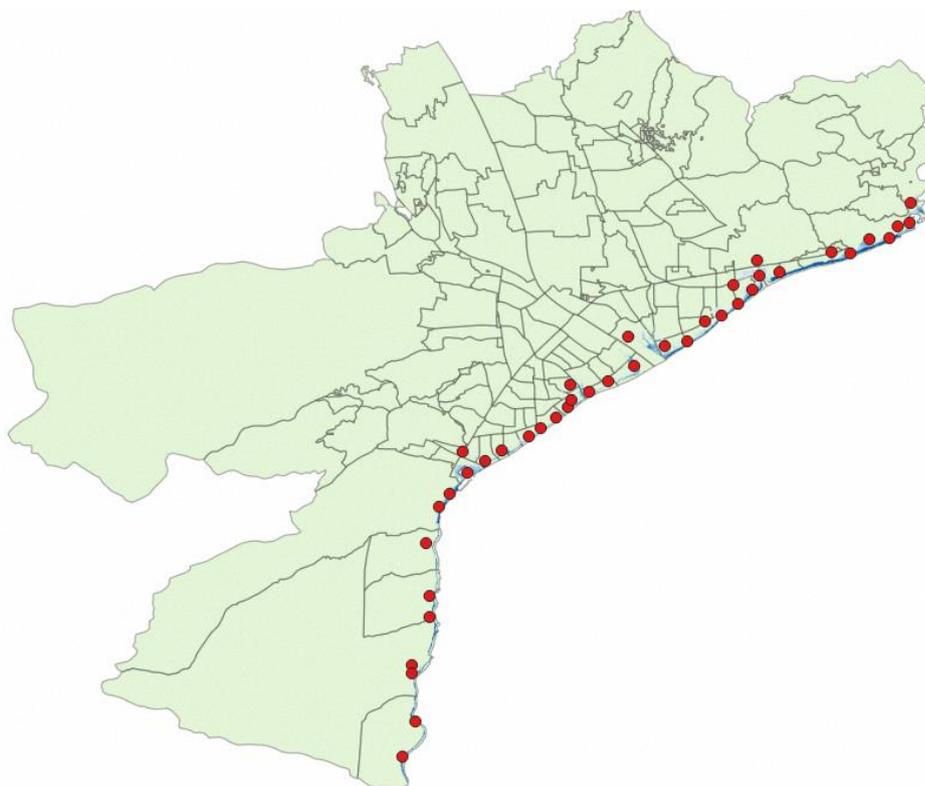


図 76 屋外拡声子局配置予定箇所

表 33 屋外拡声子局整備対象箇所

子局 No.	局 名	住所 (台帳)
9	海岸緑地 浜町3-17	浜町 3 - 4 7 3 - 9
10	浜町公民館海側 (建福工業)	浜町 3 - 9 - 1 7
11	海岸緑地 浜町4-19-1	浜町 4 - 7 8 - 3
13	市営プール (御幸の浜)	本町 3 - 1 6
15	なぎさ児童公園	南町 3 - 1 3 - 2 7
18	大蓮寺	南町 2 - 4 - 9
21	中町第 1 公園	中町 3 - 1 0 - 1
74	南板橋児童公園	南板橋 2 - 2 2 5
84	早川西組公民館西側 (田本宮下店)	早川 1 - 8
85	小田原漁港新港 (神奈川県小田原西部漁港事務所)	早川 1 - 1 0 - 1
86	小田原市水産市場管理棟	早川 1 2 8 地先
90	山王原児童公園	東町 2 - 1 0 - 1
91	市立山王小学校	東町 2 - 9 2
93	市立白鷗中学校	東町 4 - 1 3 - 1
144	親木橋交差点 (検察庁国府津住宅官舎)	国府津 1 - 6 - 1 6 先 (4 1)
145	国府津交番海側 (国府津公園)	国府津 2 - 4
147	J R 前川職員アパート敷地	国府津 4 - 2 9 8
148	消防署国府津出張所 (消防署東分署)	国府津 2 4 9 3
158	市立酒匂中学校	酒匂 3 - 4 - 1
160	酒匂浜公園	酒匂 4 - 3 地先
162	消防団第 1 7 分団詰所	酒匂 5 - 1 5 - 7
167	サングレイス国府津南側 (小八幡漁場跡)	小八幡 2 - 2 - 1 4 地先
168	宮の前交差点海側 (西湘バイパス鈴木宅空地)	小八幡 2 - 3 5 - 1 8 地先
169	小八幡八幡神社	小八幡 3 - 1 - 1
171	籠清小田原江之浦店 (籠清レストラン駐車場)	江之浦 4 0 7 - 2 2
172	江之浦漁港	江之浦 1 9 4 地先
174	根府川公民館	根府川 9 2
176	新白糸橋 (1 3 5 号沿い)	根府川 1 9 8 - 2
177	片浦橋西側 (佐藤宅前ゴミ集積所)	米神 5 5 5 地先
178	米神児童遊園地	米神 4 6 1
179	宝寿寺 (石橋) 駐車場	石橋 1 8 8
190	前羽福祉館	前川 3 9 1
191	市立前羽小学校	前川 8 5 8
192	町屋公民館	前川 5 8 9
193	橋インター入口交差点北側 (橋支所)	前川 6 5 5 - 2
194	中村原公園	中村原 2 3 地先
209	森戸公園	小八幡 3 - 2 1 8 - 2
221	前川公園	前川 5 3 1
225	酒匂川流域下水道左岸処理場南西側	西酒匂 1 - 1
228	万年公園	浜町 4 - 2 5

通信回線を自営無線回線から事業者回線に変更した場合のシステム構成イメージを以下に示す(図77)。IP告知装置は、事業者回線を用いて屋外拡声子局に音声をお届けすることが可能な装置である。防災行政無線の不感地帯を補完する方法として古くから活用されており、前出の美作市や他の自治体においても実績のあるシステム構成である。沿岸部を対象として再配置する屋外拡声子局を整備する際の基本構成とする。

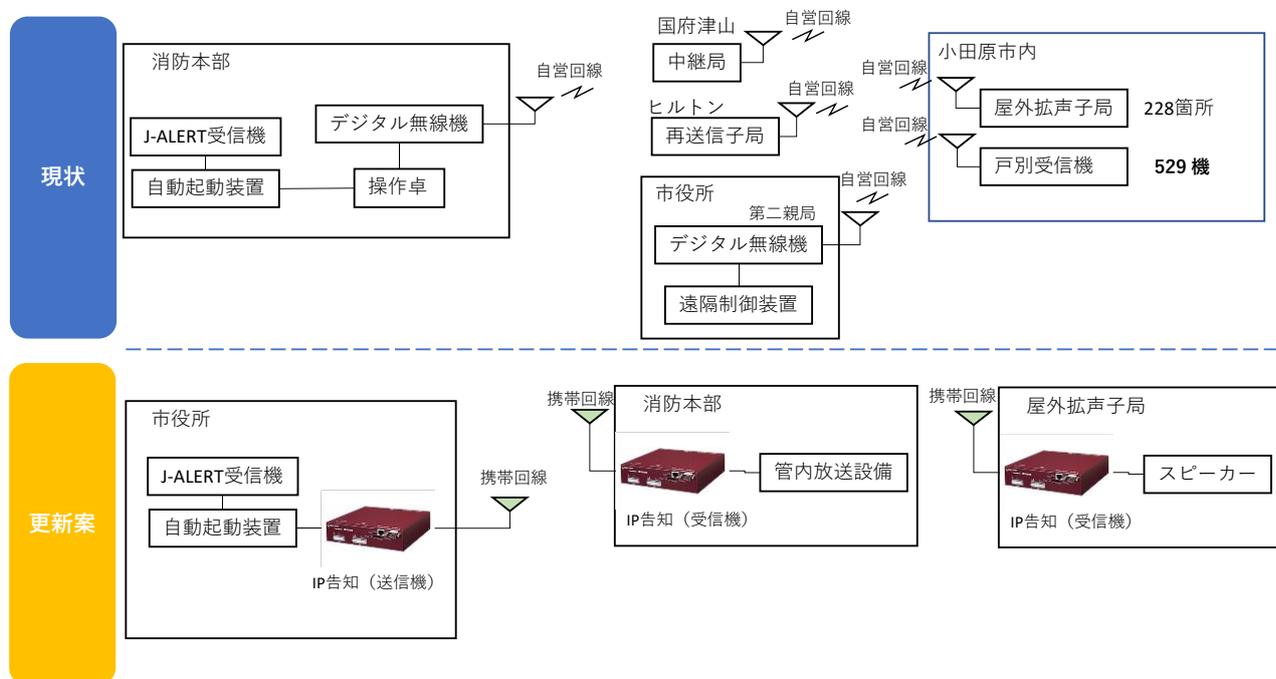


図 77 IP告知装置を活用した屋外拡声子局活用イメージ

4. [6]-①-(4) ダイバーシティ&インクルージョン対策としての防災ラジオの活用

総務省では、デジタル機器を持たないひとや扱いに慣れない人に対する情報配信ツールとして防災ラジオ（自動起動ラジオ）の整備を推奨している（図 78）。本市では、FMおだわらによる情報配信が可能であることから、防災ラジオを活用したダイバーシティ&インクルージョン対策を実施する。このためFMおだわらとの災害協定を更新し、防災ラジオ配信の役割と防災ラジオ本体の調達・配布のための調整を進める。

また、一部の地域に不感地帯が存在することから、総務省「放送ネットワーク整備支援事業」を申請し、カバーエリアの拡充を支援する。（図 79）

※ダイバーシティ&インクルージョン対策：誰一人取り残すことなく、身体的・社会的理由等による情報格差を減らし、全ての市民がデジタル化の恩恵を享受できる環境を整えること（小田原市DX推進計画より）

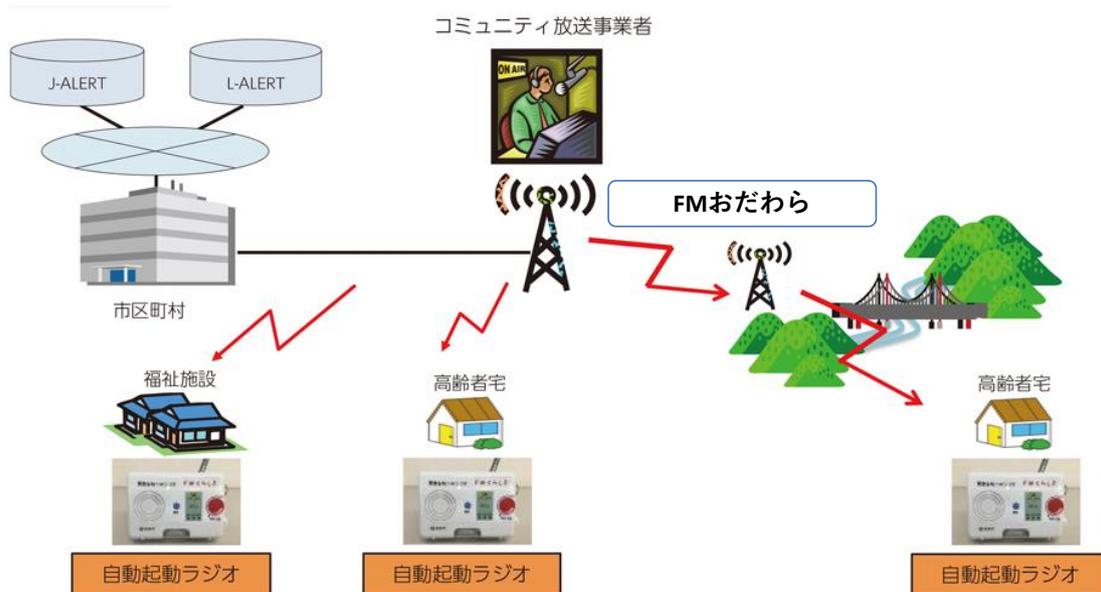


図 78 防災ラジオの活用イメージ

放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靭化を実現する。

国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供



予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備を促進

補助対象 : 地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、民間放送事業者等
 補助率 : 地方公共団体の単独又は連携の場合:1/2、民間放送事業者等の場合:1/3
 補助対象経費 : 予備送信所設備等(予備送信所設備の整備)、
 災害対策補完送信所等(送信所の移転、災害対策補完送信所)
 緊急地震速報設備等(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備)

予算 令和4年度予定額
 一般会計 1.9億円の内数(0.15億円を計上)

図 79 放送ネットワーク整備支援事業の概要

5. [6]-①-(5) デジタルサイネージなど多様な媒体への情報配信

市では、小田原駅周辺2箇所にて大型のデジタルサイネージを設置している。観光客向けの観光スポット案内や、防災情報等を配信していく予定である。このように他の部署が整備する情報通信機器に対し、情報配信を可能とするよう連携を進めていく。(図80 図81)



図80 ミナカ小田原のデジタルサイネージ



図81 小田原駅構内のデジタルサイネージ

6. [6]-②-(1)GIS を用いた災害対策業務の効率化

災害発生が予想される段階から災害発生、その後の対応において、職員は外部から寄せられる情報の収集、集約整理、関係各所との調整等の災害対応業務に追われる。従来は、収集した情報をホワイトボードや大判地図の上に手書きや付箋紙等で取りまとめていた。今後は、デジタル化を推進し、パソコン画面に表示される地図上に位置情報をプロットし、災害事象やステータスの変化を記録することができる仕組みを導入する。(図 82)

登録した情報は、公開・非公開の設定ができ、前項に記載した防災アプリで市民に対し公開することができる。



図 82 GIS を用いた災害対策業務の効率化のイメージ

7. [6]-②-(2) SNS 配信情報を活用した情報収集

台風や大雨の襲来が予想される場合、職員は、気象情報サイト等を閲覧し、状況の変化に注意を払いながら待機することが通常である。また、災害発生を認識するのは、市民などからの電話による連絡・通報による場合が多い。一方、Twitter等のSNSへの投稿は、市役所への電話による通報・連絡よりも早く掲載される場合が多い。そのため、より積極的な情報収集の手段としてSNSの投稿を注視することで、被災情報の迅速な把握が可能になることが期待できる。現在は、そのような視点から、SNSの投稿を分析するサービスが複数存在する。

実際に令和元年東日本台風での長野県の事例では、SNSの情報が50名の方の救出に貢献した。しかし、当時の長野県ではSNSのチャット機能を利用して被災者などと直接やり取りをしており、6名の職員の動員を行った。対応にあたった職員は、「当時、かなりの救助要請が投稿されていたので、一件一件丁寧に対応していかないと救助の遅れにつながると危機感を覚えました。より大きな水害や地震の際には、被害が広範囲に及ぶ中で救助要請の情報をどう正確に収集するか課題も多いので、今後、ツイッターの活用方法をしっかりと議論していきたい」と述べており、多くの人手と労力がかかったことがうかがえる。このことより、情報の取捨選択を自動化する価値は高いとかがえる。(令和元(2019)年11月10日、NHK政治マガジン：

<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/lastweek/25652.html>)

今後は、SNSの投稿を監視する仕組みを導入し、早期の情報収集、把握を実現する。(図83)



図 83 SNS 投稿解析のイメージ

8. [6]-②-(3) 危機管理型水位計技術を活用した観測情報収集

河川の水位や潮位、土砂災害に関する予兆現象を把握することは早期に避難情報を発信する判断をするうえで、重要である。現在は、安価なセンサー技術が多く開発され、実用化されている。国交省では、危機管理型水位計やワンコイン浸水センサー等の取組みを通じて、一般への普及に取り組んでいる。本市においても、これらの技術を活用し、河川、潮位、土砂災害に関する予兆現象を計測するセンサーを複数箇所に設置する。(図 84)

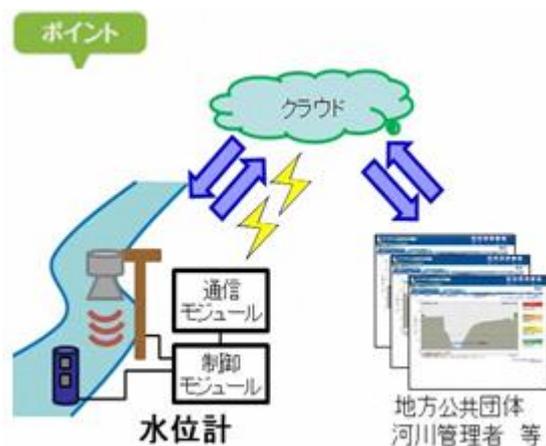


図 84 危機管理型水位計イメージ (出典：関東地方整備局)

[8] 整備スケジュール案

1. 段階的な整備スケジュール案

整備方針で示した通り、屋外拡声子局については、自営回線による防災行政無線を廃止し、携帯回線により一部を更新する。また、新たな情報伝達手段として、防災アプリの活用推進、タブレットや防災ラジオの導入を進めていく。

これらの取組みを進めるにあたっては、十分に市民に対して説明を行い、新たな手法を定着させ、市民の安心感を醸成しながら進めていくことが望ましい。

また、今まで活用していた防災メールや SNS での情報発信も継続し、誰一人取り残さない多重構造の情報伝達を目指す。

このため、従来の防災行政無線と新しい非常時通信システムの運用に、一定期間の並行運用期間を設ける。

並行運用期間を現時点では、5年程度と想定しているが、市民の新たなデジタル手法による情報伝達手段の活用度が早期に高まり、徹底したダイバーシティ&インクルージョン対策と相まって、従来の防災行政無線による防災情報の伝達が、想定期間より早く不要となった場合には、並行運用期間の打ち切りを早める可能性がある。

その逆に、市民の新たなデジタル手法への移行が思いのほか進展せず、従来の防災行政無線への依存度が低下せず、防災行政無線を維持しなければならない状況になった場合、機器等の老朽化による危険度の関係から、令和10年度以降に従来の屋外拡声子局の撤去と建て替えに関する別の対応策を検討する必要がある。

整備スケジュールとしては、令和5年度に実施設計を行い、令和6年度には新たなデジタル手法による情報伝達手段の構築・運用を開始する。

これとあわせて、ダイバーシティ&インクルージョン対策及び啓発活動を徹底して、丁寧に実施する。(図85)

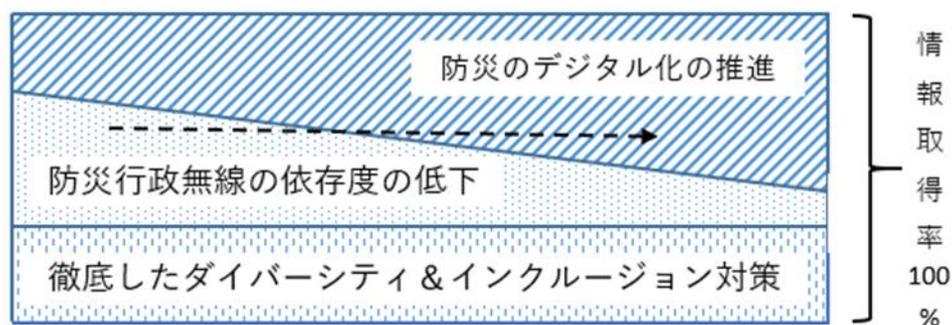


図85 防災情報伝達手段の緩やかな変更のイメージ

2. ダイバーシティ&インクルージョン対策及び啓発活動

今回導入する新たな防災情報伝達手段について、市民の理解を得ることは非常に重要なことである。

デジタルデバイスの普及に伴い、防災アプリでの情報発信をメインとするが、スマートフォンを持たない市民に対しても、防災ラジオを導入したり、従来の手法である固定電話への発信による情報伝達の枠を広げることとする。

また、障がい者・障がい者団体へのヒアリング調査で現在、防災情報の入手方法として活用されている防災メールへの登録を促す啓発活動を進めていくことで、誰一人取り残さない多重構造の情報伝達を実現させる。

本市非常時通信システムの実現要領を進めるにあたり、新システムや設備の整備に加え、啓発活動やシステム活用支援のための活動が重要となる。市内の携帯電話販売事業者との協力により、契約者に対する防災メール、防災アプリの登録を促したり、防災訓練等の機会に登録を促す等、周知に関する取組みを推進する。

下記の機会等で丁寧に説明を行い、多くの市民との合意形成を図る取組みを推進する。

- ・ 広報おだわら特集記事
- ・ 市ホームページ
- ・ 防災教室
- ・ スマホ教室等での啓発
- ・ 住民説明会
- ・ 連合会長会議、自治会長会議
- ・ 自治会回覧
- ・ 広域避難所運営委員会

[9] 整備・運用費用試算及び比較

これまで述べてきた方針を実現するために想定される各企業のサービス・製品等について、整備・運用をしていくにあたり、必要な概算費用を以下に示す。

また、既存の防災行政無線による屋外拡声子局の費用と比較をするため、耐久年数を満了する30年分のランニング費用で比較を行った。

既設防災行政無線設備を単純更新し、30年運用した場合は、2,557百万円となる。

既設屋外拡声子局の撤去費用は、105百万円である。

デジタルを活用した防災情報の収集・配信に係るシステム・設備の整備費は、898百万円となる。

小田原市地域防災計画・水防計画の改正について

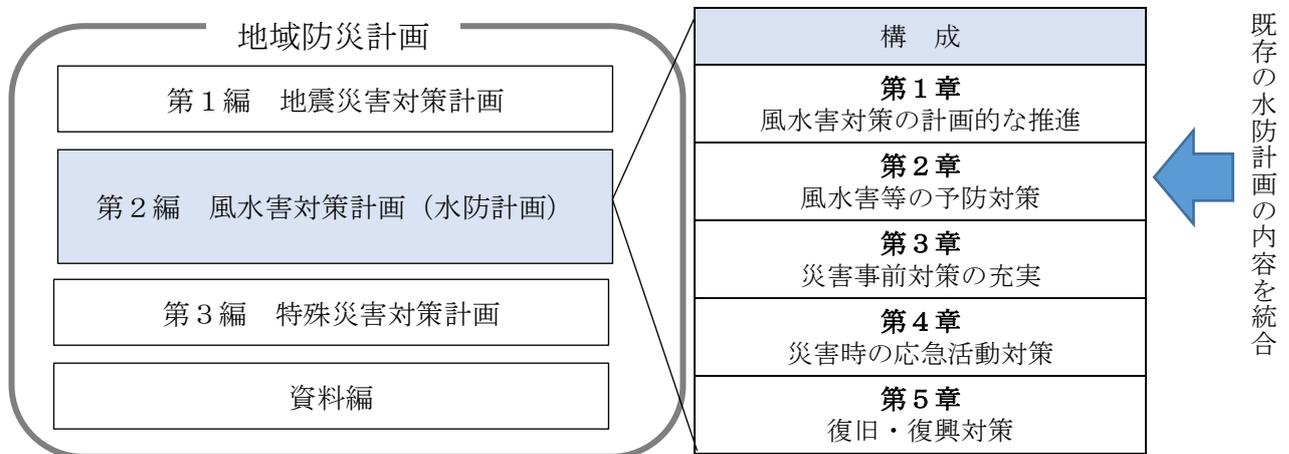
1 改正の背景

小田原市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び小田原市水防計画（以下「水防計画」という。）について、上位計画である国の防災基本計画や県の地域防災計画等の改正及び近年の防災施策の推進等を踏まえ、改正を行う。

2 地域防災計画と水防計画の統合について

令和3年（2021年）2月16日付内閣府・総務省・国土交通省通知「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」において、両計画の一体化や、重複排除など、策定事務の簡素化を図ることが可能とされた。

これを踏まえ、今回の改正時に地域防災計画の第2編 風水害対策計画と水防計画を統合することとした。



3 主な改正内容

(1) 地域防災計画 第1編 地震対策災害計画改正案について

ア 災害対策基本法の改正に伴う改正

避難勧告の廃止、各避難情報についての名称を変更

（【参考資料】19、29～32ページ）

イ 県地域防災計画改正に伴う改正

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた内容を記載

避難所における新型コロナウイルス対応、感染防止対策用資機材の備蓄等について記載（【参考資料】19、20ページ）

(イ) 安否不明者の情報等の収集・公表の内容を記載

国からの通知も踏まえ、多数の安否不明者が発生した際の県への情報提供等について記載（【参考資料】28、29ページ）

ウ 市の各種計画策定等に伴う改正

(ア) 令和4年2月に策定した強靱化地域計画の内容を記載

（【参考資料】1、3ページ）

- (イ) 令和3年6月に策定した津波防災地域づくり推進計画の内容を記載
（【参考資料】2、5～15ページ）
- (ウ) 令和3年6月に策定した受援計画の内容を記載
（【参考資料】3、23、40ページ）
- (エ) 令和4年3月に改定した災害廃棄物処理計画の内容を記載
（【参考資料】23、24、36、37ページ）

(2) 第2編 風水害対策計画（水防計画）改正案について

- ア 災害対策基本法の改正に伴う改正
避難勧告の廃止、各避難情報についての名称を変更
（【参考資料】49、59～68ページ）
- イ 県地域防災計画改正に伴う改正
高潮浸水想定区域の指定に関する改正
令和3年8月に指定された高潮浸水想定区域について記載
（【参考資料】49～52、65ページ）
- ウ その他の改正
 - (ア) 水防団の記載に関する改正
水防団に関連する記載を修正
（【参考資料】47、53、57、58、60ページ）
 - (イ) 市水防本部から市災害対策本部への移行について改正
実情に即した記載に修正（【参考資料】53ページ）

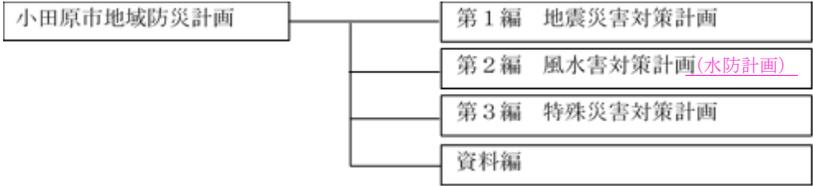
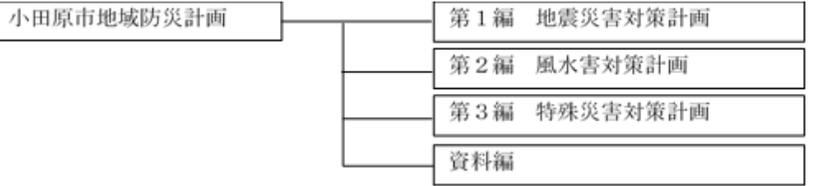
(3) 第3編 特殊災害対策計画 第1章 火山災害対策改正案について

- ア 県地域防災計画改正に伴う改正
 - (ア) 想定される主な火山災害事象の解説に関する改正
溶岩流、噴石、火砕流等の想定される事象の解説を記載
（【参考資料】69、70ページ）
 - (イ) 降灰予報に関する改正
火山灰が降る可能性がある場合に発表される予報について記載
（【参考資料】70～74ページ）
 - (ウ) 箱根山及び富士山火山防災協議会に関する改正
それぞれの協議会において、対策について協議を行っていることを記載
（【参考資料】74～76ページ）
- イ 噴火に対する避難誘導に関する改正
富士山火山避難基本計画（仮称）を参考に避難誘導を行うことを記載
（【参考資料】74ページ）

4 今後のスケジュール

- 令和4年5月13日～6月13日 パブリックコメント実施
- 令和4年6月27日（予定） 防災会議・水防協議会 幹事会にて協議
- 令和4年7月26日（予定） 防災会議・水防協議会にて協議・決定

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
1	<p>第1編 地震災害対策計画 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第1節 計画の目的、位置づけ 第2 他の計画等との関係 2 市の総合計画及び強靱化地域計画との関係 この計画は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策特別措置法の関係法令並びに国及び県の計画等に基づくものですが、この計画に係る施策又は事業等については、小田原市総合計画及び強靱化地域計画との整合を図り、推進します。</p> <p>第3 計画の構成及び内容 「小田原市地域防災計画」は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画（水防計画）」、「特殊災害対策計画」の3編及び「資料編」で構成しています。（略）</p> 	<p>第1編 地震災害対策計画 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第1節 計画の目的、位置づけ 第2 他の計画等との関係 2 市の総合計画との関係 この計画は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策特別措置法の関係法令並びに国及び県の計画等に基づくものですが、この計画に係る施策又は事業等については、小田原市総合計画との整合を図り、推進します。</p> <p>第3 計画の構成及び内容 「小田原市地域防災計画」は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画（小田原市水防計画）」、「特殊災害対策計画」の3編及び「資料編」で構成しています。（略）</p> 

頁	改正後	改正前																																																												
12	<p>第3 津波による被害想定結果</p> <p>1 津波による被害</p> <p>県の地震被害想定調査結果から津波による被害を抜粋し、次に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 市内の津波による被害 (冬 18時)</p> <table border="1" data-bbox="304 663 1117 1053"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">想定地震</th> <th rowspan="2">(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 <u>(西側モデル)</u></th> <th rowspan="2">(参考) 慶長型 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 明応型 地震</th> </tr> <tr> <th>東海地震</th> <th>(中略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波被害</td> <td>人的被害</td> <td>死者数 (人)</td> <td>*</td> <td>(中略)</td> <td><u>3,670</u></td> <td>70</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害</td> <td>全壊棟数 (棟)</td> <td>20</td> <td>(中略)</td> <td><u>1,680</u></td> <td>330</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>半壊棟数 (棟)</td> <td>270</td> <td>(中略)</td> <td><u>1,490</u></td> <td>460</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ * = わずか (0.5 以上 10 未満)、0 = 0.5 未満</p>	項目		想定地震		(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 <u>(西側モデル)</u>	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	東海地震	(中略)	津波被害	人的被害	死者数 (人)	*	(中略)	<u>3,670</u>	70	*	建物被害	全壊棟数 (棟)	20	(中略)	<u>1,680</u>	330	20	半壊棟数 (棟)	270	(中略)	<u>1,490</u>	460	200	<p>第3 津波による被害想定結果</p> <p>1 津波による被害</p> <p>県の地震被害想定調査結果から津波による被害を抜粋し、次に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 市内の津波による被害 (冬 18時)</p> <table border="1" data-bbox="1187 663 1971 1053"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">想定地震</th> <th rowspan="2">(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震</th> <th rowspan="2">(参考) 慶長型 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 明応型 地震</th> </tr> <tr> <th>東海地震</th> <th>(中略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波被害</td> <td>人的被害</td> <td>死者数 (人)</td> <td>*</td> <td>(中略)</td> <td><u>830</u></td> <td>70</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害</td> <td>全壊棟数 (棟)</td> <td>20</td> <td>(中略)</td> <td><u>560</u></td> <td>330</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>半壊棟数 (棟)</td> <td>270</td> <td>(中略)</td> <td><u>350</u></td> <td>460</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ * = わずか (0.5 以上 10 未満)、0 = 0.5 未満</p>	項目		想定地震		(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	東海地震	(中略)	津波被害	人的被害	死者数 (人)	*	(中略)	<u>830</u>	70	*	建物被害	全壊棟数 (棟)	20	(中略)	<u>560</u>	330	20	半壊棟数 (棟)	270	(中略)	<u>350</u>	460	200
項目				想定地震					(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 <u>(西側モデル)</u>	(参考) 慶長型 地震		(参考) 明応型 地震																																																		
		東海地震	(中略)																																																											
津波被害	人的被害	死者数 (人)	*	(中略)	<u>3,670</u>	70	*																																																							
	建物被害	全壊棟数 (棟)	20	(中略)	<u>1,680</u>	330	20																																																							
		半壊棟数 (棟)	270	(中略)	<u>1,490</u>	460	200																																																							
項目		想定地震		(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震																																																								
		東海地震	(中略)																																																											
津波被害	人的被害	死者数 (人)	*	(中略)	<u>830</u>	70	*																																																							
	建物被害	全壊棟数 (棟)	20	(中略)	<u>560</u>	330	20																																																							
		半壊棟数 (棟)	270	(中略)	<u>350</u>	460	200																																																							
13	<p><u>3 津波災害警戒区域</u></p> <p>市では、<u>令和元年 12 月に指定された津波災害警戒区域を中心として、「津波防災地域づくり推進計画」に基づき津波対策に取り組んでいます。</u></p>	<p><u>3 市内における海拔 10m 以下の地域</u></p> <p>市では、<u>甚大な津波被害を生じた東日本大震災を受け、海拔 10m 以下の地域を中心として、津波対策に取り組んでいます。次に市内における海拔 10m 以下の地域を示します。</u></p>																																																												

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
15	<p>第5節 計画の推進主体とその役割</p> <p>第1 計画の進め方</p> <p><u>4 市の受援計画の策定</u></p> <p><u>市は、災害等が発生した際に、限られた人的資源および物的資源を非常時優先業務に効果的・効率的に配分・配置し、市職員と応援職員等が連携し災害対応を行えるよう市受援計画を策定します。</u></p> <p><u>5 市強靱化地域計画の策定</u></p> <p><u>市は、強さとしなやかさを備えた持続可能な都市づくりを推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、本市の強靱化に関する取組の方向性を示すものとして市強靱化地域計画を策定します。</u></p>	<p>第5節 計画の推進主体とその役割</p> <p>第1 計画の進め方</p> <p>(新規)</p>
17	<p>第3 市民及び企業等の責務</p> <p>1 市民</p> <p>ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水(1人3リットルが1日分の目安)、携帯トイレ、トイレットペーパー、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー</u>等の備蓄や、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u>、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前</p>	<p>第3 市民及び企業等の責務</p> <p>1 市民</p> <p>ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水(1人3リットルが1日分の目安)、携帯トイレ、トイレットペーパー、<u>等</u>の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等、自らが防災対策を行います。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
24	<p>の備え等、自らが防災対策を行います。 (略)</p> <p><u>オ 平時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時取るべき行動を自ら判断するよう努めます。また、災害の危険が高まった時には、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、自治体等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動をとります。</u></p> <p>7 自衛隊 ア 防災関係資料の基礎調査 イ 自衛隊災害派遣計画の作成 ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与 <u>カ 民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去</u></p>	<p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>7 自衛隊 ア 防災関係資料の基礎調査 イ 自衛隊災害派遣計画の作成 ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与</p>
25	<p>第2章 都市の安全性の向上 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 市及び関係機関が実施する各種都市基盤整備関連事業等を、都市の</p>	<p>第2章 都市の安全性の向上 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 市及び関係機関が実施する各種都市基盤整備関連事業等を、都市の</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
28	<p>防災化の観点からとらえるとともに、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考えも踏まえ、これを総合的に推進し、都市構造の安全性を向上させ災害に強い都市基盤の整備を実現するための基本的な方向を定めます。</p> <p><u>また、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、立地適正化計画等を踏まえ、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めます。</u></p> <p>第3 防火地域・準防火地域の指定</p> <p>市は、<u>建物が密集する商業地や住宅地においては、用途地域や容積率に応じて、防火地域又は準防火地域を指定します。</u></p> <p>第4節 津波対策</p> <p><u>津波は、海底地盤の変位（隆起、沈降）により発生するため、海底を震源地とする大地震が発生した場合に起こることが多いです。津波は、海底地震の震源の場所、地震の規模、更に震源の深さと震源地の</u></p>	<p>防災化の観点からとらえるとともに、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考えも踏まえ、これを総合的に推進し、都市構造の安全性を向上させ災害に強い都市基盤の整備を実現するための基本的な方向を定めます。</p> <p>第3 防火地域・準防火地域の指定</p> <p>市は、<u>都市計画法第8条第1項第5号に基づく防火地域・準防火地域の指定には、用途地域や容積率との連携を基本に、避難場所、緊急輸送道路等、防災拠点等も考慮して、その拡大を図ります。</u></p> <p>第4節 津波対策</p> <p><u>津波は、海底地盤の変位（隆起、沈降）により発生するため、海底を震源地とする大地震が発生した場合に起こることが多いです。津波は、海底地震の震源の場所、地震の規模、更に震源の深さと震源地の</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>海底の深さ並びに海岸線の形態により、津波の規模階級、来襲時間周期が異なります。</u></p> <p><u>特に本市の場合は、相模湾の比較的浅い海底下を震源とする地震が発生した場合きわめて短時間に津波の来襲が予測されます。</u></p> <p><u>平成27年に公表された「津波浸水予測図」では、相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)が発生した際、揺れ始めから最短1分で最大津波が到達するとされています。</u></p> <p><u>また、令和元年12月には津波災害警戒区域に指定されたことを受け、住民ワークショップなどを開催し、そこでいただいた意見等を踏まえ、令和3年6月に「津波防災地域づくり推進計画」を策定しました。</u></p> <p><u>第1 津波災害対策のための基本的な考え方</u></p> <p><u>最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」ため、「いのちを守り 地域を守る 未来に向かって持続可能なまちづくり」を基本方針に掲げる「小田原市津波防災地域づくり推進計画」に基づき、ハード・ソフトの様々な施策を多重防御の考え方で推進していきます。</u></p> <p><u>第2 小田原方式避難要領</u></p> <p><u>最短で1分で海岸線に到達すると想定されている本市の津波の特徴を捉え、住民ワークショップにおいて議論を重ね、「小田原方式津波避難要領」を次のとおり決めました。</u></p>	<p><u>海底の深さ並びに海岸線の形態により、津波の規模階級、来襲時間周期が異なります。</u></p> <p><u>特に本市の場合は、相模湾の比較的浅い海底下を震源とする地震が発生した場合きわめて短時間に津波の来襲が予測されます。</u></p> <p><u>また、東日本大震災の発生を踏まえて平成23年6月に「津波対策の推進に関する法律(平成23年法律第77号)」が制定されました。</u></p> <p><u>市は、この法律に基づき、津波に関する防災教育及び訓練の実施、避難場所、避難経路の指定、津波避難施設の指定等の津波避難対策を実施します。</u></p> <p><u>津波が発生した場合には、津波警報の伝達や避難誘導等の「公助」は間に合わない場合もあることから、市民の「自助」「共助」による迅速な避難行動が重要となります。</u></p> <p><u>市は、平常時から津波防災意識の啓発に努めるとともに、漁港における船舶津波対策及び航路障害物の流出防止対策等、沿岸部の状況に応じた津波対策を関係機関と行います。</u></p> <p><u>第1 津波災害対策のための基本的な考え方</u></p> <p><u>津波災害対策の検討に当たっては、次の2つのレベルの津波を想定することを基本とします。</u></p> <p><u>1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</u></p> <p><u>最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先とし</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>1 津波避難の基本的考え方</u></p> <p><u>※ ここでいう「津波避難の基本的考え方」は、避難が必要な、津波災害警戒区域内にいる人を対象としています。</u></p> <p><u>いつ</u></p> <p><u>「揺れだ！津波だ！すぐ避難！」をスローガンとして、今まで感じたことのないような強い揺れを感じた時は、津波警報等を待つことなく、動けるようになったら直ちに避難開始</u></p> <p><u>どこへ</u></p> <p><u>津波災害警戒区域外に確実に到達できる人は、区域外へ！（水平避難）</u></p> <p><u>それ以外の人は、基準水位2m以下の2階以上へ！（垂直避難）</u></p> <p><u>原則は、津波災害警戒区域外への水平避難を推奨しますが、この垂直避難の考え方は、100%の確実性を保証するものではなく、避難時間が極めて短いといった本市の津波避難の特性を十分に理解したうえで、住民一人ひとりが事前にハザードマップで自宅等のリスクを正しく理解し、避難場所や避難経路を検討した上で、自ら判断して避難要領を決定し、一人でも多くの住民の命が助かるようにしようとするものです。</u></p> <p><u>第3 津波災害対策に向けた取組（ソフト対策）</u></p> <p><u>1 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)に基づ</u></p>	<p><u>て、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び津波一時避難施設や避難路の整備・確保などの警戒避難体制の整備等の対策を講じるものとします。</u></p> <p><u>2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波</u></p> <p><u>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとします。</u></p> <p><u>第2 津波に強いまちづくり</u></p> <p><u>1 津波避難を考慮したまちづくり</u></p> <p><u>津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、避難場所、避難路の確保など、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。</u></p> <p><u>地理的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して、民間施設の活用による避難場所の確保などに努めます。</u></p> <p><u>2 津波防災の観点からのまちづくり</u></p> <p><u>市は、市地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、日常の計画行政から関係部局による共同の取組を進め、防災の観点を取り入れたまちづくりに努めます。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>く取組</u></p> <p><u>津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項により、市内における「津波浸水想定」に基づき、知事が警戒体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」として令和元年12月24日に指定を行いました。</u></p> <p><u>これにより、市は、次の事項について定めます。</u></p> <p><u>(1) 警戒区域ごとに津波情報等の収集及び伝達並びに津波警報等の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波に係る防災訓練に関する事項その他警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>(2) 警戒区域内の、次の施設（以下「避難促進施設」という。）であって、利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものの名称及び所在地</u></p> <p><u>ア 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）</u></p> <p><u>(3) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波情報等及び津波警報等の伝達に関する事項</u></p> <p><u>2 津波ハザードマップの作成</u></p> <p><u>市は、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、基準水位を表示した図面にこれらの事項を記載した</u></p>	<p><u>3 公共施設、要配慮者に関わる施設等の整備</u></p> <p><u>市は、公共施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性により低い場所への誘導を図るものとし、</u></p> <p><u>第3 津波災害対策に向けた取組</u></p> <p><u>1 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)に基づく取り組み</u></p> <p><u>津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項により、市内における「津波浸水想定」に基づき、知事が警戒体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」として令和元年12月24日に指定を行いました。</u></p> <p><u>これにより、市は、次の事項について定めます。</u></p> <p><u>(1) 警戒区域ごとに津波情報等の収集及び伝達並びに津波警報等の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波に係る防災訓練に関する事項その他警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>(2) 警戒区域内の、次の施設（以下「避難促進施設」という。）であって、利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものの名称及び所在地</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>3 津波情報伝達体制の整備</u></p> <p><u>市は、住民のほか、海浜利用者が的確に避難するため、防災行政無線をはじめとする様々な津波情報の伝達体制を着実に整備していきます。</u></p> <p><u>4 徒歩避難の原則</u></p> <p><u>地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とします。</u></p> <p><u>市は、防災訓練や防災教室等において継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めます。</u></p> <p><u>5 津波一時避難施設の指定・協定</u></p> <p><u>内閣府で公表している「津波避難ビル等に係る事例集」を参考にし、地理的条件等を考慮し、安全かつ迅速に避難できる津波一時避難施設の指定・協定の締結を進めます。</u></p> <p><u>◆資料 5-4： 津波一時避難施設一覧</u></p> <p><u>◆協定 15-1：津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書</u></p> <p><u>7 小田原方式津波避難要領の安全性を高めるための取組</u></p> <p><u>(1) 水平避難を安全にするための対策</u></p> <p><u>避難する木造建築物が地震の揺れによって倒壊してしまわないよ</u></p>	<p><u>ア 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）</u></p> <p><u>(3) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波情報等及び津波警報等の伝達に関する事項</u></p> <p><u>2 市の取り組み</u></p> <p><u>市は、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、基準水位を表示した図面にこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>また、津波浸水想定を踏まえ、計画の中で様々な主体が実施するハード・ソフト施策を如何に組み合わせ、最大クラスの津波に対応してどのように津波防災地域づくりを進めていくか推進計画を定め、推進します。</u></p> <p><u>3 避難促進施設の取り組み</u></p> <p><u>避難促進施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練・防災教育の実施に関する事項その他利用者の津波発生時の迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項の計画を作成し、市長に報告するとともに、公表します。また、当該計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告します。</u></p> <p><u>第4 津波避難施設の整備</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>うに耐震化されていること、屋内の避難行動を阻害しないように家具等の転倒防止施策を徹底する必要があります。</u></p> <p><u>(2) 垂直避難を安全にするための対策</u></p> <p><u>地震の揺れにより建物が倒壊してしまわないように耐震化されていること、日ごろから寝るときは2階で寝るようにするなど、取り組める行動を積み重ねる必要があります。</u></p> <p><u>平家建てや基準水位が2m以上の地区にお住まいの方も、日ごろから隣近所の付き合いをよく行い、地震発生時は基準水位が2m以下の2階以上のお宅等へ避難させてもらう約束をしておくなどで、命を守る行動につなげることができます。</u></p> <p><u>また、家屋の建て替えの際は、津波災害警戒区域外への移住の検討や、基礎の嵩上げ、2階以上の構造にするなど、津波対策を意識して建て替えを検討する必要があります。</u></p> <p><u>第4 要配慮者の津波避難対策（ソフト対策）</u></p> <p><u>1 津波避難確保計画の作成と訓練の実施</u></p> <p><u>避難促進施設（要配慮者利用施設）の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練・防災教育の実施に関する事項その他利用者の津波発生時の迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項の計画を作成し、市長に報告するとともに、公表します。また、当該計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告します。</u></p>	<p><u>市は、津波により浸水するおそれのある地域において、公共施設等を整備するときは、当該地域における一時的な避難場所としての機能その他の津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮します。</u></p> <p><u>第5 伝達監視体制の整備</u></p> <p><u>市は、住民のほか、海浜利用者が的確に避難するため、防災行政無線通信施設等を充実し、津波情報伝達体制、津波監視体制の強化等を図ります。</u></p> <p><u>第6 避難対策</u></p> <p><u>1 避難対象地域の指定</u></p> <p><u>市は、想定される最大津波高をもとに安全性を考慮した津波高を求め、浸水の範囲や深さ等を地図に表した「津波ハザードマップ」を作成するとともに、避難対象地域の指定を検討します。</u></p> <p><u>2 避難体制の整備</u></p> <p><u>市は、津波発生時における適切な避難対策を実施するため、地域住民と協働して津波避難計画を早期に策定し、避難場所、避難経路の周知を図るとともに、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に避難勧告及び指示の発令の判断基準や具体的な考え方等を定めます。</u></p> <p><u>また、避難計画を策定する場合には、要配慮者等、避難について特に配慮を要する者の津波からの避難について留意します。</u></p> <p><u><津波避難指示（緊急）等の市民への伝達手段></u></p>

頁	改正後	改正前		
	<p><u>2 個別避難計画の策定</u></p> <p>市は、「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」を参考に、<u>避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。</u></p> <p><u>個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理するよう努めます。また、訓練等により、計画運用が図られるよう努めます。</u></p> <p><u>第5 津波に強いまちづくり（ハード対策）</u></p> <p><u>1 津波避難を考慮したまちづくり</u></p> <p><u>L2津波をハード対策のみで防ぐことは物理的に困難であり、避難のための適切なソフト対策と組み合わせて、多重防御の考え方に基づく津波対策の推進が求められます。</u></p> <p><u>一方、L1津波に対しては、人命の保護に加え、住民財産の保護や地域活性化の基礎となる地域を守るため、津波による浸水を軽減するための海岸堤防等の海岸保全施設の整備を促進していきます。</u></p> <p><u>また、河川や高潮に対するハード整備も津波に対する減災対策に効果があるため、計画的にこれを推進していきます。</u></p> <p><u>2 津波防災の観点からのまちづくり</u></p> <p>市は、<u>市地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図</u></p>	<table border="1" data-bbox="1218 328 2011 520"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災行政無線</u> ・<u>サイレン、半鐘</u> ・<u>広報車</u> ・<u>市ホームページ</u> ・<u>緊急速報メール</u> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>J:COMチャンネル小田原データ放送</u> ・<u>FMおだわら</u> ・<u>防災メール</u> ・<u>Jアラート</u> ・<u>Lアラート</u>等 </td> </tr> </table> <p>※ <u>市民への情報伝達にあたっては、津波到達予想時刻を勘案して迅速に活動方針を決定し、情報伝達活動に従事する者の安全を確保します。また、情報伝達活動に従事する者は、あらかじめ高台等の避難場所を確認しておきます。</u></p> <p><u>3 徒歩避難の原則</u></p> <p><u>地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とします。</u></p> <p>市は、<u>防災訓練や防災教室等において継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めます。</u></p> <p><u>4 避難誘導における職員等の安全性の確保対策</u></p> <p>市は、<u>市職員、市消防職員、消防団員等防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めます。</u></p> <p><u>また、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図ります。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災行政無線</u> ・<u>サイレン、半鐘</u> ・<u>広報車</u> ・<u>市ホームページ</u> ・<u>緊急速報メール</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>J:COMチャンネル小田原データ放送</u> ・<u>FMおだわら</u> ・<u>防災メール</u> ・<u>Jアラート</u> ・<u>Lアラート</u>等
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災行政無線</u> ・<u>サイレン、半鐘</u> ・<u>広報車</u> ・<u>市ホームページ</u> ・<u>緊急速報メール</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>J:COMチャンネル小田原データ放送</u> ・<u>FMおだわら</u> ・<u>防災メール</u> ・<u>Jアラート</u> ・<u>Lアラート</u>等 			

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>るため、日常の計画行政から関係部局による共同の取組を進め、防災の観点を取り入れたまちづくりに努めます。</u></p> <p><u>3 公共施設、要配慮者に関わる施設等の整備</u></p> <p><u>市は、公共施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、当該地域における一時的な避難場所としての機能その他の津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮します。また、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとします。</u></p> <p><u>第6 津波知識の普及・啓発</u></p> <p><u>本市の津波対策は、東日本大震災以降、独自に定めた海拔 10 メートル以下の地域における津波避難対策の推進として実施されてきました。</u></p> <p><u>本市における津波災害警戒区域と基準水位が神奈川県から示されたことにより、想定される最大クラスの津波による浸水範囲や基準水位（浸水深+せり上がり高）が明らかになり、地域毎の津波の実態に応じた対策の推進が可能となりました。</u></p>	<p><u>5 津波一時避難施設の指定・協定</u></p> <p><u>内閣府で公表している「津波避難ビル等に係る事例集」を参考にし、地理的条件等を考慮し、安全かつ迅速に避難できる津波一時避難施設の指定・協定の締結を進めます。</u></p> <p><u>6 浸水する範囲及び水深の周知</u></p> <p><u>津波ハザードマップを作成するほか、防災教室や防災講演会等を通じて、予測される津波浸水範囲及び水深を市民に周知します。</u></p> <p><u>◆資料 5-4： 津波一時避難施設一覧</u></p> <p><u>◆協定 15-1：津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書</u></p> <p><u>第7 津波知識の啓発</u></p> <p><u>市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行います。</u></p> <p><u>また、市は、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、津波について防災上必要な教育及び訓練、防災知識の普及を実施します。</u></p> <p><u>1 津波防災意識の啓発</u></p> <p><u>「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全市民の津波に対する共通意識として定着するよう、次に示す「津波に対する心得」を基本とし、あらゆる機会を通じて啓発に努め、その周知徹底を図ります。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>このため、市は、津波浸水想定区域や基準水位、浸水継続時間等の津波に関する情報のほか、津波警報等や避難情報の意味と内容の説明、小田原方式津波避難要領や、情報伝達方法、避難場所及び避難経路について正しい津波知識の普及・啓発に努めます。</u></p> <p><u>また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての国民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要です。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施します。</u></p> <p><u>1 防災教育の実施</u></p> <p><u>(1) 学校等における防災教育</u></p> <p><u>市は、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について継続的な防災教育に努めます。</u></p> <p><u>外出先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波被害の可能性が低い地域においても、津波に関する防災教育を行います。</u></p> <p><u>(2) 危機意識の共有等</u></p> <p><u>市は、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じ、あらゆる関係主体等による危機意識の共有に努めます。</u></p> <p><u>3 津波避難経路看板等による周知</u></p> <p><u>最短で1分で海岸線に到達すると想定されている本市の津波到達</u></p>	<p><u><津波に対する心得></u></p> <p><u>一般編</u></p> <p><u>① 過去の津波経験にとらわれず、強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じたら、すぐ海浜から離れ、付近の高台等に避難する。</u></p> <p><u>② 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。</u></p> <p><u>③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。</u></p> <p><u>④ 地震を感じなくても、津波警報が発表された場合は、沿岸の危険な区域にいる人は、すぐに避難する。また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行う。</u></p> <p><u>⑤ 津波注意報でも、海水浴や、磯釣りは、危険なので行わない。</u></p> <p><u>⑥ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。</u></p> <p><u>⑦ 津波は第一波よりも第二波以降の方が大きくなる可能性がある。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>時間内での市職員、市消防職員、消防団員等の防災対応や避難誘導はできないことから、市は、公共施設等への海拔表示板の設置や、指定・協定の締結を行った津波一時避難施設への表示シールの設置、津波一時避難施設までの経路上に津波避難経路看板を設置するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとしします。</u></p> <p><u>4 津波知識の広報</u></p> <p><u>広報紙、パンフレット等の広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講演会等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識、認識の啓発、対策の周知等を積極的に広報します。</u></p> <p><u>5 津波訓練の実施</u></p> <p><u>沿岸地域を重点として、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となって、最大クラスの津波や最も早い津波の到達時間を踏まえた津波情報受伝達訓練、避難、退避誘導訓練等の実践訓練を定期的の実施します。</u></p> <p><u>また、訓練の際は、要配慮者の避難に配慮した訓練を実施します。</u></p>	<p><u>船舶編</u></p> <p><u>① 強い揺れを感じたときは、すぐに港外の水深の深い、広い海域へ退避する。</u></p> <p><u>② 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。</u></p> <p><u>③ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、すぐに港外へ退避する。</u></p> <p><u>④ 港外へ退避できない小型船舶は、係留網の補強措置や陸上への引き上げと固縛により流出を防ぐ。</u></p> <p><u>⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。</u></p> <p><u>出典：「津波対策関係省庁連絡会議」申し合わせ（平成11年7月12日）に加筆</u></p> <p><u>2 防災教育の実施</u></p> <p><u>(1) 学校等における防災教育</u></p> <p><u>市は、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について継続的な防災教育に努めます。</u></p> <p><u>外出先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波被害の可能性が低い地域においても、津波に関する防災教育を行います。</u></p> <p><u>(2) 危機意識の共有等</u></p> <p><u>市は、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じ、あらゆる関係主体等による危機意識の共有に努めます。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
		<p><u>3 海拔表示板等による周知</u> <u>市は、公共施設等への海拔表示板の設置や、指定・協定の締結を行った津波一時避難施設への表示シールの設置、津波一時避難施設までの経路上に津波避難経路看板を設置するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取り組みを行うものとしします。</u></p> <p><u>4 津波知識の広報</u> <u>広報紙、パンフレット等の広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講演会等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識、認識の啓発、対策の周知等を積極的に広報します。</u></p> <p><u>5 津波訓練の実施</u> <u>沿岸地域を重点として、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となって、津波情報受伝達訓練、避難、退避誘導訓練等の実践訓練を定期的実施します。</u> <u>また、訓練の際は、要配慮者の避難に配慮した訓練を実施します。</u> <u>さらに、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波や最も早い津波の到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めます。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
34	<p>第6節 ライフラインの安全対策</p> <p>第1 上水道</p> <p><u>市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家用発電設備等の設置を推進します。</u></p> <p><u>また、管路については、耐震性の向上を図るため重要度の高い管路を優先的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。</u></p> <p><u>第6 廃棄物処理施設</u></p> <p><u>市では、廃棄物処理施設について、耐震性を確保し、災害時に対応できるように適切な維持管理に努めます。</u></p>	<p>第6節 ライフラインの安全対策</p> <p>第1 上水道</p> <p><u>市の施設には非常用発電装置を設置していない施設もあり、停電時にも安定供給するため、非常用発電装置等の設置を推進します。また、老朽化した配水池については改修を行うとともに、主要な施設については、耐震診断や劣化調査を実施し、診断調査結果に基づく改修補強対策を講じ、耐震性能の向上に努めます。管路については、耐震性の向上を図るため送水管や配水管の老朽化や重要性等に基づき、順次更新します。</u></p> <p>(新規)</p>
37	<p>第9節 建築物の安全確保</p> <p>第2 既存建築物の耐震性の強化</p> <p>「小田原市耐震改修促進計画（<u>令和4年4月</u>）」</p> <p>2 建築物の不燃化</p> <p><u>災害に強い都市基盤の整備には、建築物の耐震化と併せて不燃化を促進することが必要です。建物が密集する商業地や住宅地において</u></p> <p><u>は、用途地域や容積率に応じて、防火地域又は準防火地域を指定して</u></p>	<p>第9節 建築物の安全確保</p> <p>第2 既存建築物の耐震性の強化</p> <p>「小田原市耐震改修促進計画（<u>平成28年3月</u>）」</p> <p>2 建築物の不燃化</p> <p><u>災害に強い都市基盤の整備には、建築物の耐震化と併せて不燃化を促進することが必要であり、防火・準防火地域について、従前よりその指定地域の拡大を図ってきていますが、今後とも防災上必要な地域</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
38	<p><u>おり、建物の不燃化・難燃化を促進することで、延焼防止に繋げていきます。</u></p> <p>第9節 建築物の安全確保対策</p> <p>第3 既存建築物等の防災対策の推進</p> <p><u>7 空き家対策</u></p> <p><u>市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めます。</u></p>	<p><u>等について、さらに拡大を図っていきます。</u></p> <p>第9節 建築物の安全確保対策</p> <p>第3 既存建築物等の防災対策の推進 (新規)</p>
41	<p>第4 防災拠点等の機能確保</p> <p><u>また、災害用マンホールトイレの設置等、防災拠点等の機能の強化に努めます。</u></p> <p><u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めます。</u></p> <p><u>また、一部の避難所への太陽光発電設備や蓄電池設備の整備、災害時における電動車両による電力供給に関する協定を活用し、停電時における電力供給体制を確立します。</u></p> <p>◆資料○：太陽光発電設備、蓄電池設備設置校一覧</p> <p>◆協定○：災害時における電動車両等の支援に関する協定</p>	<p>第4 防災拠点等の機能確保 (追加)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
47	<p>第5節 避難体制</p> <p>第1 避難場所等の確保及び整備</p> <p>4 風水害避難場所</p> <p>風水害等により災害の範囲が限定される場合に、小・中学校及び公共施設等の中から短期的な避難場所として選定します。</p> <p><u>また、一部をバリアフリー型風水害避難場所として、身体的な理由で垂直避難（2階など高い場所への避難）ができない方と、その付添や介助にあたる方を対象に開設します。</u></p> <p><u>第2 避難所の機能強化</u></p> <p><u>1 避難所においては、停電時に電力を供給する太陽光発電設備及び外部給電機器等の導入、だれもが利用しやすいトイレや災害用マンホールトイレの整備、特設公衆電話の設置、耐震性貯水槽や応急給水口の設置など必要に応じた機能強化を行っていきます。</u></p> <p><u>2 過去の災害事例における避難所運営の課題や今般の感染症予防対策等を踏まえ、避難場所等の教室を開放するにあたっては、熱中症対策のためのエアコン設置教室の開放、感染症予防対策としての避難スペース拡大、要配慮者専用のスペースや、ペット専用のスペースの確保を行います。トイレの洋式化や、浸水想定区域にある避難場所等での垂直避難のため校舎利用を進めていきます。</u></p>	<p>第5節 避難体制</p> <p>第1 避難場所の確保及び整備</p> <p>(新規)</p>
48	<p>第4 市民への周知</p> <p>市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場</p>	<p>第4 市民への周知</p> <p>市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
49	<p>所、<u>各避難場所の役割の違い、避難経路、避難情報</u>について、あらかじめ市民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。</p> <p>なお、一時避難場所、広域避難所、その他の避難所、風水害避難場所、土砂災害避難場所、及び津波一時避難施設の各避難場所の役割の違い、<u>避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅などで身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努めます。</u></p> <p><u>第10 感染症対策</u></p> <p><u>市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制、避難所等におけるレイアウトや動線等の確認など、感染症対策を取り入れた防災対策を推進します。</u></p> <p><u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めます。</u></p>	<p>所、避難経路、避難<u>指示方法</u>について、あらかじめ市民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。</p> <p>なお、一時避難場所、広域避難所、その他の避難所、風水害避難場所、土砂災害避難場所、及び津波一時避難施設の各避難場所の役割の違い、<u>避難の際には発生する恐れのある災害から命を守るために適した避難場所へ避難すること、避難時の周囲の状況等により避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民への周知徹底を図ります。</u></p> <p>(新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
51	<p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第2 社会福祉施設対策</p> <p>1 防災設備等の整備 (略)</p> <p>さらに、要配慮者は避難に時間を要することから、災害に関する情報が特に事前に周知されることが重要です。そのため防災行政無線等の情報伝達手段を利用した情報提供を行います。</p> <p>また、停電時に備え、<u>発災後 72 時間の事業継続が可能となる</u>非常用発電機等の整備に努めます。</p>	<p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第2 社会福祉施設対策</p> <p>1 防災設備等の整備 (略)</p> <p>さらに、要配慮者は避難に時間を要することから、災害に関する情報が特に事前に周知されることが重要です。そのため防災行政無線等の情報伝達手段を利用した情報提供を行います。</p> <p>また、停電時に備え、<u>医療用・介護用機器を稼働させるのに必要な最低限の電力を確保するため</u>、非常用発電機等の整備に努めます。</p>
54	<p>第1 食料、飲料水及び生活必需品<u>等</u>の備蓄及び確保</p> <p><u>3 携帯トイレ等の確保</u></p> <p><u>市は地震によりトイレの使用ができなくなった時のために、携帯トイレの確保に努めます。なお、携帯トイレに限らず、発災後は、仮設トイレや、マンホールトイレなど、様々な手段を併用し、トイレ環境の改善に努めます。</u></p> <p><u>4 感染症対策物資の確保</u></p> <p><u>市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、マスクや手指消毒液、段ボールベッド、パーテーションなど、感染症対策物資の確保に努めます。</u></p>	<p>第1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保 (新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
54	<p>第2 防災資機材等の整備</p> <p>市及び関係機関は、<u>大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めます。</u></p> <p><u>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めます。</u></p> <p>第4 市民・企業等の備蓄</p> <p>市は、災害時にライフラインの供給や食料等の流通が途絶えることを考慮し、市民及び企業等に、最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレトーパー、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー</u>等の備蓄や、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u>、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発します。</p>	<p>第2 防災資機材等の整備</p> <p>市及び関係機関は、<u>災害応急対策に必要な防災資機材を整備し、拡充を図ります。</u></p> <p>第4 市民・企業等の備蓄</p> <p>市は、災害時にライフラインの供給や食料等の流通が途絶えることを考慮し、市民及び企業等に、最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発します。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
60	<p>第2 被災宅地の震後対策</p> <p>大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、二次災害を軽減、防止するため、当該宅地の調査を被災宅地危険度判定士 <u>(行政職員及び民間建築士で、知事が認定登録した者)</u> が行い、その判定結果を標識で表示し、市民に説明する等の措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する必要があります。</p> <p><u>特に、広域避難所(指定避難所)等の被災宅地危険度判定活動は、震後速やかな対応が必要であることから、民間建築士団体との協定に基づき、被災宅地危険度判定士(民間建築士で知事の認定を受けた者)の協力を得て実施します。</u></p> <p><u>また、被災宅地危険度判定士は、研修や訓練を通じて運用体制の強化に努めます。</u></p> <p>被災宅地危険度判定体制は、資料12-1のとおりです。</p>	<p>第2 被災宅地の震後対策</p> <p>大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、二次災害を軽減、防止するため、当該宅地の調査を被災宅地危険度判定士 <u>(知事の認定登録者)の協力を得て</u> 行い、その判定結果を標識で表示し、市民に説明する等の措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する必要があります。</p> <p>被災宅地危険度判定体制は、資料12-1のとおりです。</p>
61	<p>第13節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>第1 上水道</p> <p><u>市では、非常用自家発電設備等の設置や、応急復旧資機材の備蓄、及び浄水工程に使用する薬品の確保に努めています。</u></p> <p><u>また、公益社団法人日本水道協会会員による相互応援や災害応急復旧工事等に関する協定の締結により、復旧体制の強化を図っており、災害拠点病院をはじめとする医療機関や広域避難所等の重要給水施設</u></p>	<p>第13節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>第1 上水道</p> <p><u>市では、災害により電力の供給が停止した場合に備え、非常用発電機装置等の設備や応急復旧資機材の整備を進め、また、原水の高濁度化に備え必要な薬品貯蔵に努めています。さらに、公益社団法人日本水道協会会員である各水道事業者間等の相互応援や工事業者との協力に関する協定を締結しています。また、災害時には医療機関や社会</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
62	<p><u>への配水再開など計画的な応急復旧に努めます。</u></p> <p>第14節 広域応援体制の拡充</p> <p>市は、<u>令和2年に策定した市受援計画に基づき、大規模地震で被災した場合に、円滑に他機関等からの応援を受け入れます。</u></p> <p><u>訓練等を実施し、内容の検証と事前の備えの充実に努めます。</u></p> <p><u>1 市受援計画の策定</u></p> <p><u>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画を策定し、整備に努めます。また、訓練等を実施し、内容の検証と充実に努めます。</u></p> <p><u>受援計画では、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u></p>	<p><u>福祉施設、避難所等防災上重要な建築物が配置されている地域を考慮に入れた計画的な応急復旧に努めます。</u></p> <p>第14節 広域応援体制の拡充</p> <p>市は、<u>大規模地震で被災した場合に、円滑に他機関からの応援を受け入れるための広域受援計画の作成を進めるとともに、訓練等を実施し、内容の検証と充実に努めます。</u></p> <p>(新規)</p>
63	<p>第15節 災害廃棄物等の処理対策</p> <p>第2 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等</p> <p>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や、運用方針、一般廃棄物（<u>広域</u>避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すよう努</p>	<p>第15節 災害廃棄物等の処理対策</p> <p>第2 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等</p> <p>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や、運用方針、一般廃棄物（<u>指定</u>避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すよう努</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
64	<p>めまず。</p> <p>第3 災害時の相互協力体制の整備</p> <p>市は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、災害時の相互協力体制の整備に努めます。</p> <p>第4 計画の見直し</p> <p>市は、「小田原市災害廃棄物処理計画」を必要に応じて見直し、充実を図ります。</p> <p>第16節 市民の自主防災活動・ボランティア活動等の拡充強化</p> <p>第1 市民等への周知</p> <p>市は、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレトーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄や、自動車へのこまめな満タン給油、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ等）の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、浴槽での水の確保、ブレーカーの遮断等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。</p> <p>（略）</p>	<p>めまず。</p> <p>第3 震災時の相互協力体制の整備</p> <p>市は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、震災時の相互協力体制の整備に努めます。</p> <p>第4 計画等の見直し</p> <p>市は、「小田原市災害廃棄物等処理計画」等を見直し、充実を図ります。</p> <p>第16節 市民の自主防災活動・ボランティア活動等の拡充強化</p> <p>第1 市民等への周知</p> <p>市は、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ等）の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、浴槽での水の確保、ブレーカーの遮断等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。</p> <p>（略）</p>
67	<p>第4 NPO・ボランティアの受入体制づくり</p>	<p>第4 NPO・ボランティアの受入体制づくり</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
69	<p><u>5 災害救助法の適用について</u> <u>県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができます。</u> <u>市は、災害救助法の適用範囲について、平時から研修等を通じて生目、体制作りに努めます。</u></p> <p>4 市民の心得 市は、市民に対して、おおむね次の内容についての心得やその思想の普及を図ります。 (1) 平常時の心得 ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。 イ 崖崩れ、出水に注意すること ウ 建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の対策を実施すること。 エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。 オ 消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火に備えること。 カ 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水(1人3リットルが1日分の目安)、携帯トイレ、トイレトペーパー、<u>マスク、消毒液、</u></p>	<p>(新規)</p> <p>4 市民の心得 市は、市民に対して、おおむね次の内容についての心得やその思想の普及を図ります。 (1) 平常時の心得 ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。 イ 崖崩れ、出水に注意すること ウ 建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の対策を実施すること。 エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。 オ 消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火に備えること。 カ 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水(1人3リットルが1日分の目安)、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
70	<p><u>体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー</u> <u>一等の備蓄、非常持出品を準備すること。</u> <u>キ 自動車へのこまめな満タン給油</u> <u>ク 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。</u> <u>ケ 自助・共助の精神の重要性について認識すること。</u></p> <p>(3) 避難時の心得</p> <p>ア 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行すること。 イ 最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、常備薬、おくすり手帳、最小限の着替え肌着、懐中電灯、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー</u>等を携行すること。 ウ 服装は軽装で素足をさけ、ヘルメットや頭巾等を着用し、雨具や防寒衣を携行すること。 エ 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。</p>	<p>品を準備すること。 <u>キ</u> 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。 <u>ク</u> 自助・共助の精神の重要性について認識すること。</p> <p>(3) 避難時の心得</p> <p>ア 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行すること。 イ 最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、常備薬、おくすり手帳、最小限の着替え肌着、懐中電灯等を携行すること。 ウ 服装は軽装で素足をさけ、ヘルメットや頭巾等を着用し、雨具や防寒衣を携行すること。 エ 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。</p>
71	<p>第5 その他の防災知識の普及・啓発</p> <p>市は、市民の適切な避難や防災行動に資する防災マップや地震発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布するとともにホームページへの公開や研修を実施する等、防災知識の普及啓発</p>	<p>第5 その他の防災知識の普及・啓発</p> <p>市は、市民の適切な避難や防災行動に資する防災マップや地震発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布するとともにホームページへの公開や研修を実施する等、防災知識の普及啓発</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
73	<p>に努めます。</p> <p><u>市は、停電時の電源確保に有効である太陽光発電や蓄電池設備の設置や電気自動車の導入等について、市民等への普及啓発に努めます。</u></p> <p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達</p> <p>地震発生後、市は速やかに地震情報を収集・伝達するとともに、必要に応じて市災害対策本部を設置し、被害情報及び関係機関が実施する災害時情報を迅速に収集・連絡します。</p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分します。</u></p>	<p>に努めます。</p> <p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達</p> <p>地震発生後、市は速やかに地震情報を収集・伝達するとともに、必要に応じて市災害対策本部を設置し、被害情報及び関係機関が実施する災害時情報を迅速に収集・連絡します。</p> <p><u>市災害対策本部設置後、市は被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害時応急活動を行います。</u></p>

頁	改正後	改正前												
79	<p>第3 動員計画</p> <p>5 職員の動員計画 (削除)</p>	<p>第3 動員計画</p> <p>5 職員の動員計画</p> <p style="text-align: center;">表—配備体制</p> <table border="1" data-bbox="1229 472 2027 924"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備体制</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動員1号</td> <td>市内救地域の災害に直ちに対処できる一定範囲の職員を、動員する体制とする。</td> <td>1—市内の救地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。 2—その他の状況により市長が配備を指示したとき。</td> </tr> <tr> <td>動員2号</td> <td>動員1号体制を強化し拡大しつつある災害に対処できる体制とする。</td> <td>1—市内の広い地域に災害が拡大し、又は大規模な局地災害が発生したとき。 2—その他の状況により市長が配備を指示したとき。</td> </tr> <tr> <td>動員3号</td> <td>市の総力をあげて応急対策活動が実施できる体制とする。</td> <td>1—市内の全域に災害が発生したとき。 2—東海地震に関する「東海地震予知情報」又は「警戒宣言」が発令されたとき。 3—市内で気象庁発表による「震度5弱」以上の地震があったとき。 4—その他の状況により市長が配備を指示したとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備体制	配備時期	動員1号	市内救地域の災害に直ちに対処できる一定範囲の職員を、動員する体制とする。	1—市内の救地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。 2—その他の状況により市長が配備を指示したとき。	動員2号	動員1号体制を強化し拡大しつつある災害に対処できる体制とする。	1—市内の広い地域に災害が拡大し、又は大規模な局地災害が発生したとき。 2—その他の状況により市長が配備を指示したとき。	動員3号	市の総力をあげて応急対策活動が実施できる体制とする。	1—市内の全域に災害が発生したとき。 2—東海地震に関する「東海地震予知情報」又は「警戒宣言」が発令されたとき。 3—市内で気象庁発表による「震度5弱」以上の地震があったとき。 4—その他の状況により市長が配備を指示したとき。
種別	配備体制	配備時期												
動員1号	市内救地域の災害に直ちに対処できる一定範囲の職員を、動員する体制とする。	1—市内の救地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。 2—その他の状況により市長が配備を指示したとき。												
動員2号	動員1号体制を強化し拡大しつつある災害に対処できる体制とする。	1—市内の広い地域に災害が拡大し、又は大規模な局地災害が発生したとき。 2—その他の状況により市長が配備を指示したとき。												
動員3号	市の総力をあげて応急対策活動が実施できる体制とする。	1—市内の全域に災害が発生したとき。 2—東海地震に関する「東海地震予知情報」又は「警戒宣言」が発令されたとき。 3—市内で気象庁発表による「震度5弱」以上の地震があったとき。 4—その他の状況により市長が配備を指示したとき。												
81	<p>第4 被害情報の収集・伝達</p> <p><u>7 安否不明者の情報等の収集・公表</u></p> <p><u>災害時において、安否不明者の氏名情報等を県に情報提供し県が公表、又は市で公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、安否不明者の氏名情報等は、県から公表を前提に情報提供依頼があった場合、原則情報提供します。</u></p> <p><u>また、局所的な災害であるなどの事情により、市が公表した方が安</u></p>	<p>第4 被害情報の収集・伝達 (新規)</p>												

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
82	<p><u>否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、市が公表します。</u></p> <p><u>なお、安否不明者が配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等であり、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されている者である場合については、所在情報を秘匿する必要があるため、県への情報提供及び市による公表は行いません。</u></p> <p><u>◆資料〇：災害時における安否不明者の氏名情報等に係る情報提供及び公表方針</u></p> <p>第5 災害広報の実施 2 広報事項 （2）避難に関すること ア 避難<u>情報</u>に関すること イ <u>避難所・避難場所の開設状況</u>に関すること ウ <u>避難所の混雑状況に関すること</u></p>	<p>第5 災害広報の実施 2 広報事項 （2）避難に関すること ア 避難<u>勧告及び指示</u>に関すること イ <u>収容施設</u>に関すること</p>
88	<p>（5）無線通信の運用 無線通信の運用に関する基本的事項は、次のとおりです。 ア 無線通信系統 無線通信系統は、消防波（<u>統制波</u>、<u>共通波</u>（<u>主運用波</u>）、<u>活動波</u>（<u>市</u></p>	<p>（5）無線通信の運用 無線通信の運用に関する基本的事項は、次のとおりです。 ア 無線通信系統 無線通信系統は、消防波（<u>全国波</u>、<u>県波</u>、<u>市町村波</u>）及び救急波によ</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
91	<p><u>波・救急波</u>によります。</p> <p>9 一般病院等 (2) 医療救護活動 一般病院、<u>薬局</u>等は、早期に通常の診療・<u>医薬品の供給</u>体制に戻すよう努めるとともに、医師会、<u>薬剤師会</u>及び市と連携し、周辺地域の傷病者をできる限り受け入れ、医療救護活動に協力する。</p>	<p>ります。</p> <p>9 一般病院等 (2) 医療救護活動 一般病院等は、早期に通常の診療体制に戻すよう努めるとともに、医師会及び市と連携し、周辺地域の傷病者をできる限り受け入れ、医療救護活動に協力する。</p>
92	<p>第3節 避難対策 (略)</p> <p>市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握するとともに、避難指示が出された場合には、直ちに避難します。また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。</p> <p>なお、津波避難に係る対策は、本章「第15節 津波対策」を参照します。</p> <p>第1 避難指示 1 避難指示 市長は、避難のための立ち退きの指示を、防災関係機関の協力を得て実施します。</p> <p>(1) 避難指示の実施責任者 表 避難指示の実施責任者</p>	<p>第3節 避難対策 (略)</p> <p>市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握するとともに、避難<u>勧告又は</u>指示が出された場合には、直ちに避難します。また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。</p> <p>なお、津波避難に係る対策は、本章「第15節 津波対策」を参照します。</p> <p>第1 避難<u>勧告・指示等</u> 1 避難<u>勧告・指示</u> 市長は、避難のための立ち退きの<u>勧告及び</u>指示を、防災関係機関の協力を得て実施します。</p> <p>(1) 避難<u>勧告・指示</u>の実施責任者 表 避難<u>勧告・指示</u>の実施責任者</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																																										
<p>93</p>	<table border="1" data-bbox="347 327 1108 869"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>災害の種類、内容</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>災害全般</td> <td>災害対策基本法 第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。</td> <td>災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項</td> </tr> <tr> <td>海上保安官</td> <td>同上</td> <td>災害対策基本法 第61条第1項</td> </tr> <tr> <td>知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者</td> <td>洪水、高潮</td> <td>水防法第29条</td> </tr> <tr> <td>知事又は、その命を受けた職員</td> <td>地すべり</td> <td>地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。</td> <td>自衛隊法第94条第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="324 973 728 1005">(3) 高齢者等避難の実施責任者</p> <p data-bbox="302 1021 1164 1149">市長は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったときに高齢者等避難を発令します。</p> <p data-bbox="313 1212 616 1244">2 避難情報の発令基準</p> <p data-bbox="302 1260 1164 1388">災害時に適切な避難情報の発令を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難情報の発令基準等について、できる限り客観的な数値を定めるよう努めます。</p>	実施者	災害の種類、内容	根拠	市町村長	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項	警察官	災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項	海上保安官	同上	災害対策基本法 第61条第1項	知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	知事又は、その命を受けた職員	地すべり	地すべり等防止法第25条	自衛官	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条第1項	<table border="1" data-bbox="1229 327 2029 869"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>災害の種類、内容</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>災害全般</td> <td>災害対策基本法 第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。</td> <td>災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項</td> </tr> <tr> <td>海上保安官</td> <td>同上</td> <td>災害対策基本法 第61条第1項</td> </tr> <tr> <td>知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者</td> <td>洪水、高潮</td> <td>水防法第29条</td> </tr> <tr> <td>知事又は、その命を受けた職員</td> <td>地すべり</td> <td>地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。</td> <td>自衛隊法第94条第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1198 973 1803 1005">(3) 避難準備・高齢者等避難開始の実施責任者</p> <p data-bbox="1176 1021 2038 1149">市長は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったときに避難準備・高齢者等避難開始を発令します。</p> <p data-bbox="1187 1212 1635 1244">2 避難の勧告及び指示の発令基準</p> <p data-bbox="1176 1260 2038 1388">災害時に適切な避難勧告等を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難勧告等の発令基準等について、できる限り客観的な数値を定めるよう努めます。</p>	実施者	災害の種類、内容	根拠	市町村長	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項	警察官	災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項	海上保安官	同上	災害対策基本法 第61条第1項	知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	知事又は、その命を受けた職員	地すべり	地すべり等防止法第25条	自衛官	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条第1項
	実施者	災害の種類、内容	根拠																																									
市町村長	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項																																										
警察官	災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項																																										
海上保安官	同上	災害対策基本法 第61条第1項																																										
知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条																																										
知事又は、その命を受けた職員	地すべり	地すべり等防止法第25条																																										
自衛官	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条第1項																																										
実施者	災害の種類、内容	根拠																																										
市町村長	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項																																										
警察官	災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項																																										
海上保安官	同上	災害対策基本法 第61条第1項																																										
知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条																																										
知事又は、その命を受けた職員	地すべり	地すべり等防止法第25条																																										
自衛官	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条第1項																																										

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断します。</p> <p>また、避難対象地域の選定にあつては、避難所の位置、自主防災組織が定める避難経路の状況、周辺地域の人口分布、自主防災組織の状況等を考慮してこれを行います。</p> <p>3 避難情報の伝達方法</p> <p>(1) 避難情報の伝達</p> <p>避難情報の伝達は、市災害対策本部の情報伝達及び広報活動により行いますが、自主防災組織を十分活用するとともに、間接広報を有効に利用します。</p> <p>(2) 避難情報の内容</p> <p>ア 避難を要する理由</p> <p>イ 避難情報の対象地域</p> <p>ウ 避難先とその場所</p> <p>エ 避難経路</p> <p>オ 注意事項</p> <p>(3) 県知事への報告</p> <p>市長は、避難情報の発令を行ったときは、速やかに県知事に報告します。</p>	<p>なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断します。</p> <p>また、避難対象地域の選定にあつては、避難所の位置、自主防災組織が定める避難経路の状況、周辺地域の人口分布、自主防災組織の状況等を考慮してこれを行います。</p> <p>3 避難勧告及び指示等の伝達方法</p> <p>(1) 避難勧告及び指示等の伝達</p> <p>避難勧告及び指示等の伝達は、市災害対策本部の情報伝達及び広報活動により行いますが、自主防災組織を十分活用するとともに、間接広報を有効に利用します。</p> <p>(2) 避難勧告及び指示の内容</p> <p>ア 避難を要する理由</p> <p>イ 避難勧告、指示等の対象地域</p> <p>ウ 避難先とその場所</p> <p>エ 避難経路</p> <p>オ 注意事項</p> <p>(3) 県知事への報告</p> <p>市長は、避難勧告又は指示を行ったときは、速やかに県知事に報告します。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
95	<p>第2 避難所の開設</p> <p>3 広域避難所への入所</p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア 住宅が被害を受け、居住の場を失った者</p> <p>イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者</p> <p>ウ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者</p> <p><u>エ 地域外から来て、帰宅することが困難である者</u></p> <p><u>オ その他、災害により生活の自立が困難な者</u></p> <p><u>なお、避難者は、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れます。</u></p> <p>(2) 避難者の誘導</p> <p>ア 広域避難所の施設内への誘導については、自主防災組織、市職員及び教職員等関係者が行います。</p> <p>イ 避難順序は、<u>施設管理者と事前に協議した順とし、安全を確認しながら避難誘導を行います。</u></p> <p><u>ウ 要配慮者及び傷病者については、設備が整っている場所に世帯単位で避難してもらうように努めます。</u></p> <p><u>エ 避難行動要支援者（災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとる際に、支援を必要とする方）を配慮して避難させます。</u></p>	<p>第2 避難所の開設</p> <p>3 広域避難所への入所</p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア 住宅が被害を受け、居住の場を失った者</p> <p>イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者</p> <p>ウ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者</p> <p>(2) 避難者の誘導</p> <p>ア 広域避難所の施設内への誘導については、自主防災組織、市職員及び教職員等関係者が行います。</p> <p>イ 避難順序は、後日の授業再開に備え、屋内運動場・空き教室・特別教室・普通教室の順に入所させます。</p> <p>ウ 屋内運動場は、できる限り端より詰め、通路を確保します。</p> <p>エ 要配慮者を配慮して避難させます。</p> <p>オ 避難経路については、可能な限り事前に安全確認するとともに、危険箇所にはロープ張りや表示を行うほか、状況により誘導員を配置して事故防止に努めます。特に、夜間においては、可</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
98	<p>オ 避難経路については、可能な限り事前に安全確認するとともに、危険箇所にロープ張りや表示を行うほか、状況により誘導員を配置して事故防止に努めます。特に、夜間においては、可能な範囲での照明を確保し、安全確保に努めます。</p> <p>カ 大規模な災害発生の場合、上記の項目が実施できない場合が起こり得るので、市民が自発的に<u>避難所へ避難するなど定められた</u>行動がとれるように、平常時からの<u>施設管理者との協議や訓練を実施します。</u></p> <p>第3 広域避難所の運営</p> <p>2 広域避難所における時期別の課題等</p> <p>(1) 初動期 (1日～3日)</p> <p><u>キ 水洗トイレの使用可否の確認と、代替措置の実施</u></p> <p><u>(ア) 停電、断水、排水管や下水管、浄化槽の損傷の状況により、校舎等の水洗トイレが使用できるか市災害対策本部へ確認します。</u></p> <p><u>(イ) 使用できない場合は、水洗トイレの使用を速やかに中止徹底し、携帯トイレの設置を行います。</u></p> <p><u>(ウ) 携帯トイレの使用により発生した廃棄物は、可燃物として処理するため、廃棄場所を定め、周知します。</u></p> <p><u>(エ) 仮設トイレを組み立てます。原則として男女別とし、女性が安全に利用できるよう設置場所に配慮し、夜間であれば、発電機・投光機をセットします。</u></p>	<p>可能な範囲での照明を確保し、安全確保に努めます。</p> <p>カ 大規模な災害の場合、上記の項目が実施できない場合が起こり得るので、市民が自発的に避難指定場所に向かい決められた行動がとれるように、平常時からの啓発に努めます。</p> <p>第3 広域避難所の運営</p> <p>2 広域避難所における時期別の課題等</p> <p>(1) 初動期 (1日～3日)</p> <p><u>キ 仮設トイレの設置等必要な措置を市災害対策本部へ要請</u></p> <p><u>(ア) 仮設トイレを組み立てます。(水洗トイレが使用できる場合は、雑用水を確保して、使用します。原則として男女別とし、女性が安全に利用できるよう設置場所に配慮します。)</u></p> <p><u>(イ) 夜間であれば、発電機・投光機をセットします。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
100	<p><u>4 電源の確保</u></p> <p><u>避難所等における電力供給手段の確保策として、太陽光発電、蓄電池、電気自動車等を活用します。</u></p>	<p>(新規)</p>
102	<p>第6 応急仮設住宅の供与等及び住宅の応急修理計画</p> <p><u>県は、大規模災害が発生し災害救助法が適用された場合、法で定められた期間内に当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対し、応急仮設住宅の供与を行います。</u></p> <p><u>応急仮設住宅には、建設し供給するもの（建設型応急住宅）と民間賃貸住宅を借上げて供給するもの（賃貸型応急住宅）があり、県による被災者への応急仮設住宅の提供は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとします。</u></p> <p><u>また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとします。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとします。</u></p> <p><u>5 住宅の障害物の除去</u></p> <p><u>(1) 障害物の除去が受けられる者</u></p> <p><u>半壊又は半焼し、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時</u></p>	<p>第6 応急仮設住宅の供与等及び住宅の応急修理計画</p> <p><u>災害により住宅を失った被災者に対する応急仮設住宅の供与等、及び被害を受けた住宅の応急修理を、次の計画により実施します。</u></p> <p>(新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
103	<p><u>的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者。</u></p> <p><u>(2) 障害物の除去の範囲</u></p> <p><u>居室・炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限ります。</u></p> <p>(5) 福祉施設への収容</p> <p>ア 広域避難所での対応が困難となった要配慮者については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、次に掲げる施設を福祉避難所として、家族単位により収容します。</p> <p><u>(ア) 市生きがいふれあいセンターいそしぎ</u> <u>(イ) 市下中老人憩の家</u></p> <p><u>(ウ) 市川東タウンセンターマロニエ</u> <u>(エ) 市城北タウンセンターいずみ</u></p>	<p>(5) 福祉施設への収容</p> <p>ア 広域避難所での対応が困難となった要配慮者については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、次に掲げる福祉施設に家族単位により収容します。</p> <p>(ア) 市社会福祉センター (イ) 市生きがいふれあいセンターいそしぎ</p> <p>(ウ) 市鴨宮ケアセンター (エ) 市前羽福祉館</p> <p>(オ) 市下中老人憩の家 (カ) 市立保育所(5施設)</p>
106	<p>第2 災害時の廃棄物等の処理</p> <p>市は、「小田原市災害廃棄物処理計画」に基づき、ごみ収集・処理、し尿の収集・処理、仮設トイレの設置について迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図ります。</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 災害廃棄物等対策組織</p> <p>市は、地震発生時に災害廃棄物等対策組織を設置します。災害廃棄</p>	<p>第2 災害時の廃棄物等の処理</p> <p>市は、「小田原市災害廃棄物等処理計画」に基づき、ごみ収集・処理、し尿の収集・処理、仮設トイレの設置について迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図ります。</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 災害廃棄物等対策組織</p> <p>市は、地震発生時の災害廃棄物等対策組織を設置します。災害廃棄</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
107	<p>物処理は地震発生に伴い新たに発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て、臨時体制を組織します。</p> <p>ウ 基本方針</p> <p>(ア) 通常時の収集・処理体制を基本として、市とその委託収集業者が収集・処理します。ただし、施設損壊や停電、断水等により施設稼働不能の場合は、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、<u>仮置場での</u>一時保管（施設復旧後に市の施設で処理）あるいは、近隣市町村への応援要請等の対策を検討します。</p> <p>(3) 復興に向けた対策</p> <p>ア 市の事業として解体撤去に国庫補助が認められる場合は、市は所有者からの申請に基づき、民間業者と直接契約を行い、解体撤去と<u>仮置場</u>への運搬を発注します。なお、対象家屋は個人所有の住宅に限りますが、補助交付要綱に従うものとします。</p> <p>イ 災害廃棄物の再利用・再資源化を推進するため、可燃<u>ごみ</u>、<u>不燃ごみ</u>、コンクリート<u>がら</u>、金属くず、<u>柱角材</u>、その他を最大限分別し、再利用・再資源化を推進します。このため、解体撤去時から分別の指導を行います。</p> <p>ウ 災害廃棄物を再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するための、<u>仮置場</u>を確保し、運用します。</p> <p>エ 災害廃棄物の再利用・再資源化を可能なかぎり推進し、最終処分量の<u>減量</u>を図ります。</p>	<p>物処理は地震発生に伴い新たに発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て、臨時体制を組織します。</p> <p>ウ 基本方針</p> <p>(ア) 通常時の収集・処理体制を基本として、市とその委託収集業者が収集・処理します。ただし、施設損壊や停電、断水等により施設稼働不能の場合は、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、一時保管（施設復旧後に市の施設で処理）あるいは、近隣市町村への応援要請等の対策を検討します。</p> <p>(3) 復興に向けた対策</p> <p>ア 市の事業として解体撤去に国庫補助が認められる場合は、市は所有者からの申請に基づき、民間業者と直接契約を行い、解体撤去と<u>仮保管場所</u>への運搬を発注します。なお、対象家屋は個人所有の住宅に限りますが、補助交付要綱に従うものとします。</p> <p>イ 災害廃棄物の再利用・再資源化を推進するため、<u>木くず、その他可燃物</u>、コンクリート<u>塊</u>、金属くず、その他<u>不燃物、以上</u>を最大限分別し<u>た後の混合廃棄物の6区分に分別し</u>、再利用・再資源化を推進します。このため、解体撤去時から分別の指導を行います。</p> <p>ウ 災害廃棄物を再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するための、<u>仮保管場所</u>を確保し、運用します。</p> <p>エ 災害廃棄物の再利用・再資源化を可能なかぎり推進し、最終処分量の<u>削減</u>を図ります。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
108	<p>(6) 遺体の<u>安置・引渡し</u></p> <p>ア 市は、県警察と協力して、遺体の<u>調査・検視</u>及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡します。遺族等が不明である遺体については、氏名等を掲示し遺族等の早期発見に努めます。</p>	<p>(6) 遺体の引渡し</p> <p>ア 市は、県警察と協力して、遺体の<u>見分・検視</u>及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡します。遺族等が不明である遺体については、氏名等を掲示し遺族等の早期発見に努めます。</p>
109	<p><u>オ 広域的な甚大な被害により、他自治体の火葬場も使用できず、かつ遺族等の引取り者がいない遺体については、市は一時的に土地を借り上げ、その遺体を仮埋葬し、火葬場が復旧した段階で、その遺体を掘り起し火葬の手続きを行い、火葬した後、焼骨を仮収蔵します。</u></p> <p><u>4 遺体収容施設での防疫対策</u></p> <p><u>遺体収容施設での感染症等の発生及び流行の防止を図る対策を実施します。</u></p> <p><u>実施機関、実施方法は「第1 保健衛生 3 防疫対策」に準じます。</u></p> <p><u>5 資器材の調達等</u></p> <p>市は、県警察、県、他市町村等と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布、<u>消毒・防疫薬剤</u>等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花等についても配慮します。</p> <p><u>6 遺族への対応</u></p> <p><u>遺体確認の結果、身寄りのない遺族として年少の未成年のみとなった場合、障がい者のみとなった場合、高齢者のみとなった場合、また外国人旅行者のみとなる場合等が考えられます。</u></p>	<p>(追加)</p> <p><u>4 資器材の調達等</u></p> <p>市は、県警察、県、他市町村等と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花等についても配慮します。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
114	<p><u>これらに該当する遺族を含め、遺族に対しまして、市は関係機関等と連携を取り、対応します。</u></p> <p><u>7 広報</u></p> <p><u>8 広域火葬応援体制</u></p> <p>第4 救援物資の受入れ</p> <p>他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受け入れは次の方法で実施します。</p> <p>特に、東日本大震災を機に制度化された国からのプッシュ型支援が実施されたことから、発災後速やかに実施される大量の物資の支援を受け入れる体制を整えていきます。</p> <p><u>また、国や県への物資の要請、受入れ、配送は、物資調達・支援システムを利用し、迅速に実施します。</u></p> <p><u>1 プッシュ型支援</u></p> <p><u>大規模災害発災当初は、市において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、市のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されます。</u></p> <p><u>国が県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目等）のほか、避難所環境の整備に必要な物資、熱中症対策に不可欠な冷房機器、感染症対策に必要なマスクや消毒液等を調達し、被災地に緊急輸送を行います。</u></p> <p><u>(1) 基本8品目</u></p>	<p><u>5 広報</u></p> <p><u>6 広域火葬応援体制</u></p> <p>第4 救援物資の受入れ</p> <p>他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受け入れは次の方法で実施します。</p> <p>特に、東日本大震災を機に制度化された国からのプッシュ型支援が実施されたことから、発災後速やかに実施される大量の物資の支援を受け入れる体制を整えていきます。</p> <p>(新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
131	<p><u>ア 食料</u> <u>イ 毛布</u> <u>ウ 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク</u> <u>エ 乳児・小児用おむつ</u> <u>オ 大人用のおむつ</u> <u>カ 携帯トイレ・簡易トイレ</u> <u>キ トイレットペーパー</u> <u>ク 生理用品</u></p> <p>第1 1 節 広域的応援体制</p> <p>市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国、県、他市町村、防災関係機関及び民間団体等に応援を求め、被災地域における被害の軽減や被災者の援護等、広域的な応援体制をとります。</p> <p><u>また、市受援計画に基づき、平時から応援受入体制を整え、災害発生時も適切に外部の職員と協力し、市職員の健康管理も考慮しながら災害対策を行います。</u></p>	<p>第1 1 節 広域的応援体制</p> <p>市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国、県、他市町村、防災関係機関及び民間団体等に応援を求め、被災地域における被害の軽減や被災者の援護等、広域的な応援体制をとります。</p>
139	<p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>第1 節 災害復旧 <u>対策</u></p> <p><u>第1 災害復旧計画の策定</u></p> <p><u>(1) 災害復旧計画策定の基本方針</u></p> <p>(略)</p>	<p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>第1 節 災害復旧 <u>計画の策定</u></p> <p><u>第1 災害復旧計画策定の基本方針</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第2 公共施設等災害復旧計画の策定項目</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
140	<p><u>(2) 公共施設等災害復旧計画の策定項目</u> (略)</p> <p><u>第2 国又は県による復旧の代行制度の活用</u> 市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、工事実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復旧復興のために必要があると認めるときは、市に代わり国又は県が工事を行うことができる権限代行制度を活用し、国又は県に工事の代行を要請します。</p> <p>第2節 復興体制の整備 大規模災害発生後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。<u>また、平時から災害が発生した際のことを想定した事前復興の考え方を整理し、気候変動により激甚化・頻発化する災害に対し、迅速な復旧、復興が成し遂げられる災害に強いまちを目指します。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第2節 復興体制の整備 大規模災害発生後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。</p>
146	<p>第7 生活再建支援 1 被災者の経済的再建支援 被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など住宅に関する各種調査の必要性や実施時期の違いについて被災者に明確に説明し</p>	<p>第7 生活再建支援 1 被災者の経済的再建支援 被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など住宅に関する各種調査の必要性や実施時期の違いについて被災者に明確に説明し</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
159	<p>ます。</p> <p><u>また、過去の災害の事例を参考に、罹災証明書の交付や、被災者生活再建支援金の支給申請、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けなど、各種申請や相談を総合的に対応できる窓口の体制づくりに努めます。</u></p> <p>第5 警戒宣言発令時の行動指針</p> <p>(7) 非常持出品の準備</p> <p>最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水(1人3リットルが1日分の目安)、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー</u>等、いつでも持ち出せるように準備します。</p>	<p>ます。</p> <p><u>また、被災者生活再建支援金の支給申請や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け及び罹災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化します。</u></p> <p>第5 警戒宣言発令時の行動指針</p> <p>(7) 非常持出品の準備</p> <p>最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水(1人3リットルが1日分の目安)、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等、いつでも持ち出せるように準備します。</p>
163	<p>第3節 警戒宣言発令時等対策</p> <p>第5 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達</p> <p>2 伝達手段</p> <p>ア 防災行政無線 イ 戸別受信機 ウ J:COM 防災情報サービス</p> <p>エ 防災メール オ テレホンサービス</p> <p>カ J:COM チャンネル小田原データ放送 キ FMおだわら</p> <p>ク 市ホームページ ケ 緊急速報メール コ <u>市SNS</u></p> <p>サ 広報車、消防車両等 シ 電話・ファクシミリ <u>ス Jアラート</u></p> <p><u>セ Lアラート ソ yahoo!防災速報アプリ</u></p>	<p>第3節 警戒宣言発令時等対策</p> <p>第5 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達</p> <p>2 伝達手段</p> <p>ア 防災行政無線 イ 戸別受信機 ウ J:COM 防災情報サービス</p> <p>エ 防災メール オ テレホンサービス</p> <p>カ J:COM チャンネル小田原データ放送 キ FMおだわら</p> <p>ク 市ホームページ ケ 緊急速報メール コ SNS</p> <p>サ 広報車、消防車両等 シ 電話・ファクシミリ</p>

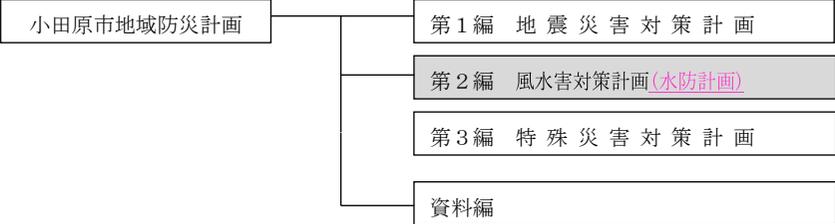
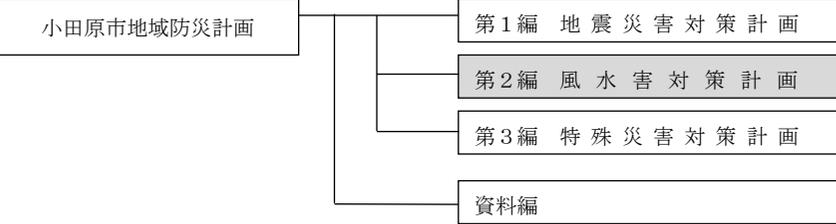
令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
165	<p>第8 事前避難対策</p> <p>3 事前避難対象区域内居住者の責務</p> <p>ア 避難は地域ごとに行動し、原則として、自動車は使用しない。</p> <p>イ 収容施設以外の場所に避難する場合は、あらかじめ自主防災組織の長に報告する。</p> <p>ウ 服装、履物は活動しやすいものとし、ヘルメット、頭巾等を着用する。</p> <p>エ 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、常備薬、貴重品及び最小限の衣類、<u>マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー</u>等を携行する。</p> <p>オ ガスの元栓を締める等、火気の安全を確認する。</p> <p>カ 戸締まりを完全にし、盗難防止に努める。</p> <p>キ 要配慮者の避難に協力する。</p> <p>ク 電気ブレーカーを落とす。</p>	<p>第8 事前避難対策</p> <p>3 事前避難対象区域内居住者の責務</p> <p>ア 避難は地域ごとに行動し、原則として、自動車は使用しない。</p> <p>イ 収容施設以外の場所に避難する場合は、あらかじめ自主防災組織の長に報告する。</p> <p>ウ 服装、履物は活動しやすいものとし、ヘルメット、頭巾等を着用する。</p> <p>エ 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、常備薬、貴重品及び最小限の衣類等を携行する。</p> <p>オ ガスの元栓を締める等、火気の安全を確認する。</p> <p>カ 戸締まりを完全にし、盗難防止に努める。</p> <p>キ 要配慮者の避難に協力する。</p> <p>ク 電気ブレーカーを落とす。</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
187	<p>第2編 風水害対策計画 <u>(水防計画)</u></p> <p>第1章 風水害対策の計画的な推進</p> <p>第1節 計画の目的、位置づけ</p> <p>第1 計画の目的 水防</p> <p>第1編 地震災害対策計画 第1章第1節「第1 計画の目的」を準用します。</p> <p><u>また、本編は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、神奈川県知事から指定された水防団体の小田原市が、水防法第33条第1項の規定に基づき、小田原市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めることで、小田原市の地域に係る河川等の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民等の安全を確保することを目的とした水防計画を包括した計画とします。</u></p> <p>第3 計画の構成及び内容</p> <p>「小田原市地域防災計画」は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画 <u>(小田原市水防計画)</u>」、「特殊災害対策計画」の3編及び「資料編」で構成します。</p> <p>本編は、このうちの「風水害対策計画 <u>(水防計画)</u>」であり、<u>主に河川等の洪水、雨水出水、高潮、及び土砂災害等における災害予防、</u></p>	<p>第2編 風水害対策計画</p> <p>第1章 風水害対策の計画的な推進</p> <p>第1節 計画の目的、位置づけ</p> <p>第1 計画の目的</p> <p>第1編 地震災害対策計画 第1章第1節「第1 計画の目的」を準用します。</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第1章第1節</p> <p><u>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第4条の規定に基づき、神奈川県知事（以下「知事」という。）から指定された水防団体の小田原市が、法第33条第1項の規定に基づき、小田原市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めることで、小田原市の地域に係る河川等の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民等の安全を確保することを目的とする。</u></p> <p>第3 計画の構成及び内容</p> <p>「小田原市地域防災計画」は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「特殊災害対策計画」の3編及び「資料編」で構成します。本編は、このうちの「風水害対策計画」です。</p> <p><u>なお、「風水害対策計画」においては、主に台風、水害、風害、高潮災害等における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																
187	<p><u>災害応急対策及び災害復旧に関する事項及び水防計画で定める水防に必要な基本的な事項について定めています。</u></p>  <p>図 市地域防災計画の体系</p>	<p><u>について定めています。</u></p>  <p>図 市地域防災計画の体系</p>																
188	<p>また、「風水害対策計画 <u>(水防計画)</u>」は、次の各対策で構成します。</p> <p>表 風水害対策計画 <u>(水防計画)</u> の構成</p> <table border="1" data-bbox="322 928 1160 1390"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 風水害対策の計画的な推進</td> <td>風水害等の対策の基本方針、市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱等</td> </tr> <tr> <td>第2章 <u>風水害等の予防対策</u></td> <td>風水害等による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害事前対策の充実</td> <td>災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等</td> </tr> </tbody> </table>	構成	内容	第1章 風水害対策の計画的な推進	風水害等の対策の基本方針、市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱等	第2章 <u>風水害等の予防対策</u>	風水害等による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策	第3章 災害事前対策の充実	災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等	<p>また、「風水害対策計画」は、次の各対策で構成します。</p> <p>表 風水害対策計画の構成</p> <table border="1" data-bbox="1191 916 2033 1382"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 風水害対策の計画的な推進</td> <td>風水害対策の基本方針、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等</td> </tr> <tr> <td>第2章 災害に強いまちづくり</td> <td>風水害による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</td> <td>災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等</td> </tr> </tbody> </table>	構成	内容	第1章 風水害対策の計画的な推進	風水害対策の基本方針、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等	第2章 災害に強いまちづくり	風水害による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策	第3章 災害時応急活動事前対策の充実	災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等
構成	内容																	
第1章 風水害対策の計画的な推進	風水害等の対策の基本方針、市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱等																	
第2章 <u>風水害等の予防対策</u>	風水害等による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策																	
第3章 災害事前対策の充実	災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等																	
構成	内容																	
第1章 風水害対策の計画的な推進	風水害対策の基本方針、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等																	
第2章 災害に強いまちづくり	風水害による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策																	
第3章 災害時応急活動事前対策の充実	災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等																	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前																
189	第4章 災害時の応急活動対策	災害発生直前から応急対策の終了に至るまでの間に おいて、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う 災害応急対策に関する体制、措置等	第4章 災害時の応急活動対策	災害発生直前から応急対策の終了に至るまでの間に おいて、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う 災害応急対策に関する体制、措置等															
	第5章 復旧・復興対策	被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の 早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の 復旧事業等	第5章 復旧・復興対策	被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の 早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の 復旧事業等															
	<p>なお、地域防災計画（風水害対策計画）における水防計画該当箇所 には、水防を明記しています。</p>		<p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載) 転載元：水防計画第1章第2節</p>																
	<p>第2節 用語の定義 水防</p>	<p>この計画における水防上、基本的かつ重要な用語の意義について は、次のとおりとします。(「法」は水防法を指す)</p>	<p>第2節 用語の定義</p>	<p>この計画における水防上、基本的かつ重要な用語の意義については、 次のとおりとする。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小田原市水防本部</td> <td>小田原市の水防組織で、市長を本部長とする</td> </tr> <tr> <td>県西土木事務所 小田原土木センター水防支 部</td> <td>県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西 土木事務所小田原土木センター所長を支部長とする</td> </tr> <tr> <td>県西土木水防支部</td> <td>県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	小田原市水防本部	小田原市の水防組織で、市長を本部長とする	県西土木事務所 小田原土木センター水防支 部	県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西 土木事務所小田原土木センター所長を支部長とする	県西土木水防支部	県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部		<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小田原市水防本部</td> <td>小田原市の水防組織で、市長を本部長とする</td> </tr> <tr> <td>県西土木事務所小田原 土木センター水防支部</td> <td>県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西土 木事務所小田原土木センター所長を支部長とする</td> </tr> <tr> <td>県西土木水防支部</td> <td>県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部長と</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	小田原市水防本部	小田原市の水防組織で、市長を本部長とする	県西土木事務所小田原 土木センター水防支部	県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西土 木事務所小田原土木センター所長を支部長とする	県西土木水防支部	県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部長と	
用語	意義																		
小田原市水防本部	小田原市の水防組織で、市長を本部長とする																		
県西土木事務所 小田原土木センター水防支 部	県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西 土木事務所小田原土木センター所長を支部長とする																		
県西土木水防支部	県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部																		
用語	意義																		
小田原市水防本部	小田原市の水防組織で、市長を本部長とする																		
県西土木事務所小田原 土木センター水防支部	県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西土 木事務所小田原土木センター所長を支部長とする																		
県西土木水防支部	県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所長を支部長と																		

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
		長とする		する
	神奈川県水防本部	神奈川県の水防組織で、知事を本部長とする	神奈川県水防本部	神奈川県の水防組織で、知事を本部長とする
	水防管理団体	小田原市	水防管理団体	小田原市
	水防管理者	小田原市長	水防管理者	小田原市長
	指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したもの（小田原市を指定：昭和25年6月6日告示第308号）	指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したもの（小田原市を指定：昭和25年6月6日告示第308号）
	消防機関	小田原市消防本部、小田原消防署、足柄消防署、 <u>小田原市消防団</u>	消防機関	小田原市消防本部、小田原消防署、足柄消防署
	消防機関の長	小田原市消防長	消防機関の長	小田原市消防長
	洪水予報河川	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずる河川については、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行う。 <u>(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)</u> 市内では酒匂川が平成20年6月3日に洪水予報指定河川に指定されている。	洪水予報河川	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずる河川については、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行う。 市内では酒匂川が平成20年6月3日に洪水予報指定河川に指定されている。
	水位周知河川	法に基づき、都道府県が管理する2級河川のうち、被害のおそれのある河川として、都道府県知事が指定し、洪		

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
		水特別警戒水位に達したとき、知事その旨を通知、公表する。 <u>(法第13条)</u>	水位周知河川	法に基づき、都道府県が管理する2級河川のうち、被害のおそれのある河川として、都道府県知事が指定し、洪水特別警戒水位に達したとき、知事その旨を通知、公表する。
	水防警報	知事があらかじめ指定した河川について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められる場合に、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。	水防警報	知事があらかじめ指定した河川について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められる場合に、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
	水防に関する予警報	気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第1項に定められた水防活動の利用に適合する注意報、警報並びに洪水予報及び水防警報等をいう。	水防に関する予警報	気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第1項に定められた水防活動の利用に適合する注意報、警報並びに洪水予報及び水防警報等をいう。
	水位到達情報	<u>水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報、水位周知海岸においては氾濫発生情報（高潮特別警戒水位）のことをいう。</u>	水防団待機水位（通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定されている通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
	水防団待機水位（通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定されている通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。	氾濫注意水位（警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
	<p>氾濫注意水位 (警戒水位)</p>	<p>水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。</p>	<p>避難判断水位</p>	<p>市長の<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>発令の目安となる水位であり、住民への避難に関する情報への注意喚起となる水位をいう。</p>
	<p>避難判断水位</p>	<p>市長の「<u>警戒レベル3 高齢者等避難</u>」発令の目安となる水位であり、住民への避難に関する情報への注意喚起となる水位をいう。</p>	<p>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)</p>	<p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。(法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位。) 市長の<u>避難勧告等</u>の発令の目安となる水位である。</p>
	<p>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)</p>	<p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。(法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位。) 市長の「<u>警戒レベル4 避難指示</u>」の発令の目安となる水位である。</p>	<p>雨水出水 (内水)</p>	<p>一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる出水をいう。</p>
	<p>雨水出水 (内水)</p>	<p>一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる出水をいう。</p>		
	<p><u>水位周知海岸</u></p>	<p><u>知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う(法第13条の3)。</u></p>		
	<p>高潮特別警戒水位</p>	<p>法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警</p>		

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前		
189	<table border="1" data-bbox="322 328 1155 477"> <tr> <td data-bbox="322 328 600 477"></td> <td data-bbox="600 328 1155 477"> <p><u>戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</u></p> </td> </tr> </table> <p><u>第4節 災害想定</u></p> <p><u>第3 高潮浸水想定</u></p> <p><u>県では水防法第14条の3第2項の規定に基づき、台風等によって海面が上昇し、越波や氾濫が発生した場合を想定し、高潮浸水想定区域図を作成しています。高潮浸水想定区域図は、過去に日本に被害をもたらした最大規模の台風が本市に接近したことを想定し、浸水の範囲と水深等を示しています。</u></p> <p><u>◆資料○：高潮浸水想定区域指定状況</u></p>		<p><u>戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</u></p>	<p><u>第3節 災害想定</u> (追加)</p>
	<p><u>戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</u></p>			
198	<p><u>第6節 高潮対策</u></p> <p><u>第3 高潮浸水想定区域における避難の確保</u></p> <p><u>1 高潮浸水想定区域の指定</u></p> <p><u>県では水防法第14条の3第1項に基づき、相模灘沿岸における想定し得る最大規模の高潮により浸水する範囲について、浸水の深さ(浸水深)、浸水が継続する時間(浸水継続時間)を明らかにした高潮浸水想定区域図を作成しています。</u></p> <p><u>◆資料○：高潮浸水想定区域指定状況</u></p>	<p><u>第7節 高潮対策</u> (追加)</p>		

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>2 避難体制等の整備</u></p> <p><u>(1) 高潮ハザードマップの作成・公表</u></p> <p><u>高潮浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、高潮予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、高潮ハザードマップを作成し、各世帯に配布するとともに、市ホームページへ掲載します。</u></p> <p><u>高潮ハザードマップを活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。</u></p> <p><u>また、円滑かつ迅速な避難の確保については、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、高潮ハザードマップ等により市民及び滞在者その他の者へ周知し、高潮等の災害に対する意識の高揚を図ります。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>1 避難場所を開設する場合は、当該地域の避難人員、浸水地域及び避難経路等を考慮します。</u></p> <p><u>2 避難場所を開設する場合は、被災者支援チーム及び公共施設所管課の職員等により開設します。</u></p> </div> <p><u>(2) 高潮特別警戒水位等の情報伝達</u></p> <p><u>市は、高潮特別警戒水位等の情報を防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、関係機関及び市民へ周知します。</u></p>	

頁	改正後	改正前											
	<p><u>3 水防法に基づく避難体制の整備</u> <u>「第4節 治水対策 第2 洪水浸水想定区域における避難の確保 3 水防法に基づく避難体制の整備」を準用します。</u></p> <p><u>第4 高潮特別警戒水位の設定</u> <u>県では水防法第13条の3の規定に基づき、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位に当たる高潮特別警戒水位を設定しています。</u> <u>相模灘沿岸の高潮特別警戒水位の設定状況は次のとおりです。</u></p> <p><u>表 高潮特別警戒水位の設定状況</u></p> <table border="1" data-bbox="309 842 1137 1018"> <thead> <tr> <th>観測地</th> <th>設定区域</th> <th>高潮特別警戒水位</th> <th>設定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小田原験潮所 (気象庁)</td> <td>湯河原町～藤沢市</td> <td>T.P. +1.20m</td> <td rowspan="2">令和3年8月31日</td> </tr> <tr> <td>油壺験潮所 (国土地理院)</td> <td>鎌倉市～三浦市</td> <td>T.P. +1.10m</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第5 高潮予測</u> <u>高潮等による越波や氾濫等に対する水防活動のため、横浜地方気象台と県が共同して、市町村ごとに高潮の予報を行います。</u></p> <p><u>第6 海岸利用者の安全確保</u> <u>水防管理者は、海岸管理者及び防災関係機関と連携し、水防に関する予警報の情報を海岸利用者及び関係機関に伝達し、被害の未然防止</u></p>	観測地	設定区域	高潮特別警戒水位	設定年月日	小田原験潮所 (気象庁)	湯河原町～藤沢市	T.P. +1.20m	令和3年8月31日	油壺験潮所 (国土地理院)	鎌倉市～三浦市	T.P. +1.10m	
観測地	設定区域	高潮特別警戒水位	設定年月日										
小田原験潮所 (気象庁)	湯河原町～藤沢市	T.P. +1.20m	令和3年8月31日										
油壺験潮所 (国土地理院)	鎌倉市～三浦市	T.P. +1.10m											

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
203	<p><u>を図ります。</u></p> <p>第3章 災害事前対策の充実</p> <p>第3節 水防組織 水防</p> <p><u>市長は水防管理者、市は水防管理団体として、河川、海岸、港湾等の洪水又は高潮等による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減し、市民等の安全を確保するため、水防活動を実施します</u></p> <p>第1 水防本部の設置及び組織等</p> <p>1 水防本部</p> <p>市の水防事務を総括するため、小田原市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置します。なお、水防に関係のある警報・注意報等の発表等または地震等の発生等により洪水、内水、津波または高波により市内に大きな被害をもたらされるおそれがあると認められる、又は大きな被害があったときから、迅速に災害対策本部に移行します。</p>	<p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第3章第1節</p> <p>第3章 水防組織</p> <p>第1節 水防本部の設置及び組織等</p> <p>1 水防本部</p> <p>市の水防事務を総括するため、小田原市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置する。なお、水防に関係のある警報・注意報等の発表等または地震等の発生等により洪水、内水、津波または高波のおそれがあると認められるときから、迅速に小田原市地域防災計画に基づき災害対策本部に移行する。</p>
203	<p>第3 水防等の配備体制 水防</p> <p>大雨、洪水、高潮及び土砂災害等による被害発生のおそれがあるときの職員及び消防団員の配備体制は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、いずれにおいても職員および消防団自身の安全確保に留意し</p>	<p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第4章第1節</p> <p>第4章 水防等配備体制</p> <p>第1節 水防等の配備体制</p> <p>大雨、洪水、高潮及び土砂災害等による被害発生のおそれがあるときの職員及び水防団員の配備体制は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、いずれにおいても職員および水防団自身の安全確保に留意</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前												
	<p>て水防活動を実施するものとします。</p> <p>1 職員の配備体制</p> <table border="1" data-bbox="293 480 1176 1262"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 480 392 523">種別</th> <th data-bbox="392 480 790 523">配備事由等</th> <th data-bbox="790 480 1176 523">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 523 392 1262">水防準備体制 (警戒レベル2等への対応)</td> <td data-bbox="392 523 790 1262"> <p>1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報 <u>(警戒に切り替える可能性に言及されていないもの)</u> のいずれかが発表されたとき。</p> <p>2 <u>酒匂川洪水予報(氾濫注意情報)が発せられたとき。</u></p> <p>3 <u>水位周知河川において、氾濫注意水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。</u></p> <p>4 小田原市を除く神奈川県西部(西湘地域)の各市町に大雨警報 <u>(土砂災害)</u>、洪水警報、<u>高潮注意報(警戒に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)</u> のいずれかが発表されたとき。</p> </td> <td data-bbox="790 523 1176 1262"> <p>関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。 (平時の体制、自宅待機等)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備事由等	配備体制	水防準備体制 (警戒レベル2等への対応)	<p>1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報 <u>(警戒に切り替える可能性に言及されていないもの)</u> のいずれかが発表されたとき。</p> <p>2 <u>酒匂川洪水予報(氾濫注意情報)が発せられたとき。</u></p> <p>3 <u>水位周知河川において、氾濫注意水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。</u></p> <p>4 小田原市を除く神奈川県西部(西湘地域)の各市町に大雨警報 <u>(土砂災害)</u>、洪水警報、<u>高潮注意報(警戒に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)</u> のいずれかが発表されたとき。</p>	<p>関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。 (平時の体制、自宅待機等)</p>	<p>して水防活動を実施するものとする。</p> <p>1 職員の配備体制</p> <table border="1" data-bbox="1176 480 2051 1262"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 480 1274 523">種別</th> <th data-bbox="1274 480 1644 523">配備事由等</th> <th data-bbox="1644 480 2051 523">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 523 1274 1262">水防準備体制</td> <td data-bbox="1274 523 1644 1262"> <p>1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>2 相模湾に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3 小田原市を除く神奈川県西部(西湘地域)の各市町に大雨警報、洪水警報、高潮警報 のいずれかが発表されたとき。</p> </td> <td data-bbox="1644 523 2051 1262"> <p>関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。 (平時の体制、自宅待機等)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備事由等	配備体制	水防準備体制	<p>1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>2 相模湾に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3 小田原市を除く神奈川県西部(西湘地域)の各市町に大雨警報、洪水警報、高潮警報 のいずれかが発表されたとき。</p>	<p>関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。 (平時の体制、自宅待機等)</p>
種別	配備事由等	配備体制												
水防準備体制 (警戒レベル2等への対応)	<p>1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報 <u>(警戒に切り替える可能性に言及されていないもの)</u> のいずれかが発表されたとき。</p> <p>2 <u>酒匂川洪水予報(氾濫注意情報)が発せられたとき。</u></p> <p>3 <u>水位周知河川において、氾濫注意水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。</u></p> <p>4 小田原市を除く神奈川県西部(西湘地域)の各市町に大雨警報 <u>(土砂災害)</u>、洪水警報、<u>高潮注意報(警戒に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)</u> のいずれかが発表されたとき。</p>	<p>関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。 (平時の体制、自宅待機等)</p>												
種別	配備事由等	配備体制												
水防準備体制	<p>1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>2 相模湾に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3 小田原市を除く神奈川県西部(西湘地域)の各市町に大雨警報、洪水警報、高潮警報 のいずれかが発表されたとき。</p>	<p>関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。 (平時の体制、自宅待機等)</p>												

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
水防警戒1号体制(警戒レベル3相当情報等への対応)	<p>1 小田原市に大雨警報(土砂災害)、洪水警報、高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)のいずれかが発表されたとき。</p> <p>2 酒匂川洪水予報(氾濫警戒情報)が発せられたとき。</p> <p>3 水位周知河川において、避難判断水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。</p> <p>4 相模湾に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>5 台風の進路予測等に基づき事前準備が必要な場合。</p> <p>6 その他水防管理者が必要と認め当該配備を指令したとき。</p>	<p>次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p>ただし、配備事由等の1に掲げる事由の場合において市長が認めるときは、関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制(平時の体制、自宅待機等)とすることができる。</p> <p>1 河川、海岸、農地、急傾斜地及び道路・</p> <p>橋梁等の応急対策を実施する部局</p> <p>2 消防部、本部事務局及び職員動員に係る部局</p> <p>3 その他、警報等の発令に伴い警戒態勢を強化するために必要な部局</p> <p>※避難場所を開設する場合は、水防警戒2号体制に移行する</p>	<p>1 小田原市に大雨警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>2 相模湾に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。</p> <p>3 知事又は水防支部長から水防警報が発せられたとき。</p> <p>4 台風の進路予測等に基づき事前準備が必要な場合</p> <p>5 その他水防管理者が必要と認め当該配備を指令したとき。</p>	<p>次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p>ただし、<u>配備事由等の1に掲げる事由の場合において</u>市長が認めるときは、関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制(平時の体制、自宅待機等)とすることができる。</p> <p>1 河川、海岸、農地、急傾斜地及び道路・</p> <p>橋梁等の応急対策を実施する部局</p> <p>2 消防部、本部事務局及び職員動員に係る部局</p> <p>3 その他、警報等の発令に伴い警戒態勢を強化するために必要な部局</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
<p>水防警戒2号体制（警戒レベル3～5発令時又は警戒レベル4、5相当情報等への対応）</p>	<p><u>1 小田原市に土砂災害警戒情報、高潮特別警報又は高潮警報が発表されたとき。</u></p> <p><u>2 酒匂川洪水予報（氾濫危険情報）が発せられたとき。</u></p> <p><u>3 水位周知河川において、氾濫危険水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。</u></p> <p><u>4 相模湾に津波警報が発表されたとき。</u></p> <p><u>5 台風の進路予測等に基づき避難場所の開設等が必要な場合。</u></p> <p><u>6 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</u></p>	<p>水防警戒1号体制を強化するとともに、次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p><u>ただし、市長が認めるときは、関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制（平時の体制、自宅待機等）とすることができる。</u></p> <p>1 避難場所の開設準備及び開設</p> <p>2 広報車等による広報及び避難誘導</p> <p>3 要配慮者の対応</p> <p>4 住民組織との連携</p> <p>5 その他必要な部局</p>	<p>1 市内の河川の水位が、水防団待機水位を超えるおそれがあるとき又は水防団待機水位を超え、更に水位が上昇するおそれがあるとき。</p> <p>2 市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。</p> <p>3 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</p>	<p>水防警戒1号体制を強化するとともに、次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p>1 避難所の開設準備及び開設</p> <p>2 広報車等による広報及び避難誘導</p> <p>3 要配慮者の対応</p> <p>4 住民組織との連携</p> <p>5 その他必要な部局</p>
<p>災害対策動員2号又は動員</p>	<p>1 水防警戒2号体制を強化、拡大する必要があるとき。</p> <p>2 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</p>	<p><u>水防警戒2号体制を強化する場合は、災害対策本部を設置し、全庁的な体制を以て災害対応に当たる。</u></p>	<p>水防非常配備体制</p> <p>1 水防警戒2号体制を強化、拡大する必要があるとき。</p> <p>2 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</p>	<p><u>水防本部全部が水防等の対応に当たる体制</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
204	<u>3号</u>			
	<p>※1 消防部及び医療救援部の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。 ※2 上記配備体制に基づく水防本部動員基準は、別表 4 小田原市水防本部動員基準表のとおりとする。 <u>※3 水防警戒1号体制から水防警戒2号体制に移行する際は、開庁時は本部事務局（防災対策課）、閉庁時は水防本部の企画調整部（職員課）が各所管に周知する。なお、水防警戒2号体制から災害対策本部の動員体制への移行の際も同様とし、水防本部を縮小する際は本部事務局（防災対策課）が各所管に周知する。</u> <u>※4 市内で震度5弱以上の地震が発生し津波注意報、津波警報が発表された際には、災害対策本部を設置し動員3号体制となる。</u></p>		<p>※1 消防部及び医療救援部の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。 ※2 上記配備体制に基づく水防本部動員基準は、別表 4 小田原市水防本部動員基準表のとおりとする。</p>	
<p>2 消防団の配備体制 (略)</p> <p><u>第4節 水防活動</u> <u>第6 安全配慮</u> 水防</p> <p>洪水、雨水出水又は高潮のいずれにおいても、<u>消防</u>団員自身の安全</p>		<p>2 水防団(消防団)の配備体制 (略)</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載) 転載元：水防計画第1章第7節</p> <p>第7節 安全配慮 洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、<u>水防</u>団員自身</p>		

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
205	<p>確保に留意して水防活動を実施するものとします。</p> <p>避難誘導や水防作業の際にも、通信機器を携行する、ライフジャケットを着用する等、消防団員自身の安全を確保します。</p> <p>第7 津波における留意事項 水防</p> <p>津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられます。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来しますが、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来します。したがって、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間が異なります。</p> <p>遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあります。近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多くなります。</p> <p>したがって、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければなりません。</p> <p>第5節 避難対策</p>	<p>の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。</p> <p>避難誘導や水防作業の際にも、通信機器を携行する、ライフジャケットを着用する等、水防団自身の安全は確保しなければならない。</p> <p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p>転載元：水防計画第1章第6節</p> <p>第6節 津波における留意事項</p> <p>津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来するが、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間が異なる。</p> <p>遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。</p> <p>したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。</p> <p>第5節 避難対策</p>

頁	改正後	改正前															
	<p>第1 避難情報の発令基準</p> <p>1 避難情報の発令基準の作成</p> <p>市は、「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」を参考に、災害時に適切な避難情報の発令を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等をもとに、避難情報の発令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理した「<u>避難情報の発令マニュアル</u>」を整備するよう努めます。</p> <p>2 避難情報の種別</p> <p>災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、その上で、5段階に区分した「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「警戒レベル相当情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする事とします。</p> <p style="text-align: center;">表 避難情報の種別</p> <table border="1" data-bbox="306 1098 1173 1358"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>市民のとるべき行動</th> <th>行動を市民等に促す情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル 1</td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> <td>早期注意情報 (気象庁が発表) <u>今後気象状況悪化のおそれ</u></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	市民のとるべき行動	行動を市民等に促す情報	警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表) <u>今後気象状況悪化のおそれ</u>	<p>第1 避難勧告等の発令基準</p> <p>1 避難勧告等の発令基準の作成</p> <p>市は、「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」を参考に、災害時に適切な避難勧告等を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等をもとに、避難勧告等の発令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理した「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>」を整備するよう努めます。</p> <p>2 避難情報の種別</p> <p>災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、その上で、5段階に区分した「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「警戒レベル相当情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする事とします。</p> <p style="text-align: center;">表 避難情報の種別</p> <table border="1" data-bbox="1187 1098 2054 1358"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>市民のとるべき行動</th> <th>行動を市民等に促す情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル 1</td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> <td>早期注意情報 (気象庁が発表)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 2</td> <td>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確</td> <td>注意報 (気象庁が発表)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	市民のとるべき行動	行動を市民等に促す情報	警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	警戒レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確	注意報 (気象庁が発表)
警戒レベル	市民のとるべき行動	行動を市民等に促す情報															
警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表) <u>今後気象状況悪化のおそれ</u>															
警戒レベル	市民のとるべき行動	行動を市民等に促す情報															
警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)															
警戒レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確	注意報 (気象庁が発表)															

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
	警戒レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報 (気象庁が発表) <u>気象状況悪化</u>	認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
	警戒レベル 3	<u>高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</u> <u>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</u>	高齢者等避難 (市が発令) <u>危険な場所から高齢者等は避難</u>	警戒レベル 3 <u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>
	警戒レベル 4	<u>危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</u>	避難指示 (市が発令) <u>災害のおそれ高い</u>	警戒レベル 4 <u>避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> <u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内より安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。</u>
	警戒レベル 5	<u>立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u> <u>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</u>	<u>緊急安全確保※</u> (市が発令) <u>※災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)</u>	警戒レベル 5 <u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>
	<p>3 市民の避難誘導體制</p> <p>(1) <u>関係機関</u>との協議</p> <p>市は、<u>関係機関</u>と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとします。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意します。</p> <p>(2) <u>避難情報</u>の発令</p>		<p>3 市民の避難誘導體制</p> <p>(1) <u>水防団</u>との協議</p> <p>市は、<u>水防団等</u>と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとします。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意します。</p> <p>(2) <u>避難勧告等</u>の発令</p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>避難<u>情報</u>の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難<u>情報</u>を発令するものとします。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するよう努めます。</p> <p><u>4 避難行動</u></p> <p><u>数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」 のことであり、身の安全を確保するため、何の災害のときに、いつ、どこに避難をすればよいか、日ごろからハザードマップを確認して準備・訓練を行う必要があります。</u></p> <p><u>(1) 立退き避難</u></p> <p><u>災害リスクのある区域等の居住者等が、その場を離れ、災害から安全な場所に移動すること。避難行動の基本。</u></p> <p><u>ア 避難先</u></p> <p><u>1) 市の定める風水害避難場所、土砂災害避難場所</u></p> <p><u>2) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先</u></p> <p><u>イ 関連災害</u></p> <p><u>洪水等、土砂災害、高潮、津波</u></p> <p><u>(2) 屋内安全確保</u></p> <p><u>自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること。</u></p> <p><u>ア 避難先</u></p>	<p>避難<u>勧告</u>の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難<u>勧告</u>を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するよう努めます。</p> <p>(新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難）</u></p> <p><u>2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）</u></p> <p><u>イ 関連災害</u></p> <p><u>洪水等、高潮</u></p> <p><u>屋内安全確保を選択する場合は、避難先とする自宅・施設等が下記の3つの条件が満たされている必要があります。</u></p> <p><u>1. 家屋倒壊等氾濫想定区域(※1)にないこと</u></p> <p><u>2. 浸水想定区域の浸水深より高い居室があること</u></p> <p><u>3. 浸水継続時間以上を過ごすことのできる十分な備蓄等があり、起こりうる支障(※2)が我慢できること</u></p> <p><u>※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域</u></p> <p><u>※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ</u></p> <p><u>(3) 緊急安全確保</u></p> <p><u>「立退き避難」を行う必要がある人が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激な災害の切迫により避難し遅れたために、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。</u></p> <p><u>※この行動で、身の安全を確保できるとは限らない。</u></p> <p><u>ア 避難先</u></p> <p><u>1) 自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
211	<p><u>動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。</u></p> <p><u>2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。</u></p> <p><u>イ 関連災害</u></p> <p><u>洪水等、土砂災害、高潮、津波</u></p> <p><u>第2 水防、避難情報の伝達</u></p> <p>1 水防、避難情報の伝達</p> <p>水防管理者は、水防に関する予警報、河川水位情報、水防警報、洪水予報及び土砂災害警戒情報等が発令された場合、必要に応じて河川等の流域又は市内全域に広報し、市民及び関係機関に注意を促します。<u>市は、避難情報の伝達に際して、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、避難対象地域の市民に迅速かつ的確に伝達します。</u></p> <p><u>また、市は、同一の水系を有する市町間において、相互に避難情報を共有するよう努めます。</u></p> <p>第16節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>1 防災思想の普及、徹底</p> <p>市民は、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は</p>	<p>(地域防災計画と水防計画の統合に伴い水防計画より転載)</p> <p><u>転載元：水防計画第10章</u></p> <p>第1節 水防、避難情報の伝達</p> <p>1 市民への水防、避難情報等の伝達</p> <p>水防管理者は、水防に関する予警報、河川水位情報、水防警報、洪水予報及び土砂災害警戒情報等が発令された場合、必要に応じて河川等の流域又は市内全域に広報し、市民及び関係機関に注意を促す。</p> <p>第16節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>1 防災思想の普及、徹底</p> <p>市民は、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
211	<p>自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが原則です。</p> <p>特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともあります。また、被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともあります。市民は、自主的なソフト対策を強化する必要性が増えてきており、適切な避難行動、避難のタイミングは各市民で異なることを理解した上で、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、あるいは、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について、あらかじめ確認・認識し、自ら避難行動を判断しなくてはなりません。</p> <p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第1 注意報及び警報等の収集・伝達</p> <p>1 注意報及び警報等の受理</p> <p>(1) 注意及び警戒の喚起</p> <p>(略)</p> <p>特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、市民は周囲の状況や市から発令される警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要があります。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p>	<p>自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが原則です。</p> <p>特に突発的な災害や激甚な災害では、避難勧告等の発令が間に合わないこともあります。また、被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともあります。市民は、自主的なソフト対策を強化する必要性が増えてきており、適切な避難行動、避難のタイミングは各市民で異なることを理解した上で、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、あるいは、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について、あらかじめ確認・認識し、自ら避難行動を判断しなくてはなりません。</p> <p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第1 注意報及び警報等の収集・伝達</p> <p>1 注意報及び警報等の受理</p> <p>(1) 注意及び警戒の喚起</p> <p>(略)</p> <p>特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、市民は周囲の状況や市から発令される警戒レベル4 避難勧告・避難指示(緊急)、警戒レベル5 災害発生情報などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要があります。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
224	<p>大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台及び県から関係機関へ伝達される防災情報です。</p> <p>(中略)</p> <p>避難情報の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせて、総合的に判断することが大切です。</p> <p><u>(4) 高潮氾濫発生情報</u></p> <p><u>水位周知海岸において高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報[高潮]）に到達した段階で発表される水位到達情報であり、高潮による災害の発生を特に警戒すべきことを示します。水位周知海岸において氾濫が発生した際に発表される場合もあります。</u></p> <p>第4節 避難対策</p> <p>市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難経路や洪水等による浸水が想定される区域、土砂災害危険箇所等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。</p> <p>市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握すると</p>	<p>大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台及び県から関係機関へ伝達される防災情報です。</p> <p>(中略)</p> <p>避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせて、総合的に判断することが大切です。</p> <p>(新規)</p> <p>第5節 避難対策</p> <p>市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難経路や洪水等による浸水が想定される区域、土砂災害危険箇所等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。</p> <p>市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握すると</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>ともに、避難<u>情報</u>が発令された場合には、直ちに避難します。また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。</p> <p><u>第1 避難情報</u></p> <p><u>市は、第3章第5節に基づき避難情報を発令し、住民等の避難を促します。</u></p>	<p>ともに、避難<u>勧告又は指示</u>が発令された場合には、直ちに避難します。また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。</p> <p><u>第1 避難勧告・指示等</u></p> <p><u>1—避難の勧告・指示—</u></p> <p><u>第1編—地震災害対策計画—第4章第3節「第1—避難勧告・指示等」を準用します。</u></p> <p><u>2—避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示の発令基準</u></p> <p><u>市長は、市内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し避難のための立ち退きの指示又は勧告を行います。</u></p> <p><u>なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令します。</u></p> <p><u>また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び指示の発令は、次の基準を参考に、気象庁が発表する今後の気象予報や危険箇所の巡視等からの報告、さらに想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断して実施します。</u></p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前												
		<p style="text-align: center;"><u>表一 避難の判断基準</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"><u>被害拡大要因</u></th> <th><u>判断基準</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>① 洪水</u></td> <td><u>河川が氾濫危険水位を突破する等、洪水のおそれがあるとき</u> <u>(資料5-6参照)</u></td> </tr> <tr> <td><u>② 火災</u></td> <td><u>建物が密集している地域において火災が発生し、消防力による鎮火が期待できないおそれがあるとき</u></td> </tr> <tr> <td><u>③ 異常気象</u></td> <td><u>避難の必要性が予想される各種気象警報が発せられたとき</u></td> </tr> <tr> <td><u>④ 土砂災害</u></td> <td><u>台風や集中豪雨等により、土砂災害発生の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報及び土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象等があるとき(資料5-8参照)</u></td> </tr> <tr> <td><u>⑤ その他</u></td> <td><u>災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>被害拡大要因</u>	<u>判断基準</u>	<u>① 洪水</u>	<u>河川が氾濫危険水位を突破する等、洪水のおそれがあるとき</u> <u>(資料5-6参照)</u>	<u>② 火災</u>	<u>建物が密集している地域において火災が発生し、消防力による鎮火が期待できないおそれがあるとき</u>	<u>③ 異常気象</u>	<u>避難の必要性が予想される各種気象警報が発せられたとき</u>	<u>④ 土砂災害</u>	<u>台風や集中豪雨等により、土砂災害発生の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報及び土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象等があるとき(資料5-8参照)</u>	<u>⑤ その他</u>	<u>災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき</u>
<u>被害拡大要因</u>	<u>判断基準</u>													
<u>① 洪水</u>	<u>河川が氾濫危険水位を突破する等、洪水のおそれがあるとき</u> <u>(資料5-6参照)</u>													
<u>② 火災</u>	<u>建物が密集している地域において火災が発生し、消防力による鎮火が期待できないおそれがあるとき</u>													
<u>③ 異常気象</u>	<u>避難の必要性が予想される各種気象警報が発せられたとき</u>													
<u>④ 土砂災害</u>	<u>台風や集中豪雨等により、土砂災害発生の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報及び土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象等があるとき(資料5-8参照)</u>													
<u>⑤ その他</u>	<u>災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき</u>													

令和4年 小田原市地域防災計画修正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																																									
		<p>(削除)</p> <table border="1" data-bbox="1220 400 1998 810"> <thead> <tr> <th rowspan="3">警戒レベル</th> <th rowspan="3">市民が取るべき行動</th> <th rowspan="3">市民に行動を促す情報</th> <th colspan="3">市民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">洪水に関する情報</th> <th rowspan="2">土砂災害に関する情報</th> </tr> <tr> <th>水位情報が ある場合</th> <th>水位情報が ない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>災害への心構えを高める。</td> <td>警戒級の可能性</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td>洪水注意報 大雨注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>・洪水警戒の危険度分布(注意)</td> <td>・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>氾濫警戒情報</td> <td>・洪水警戒・洪水警戒の危険度分布(警戒)</td> <td>・大雨警戒(土砂災害)・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</td> <td>・避難勧告・避難指示(緊急)※ ※緊急時は重ねて避難を促す場合に発令</td> <td>氾濫危険情報</td> <td>・洪水警戒の危険度分布(非常に危険)</td> <td>・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険)・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td> <td>災害発生情報※ ※可能な範囲で発令</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>(大雨特別警戒(浸水害))※</td> <td>(大雨特別警戒(土砂災害))※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3大雨特別警戒は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報【洪水】や警戒レベル4相当情報【土砂災害】として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。</p> <p>※4「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。</p> <p>注1) 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。</p> <p>注2) 本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警戒(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</p> <p><u>3 避難の指示及び勧告等の伝達方法</u></p> <p><u>第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第1 避難勧告・指示等」を準用します。</u></p> <p><u>4 防災上重要な施設の避難誘導</u></p> <p><u>第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第1 避難勧告・指示等」を準用します。</u></p>	警戒レベル	市民が取るべき行動	市民に行動を促す情報	市民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警戒級の可能性				警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警戒の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警戒・洪水警戒の危険度分布(警戒)	・大雨警戒(土砂災害)・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)	警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告・避難指示(緊急)※ ※緊急時は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警戒の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険)・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※	警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※ ※可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警戒(浸水害))※	(大雨特別警戒(土砂災害))※
警戒レベル	市民が取るべき行動	市民に行動を促す情報				市民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)																																					
						洪水に関する情報		土砂災害に関する情報																																			
			水位情報が ある場合	水位情報が ない場合																																							
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警戒級の可能性																																									
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警戒の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)																																						
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警戒・洪水警戒の危険度分布(警戒)	・大雨警戒(土砂災害)・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)																																						
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告・避難指示(緊急)※ ※緊急時は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警戒の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険)・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※																																						
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※ ※可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警戒(浸水害))※	(大雨特別警戒(土砂災害))※																																						

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
229	<p>第3編 特殊災害対策計画 第1章 火山災害対策</p> <p><u>3 想定される主な火山災害事象の解説</u></p> <p><u>(1) 溶岩流</u> 高熱の溶岩が斜面を流れ、家や道路を埋め近くの木々を燃やします。流れの速さは、人が歩く程度とされています。</p> <p><u>(2) 噴石</u> 噴火時に火口から放り出される直径数c m以上の岩の破片や軽石のことをいいます。小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、あたりどころが悪ければ、人命にも関わります。また、大きな噴石は、風の影響を受けにくく、短時間で落下してきます。火口から概ね2～4 km以内に飛来し、登山者等が死傷したり、建物が破壊させるなどの被害が発生します。</p> <p><u>(3) 降灰（こうはい）・火山灰</u> 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれます。火口の近く近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなります。また、慢性の喘息などの症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがあります。外出を控え、車の運転には注意が必要です。</p> <p><u>(4) 火砕流</u> 高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が斜面を高速で流れ下り、巻き込まれると死亡する場合があります。流下速度は時速数十 km か</p>	<p>第3編 特殊災害対策計画 第1章 火山災害対策 (新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
233	<p><u>ら百数十 km にも達するため、早めに避難する必要があります。</u></p> <p><u>(5) 土石流</u></p> <p><u>山の斜面に火山灰が厚く積もると、雨で流れて土石流となります。</u> <u>特に厚さ 10 cm 以上積もる地域では、何回も土石流が起こることが</u> <u>あります。人が走るより早く流れるので降雨時は注意が必要です。</u></p> <p><u>(6) 火山ガス</u></p> <p><u>マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出すもので、</u> <u>硫化水素や二酸化硫黄などが含まれており、これらを吸い込むと、死</u> <u>にいたることもあります。火口などのガスが出ている周辺や窪地など</u> <u>のガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が</u> <u>必要です。</u></p> <p><u>(7) 融雪型火山泥流</u></p> <p><u>雪が積もっている季節に噴火が始まると、火砕流などの高温の岩で</u> <u>雪が融けて、斜面の土砂を取り込んで高速で流れ下ります。おもに谷</u> <u>底など低いところを流れますが、あふれて広がることもあります。山</u> <u>頂付近から一気に流れ下るので早めの避難が必要です。</u></p> <p><u>出典：「富士山火山防災マップ（災害対策山静神連絡会議）」「火山へ</u> <u>の登山のそなえ（内閣府・気象庁）」</u></p> <p>第1 火山情報の伝達体制等 2 噴火警報等の発表と伝達 イ 降灰予報</p>	<p>第1 火山情報の伝達体制等 2 噴火警報等の発表と伝達 (4) 降灰予報</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後			改正前
	区分	目的	内容	
	降灰予報 (定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表します。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。 	<p><u>ア 降灰予報(定期)</u></p> <p>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表し、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を、18時間先(3時間区切り)までお知らせします。</p> <p><u>イ 降灰予報(速報)</u></p> <p>降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予報された場合に、噴火発生後、速やかに(5～10分程度で)発表し、噴火発生から1時間以内の降灰量や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。</p> <p><u>ウ 降灰予報(詳細)</u></p> <p>降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に、噴火後20分～30分程度で発表し、噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時間をお知らせします。</p>
	降灰予報 (速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報(定時)が未発 	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後			改正前
			<p><u>表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。</u></p> <p><u>・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5～10分程度※)で発表します。</u></p> <p><u>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。</u></p>	
	<p><u>降灰予報(詳細)</u></p>	<p><u>噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにします。</u></p>	<p><u>・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。</u></p> <p><u>・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前
		<p><u>防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。</u></p> <p><u>・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。</u></p> <p><u>・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表します。</u></p> <p><u>・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後 20～30 分程度※で発表します。</u></p> <p><u>・噴火発生から 1 時間ごと 6 時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
234	<p style="text-align: center;"><u>時刻をお知らせします。</u></p> <p><u>※噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。</u></p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>3 避難誘導</p> <p><u>市は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、富士山火山避難基本計画（仮称）を参考に避難誘導を行います。</u></p> <p>(1) 市は、避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民、観光客等への周知徹底に努めます。</p> <p>(2) 市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、安否確認、搬送等について、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。</p> <p><u>(3) 市は、要配慮者の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。</u></p> <p><u>(4) 市は、降灰が広範囲に及んだ場合に、広域的に火山灰処理を行うため、火山灰仮置き場や火山灰処分場の設置場所の選定を検討し、確保に努めます。</u></p>	<p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>3 避難誘導</p> <p>-(1) 市民や観光客等への周知</p> <p>市は、避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から市民や観光客等への周知徹底に努めます。</p> <p>-(2) 要配慮者の避難対策</p> <p><u>ア</u> 市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、安否確認、搬送等について、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。</p> <p><u>イ</u> 市は、要配慮者の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。</p>
235	<p><u>7 火山防災協議会による協議等</u></p>	<p>(新規)</p>

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>(1) 箱根山火山災害対策（箱根山火山防災協議会）</u></p> <p><u>活動火山対策特別措置法に基づき、平成28年2月22日付けで神奈川県及び箱根町が火山災害警戒地域に指定されたことを受けて、県と箱根町は、活動火山対策特別措置法に基づく箱根山火山防災協議会を設置しています。</u></p> <p><u>県、箱根町、横浜地方气象台、関東地方整備局、自衛隊、県警察等は、箱根山火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について協議しています。</u></p> <p><u>(2) 富士山火山災害対策（富士山火山防災対策協議会）</u></p> <p><u>富士山火山防災対策協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成24年6月に設置されました。</u></p> <p><u>また、令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流が到達する可能性が示されたことを受け、活動火山対策特別措置法に基づき、同年5月31日付けで神奈川県及び相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、</u></p>	

令和4年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>松田町、山北町、開成町の3市4町が火山災害警戒地域に指定されました。</u></p> <p><u>ア 市は、神奈川県、山梨県、静岡県、関係市町村、国等の関係機関と連携し、富士山火山防災対策協議会において、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討を進めます。</u></p> <p><u>イ 市は、県及び関係機関と連携し、避難者の受入れも含めた具体的な避難計画を作成します。</u></p> <p><u>ウ 市は、家屋の倒壊や降雨による土石流の発生などの原因となる降灰への対策について、県及び関係機関と連携して検討を行います。</u></p>	

第3次小田原市環境基本計画（案）の策定について

1 目的

本計画は、小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例第2条に定められた環境政策の理念の実現に向け、同条例第7条に基づき、これまでの環境に対する取組や現代の社会情勢を踏まえ、本市の将来都市像である「世界が憧れるまち“小田原”」や、まちづくりの目標の一つである「豊かな環境の継承」の実現に向けて、今後の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくために策定するものである。

2 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間
（なお、現行の第2次小田原市環境基本計画の終了期間は、令和4年度までとなっているが、第6次小田原市総合計画と整合を図り、本計画は令和4年度からの開始とする。）

3 計画の概要

（1）望ましい環境像

「森里川海の恵みを未来へ継承する 持続可能な環境共生都市 小田原」

（2）取組の方向性

温暖化対策、資源ごみ（廃棄物）対策、自然保護、公衆衛生の4つの環境分野における取組とともに、多様な主体による活動の推進と地域循環共生圏の構築（※）をあわせて行うことで、環境に係る取組を将来にわたって持続可能なものとしていく。

※地域循環共生圏の構築

国の第五次環境基本計画にて提唱されたもので、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

（3）望ましい環境像を実現するための6つの施策と目標

<共通施策>

施策1 地域循環共生圏の構築

（目標）地域循環共生圏の構築を目指し、課題の価値化や人と資金の循環創出を進める。

施策2 多様な主体の育成・活躍推進

（目標）豊かな環境を継承するため、多様な主体による参加と協働、人づくりを進める。

<分野別施策>

施策3 脱炭素

(目標) 脱炭素社会の実現に向けて、地域社会と暮らしの転換を図る。

施策4 資源循環

(目標) 資源循環(サーキュラーエコノミー)(※)への移行に向けて、省資源・循環型社会の構築に取り組む。

施策5 自然共生

(目標) 自然と共生する暮らしを次世代に引き継ぐため、森里川海がひとつらなりになった自然環境を保全・活用する。

施策6 生活環境保全

(目標) 一人ひとりが安心して快適に暮らせるまちを目指し、良好な生活環境を守る。

※資源循環(サーキュラーエコノミー)

従来のリデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)の取組に加え、限りある資源を長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小限にする経済活動。

4 計画策定の経緯

令和3年5月27日	第1回環境審議会(計画策定の方針案について)
8月10日	市から環境審議会へ諮問
8月13日	第1回環境審議会 基本計画策定検討部会
10月29日	第2回環境審議会(計画の骨子案について)
12月22日	第2回環境審議会 基本計画策定検討部会
令和4年2月17日	第3回環境審議会 基本計画策定検討部会
3月29日	第3回環境審議会(計画の素案について)
4月21日～5月20日	市民意見募集(パブリックコメント)
4月26日	市議会への報告
5月下旬(予定)	環境審議会(答申)
6月(予定)	第3次小田原市環境基本計画の策定

第3次小田原市環境基本計画（素案）

小田原市環境基本計画（第3次）

目次

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 基本的な枠組み	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の目的	7
(3) 計画の策定根拠と位置付け	7
(4) 計画期間	9
(5) 環境の範囲	9

第2章 小田原市の現況、課題、市民意識

1 小田原市の現況	11
(1) 位置、人口動態	11
(2) 自然環境	12
(3) 土地利用、交通機関	15
(4) 産業、歴史、文化、景観	17
2 これまでの成果と課題	19
(1) 環境保全の意識の向上と活動	19
(2) 地球温暖化対策の推進	21
(3) 循環型社会の形成	23
(4) 自然環境の保全	25
(5) 生活環境の保全	27
3 環境に対する市民意識	29

第3章 望ましい環境像、取組の方向性、計画の体系

1 望ましい環境像	33
2 取組の方向性	35
3 計画の体系	38

第4章 望ましい環境像を達成するための取組内容

1 地域循環共生圏の構築（施策1）	42
2 多様な主体の育成・活躍推進（施策2）	45
3 脱炭素（施策3）	47
4 資源循環（施策4）	50
5 自然共生（施策5）	53
6 生活環境保全（施策6）	58

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制	62
2 計画の進行管理	63

- 1 計画策定の経緯
- 2 小田原市環境審議会委員
- 3 小田原市環境基本計画の策定について（諮問）
- 4 小田原市環境基本計画の策定について（答申）
- 5 市民意見（パブリックコメント）の概要
- 6 環境行政のあゆみ（条例、計画等の変遷）
- 7 環境保全に関する諸条例
- 8 環境行政に係る個別・関連計画一覧
- 9 主な取組における事業一覧
- 10 用語集

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 基本的な枠組み

(1) 計画策定の背景

〔これまでの小田原市の環境に対する取組〕

本市の環境行政は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染などの公害の対策から始まりました。

その後、平成7（1995）年を本市の「環境元年」とし、「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」など、環境関連の諸条例を制定することで、環境施策の体制を整えました。

第1次小田原市環境基本計画（平成10（1998）年3月策定、計画期間：同年4月～平成23（2011）年3月）（以下「第1次環境基本計画」という）においては、これら条例に基づく運用とともに、時代の要請に応じた環境に対する取組を進めてきました。

例えば、ごみの発生抑制や資源のリサイクルを進めるため、分別区分の9分別18品目への変更、指定ごみ袋制の導入や粗大ごみのコール制収集に加え、平成22（2010）年度からは段ボールコンポストによる生ごみの堆肥化を推進し、燃せるごみの削減に努めてきました。

また、大気汚染対策のため排気ガスを抑えた低公害車の普及促進など、市内事業者と連携した取組を進めてきました。

第2次小田原市環境基本計画（平成23（2011）年12月策定、計画期間：平成23（2011）年度～令和4（2022）年度）（以下「第2次環境基本計画」という）においては、地球温暖化防止などの地球規模の環境課題に対し、これまで以上に、市民、事業者、行政のパートナーシップによる協力体制を築いて取組を進める必要がありました。

特に、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機に、エネルギーの地域自給の取組を進めてきました。

また、森里川海オールインワンの環境を有する本市の豊かな自然環境を保全するため、多様な主体との連携による環境活動の推進を図り、市民力を高めてきました。

〔環境を取り巻く社会情勢の変化〕

第2次環境基本計画を改定した平成29（2017）年度から令和4（2022）年度までにおける、世界・国及び本市の主な動向は次のとおりです。

○世界・国の主な動向

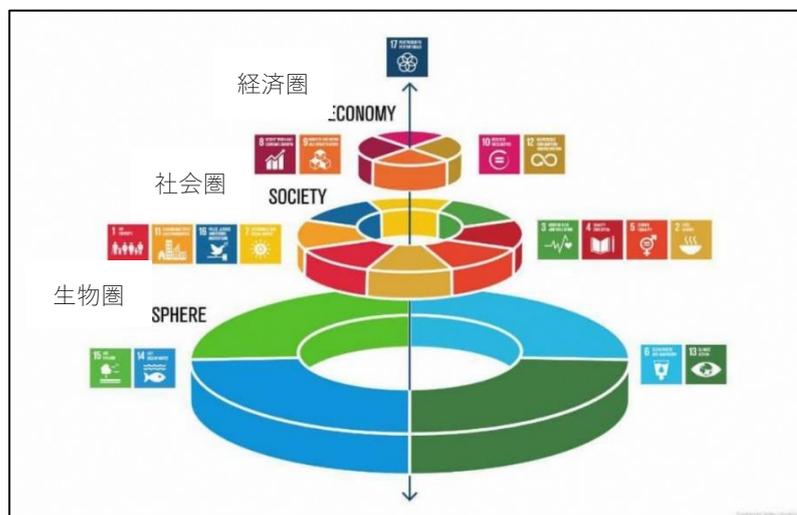
◆持続可能な開発目標（SDGs）の実現

平成27（2015）年9月の国連サミットにて、世界共通の開発目標としてSDGsが掲げられました。持続可能な社会の実現のための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、令和12（2030）年までの達成を目指しています。

1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すという特徴を持っています。



17の目標を分野別（経済圏、社会圏、生物圏）にみると、下図のとおりとなっており、環境に係る生物圏が、全体を広く支える基盤となっています。



◆国による第五次環境基本計画の策定（平成 30（2018）年 4 月）

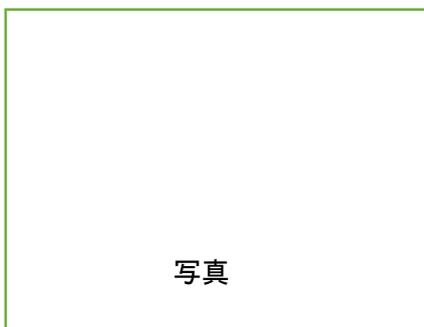
環境政策が果たすべき役割として、あらゆる観点からのイノベーションの創出と、経済・社会的課題の同時解決により、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

また、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されるという「地域循環共生圏」を創造していくことを目指すとしています。

◆地球温暖化防止のため脱炭素社会の実現

令和 2（2020）年 10 月に、国は 2050 年カーボンニュートラル宣言を行い、また、令和 3（2021）年 4 月には、2030 年に温室効果ガス排出量を 2013 年比で 46%削減することが表明され、2050 年までに、温室効果ガス排出を全体としてゼロとする脱炭素社会、カーボンニュートラルの実現を目指すこととされました。

また、令和 4（2022）年 4 月には、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地域による脱炭素化促進のための事業などが追加されたことにより、地域による脱炭素化を加速する取組が進められています。



◆海洋プラスチックごみの問題

プラスチック製の容器や包装類、ペットボトルなどが適切に処分されなかったり、ポイ捨てされたりすることで、街中や山林から河川を通じ海へ流され、海洋プラスチックごみとなり、海の環境や生態系に影響を与えることが懸念され、地球規模の問題となっています。

プラスチックの使い方・捨て方について考えていく必要があり、レジ袋や使い捨てプラスチック製品の使用削減などの取組が進められています。

国では、ポイ捨て撲滅を徹底したうえで、 unnecessary ワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、「プラスチックとの賢い付き合い方」を全国展開するキャンペーン、「プラスチック・スマート」を実施しています。



プラスチック・スマート ロゴマーク

○小田原市の主な動向

◆地域循環共生圏づくりプラットフォーム団体に選定（令和元（2019）年5月）

環境省の「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」の活動団体に選定され、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度の2年間支援を受け、自然環境の保全・再生活動に必要な人や資金を、地域エネルギー事業を介して循環させる仕組みの構築に向け取り組みました。

◆SDGs未来都市、モデル地域に選定（令和元（2019）年7月）

これまでの本市の取組と未来への道筋が評価され、令和元（2019）年7月に国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、SDGsの推進に向けて、人の力を重視し、現場での実践と学びを循環させる取組やSDGsの理念に賛同した企業、大学、法人等の「おだわらSDGsパートナー」と協力した取組によって、様々な課題解決を進めています。

◆2050年ゼロカーボンシティを表明（令和元（2019）年11月）

国や神奈川県内の自治体に先駆けて、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を表明し、地球温暖化防止のため、脱炭素社会実現に向けた取組を加速させていくこととしました。

◆「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」(令和2(2020)年10月)

もはや「気候危機」と呼ぶべき事態となった気候変動に対し、令和2(2020)年10月27日に、小田原市、箱根町の両首長、両議会議長、両自治会組織、小田原箱根商工会議所の7団体が共同で、ワンチーム宣言を行いました。



写真

◆県西地域2市8町プラスチックごみゼロ共同宣言(令和4(2022)年2月)

神奈川県の県西地域2市8町(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)で、海洋プラスチックごみ問題に地域全体で取り組むため、令和4(2022)年2月22日に「県西地域2市8町プラスチックごみゼロ共同宣言」を行いました。



写真

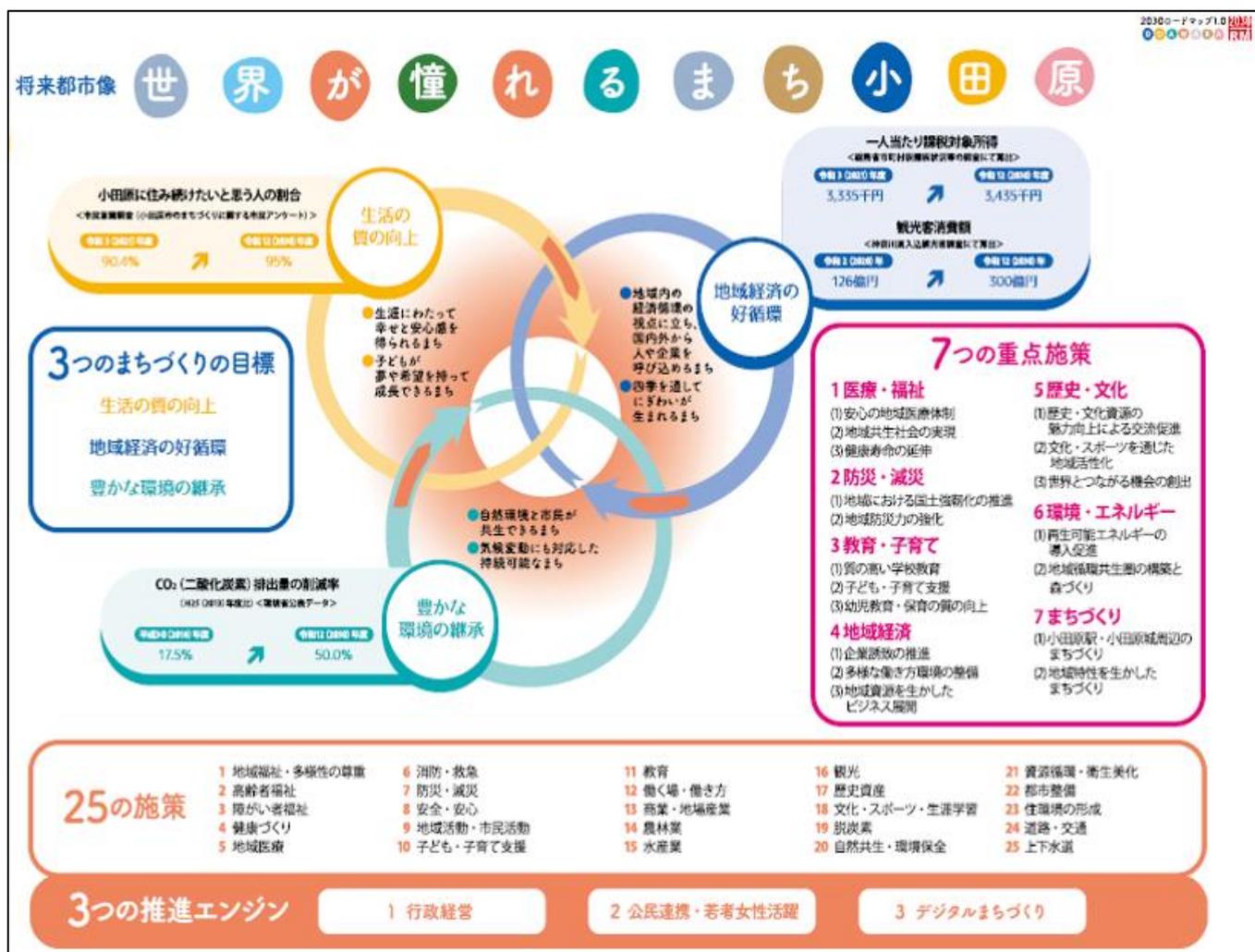
この宣言により、プラスチックごみ削減に向け、意識啓発のための情報発信やクリーン活動、共同での環境教室開催などを連携して実施していきます。

【今後の小田原市全体の取組】

世界中の人が行ってみたい、住んでみたいと憧れ、全ての市民が安心して快適に暮らし続けることができる「世界が憧れるまち“小田原”」を2030年に目指す小田原の姿、将来都市像に掲げ、その実現に向けた「第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」（以下「第6次総合計画」という。）」を令和4（2022）年3月に策定しました。

この将来都市像実現に向け、SDGsの視点も踏まえつつ、「生活の質の向上」「地域経済の好循環」「豊かな環境の継承」の3つのまちづくりの目標を定めています。

「豊かな環境の継承」を土台に、「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」の両輪を、まちづくりの推進エンジンである「行政経営」、「公民連携・若者女性活躍」、「デジタルまちづくり」によって、持続的に回していくものとしています。



第6次総合計画 「2030 ロードマップ 1.0」 より

基本構想において、「豊かな環境の継承」については、「自然環境と市民が共生できるまち」「気候変動にも対応した持続可能なまち」を2030年の目指す姿としており、実行計画のなかで、環境分野については、重点施策として「6 環境・エネルギー」を、施策として「19 脱炭素」「20 自然共生・環境保全」「21 資源循環・衛生美化」を位置付けています。

(2) 計画の目的

これまでの環境に対する取組や現代の社会情勢を踏まえ、本市の将来都市像である「世界が憧れるまち“小田原”」や、まちづくりの目標の一つである「豊かな環境の継承」の実現に向けて、今後の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に「第3次小田原市環境基本計画（以下「第3次環境基本計画」という。）」を策定するものです。

なお、第2次環境基本計画の計画終了期間は令和4年度となっていますが、第6次総合計画との整合を図るため、第3次環境基本計画を令和4年度から開始することとします。

(3) 計画の策定根拠と位置付け

〔計画の策定根拠〕

第3次環境基本計画は、「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」第2条に定められた環境政策の理念の実現に向け、同条例第7条に基づき策定されるものです。

小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（抜粋）

（環境の保全等に関する政策の理念）

第2条 市の環境の保全等に関する政策の理念は、次のとおりとする。

- （1）健全で豊かな環境のもたらす恵みは、現在及び将来にわたって持続的に享受されるべきものであること。
- （2）市、市民及び事業者は、大気、水、緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協同してその適正な管理に努めるべきものであること。
- （3）市の施策は、地球規模の環境問題に配慮し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨として実施されるべきものであること。
- （4）環境の保全等に関する施策は、環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう科学的かつ総合的に実施されるべきものであること。

（環境基本計画）

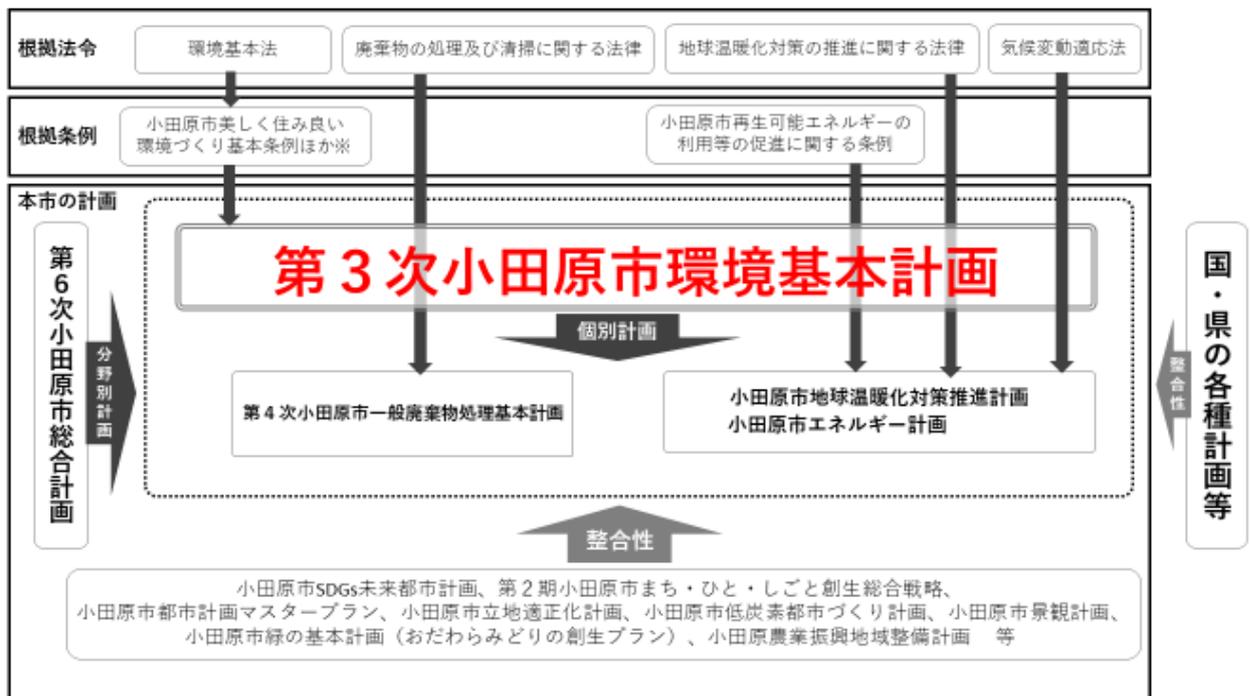
第7条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づく基本構想を踏まえ、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

【計画の位置付け】

第3次環境基本計画は、第6次総合計画の環境分野における個別計画として位置付けています。

また、第3次環境基本計画の個別計画として、第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画と小田原市地球温暖化防止対策計画・小田原市エネルギー計画を位置付けています。

このほか、小田原市SDGs未来都市計画や小田原市緑の基本計画など、市のまちづくりに関する諸計画や国・県の各種計画と整合を図っています。



※その他の条例 ・小田原市緑と生き物を守り育てる条例 ・小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例
 ・小田原市豊かな地下水を守る条例 ・小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
 ・小田原市廃棄物処理施設の設置等に関する条例

計画の関係の図

(4) 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間とします。

また、9年間の計画期間のうち、第6次総合計画の実行計画の期間にあわせ、令和6（2024）年度及び令和9（2027）年度に見直しをすることとします。

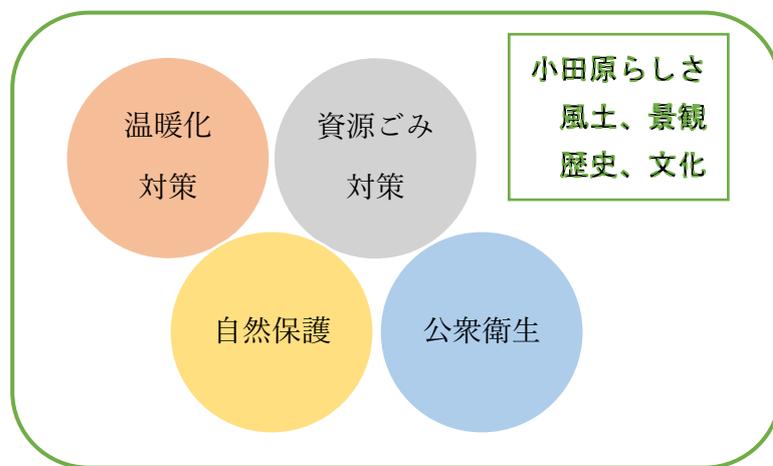


(5) 環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲については、分野的な範囲と空間的な範囲をあわせた範囲とします。

〔分野的な範囲〕

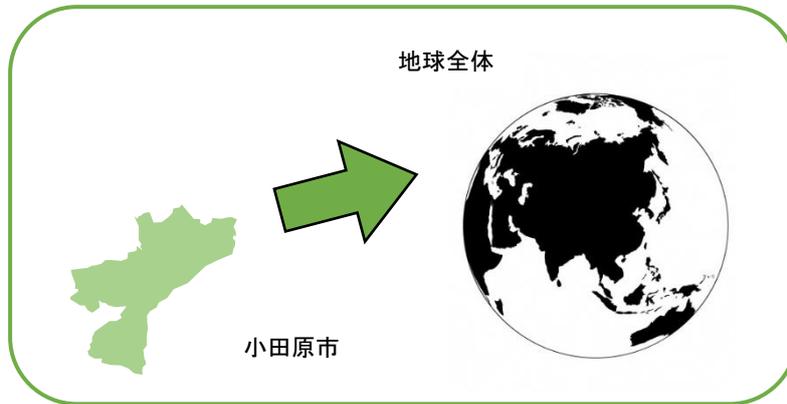
温暖化対策、資源ごみ（廃棄物）対策、自然保護、公衆衛生などの範囲から、小田原の風土、景観、歴史、文化など、小田原らしさを形成するものまでを含めた範囲を、分野的な範囲とします。



分野的な範囲

〔空間的な範囲〕

市内の地域的な環境要素（ミクروسケール）から、周辺市町との広域連携、地球全体に広がる環境要素（マクروسケール）までの範囲を、空間的な範囲とします。



空間的な範囲

第2章 小田原市の現況、課題、市民意識

1 小田原市の現況

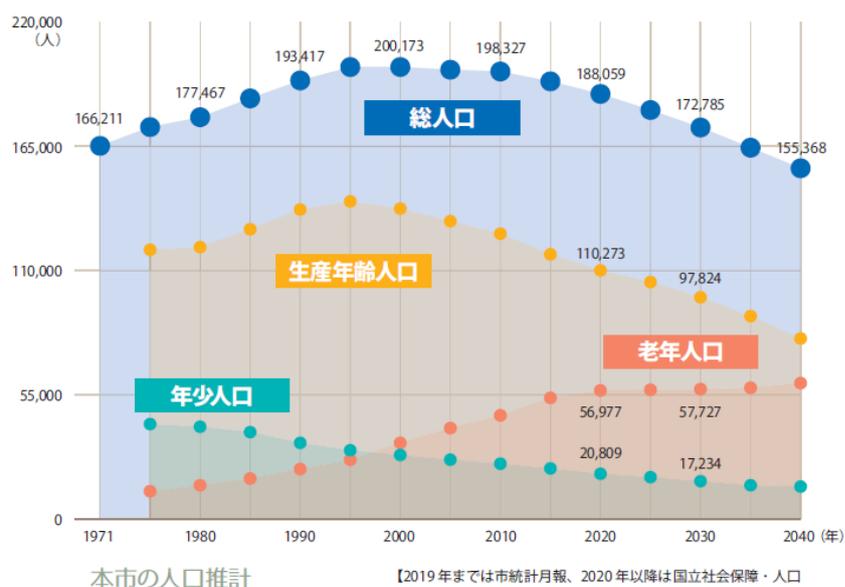
(1) 位置、人口動態

【位置】

本市は神奈川県の南西部、東京都心部から南西へ約70kmの距離に位置します。市域は、東西17.5km、南北16.9km、面積は県全体の4.7%に当たる113.60km²（11,360ha）で、横浜市・相模原市・川崎市に次いで県内4番目の広さを有しています。市域の南西部は真鶴町・湯河原町・箱根町、北部は南足柄市・開成町・大井町、東部は中井町・二宮町にそれぞれ接しています。

【人口動態】

本市の総人口は、全国的な人口動向と同様に、平成11年（1999年）の200,692人（各年10月1日比較）をピークに減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所による令和12年（2030年）の推計人口は17.3万人となっており、2015年から2045年にかけての年齢（3区分）別人口構成の推計は、老年人口（65歳以上）が9.8%増加する一方で、生産年齢人口（15歳～64歳）は36.8%減少、年少人口（0歳～14歳）は38.7%減少するとされています。また、本市の外国籍住民については令和2年では2,584人となっており、平成28年から令和2年までの直近の5年間で728人増と増加傾向にあります。



第6次総合計画「2030ロードマップ1.0」人口シナリオより

(2) 自然環境

〔小田原市の特徴 ～ひとつらなりとなった森里川海と街～〕

本市は相模湾に面し、沖を流れる黒潮の影響を受けて温暖な気候条件を有しています。年平均気温は、摂氏 16 度程度で、夏は東京よりも涼しく、冬は東京よりも暖かい傾向にあります。背後に箱根外輪山などの高い山々をひかえているため、南からの湿った大気が上昇気流となり、年間 2,000 mm 程度の降水量があります。

首都圏でありながら、コンパクトに、森里川海がひとつらなりとなった豊かな自然環境があり、その恵みが受け継がれ、人々の生活・文化・なりわいが成り立っているといえます。(平成 29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度までに本市が実施した自然環境調査による)

◆森 (もり)

箱根の標高 1,000m 級の高山から連なる市西部の山地に「森」があります。

箱根山地や曾我丘陵には、広大なスギ・ヒノキの人工林や二次林、ミカン畑、部分的には常緑広葉樹や落葉広葉樹の自然度の高い樹林地が残されています。



特に片浦地区や久野地区には多くの動植物が存在する貴重な森林環境が保たれています。

しかし、林業を取り巻く経済情勢が厳しいことから、林業の生産活動が停滞し、人工林の間伐等の手入れが不足することが懸念されます。

手入れが不足した人工林は生態系を単純化させ、水分を貯えるかん養機能の低下にもつながります。

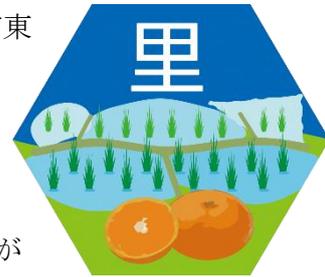
間伐や保育等の手入れは繰り返しての対応が必要となることから、適正な保育管理が重要な課題となっているとともに、林齢の高い森林の比率が高まっていることから、適切に木材の利用を図りつつ、森林の持つ多面的機能を十分発揮できるよう、健全な森林の管理育成を図ることが重要です。

◆里（さと）

水田や丘陵、梅やみかんの果樹園が広がる「里」は市東部に多く、ここ 40 年ほどで最も変化の大きい環境です。

農業や人の生活の営みと共にあり、原風景が見られる場所でもあるため、残していきたい資源の一つです。

都市化に伴う開発などにより、野猿やシカ、イノシシが人里に出没し、農作物や市民生活に被害を与えています。また、外来生物のハクビシンやアライグマの生息が確認され、生物相の変化が懸念されています。



◆川（かわ）

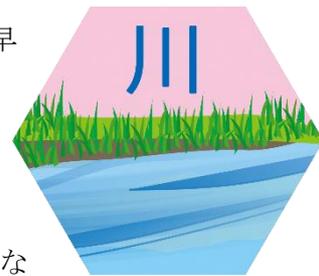
市のほぼ中央を流れる二級河川の酒匂川をはじめ、早川、森戸川など豊富な水系を有しています。

河川はその周りに砂地や草地など様々な環境を生みます。市内で完結する川や、水田には多くの用水路などもあり、市内のいたる所にある水辺は、鳥、魚、昆虫などの大切なすみかです。

酒匂川は関東有数の鮎釣り場であり、河岸にはサイクリングコースや酒匂川スポーツ広場、河口はマリンスポーツなどを楽しむ人で賑わうなど、市民のレクリエーションの場として活用されています。

さらに、酒匂川による沖積平野は、豊富な地下水に恵まれ、自噴井戸地域も見られます。この豊かで良質な地下水は、市民の飲料水及び工業用水に利用されています。

一方、酒匂川上流部におけるダムの建設と各河川の砂防工事の整備に伴う河川からの土砂流入の減少などにより、海岸が侵食されています。砂浜の後退と消失は、自然景観や親水空間を喪失させたり、海岸構造物に影響を与えたりするだけでなく、後背地に津波や高潮の被害をもたらす恐れもあります。



◆海（うみ）

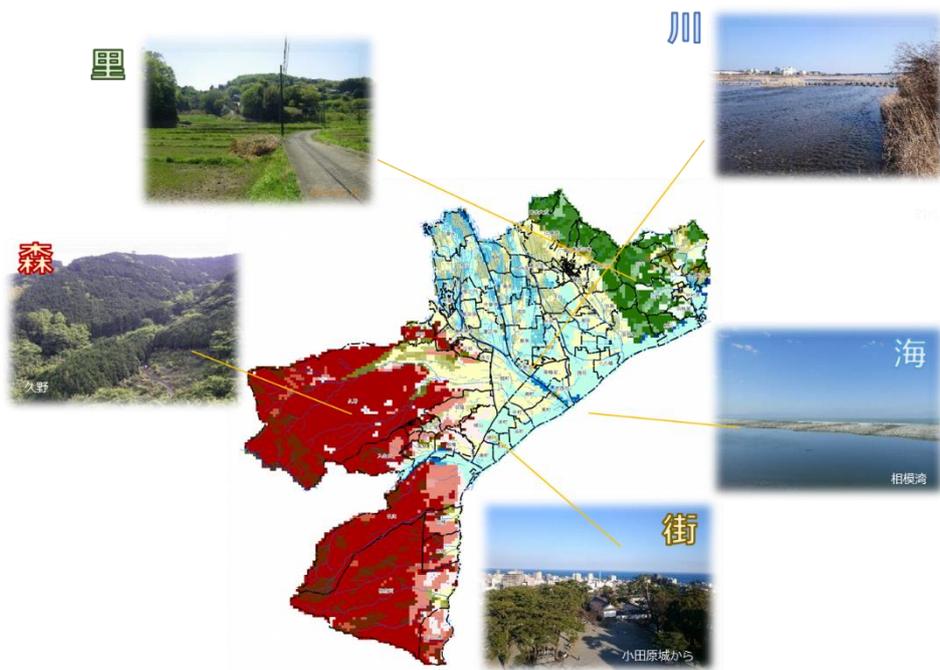
海岸から約 10km で水深 1,000m に達する相模湾は、日本三大深湾の一つです。多くの魚種が集まりやすく、地形を生かした定置網漁業が有名です。市内に 4 つの漁港があり、新鮮な魚介類が小田原漁港を中心に水揚げされています。延長約 22 k m の海岸線を有し、御幸の浜や江之浦海岸が海水浴場として利用されています。



また、海岸に面した砂浜は貴重な自然で、砂浜特有の植物が自生しています。

◆街（まち）

住宅街や小田原駅周辺にも多数の巨樹・巨木があることや、たくさんの神社や寺院があることで、街中にも緑が点在していることが特徴です。身近な自然は、人にとっても生き物にとってもいいこいの場となっています。

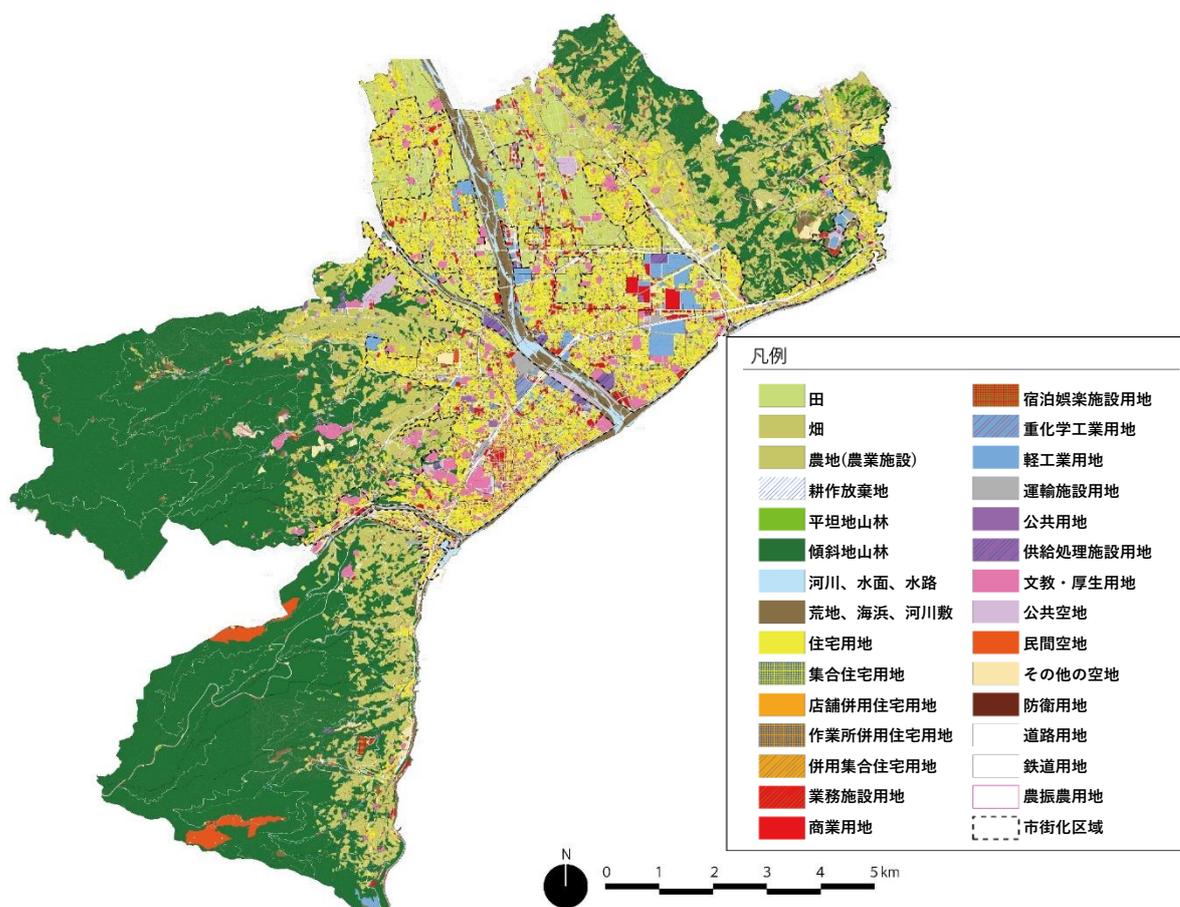


小田原市 森・里・川・海と街の分布

(3) 土地利用、交通機関

〔土地利用〕

市域の東部に大磯丘陵、西部に箱根外輪山の東斜面が広がる本市では、市域全体の約4割が山林となっています。また、中央平野部の北部を中心に広がる農地は、市域全体の約2割を占めています。住宅用地や業務・商業用地、工業用地等の都市的土地利用は、相模湾に近い足柄平野の南部を中心に広がっており、市街化区域の約9割を占めています。



土地利用現況図

〔交通機関〕

本市には、東西方向に国道1号や国道135号、小田原厚木道路、西湘バイパスなど、南北方向に国道255号や県道74号などの道路が整備されています。

鉄道は、JR東海道本線・JR東海道新幹線・JR御殿場線・小田急小田原線・箱根登山線・伊豆箱根鉄道大雄山線の6路線が乗り入れており、市内に18の鉄道駅を有しています。特に大正9（1920）年に開設された小田原駅は、現在、JR御殿場線を除く5路線が乗り入れ、県西部の中心となるターミナル駅となっています。

路線バスは、小田原駅などを起点とする路線を中心に箱根登山バス・伊豆箱根バス・富士急湘南バス・神奈川中央交通の4社が運行しています。

(4) 産業、歴史、文化、景観

〔産業〕

本市の産業種別の特徴として、県内他市町村に比べ、水産加工業や木工業などの伝統産業に類する製造業、宿泊業・飲食サービス業の割合が比較的高い点が挙げられます。

〔歴史〕

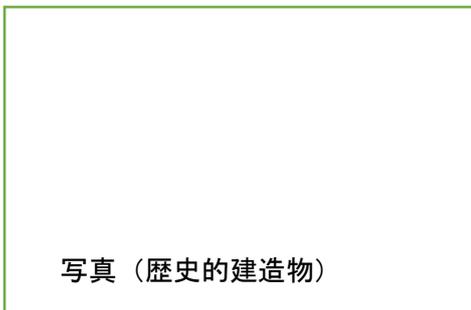
神奈川県西部に位置する本市は、温暖な気候と天下の険として名高い箱根に連なる山々、相模湾、酒匂川などからなる変化に富んだ風光明媚な自然、小田原城跡をはじめとする由緒ある豊かな歴史的資源に恵まれた地域です。

鎌倉時代後期には、東海道の宿場町として、また戦国期以降は城下町として、人・ものが行き交う交通の要衝として賑わいを見せました。

明治後期から大正・昭和初期にかけては、別荘地・保養地としても注目を集め、明治の元勳である山縣有朋、三井物産創始者の益田孝、近代を代表する詩人の北原白秋など多くの政財界人や文化人たちが別邸などを構えた歴史があり、現在も板橋周辺地区には多くの別邸が現存しています。



写真（小田原城）

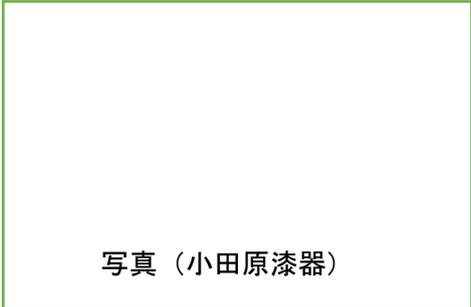


写真（歴史的建造物）

〔文化〕

戦国期の北条時代から江戸時代にかけては、優れた職人技術と豊かな自然の恵みが融合し、蒲鉾^{かまぼこ}や干物などの水産加工業や梅干しなどの農産加工業、小田原漆器をはじめとする木工業といった小田原固有の文化の源泉となる伝統産業が発達しました。

また、自然環境豊かで温暖な気候により、明治の邸園文化が開花し、小田原三大茶人（益田孝、野崎廣太、松永安左エ門）をはじめ、茶道文化も盛んになっています。



写真（小田原漆器）



写真（かまぼこ）

〔景観〕

恵まれた自然環境や歴史的な基盤のうえに、鉄道の結節点という交通の利便性などを背景として、市街化や工場の立地などが進み、神奈川県西部地域の中核都市として発展してきました。

このような自然風土や歴史的・文化的遺産、優れた交通条件をもつ本市には、この地に生活する人々、また訪れる人々の心に潤いとやすらぎを与える景観が市内の随所に形成されています。

田園や丘陵地、山並みなどが織りなす自然的な景観と、足柄平野に広がる商業・業務地や住宅地などの市街地で構成される都市的な景観により、小田原の景観が形成されています。



写真（自然景観）

2 これまでの成果と課題

第2次環境基本計画における5つの目標ごとの「これまでの主な取組と成果」、「成果を示す値（成果指標）」、「今後の課題」は次のとおりです。（第2次環境基本計画 総括評価報告書より抜粋）

それぞれの課題について、第3次環境基本計画の取組に反映し、解決を図っていきます。

（1）環境保全の意識の向上と活動

【これまでの主な取組と成果】

参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指すため、「環境情報の共有と環境保全意識の向上」及び「環境の保全・再生活動の促進」を柱にして施策に取り組みました。

「環境情報の共有と環境保全意識の向上」では、様々な主体と連携・協働した出前講座の実施など継続的な環境学習の機会の提供や、メールニュースによる環境イベント情報等の定期的な配信、地球環境保全協定企業との情報交換などを行いました。

「環境の保全・再生活動の促進」では、市民・事業者・市のパートナーシップの構築を進め、市民団体と協働した生ごみの堆肥化事業や環境再生プロジェクトの実施などを後押しし、環境活動に対する市民や事業者の主体的な参画を促しました。

さらに、環境活動団体や地域などの連携・協働を一層促進していくためのプラットフォーム組織として、平成27年度に「おだわら環境志民ネットワーク」が設立され、当団体が核となって、森里川海それぞれの分野で活動する環境活動団体の情報や活動などの共有・連携が開始されました。

このような取組により、活動する主体が互いに連携し協力出来る体制（プラットフォーム組織）が整備され、多様な主体が参加し活動しやすい土壌が生まれ、環境活動の促進において一定の成果があったものと考えられます。

(写真)

(写真)

〔成果指標〕

「各種環境啓発イベントへの参加団体数」や「環境団体が主催する活動数」、「環境保全活動団体数」は目標値を達成しましたが、「環境団体が主催する環境講座・イベントの実施回数」は目標値に達していません。

その要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施出来なかったものや、これまでフィールドで行っていた講座等をオンライン等による開催としたものは含まれないためと考えられます。

環境情報の共有と環境保全意識の向上

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準)	令和 2 年度 (実績)	令和 4 年度 (目標)	達成度合
各種環境啓発イベントへの参加団体数 (団体)	27 団体	 47 団体	35 団体	
環境団体が主催する環境講座・イベントの実施回数 (回)	12 回	 9 回	25 回	

環境の保全・再生活動の促進

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準)	令和 2 年度 (実績)	令和 4 年度 (目標)	達成度合
環境団体が主催する活動数 (回)	610 回	 739 回	730 回	
環境保全活動団体数 (団体)	126 団体	 164 団体	150 団体	

〔今後の課題〕

プラットフォーム組織の機能強化を図り、多様な主体による環境活動が持続可能なものとなるよう、地域循環共生圏の考え方を取り入れながら、様々な環境分野において人や資金が循環する仕組みを構築していく必要があります。

(2) 地球温暖化対策の推進

〔これまでの主な取組と成果〕

低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指すため、「地球温暖化対策の推進」を柱にして施策に取り組みました。

「地球温暖化対策の推進」に向けて、温室効果ガスを大幅に削減するため、日常生活における環境配慮行動を促す省エネ研修や家庭向けの設備導入補助、企業向けの情報提供、公民連携による低公害車の普及促進などに取り組みました。

さらに、2011年の東日本大震災以降、「エネルギーの地域自給による持続可能なまち」の実現に向けて、エネルギー政策の推進に関する専門部署を立ち上げるとともに、地域のエネルギー政策の基本理念等を定めた「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を制定しました。

その後、小田原市エネルギー計画に基づき、市民出資の手法を取り入れたメガソーラー事業の創出、地域新電力との連携、蓄電池を組み合わせたエネルギーマネジメントの高度化など、公民連携による事業に段階的に取り組みました。

また、電気自動車を動く蓄電池と見立てたエネルギーマネジメント事業や、地域マイクログリッド構築事業など、最新の技術を取り入れた新たな公民連携事業にも着手しました。

これらのエネルギー分野における先行的な取組により、二酸化炭素排出量の削減に加え、今後取り組むべき再生可能エネルギーの大量導入に向けた基盤となる公民連携の継続的かつ段階的な拡大へ資する成果があげられたと考えられます。

(写真)

(写真)

〔成果指標〕

「市全体の二酸化炭素（CO₂）排出量」について、平成2年度と比較し、869.2千t（25%削減）を目標値としていましたが、平成30年度は、972千t（16.13%削減）となっており、目標値には達していません。

達成しなかった要因としては、地球温暖化対策のうち、主に再生可能エネルギー導入や省エネルギー行動が進まなかったことなどが考えられます。なお、廃棄物分野における二酸化炭素排出量が最も目標に遠い状況にあります。

地球温暖化対策の推進

成果指標 (単位)	平成2年度 (基準値)	平成30年度 (実績)	令和2年度 (目標値)	達成度合
市全体の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量 (千t)	1,159.0千t	972.0千t (対平成2年度比 16.13%削減)	869.2千t (対平成2年度 比25%削減)	

〔今後の課題〕

低炭素社会から脱炭素社会への移行、「カーボンニュートラル」に向けた社会全体の変革が求められており、本市においても「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明したことから、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や効果的な利活用の仕組みづくり、ライフスタイルの転換などの取組を加速していく必要があります。

(3) 循環型社会の形成

〔これまでの主な取組と成果〕

循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指すため、「物質循環と資源化の促進」を柱にして施策に向けて取り組みました。

「物質循環と資源化の促進」に向けて、5R（リフューズ「発生抑制」、リデュース「排出抑制」、リユース「再使用」、リペア「修理」、リサイクル「再生利用」）の取組を進めるため、ごみの分別（9分類）の徹底、生ごみ堆肥化の推進などを実施しました。

特に、生ごみの堆肥化については、段ボールコンポストを活用した堆肥化を市民団体と協働で推進しており、環境配慮意識の醸成も含め、燃せるごみの減量化を促進しました。

また、令和2年には、より一層のごみの減量化・資源化や適正なごみ処理を推進するため、第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

さらに、新たな環境課題として、プラスチックごみによる海洋汚染や食品ロスの増加が注目されており、これらの課題に対しても、市民や事業者に対し、関心を持ってできるだけ環境負荷の少ない行動を選択するための意識啓発などに取り組みました。

これらの取組により、環境負荷の少ない、循環型社会の形成に向けた一定の成果があったと考えられます。

(写真)

(写真)

【成果指標】

「ごみの総排出量」は目標値を達成している一方、「ごみのリサイクル率（資源化率）」は目標値に達していません。

「ごみのリサイクル率（資源化率）」が目標値に達成しなかった要因としては、資源ごみの多くを占める紙・布類の回収量の減少などが考えられます。

物質循環と資源化の促進

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度 (実績)	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
ごみの総排出量 (t)	75,878 t 	66,861 t	73,000 t	
ごみのリサイクル率 (資源化率) (%)	27.2% 	24.3%	33.0%	

【今後の課題】

5 R の更なる推進とともに、循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方を取り入れながら、資源が循環する仕組みづくりが必要です。

また、身近な行政サービスであるごみの収集については、市民ニーズに的確に対応するため、デジタル技術を駆使した取組に着手していく必要があります。

あわせて、適正なごみの処理を継続していくため、老朽化した廃棄物処理施設の今後のあり方について、運用方法も含めた施設整備の検討を開始する必要があります。検討する際には、ごみの処理に要する経費やエネルギーを抑えるとともに、焼却時に排出される二酸化炭素排出の削減についても考慮する必要があります。

(4) 自然環境の保全

〔これまでの主な取組と成果〕

自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指すため、「生態系の保全」、「緑の保全・創出と活用」、「自然とふれあう場の創出」を柱にして施策に取り組みました。

「生態系の保全」では、市の鳥（コアジサシ）や市の魚（メダカ）の保護事業、酒匂川水系保全に資するイベントや自然観察会などを開催しました。

「緑の保全・創出と活用」では、適切な森林整備を進めるとともに、里地里山の再生事業への支援や、農地の持つ多面的機能の保全・活用として農産物の地産地消や特産品の開発、農業経営の基盤強化を図りました。

また、市街地における緑の保全と創出に向け、公民連携による公園の管理等や保存樹・保存樹林の指定と奨励金の交付を実施しました。

「自然とふれあう場の創出」では、恵まれた水辺環境を保全・再生するため、河川における多自然水路の整備や自治会が一斉に取り組む「クリーンさかわ」を実施しました。

これらの取組により、市民アンケート結果によると、約9割の市民が小田原の身の回りの自然環境に満足しており、豊かな自然を身近に感じることができていると考えられます。

(P. 30 市民アンケートの結果 ◆自然環境についての満足度 より)

(写真)

(写真)

〔成果指標〕

「コアジサシ飛来確認数」や「海岸でのごみ収集量」については、目標値を達成していますが、「有害鳥獣苦情件数」や「親水・環境護岸の整備延長の延伸」については、目標に達していません。

生態系の保全

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
コアジサシ飛来確認数 (羽)	20 羽	 100 羽	100 羽	
有害鳥獣苦情件数 (件)	143 件	 474 件	130 件	

緑の保全・創出と活用

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	目標値	達成度合
緑地面積 (ha) ※ 1	4,250ha	算定無し (平成 27 年度) 4,494.3ha	(平成 27 年度) 4,250.3ha	—
小田原市森林整備面積 (ha) ※ 2	(平成 23 年度か ら 25 年度の平均) 150ha	162.70ha	(令和 2 年度から 4 年度の平均) 150ha	—

※ 1 緑地面積の目標は、小田原市緑の基本計画（計画期間：平成 8 年度～27 年度）による為平成 27 年度の計画期間終了に伴い実績把握を終了、本数値の算定も終了しています。

※ 2 実績値は、県の「森林資源調査」に用いる事業面積。

自然とふれあう場の創出

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
親水・環境護岸の整備 延長の延伸 (m)	11,298.9m	 11,654.1m	11,700m	
海岸でのごみ収集量 (t)	82 t	 50 t	減少	

【今後の課題】

増加傾向にある有害鳥獣被害や外来生物の侵入等が課題となっています。

これらは、生態系全体の一部の問題であり、市域の取組だけで解決することが難しい状況のため、近隣市町村や国・県との連携を図り、被害拡大防止のための広域的な対策が必要です。

また、獣害対策として、例えば、くくりわなの技術を普及しイノシシやシカの捕獲を実践する市民活動が始まっています。わな猟そのものを自然体験のコンテンツとして仕立て、都市部の住民の参加も促すといった仕組みが試行され、課題だったものに価値を見出し、人と資金の循環を生み出す取組が始まっています。

このように、小田原の豊かな自然環境を守り育てていきながら、様々なまちづくりの取組と連携し、活用していく方策が必要です。

(5) 生活環境の保全

〔これまでの主な取組と成果〕

生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指すため、「快適な生活環境の保全」及び「環境汚染の防止」を柱にして施策に取り組みました。

「快適な生活環境の保全」では、ポイ捨てや不法投棄、犬・猫の糞の放置など、まちの美化を損なう行為をなくすための意識啓発事業、自治会やボランティアによる美化清掃を推進しました。

「環境汚染の防止」では、騒音等の苦情があった場合の迅速な改善指導や自家用車から公共交通機関への交通行動の転換の促進、低公害車の普及を実施しました。また、大気・水質・土壌・騒音などの環境監視を継続して実施しました。

これらの取組により、成果指標はすべて目標を達成しており、良好な生活環境が維持できていると考えられます。

(写真)

(写真)

〔成果指標〕

「不法投棄及び産卵ごみの撤去量」、「大気に関する環境基準達成率(一般環境)」、「河川BOD環境基準達成率」、「自動車騒音環境基準達成率」や「生活環境に対する苦情件数」について、すべて目標値を達成しています。

快適な生活環境の保全

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
不法投棄及び散乱ご みの撤去量 (t)	26.98 t	 6.63 t	25.00 t	

環境汚染の防止

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
大気に関する環境基準達成率（一般環境）（％）	100.0%	 100.0%	維持	
河川 BOD 環境基準達成率（％）	81.0%	 100.0%	増加	
自動車騒音環境基準達成率（％）	99.1%	 100.0%	100.0%	
生活環境に対する苦情件数（件）	107 件	 58 件	減少	

【今後の課題】

市民の環境美化意識をさらに高め、良好な衛生環境を保ち続けられるよう努める必要があります。また、環境汚染の防止については、被害が拡大する前の初期段階での対応が極めて重要であることから、各指標や環境変化など日常的に注視していく必要があります。

3 環境に対する市民意識

第6次総合計画を策定するにあたり、本市施策に対する満足度・重要度等に係る市民意識の把握を目的として、アンケート調査を実施しました。

〔市民アンケートの概要〕

- ◆対象 住民基本台帳に記載されている18歳以上の市民の中から無作為で抽出された3,000人
- ◆期間 令和3（2021）年5月25日（火）から6月9日（水）まで
- ◆方法 郵送配布、郵送及びオンラインによる回収
- ◆回収結果

配布数	回収数			回収率
	計	郵送	オンライン	
3,000人	1,646人	1,265人	381人	54.9%

〔市民アンケートの結果〕

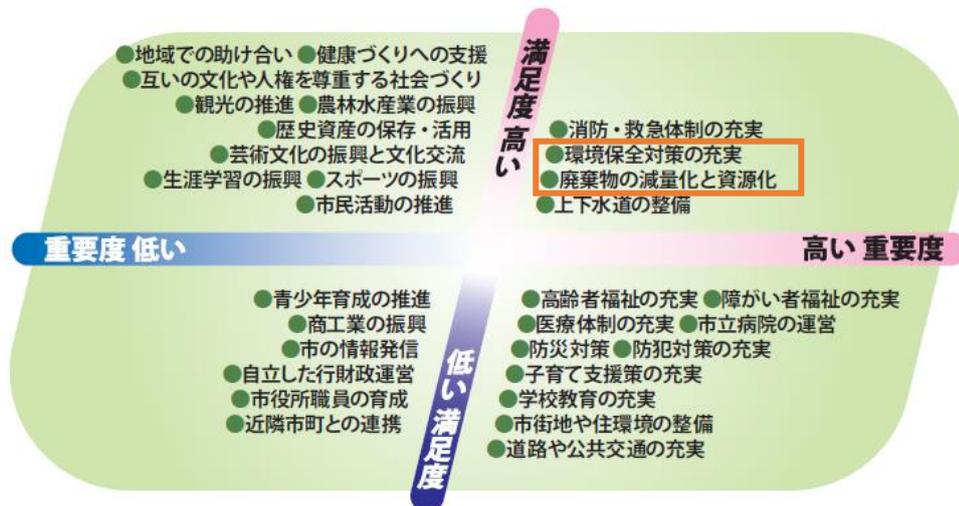
◆施策に対する満足度と重要度

市の施策30項目に対する重要度・満足度は次のとおりです。

環境に関する施策である「環境保全対策の充実」と「廃棄物の減量化と資源化」は、満足度・重要度ともに高くなっています。

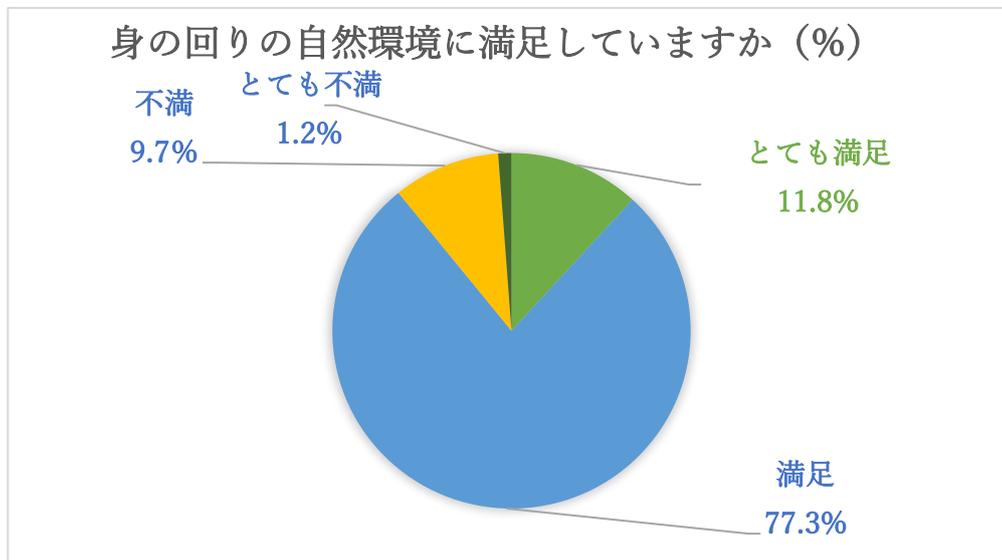
一方、重要度が高いが、満足度が低い項目として、「高齢者福祉の充実」「防災対策」「市街地や住環境の整備」などが挙げられています。

●施策30項目に対する満足度・重要度

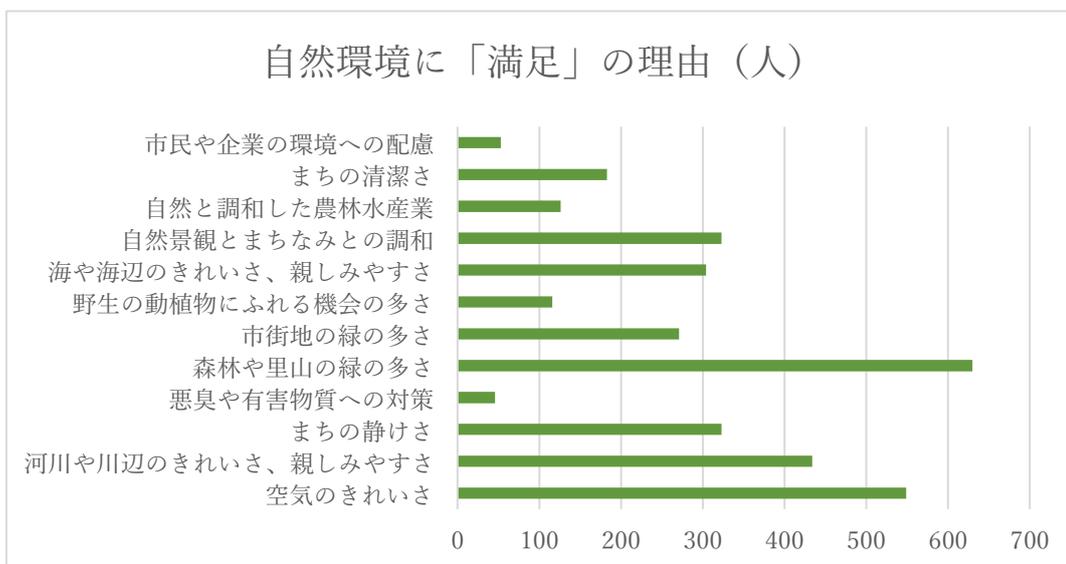


◆自然環境についての満足度とその理由

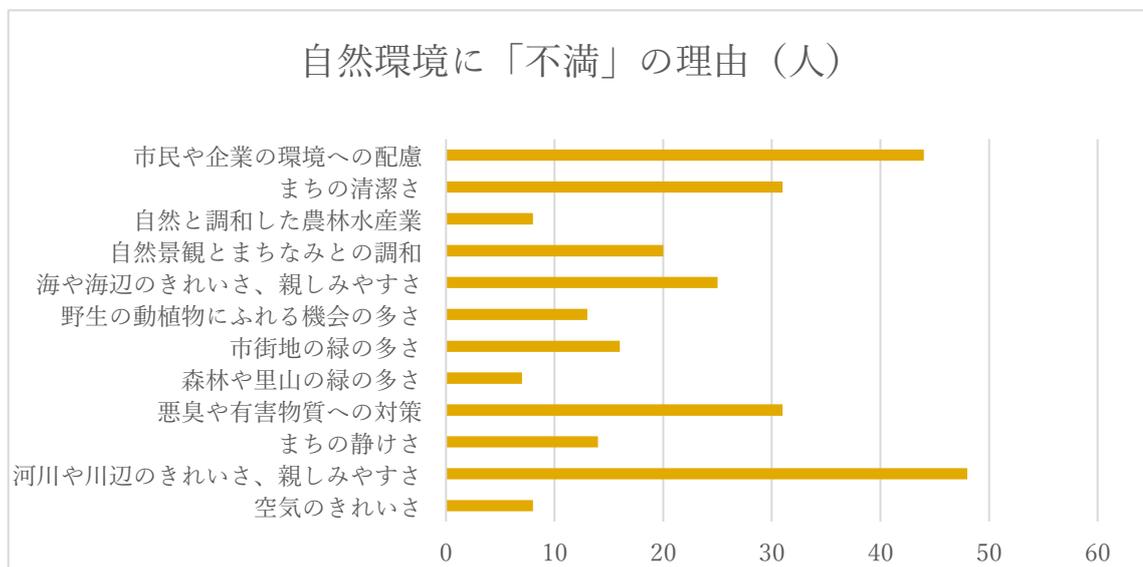
「身の回りの自然環境に満足していますか」については、「とても満足」11.8%、「満足」77.3%で、約9割が自然環境について満足しています。



満足の理由として、「森林や里山の緑の多さ」と「空気のきれいさ」を選んだ人が多くなっています。



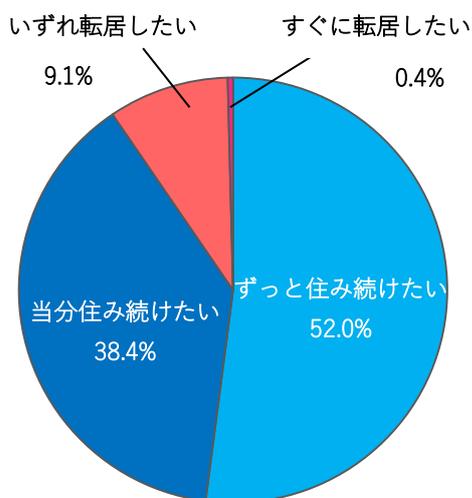
自然環境について「不満」、「とても不満」と回答した人は1割程度で、不満の理由として、「河川や川辺のきれいさ、親しみやすさ」と「市民や企業の環境への配慮」を選んだ人が多くなっています。



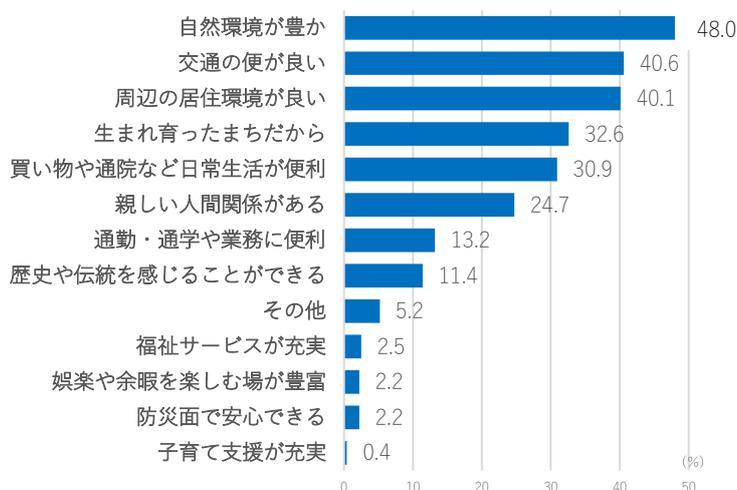
◆今後も小田原市に住み続けたいと思う人の割合とその理由

「今後も小田原市に住み続けたいと思うか」については、約9割が住み続けたいと回答しており、住み続けたい理由として、「自然環境が豊か」が最も多くなっており、「周辺の居住環境が良い」も3番目に多くなっています。

今後も小田原市に住み続けたいですか



小田原市に住み続けたい理由



◆市民の環境配慮行動

市民の環境配慮行動については、「ごみの分別をしっかりとっている」83.0%、「買いすぎや作りすぎをせず、食品ロスを出さないように心掛けている」47.5%のように、ごみの減量化・資源化に向けた行動を行う人の割合が高いことが分かります。

一方で、「自然環境に関するイベントへの参加」、「自然環境に配慮した取組をしている会社や製品を選ぶようにしている」、「再生可能エネルギーを取り入れている」については、1割程度の人しか実施していません。

自然環境にやさしい生活のために行っていること（%）



【市民アンケートのまとめ】

森里川海の豊かな自然環境に恵まれた小田原に住むことで、身の回りの自然環境に満足している人が多く、また、住み続けたい理由としても、自然環境の豊かさを重視している人が多い。

その反面、環境配慮行動については、ごみの分別など決められたこと以外の自主的・能動的な取組など実施している人の割合が低い傾向にあります。

第3章 望ましい環境像、取組の方向性、計画の体系

1 望ましい環境像

これまでの第1次及び第2次環境基本計画において目指してきた望ましい環境像を引き継ぎ、これまでの課題や現代の社会情勢を踏まえ、本市の将来都市像である「世界が憧れるまち“小田原”」やまちづくりの目標の一つである「豊かな環境の継承」の具現化に向け、第3次環境基本計画における目指す望ましい環境像を、「**森里川海の恵みを未来へ継承する 持続可能な環境共生都市 小田原**」とします。

令和12(2030)年度まで、この環境像を実現するための取組を体系的に進めていきます。

第1次環境基本計画の望ましい環境像

良好な環境のもとで、すべての人々が心の豊かさを感じられ、健康で幸福な生活を営むことのできる郷土（ふるさと）



第2次環境基本計画の望ましい環境像

良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる
持続可能な環境共生都市 小田原



第3次小田原市環境基本計画の望ましい環境像

森里川海の恵みを未来へ継承する
持続可能な環境共生都市 小田原

〔解説〕

本市は、地域内に森里川海がひとつらなりとなった豊かな自然環境を有しており、それらからの恵みを享受することで、すべての人々が幸福に暮らすことができてきました。

これからも将来にわたってすべての人々が幸福に暮らしていくため、豊かな自然環境を確実に次世代に引き継いでいくこと（未来への継承）が、現代を生きる私たちの責務であります。

また、気候変動など激変する地球環境に対処しながら、人々と環境が対峙するのではなく、共に生きていくことが必要です。

脱炭素社会や循環経済など、今後、人々のライフスタイルの変革が大きく求められる時代の中で、将来にわたって、持続可能な環境共生社会の実現を目指していく必要があります。

その際、SDGsの考え方を踏まえ、豊かな環境の継承のための行動を、生活の質の向上、地域経済の好循環に繋げることで、環境・経済・社会のマルチベネフィットを生み出し、人々の幸福につなげるとともに、豊かな環境を持続的に受け継いでいきます。

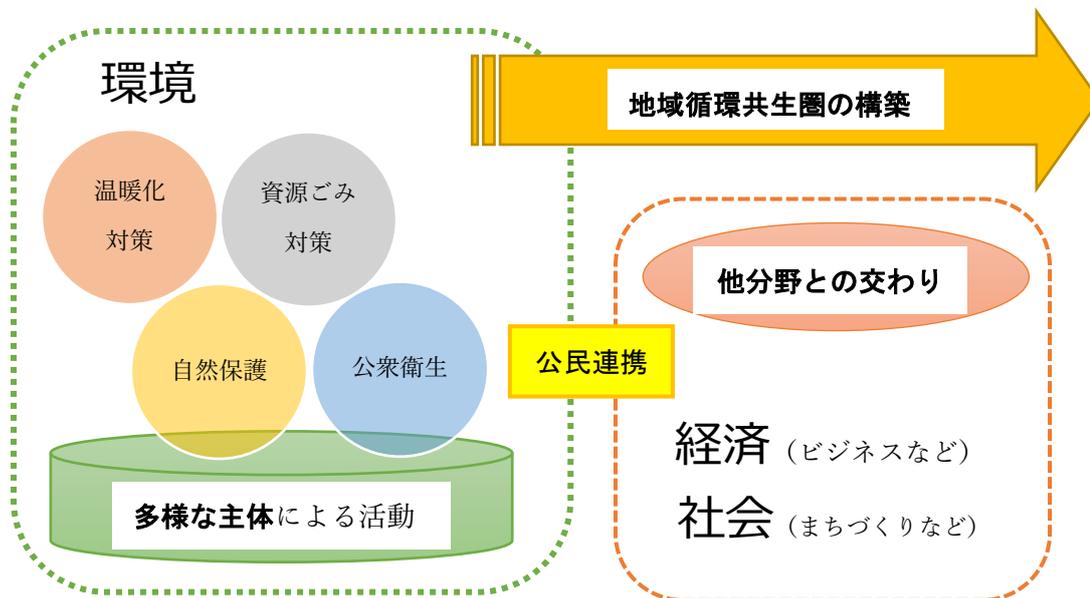
また、すべての主体が持続的に参加できるよう、これまでの我慢による環境行動を超えて、知らず知らずのうちに環境保全に貢献している社会、安心・便利・快適を向上させながら、すべての人々が環境と共生できる社会、我慢を強いられる、または強いられていると感じることのない社会の実現を目指します。

2 取組の方向性

1の望ましい環境像を実現するため、具体的な取組の方向性として、まず、第3次環境基本計画の環境の範囲のうち、分野的な範囲（P.9 第1章（5）参考）に示した4つの各分野（温暖化対策、資源ごみ（廃棄物）対策、自然保護、公衆衛生）において、これまでの取組からの今後の課題を解決するとともに、社会情勢に応じた先進的な取組を進めるものとします。

また、これらの分野別の取組を進めるための土台として、多様な主体による環境活動が重要であることから、これまで培ってきた市民力をさらに伸ばし、各分野で多様な主体の活躍を推進していきます。

あわせて、これらの取組が将来にわたって持続可能なものとするため、あらゆる地域資源を有効活用する地域循環共生圏の構築の考え方を取り入れ、環境活動だけではなく、公民連携による、経済活動（ビジネスなど）や社会活動（まちづくりなど）につながる取組となるよう、積極的に他分野と交わりながら進めていきます。



取組の方向性

多様な主体

市民、事業者、団体、行政をはじめ、市内外問わず、関係人口も含めたあらゆる主体を想定しています。

地域循環共生圏の構築 ～「小田原版 地域循環共生圏の構築」～

◆地域循環共生圏とは

国の第五次環境基本計画にて提唱されたもので、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

環境で地方を元気にするとともに、経済や社会的な課題の同時解決に取り組むものです。



地域循環共生圏イメージ図（環境省HPより）

◆小田原版 地域循環共生圏の構築

本市には、森里川海がそろった豊かな自然環境があり、その恩恵によって歴史や文化、地場産業、人々の生活が成り立ち、魅力あるまちが形作られてきました。

そのため、地域内の都市部と郊外の地域資源を補完しあうとともに、首都圏である東京や横浜、川崎などとも近いことから、関係人口となりうる人財も含め、地域外とも有機的に連携する必要があります。

連携する都市としては、首都圏のほか、姉妹都市や他分野で交流のある都市などが考えられます。

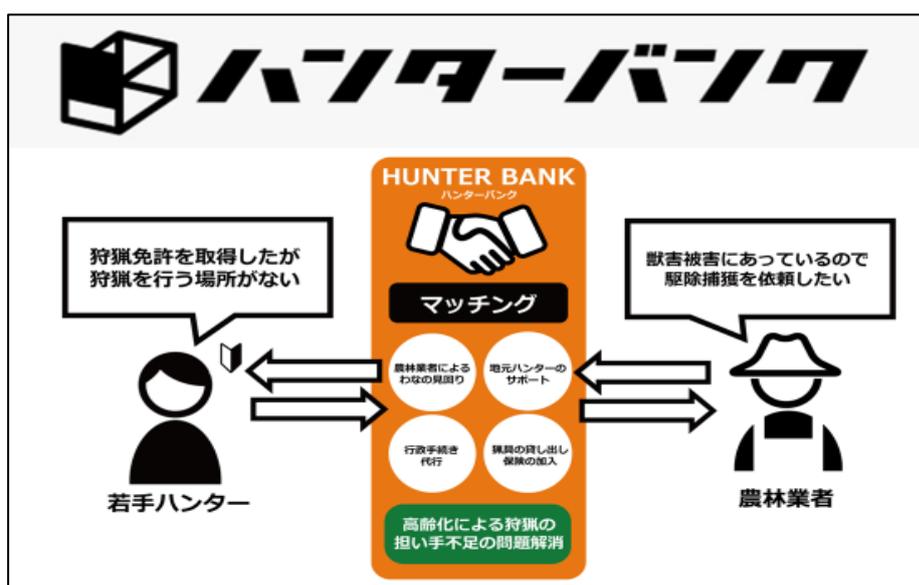
本市における地域課題を、経済性を伴った魅力あるコンテンツに転換する取組や社会性のあるまちづくりに資する取組を増やしていくことで、より多くの人と資金が環境保全に流れ込み、豊かな環境を持続的に受け継いでいけるとともに、地域全体の発展につながります。

このような取組を通じて、本市の地域資源を守り育てるとともに、生かしていくことで、小田原版の地域循環共生圏の構築を目指していきます。

(例) ハンターバンク事業

ハンターバンクは、獣害に困っている市内の農林業者と、獣害対策や狩猟に興味関心があり、活躍の場を探す都会のペーパーハンターをマッチングするサービスで、小田急電鉄株式会社が運営しています。

令和2（2020）年に実証実験を開始し、事業の本格化に伴い、事業協力するため、令和3（2021）年11月に本市と小田急電鉄株式会社が協定（鳥獣被害対策の推進に関する協定書）を締結しています。



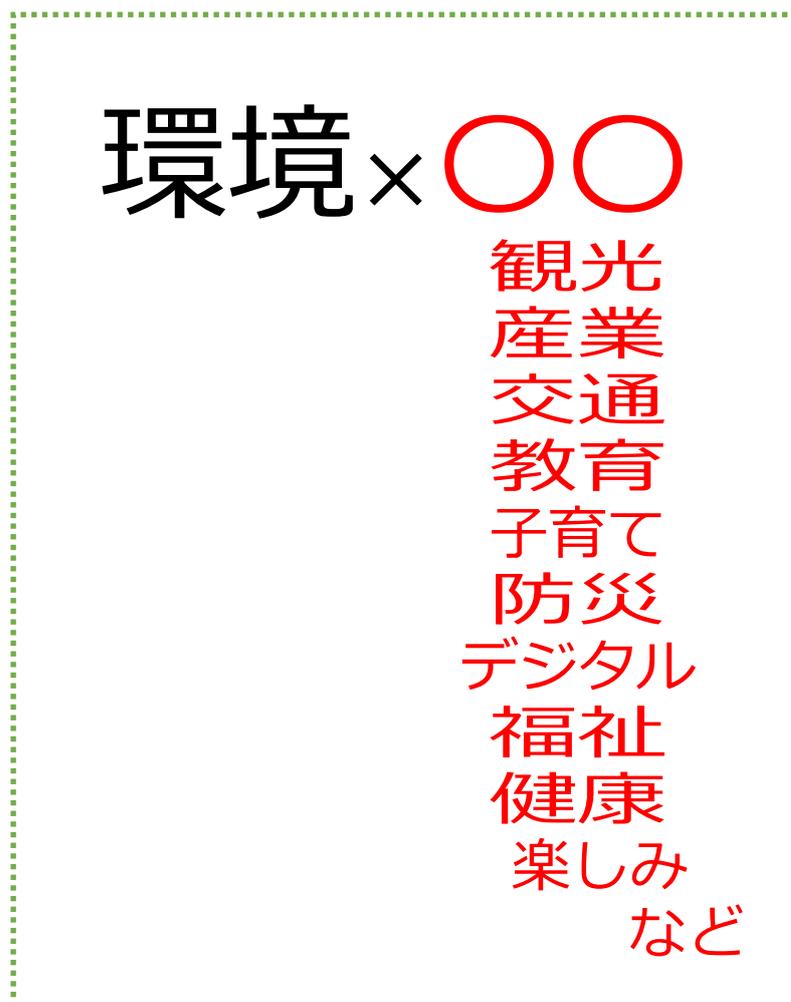
ハンターバンクの仕組み

獣害における担い手不足などの地域課題の解決とともに、狩猟技術の向上や、関係人口の増加による経済価値の創出などが見込まれるもので、小田原版の地域循環共生圏の一つの事例と言えます。

他分野との交わり

環境に関する取組については、今後、経済や社会における、あらゆる分野と積極的に連携することで、各分野においても効果のあるものとする必要があります。

他分野との連携による相乗効果により、環境の取組が、すべての市民にとって身近なものとなり、環境の取組がより持続可能なものとなるよう進めていきます。



他分野との交わり（イメージ）

3 計画の体系

取組の方向性に基づき、望ましい環境像を実現するための取組の体系図は、次のページ（P. 40、41）のとおりです。

〔体系図の説明〕

第3次環境基本計画の望ましい環境像の「森里川海の恵みを未来へ継承する 持続可能な環境共生都市 小田原」を実現するため、6つの施策に取り組みます。

共通施策として、「施策1 地域循環共生圏の構築」と「施策2 多様な主体の育成・活躍推進」を位置付けています。

分野別施策として、「施策3 脱炭素」「施策4 資源循環」「施策5 自然共生」「施策6 生活環境保全」を位置付けています。

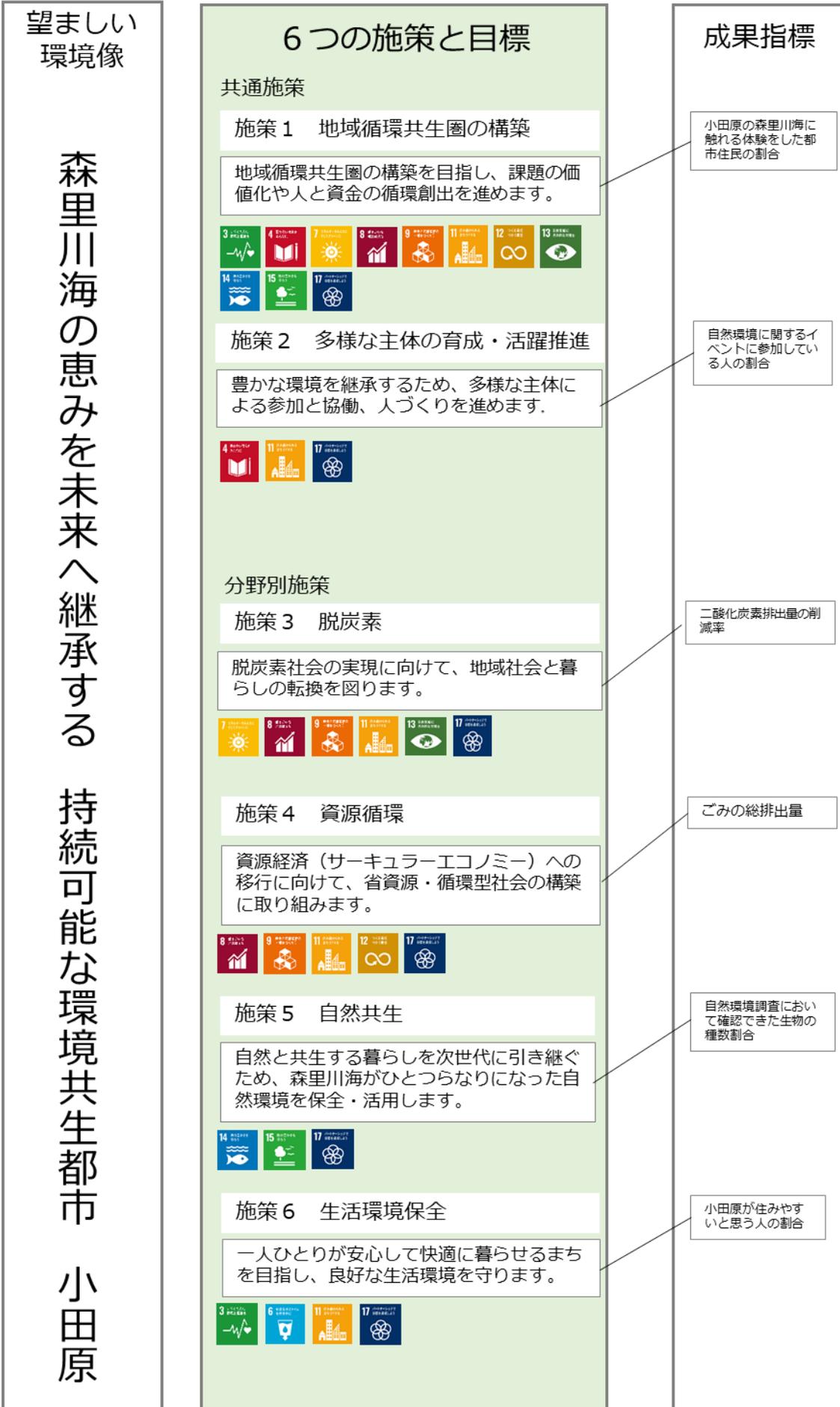
この6つの施策ごとに、目標を掲げ、その達成状況を示す値を成果指標として、計画終了期間である令和12年度までの目標値を示します。

また、6つの施策ごとに取組の柱を示しており、この取組の柱ごとに、主な取組を記載しております。（この主な取組のうち、特に重点的に取組むべきものについては、○印を付しています。）

取組の柱による成果を示す値を詳細指標として、計画の見直しを行う令和6年度までの目標値を示しています。

あわせて、施策ごとに該当するSDGsの17の目標も記載しています。

〔計画の体系図〕





第4章 望ましい環境像を達成するための取組内容

主な取組内容について、6つの施策ごとに「目標」、「成果指標」、「取組の柱」、「詳細指標」、「主な取組（○印は重点的な取組）」を記載します。

あわせて、施策ごとに目標を達成した際に市民からみた9年後の姿を「2030年に目指す姿」として記載します。

その他、施策ごとに該当するSDGsの17の目標、関連する個別計画など記載します。

<共通施策>

1 地域循環共生圏の構築（施策1）

〔目標〕

地域循環共生圏の構築を目指し課題の、価値化や人と資金の循環創出を進めます。



〔2030年に目指す姿〕

小田原の特徴である森里川海がひとつらなりとなった豊かな自然環境の恵みである地域資源やその魅力が市内外の人々に伝わっています。市民のみならず首都圏等から多くの方に関わっていただき、課題だったものに価値を見出し、公民連携による多種多様な体験コンテンツや産品が創出されています。

それにより、多くの方が小田原の森里川海に触れる体験をしています。

〔成果指標〕

小田原の森里川海に触れる体験をした都市住民の割合（％）		
令和2（2020）年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
8.9%	16%	30%
小田原の環境資源について、東京・横浜・川崎の18～69歳の男女を対象にアンケート調査を行い、うち自然体験をした方の割合を算出		

〔取組の柱、詳細指標、主な取組〕

<p>取組の柱 1-1 環境資源の魅力発信</p> <p>森里川海の恵みによる地域資源（地場産品、体験、人材、自然的景観等）を生かしたコンテンツ創りを進めることとともに、市内外へ効果的な発信をしていきます。</p>													
<p>詳細指標</p>	<p>森里川海ブランドの認定数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">令和2（2020）年度</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">令和6（2024）年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">10件</td> </tr> </table>	令和2（2020）年度	令和6（2024）年度	—	10件								
	令和2（2020）年度	令和6（2024）年度											
—	10件												
<p>森里川海の恵みによる地域資源を生かした（仮称）森里川海ブランドの認定数</p>													
<p>主な取組</p> <p>○重点的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光、農業、林業、漁業、広報等との連携 ・地域資源を生かしたコンテンツ創出 <p>○森里川海ブランドの確立</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主な取組</th> <th style="width: 25%;">令和4年度</th> <th style="width: 25%;">令和5年度</th> <th style="width: 30%;">令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他分野との連携（PRなど）</td> <td colspan="3">→ 調整・実施</td> </tr> <tr> <td>森里川海ブランドの確立</td> <td colspan="2">→ 調査・検討</td> <td>→ 実施</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度	他分野との連携（PRなど）	→ 調整・実施			森里川海ブランドの確立	→ 調査・検討		→ 実施
	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度									
	他分野との連携（PRなど）	→ 調整・実施											
森里川海ブランドの確立	→ 調査・検討		→ 実施										
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 50%; margin-bottom: 5px;">(写真)</div> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 50%;">(写真)</div>													

取組の柱 1-2 先導的事業の推進

荒廃竹林や獣害などの環境課題の解決に向け、民主導の公民連携のもと、市民のみならず首都圏等から多くの方に関わっていただき、課題だったものが経済性を有する地域資源に転換し、環境保全活動の促進へとつながる循環の仕組みの構築を目指します。また、環境の各分野や他分野など、分野横断的な取組をすることで、地域循環共生圏の構築に向けたモデル事業を実施していきます。

詳細指標	地域循環共生圏の構築に向けた取組数（件）			
	令和2（2020）年度 —	令和6（2024）年度 5件		
	環境課題の解決と新たな価値の創出を同時に実施する取組の数			
主な取組 ○重点的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏の構築に向けた検討や事業実施 ・環境課題への対応（荒廃竹林解消、獣害対策） <p>○環境保全に係るプラットフォーム機能の強化</p>			
	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公民連携による環境課題への対応 環境保全に係るプラットフォーム機能の強化			
<div style="border: 1px dashed gray; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> (写真) </div>				

2 多様な主体の育成・活躍推進（施策2）



〔目標〕

豊かな環境を継承するため、多様な主体（市民、企業、市民団体のほか、市外の住民、企業、市民団体など）による参加と協働、人づくりを進めます。

〔2030年に目指す姿〕

多くの市民が、環境学習や環境保全活動といった様々な場面で活用されている小田原の豊かな自然環境に愛着と誇りを持ち、いつまでも守り引き継いでいきたいと思っています。

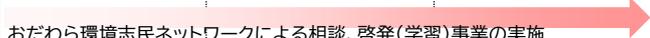
環境について日頃から話題となっており、環境に関わる行動を起こそうとするとき、身近に相談したり参加したりできる場所があり、誰でも気軽に参加することができるようになっています。

森里川海の多様な自然空間が有効に活用され、子どもたちがより多くの環境フィールドで学ぶ機会を得ています。

〔成果指標〕

自然環境に関するイベントに参加している人の割合（％）		
令和3（2021）年度 12.6％	令和6（2024）年度 16.8％	令和12（2030）年度 25.2％
市民意識調査（まちづくりに関する市民アンケート）より		

〔取組の柱、詳細指標、主な取組〕

<p>取組の柱 2-1 環境学習・環境活動の推進</p> <p>市民の環境意識の向上を目指した環境学習などの取組をさまざまな機会を捉えて推進するとともに、小田原の豊かな自然環境の魅力を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりを進めます。</p>				
<p>詳細指標</p>	<p>環境学習実施件数（件）</p>			
	<p>令和2（2020）年度</p> <p>8件</p>	<p>令和6（2024）年度</p> <p>20件</p>		
	<p>市で実施している環境学習や講座の実施件数を把握</p>			
<p>主な取組</p> <p>○重点的な取組</p>	<p>○市民による環境学習・活動推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境団体等への活動支援 ・情報提供や共有 ・森林環境教育・木育 			
	<p>主な取組</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
	<p>市民による環境学習・活動推進</p>	<p>企画、実施（夏休み環境講座、動画教材の活用など）、おだわら市民学校との連携、市民による自然環境会等自然環境モニタリング調査への支援</p> 		
	<p>環境団体等への活動支援</p>	<p>おだわら環境志民ネットワークによる環境団体等への活動支援事業の実施</p>  <p>おだわら環境志民ネットワークによる相談、啓発（学習）事業の実施</p> 		
<p>(写真)</p> <div style="border: 1px dashed gray; height: 100px; width: 100%;"></div>				

<分野別施策>

3 脱炭素（施策3）



◆個別計画 小田原市地球温暖化対策推進計画・小田原市エネルギー計画

〔目標〕

脱炭素社会の実現に向けて、地域社会と暮らしの転換を図ります。

〔2030年に目指す姿〕

二酸化炭素を排出しない電気を自ら作り使うことが当たり前になることで、電気の大切さが理解され、電気は再生可能エネルギー由来のものを使用することが一般的になっています。

省エネルギーへの意識が一人ひとりに芽生え、日常生活で取り組む省エネルギーの行動がいつのまにか地域の経済に貢献をしたり、環境に配慮した行動を心掛けたりする生活が当たり前に送られ、環境に配慮した取組が豊かな生活につながるまちづくりが進んでいます。

各家庭に太陽光発電設備と蓄電池が設置されはじめ、家や建物の新築やリフォーム時にはそれらの設置を検討することが自然にできています。

外出時の移動手段には、電気自動車のカーシェアリングが利用され、街なかでよく見かけられるようになっていきます。

気候変動による災害の発生や気温の上昇に備え、普段から防災対策や熱中症予防などに取り組んでいます。

〔成果指標〕

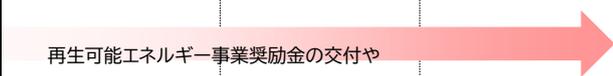
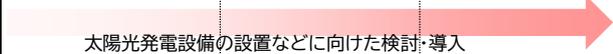
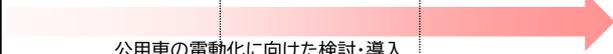
二酸化炭素排出量の削減率（％）		
平成 30（2018）年度 17.5％	令和 6（2024）年度 28.3％	令和 12（2030）年度 50％
環境省公表データによる（平成 25（2013）年度比）		

〔取組の柱、詳細指標、主な取組〕

取組の柱 3-1 地球温暖化対策の推進												
<p>脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化の緩和に資する設備導入支援や再生可能エネルギー電力利用の普及、省エネの促進、ごみの排出量削減などを推進するとともに、暮らしの中に脱炭素行動を取り入れられるよう促していくことで、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。また、市役所自らが率先して、脱炭素化の取組を進めます。あわせて、洪水や土砂災害、熱中症への対応や農林水産業への影響など、地球温暖化への適応に関する情報把握や普及啓発を図ります。</p>												
詳細指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電気自動車普及台数（台）</th> </tr> <tr> <th>令和2（2020）年度</th> <th>令和6（2024）年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>291 台</td> <td>1,000 台</td> </tr> </tbody> </table>	電気自動車普及台数（台）		令和2（2020）年度	令和6（2024）年度	291 台	1,000 台					
	電気自動車普及台数（台）											
令和2（2020）年度	令和6（2024）年度											
291 台	1,000 台											
<p>県及び市の自動車登録台数データより、本市に登録されている電気自動車の台数を把握</p>												
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市地球温暖化対策推進計画や小田原市エネルギー計画の策定及び推進 ・地球温暖化対策に資する設備導入に対する支援 ○市民や事業者等における地球温暖化対策の促進 ・環境配慮契約の推進・普及 											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小田原市地球温暖化対策推進計画や小田原市エネルギー計画の策定、推進</td> <td>改正法に基づく計画策定（施策目標、地域脱炭素化促進事業、気候変動適応法による適応策など）</td> <td>新計画による事業実施・進捗管理</td> <td>見直し</td> </tr> <tr> <td>地球温暖化対策に資する設備投入に対する支援</td> <td>制度設計</td> <td>地域脱炭素化促進区域の指定・地域脱炭素化促進事業の認定など</td> <td>設備導入に係る補助金等の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(写真)</p>	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度	小田原市地球温暖化対策推進計画や小田原市エネルギー計画の策定、推進	改正法に基づく計画策定（施策目標、地域脱炭素化促進事業、気候変動適応法による適応策など）	新計画による事業実施・進捗管理	見直し	地球温暖化対策に資する設備投入に対する支援	制度設計	地域脱炭素化促進区域の指定・地域脱炭素化促進事業の認定など
主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度									
小田原市地球温暖化対策推進計画や小田原市エネルギー計画の策定、推進	改正法に基づく計画策定（施策目標、地域脱炭素化促進事業、気候変動適応法による適応策など）	新計画による事業実施・進捗管理	見直し									
地球温暖化対策に資する設備投入に対する支援	制度設計	地域脱炭素化促進区域の指定・地域脱炭素化促進事業の認定など	設備導入に係る補助金等の実施									
○重点的な取組												

取組の柱 3-2 エネルギーの地域自給の推進

エネルギーの地域自給に向けて、国・県の施策とも連携しながら再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、地域のエネルギーを地域で効果的に活用する取組を公民連携により推進します。また、公共施設の新設や大規模改修時には、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化などの環境に配慮した整備を進めます。

詳細指標	市内の再生可能エネルギー導入量 (kw)			
	令和2 (2020) 年度 34,000kW	令和6 (2024) 年度 67,000kW		
	経済産業省資源エネルギー庁公表データから把握			
主な取組 ○重点的な取組	<p>○再生可能エネルギー設備導入に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域マイクログリッドを通じた先進技術の実装 ・産業用蓄電池を活用したエネルギーマネジメント事業の実施 ・公共施設への環境に配慮した整備の検討 			
	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	再生可能エネルギー設備導入に対する支援	再生可能エネルギー事業奨励金の交付や 市民参加型再生可能エネルギー事業の認定と奨励金の交付 		
公共施設への環境に配慮した整備の検討	太陽光発電設備の設置などに向けた検討・導入 			
	公用車の電動化に向けた検討・導入 			
	(写真)			

4 資源循環（施策4）



- ◆個別計画 第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画
- ◆関連計画 小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画
- ◆関連計画 小田原市環境事業センターごみ焼却施設長寿命化計画書

〔目標〕

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けて、省資源・循環型社会の構築に取り組みます。

〔2030年に目指す姿〕

ごみの減量化、資源化などの環境問題に関心を持ち、市民一人ひとりが自分の問題として捉え、行動に移しています。日常生活のあらゆる場面で、食品ロスやプラスチックごみの排出を減らすことを心掛け、どうしても出てしまう紙類やペットボトルなどのごみは、適正な分別を実施しリサイクルに貢献しています。

二酸化炭素の排出量を抑え、資源が無駄なく循環する仕組みの整備が進んでいます。

〔成果指標〕

ごみの総排出量（t）		
令和2（2020）年度 66,861 t	令和6（2024）年度 65,197 t	令和11（2029）年度 61,336 t
市事業実績により、家庭ごみ・事業ごみ全体の排出量（資源物含む）を把握（なお、第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画の指標に合わせ、令和11（2029）年度の目標数値を採用している。）		

〔取組の柱、詳細指標、主な取組〕

取組の柱 4-1 ごみの減量化・資源化の推進

省資源・循環型社会の構築を目指し、発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化を推進するとともに、さらなるごみの分別徹底や分別品目の拡大などを進め資源化を推進します。

詳細指標	家庭における1人1日当たり燃せるごみ排出量 (g)			
	令和2 (2020) 年度 515g	令和6 (2024) 年度 484g		
	市事業実績により、家庭における燃せるごみの総量を人口及び日数で除して算出			
主な取組 ○重点的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロスの削減 <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの資源化 ・剪定枝の資源化 ○プラスチックごみの削減や資源化 <ul style="list-style-type: none"> ・紙布類の分別徹底 ・焼却灰等の適正処理や資源化 			
	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロスの削減 生ごみの資源化 剪定枝の資源化 	<p>様々な媒体を活用した啓発事業、講演会や料理教室等の実施</p> <p>段ボールコンポスト等による生ごみ資源化の定着と普及</p> <p>家庭系剪定枝の試行的な資源化の実施</p> <p>試行的な資源化の継続実施(実施規模の拡大) 全市的な実施に向けた検討</p>		
(写真)				

取組の柱 4-2 ごみの適正処理

さらなる循環型社会の形成に向け、高齢化の進展等、社会環境の変化を捉え、市民ニーズに的確に対応した、収集運搬業務執行体制の改善を図ります。また、廃棄物処理施設の計画的な修繕と適正な管理運営を行うとともに新たな廃棄物処理施設のあり方について検討します。

詳細指標	資源化率 (%)	
	令和2 (2020) 年度 24.3%	令和6 (2024) 年度 24.9%
	市事業実績により、ごみの総排出量に対する資源化量の割合を算出	

○ごみ収集・運搬業務執行体制の改善

- ・大型ごみの収集受付のデジタル化検討
- ・焼却施設の管理運営や修繕、今後のあり方検討
- ・リサイクル施設などの管理運営、修繕
- ・埋立処分場の管理運営
- ・小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会の運営費補助を通じた新たな廃棄物処理施設の検討

主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ収集・運搬業務執行体制の改善	調査研究・検討	新たな業務執行体制に向けた検討	新たな業務執行体制による収集運搬の開始
大型ごみ収集受付等のデジタル化検討	システム導入等の検討	運用開始	
焼却施設等の管理運営及び修繕	施設(焼却施設・リサイクル施設・埋立処分場)の管理運営、焼却炉ほかの修繕工事		

(写真)

○重点的な取組

5 自然共生（施策5）



- ◆関連計画 小田原市鳥獣被害防止計画
- ◆関連計画 おだわら森林ビジョン
- ◆関連計画 小田原市森林整備計画

〔目標〕

自然と共生する暮らしを次世代に引き継ぐため、森里川海がひとつらなりになった自然環境を保全・活用します。

〔2030年に目指す姿〕

「森」の環境では、様々な樹木が育つとともに、多様な生物を育む場所として維持管理されることで森林内に適度な光が差し込み、緑が生い茂っています。

地域団体のさまざまな活動や学習のフィールドが継続して存在し、市民が里山について知ることができるようになっています。

「里」の環境では、ニホンザルによる生活被害は軽減され、また、イノシシ等の大型鳥獣の出没も減少し、平穏な生活が送られています。メダカ保護区は、市民団体により清掃が実施され、生息環境が保全されています。

「川」の環境では、酒匂川は良質な水で地域の産業を支え、私たちの食に恵みを与えてくれる欠かすことのできない存在であり、きれいに澄んだ水流には、ハヤやドジョウ、テナガエビなど様々な生き物が生息し、子どもたちは水遊びにいそしんでいます。

「海」の環境では、森や川から適切に栄養が運ばれ、小田原近海が豊かで、漁業が引き続き成り立つ環境が保たれています。

各種環境基準に適合することにより、森里川海が良好な状態を保ち、子どもたちや市内外の様々な人が親しみを持って日常的に触れ合っており、小田原の豊かな自然環境の魅力を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりが進んでいます。

【成果指標】

自然環境調査において確認できた生物の種数割合（％）		
令和元（2019）年度 100％	令和6（2024）年度 100％	令和12（2030）年度 100％
平成29（2017）年から令和元（2019）年まで市で実施した自然環境調査における「小田原の森里川海街で広く確認され各環境を指標する種（80種）」のうち、モニタリング調査における当該調査地点において確認された種数割合を算出する。		

〔取組の柱、詳細指標、主な取組〕

<p>取組の柱 5-1 生態系の維持保全</p> <p>生き物たちの豊かな個性とつながりである生物多様性の保全に留意しながら、希少な動植物を守り育てる活動を進めるほか、市民の安全安心な生活のために、民間団体や狩猟者などと連携しながら有害鳥獣の追い払いや捕獲を進めます。</p>														
<p>詳細指標</p>	農作物の鳥獣被害額（千円）													
	令和2（2020）年度	令和6（2024）年度												
	13,330千円	減少												
<p>市の調査報告に基づく神奈川県公表データから把握</p>														
<p>主な取組</p> <p>○重点的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境モニタリング調査等の実施 ○ニホンザルやイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣対策 ・メダカやコアジサシの保護や啓発活動 													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ニホンザルやイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣対策</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">有害鳥獣対策の周知・啓発</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">有害鳥獣の捕獲作業</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度	ニホンザルやイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣対策	有害鳥獣対策の周知・啓発			有害鳥獣の捕獲作業				
	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度										
ニホンザルやイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣対策	有害鳥獣対策の周知・啓発													
	有害鳥獣の捕獲作業													
<p>（写真）</p> <div style="border: 1px dashed gray; width: 300px; height: 150px; margin: 0 auto;"></div>														

取組の柱 5-2 森里川海の保全・活用

森里川海がひとつらなりになった豊かな自然環境を生かした地域循環共生圏の構築を目指します。

暮らしを支える豊かな自然環境や、そのつながりの中で多様な生物が営む地域全体の生態系を守り、再生していきます。

森林の有する水源かん養などの公益的機能を発揮するため、間伐や枝打ちなどの森林整備を計画的に実施し、より公益性の高い多種多様な森林の育成を図るとともに、さまざまな生物が生息することのできる広葉樹を主体とした森林の再生を促します。また、市民が身近に親しめる自然空間や、さまざまな活動や学習のフィールドとしての里山の再生に向けた地域の取組を支援します。

酒匂川水系の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、市民との協働により、河川環境の保全活動や環境教育を進め、水質の保全や環境維持向上に努めます。また、治水や水質の安全性を保ちつつ、市民の憩いの場として水辺を親しめる多自然水路を整備・保全します。

限りある水産資源の保護と育成を進めるとともに、安全性・持続性・多様性の観点から小田原漁港・漁場の整備を進めます。

詳細指標	〔森〕 小田原市森林整備面積 (ha)	
	令和2 (2020) 年度 28ha	令和6 (2024) 年度 28ha
	市事業実績による	
	〔里〕 耕作放棄地面積とその解消面積 (ha)	
	令和2 (2020) 年度 178ha・5.7ha	令和6 (2024) 年度 176ha・7.7ha
	市事業実績による	
	〔川〕 酒匂川水系保全協議会実施イベント参加者数 (人)	
	令和2 (2020) 年度 88人	令和6 (2024) 年度 330人
	酒匂川水系保全協議会事業実績による	

	〔海〕 小田原漁港の水揚げ量（t）																							
	令和2（2020）年度 2,816 t	令和6（2024）年度 2,895 t																						
	市事業実績による あわせて、小田原近海（二宮、真鶴含）に設置されている定置網でとれた魚の量及び魚の種類を把握																							
主な取組 ○重点的な取組	○おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備 ・小田原産木材の活用（学校木の空間づくり事業） ・地域水源林の整備 ・里山づくり推進事業費の補助 ○農業振興地域の管理 ・農道・用排水路整備・維持管理 ・農業の有する多面的機能発揮促進事業への支援 ・耕作放棄地の予防対策 ○酒匂川水系のフィールド体験 ・酒匂川水系の生物相調査 ・河川の水質・動植物調査 ・多自然水路の整備・保全 ・小田原漁港の整備促進 ○稚魚・稚貝の放流支援・藻場礁設置支援																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主な取組</th> <th style="width: 20%;">令和4年度</th> <th style="width: 20%;">令和5年度</th> <th style="width: 20%;">令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">おだわら森林ビジョン、森林整備計画</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">森林整備計画による事業実施・進捗管理</td> </tr> <tr> <td>地域水源林の整備</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">木材搬出方法の設定等の見直し</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">酒匂川水系のフィールド体験</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">フィールドワーク事業・環境保全講演会の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">アユの放流体験事業・自然体験教室の実施</td> </tr> </tbody> </table>			主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度	おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備	おだわら森林ビジョン、森林整備計画			森林整備計画による事業実施・進捗管理			地域水源林の整備	木材搬出方法の設定等の見直し			酒匂川水系のフィールド体験	フィールドワーク事業・環境保全講演会の実施			アユの放流体験事業・自然体験教室の実施	
主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度																					
おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備	おだわら森林ビジョン、森林整備計画																							
	森林整備計画による事業実施・進捗管理																							
地域水源林の整備	木材搬出方法の設定等の見直し																							
酒匂川水系のフィールド体験	フィールドワーク事業・環境保全講演会の実施																							
	アユの放流体験事業・自然体験教室の実施																							

6 生活環境保全（施策6）



- ◆関連計画 小田原市斎場整備基本プラン
- ◆関連計画 小田原市扇町クリーンセンター長寿命化計画
- ◆関連計画 小田原市緑の基本計画

〔目標〕

一人ひとりが安心して快適に暮らせるまちを目指し、良好な生活環境を守ります。

〔2030年に目指す姿〕

まちなかにおける街路樹の整備などにより、緑豊かな環境が生み出されています。また、安心して利用できる魅力ある公園の整備や管理に地域と連携した取組が行われています。

歴史的建造物を核とした街なみと良好な住環境が保たれています。

一人ひとりの環境美化意識が一層高まり、道路など公共の場がきれいな状態に保たれ、快適な生活が送られるとともに来訪者にとっても気持ちの良いまちになっています。

し尿、浄化槽汚泥等について、適正な処理を行い、生活環境が良好に保たれています。

〔成果指標〕

小田原が住みやすいと思う人の割合（％）		
令和3（2021）年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
95.8％	95.8％	95.8％
市民意識調査（まちづくりに関する市民アンケート）より		

取組の柱 6-1 快適な街の維持保全

まちなかにおける民有地や公共空間の緑化などを推進するとともに、街路樹の再整備や改善によるみどりの創出や質の向上を図ることで、持続可能な緑化を推進します。また、安心して利用できる魅力ある公園の整備や管理を、市民や企業などと協働で取り組むとともに、公園の多面的な機能をより高め、発揮するために、地域の実情に応じた取組を推進します。

優れた景観への誘導を促進し、歴史的建造物を核とした街なみを形成することを目的に、回遊性の向上、良好な居住環境創出のため、景観計画重点区域の拡充や、市民による自主的な景観形成の支援などに取り組みます。また、地域が主体となって、地域の資産を活用したまちづくりを推進する体制の確立を支援します。

詳細指標	再整備した街区公園数（公園）														
	令和2（2020年度） 0公園	令和6（2024）年度 2公園													
	市事業実績による														
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有地や公共空間の緑化支援 ○ 街区公園・街路樹の再整備 ・ 公園等の適切な維持管理 ・ 保存樹・保存樹奨励金の交付や標識設置 ・ 景観計画重点区域の拡充 ・ 景観形成修景費の補助 ・ まちなか再生支援事業による地区のまちづくり協議会の活動支援 ・ 街づくりアドバイザーの派遣 														
○ 重点的な取組	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">主な取組</th> <th style="width: 25%;">令和4年度</th> <th style="width: 25%;">令和5年度</th> <th style="width: 25%;">令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園の再整備</td> <td>計画・工事・効果検証 (1公園め、整備完了)</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>計画 (3公園め、2025年に工事予定)</td> </tr> <tr> <td>街路樹の再整備</td> <td>街路樹診断調査・計画</td> <td>計画・工事・効果検証 (2公園め、整備完了)</td> <td>樹木の植替え</td> </tr> </tbody> </table>			主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度	街区公園の再整備	計画・工事・効果検証 (1公園め、整備完了)	→	計画 (3公園め、2025年に工事予定)	街路樹の再整備	街路樹診断調査・計画	計画・工事・効果検証 (2公園め、整備完了)	樹木の植替え
主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度												
街区公園の再整備	計画・工事・効果検証 (1公園め、整備完了)	→	計画 (3公園め、2025年に工事予定)												
街路樹の再整備	街路樹診断調査・計画	計画・工事・効果検証 (2公園め、整備完了)	樹木の植替え												

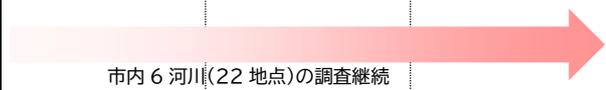
取組の柱 6-2 美化の推進と衛生環境の保持

市民の環境美化意識をさらに高め、ごみの投棄や落書きなどのないきれいなまちづくりを進めるとともに、害虫駆除やし尿処理などの公衆衛生環境の保持に努めます。また、犬・猫飼い方マナー啓発看板の貸与や犬のしつけ教室を実施し、糞尿被害の減少に取り組むとともに市民のニーズに適切に対応した斎場を運営します。

詳細指標	美化清掃実施回数（回）			
	令和2（2020）年度 276回	令和6（2024）年度 500回		
	市事業実績による			
主な取組 ○重点的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア清掃をする方へのごみ袋の配布 ○環境美化推進員の育成 ・ 環境美化促進重点区域の喫煙所の管理 ・ 害虫駆除やし尿などの収集 ・ 犬・猫飼い方マナーの周知や野良猫の去勢・赴任手術費補助金の交付 ・ 斎場の管理運営 ・ 扇町クリーンセンターの管理運営・長寿命化 			
	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ボランティア清掃をする方へのごみ袋の配布	ボランティア清掃に係る普及啓発			
環境美化推進員の育成	環境美化推進員研修の実施			
犬・猫飼い方マナーの周知	犬・猫飼い方マナー啓発看板の貸与			
(写真)				

取組の柱 6-3 公害対策

人間が豊かな自然環境を享受するため水質など環境保全に関する調査や監視を行います。

詳細指標	主要河川の水質調査の環境基準適合率 (%)			
	令和2 (2020) 年度 100%	令和6 (2024) 年度 100%		
	市事業実績による			
	生活環境に対する苦情件数 (件)			
	令和2 (2020) 年度 58 件	令和6 (2024) 年度 減少		
	市事業実績による			
主な取組	<p>○河川・地下水等の水質調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音調査等の環境調査 ・環境や水質保全のための事業者への立入調査 			
	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	河川の水質調査	 <p>市内6河川(22地点)の調査継続</p>		
○重点的な取組	<div style="border: 1px dashed gray; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>(写真)</p> </div>			

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

【公民連携】

市民・事業者・団体・行政は、小田原の自然環境から恵みを受けて生活し、活動していると同時に、環境に負荷を与える存在でもあります。また、昨今、地域が抱える課題は高度化・複雑化し、ひとつの分野や主体だけでは課題解決を図ることが難しくなりつつあります。

そのため、市民・事業者・団体の「民」の力と行政とが積極的に関わり合い、相互にパートナーシップを組んで、それぞれの分野で持続可能な活動ができるよう、環境の保全・活用に取り組む体制を築いておくことが重要です。

これまで培ってきた環境分野の取組におけるパートナーである、環境活動団体や企業、個人で組織された環境保全に係るプラットフォーム組織「おだわら環境志民ネットワーク」、市民や企業との協働組織で、環境・エネルギー分野における取組の普及啓発等を行う「おだわらスマートシティプロジェクト」、環境ボランティア団体の連携組織である「小田原市環境ボランティア協会」、生ごみ堆肥化を推進する市民組織「小田原生（いき）ごみクラブ」といった既存の連携体制を持続・発展させていくとともに、持続可能なまちづくりに向けて、多種多様な分野におけるパートナーとの連携・協力を柔軟に図っていく必要があります。

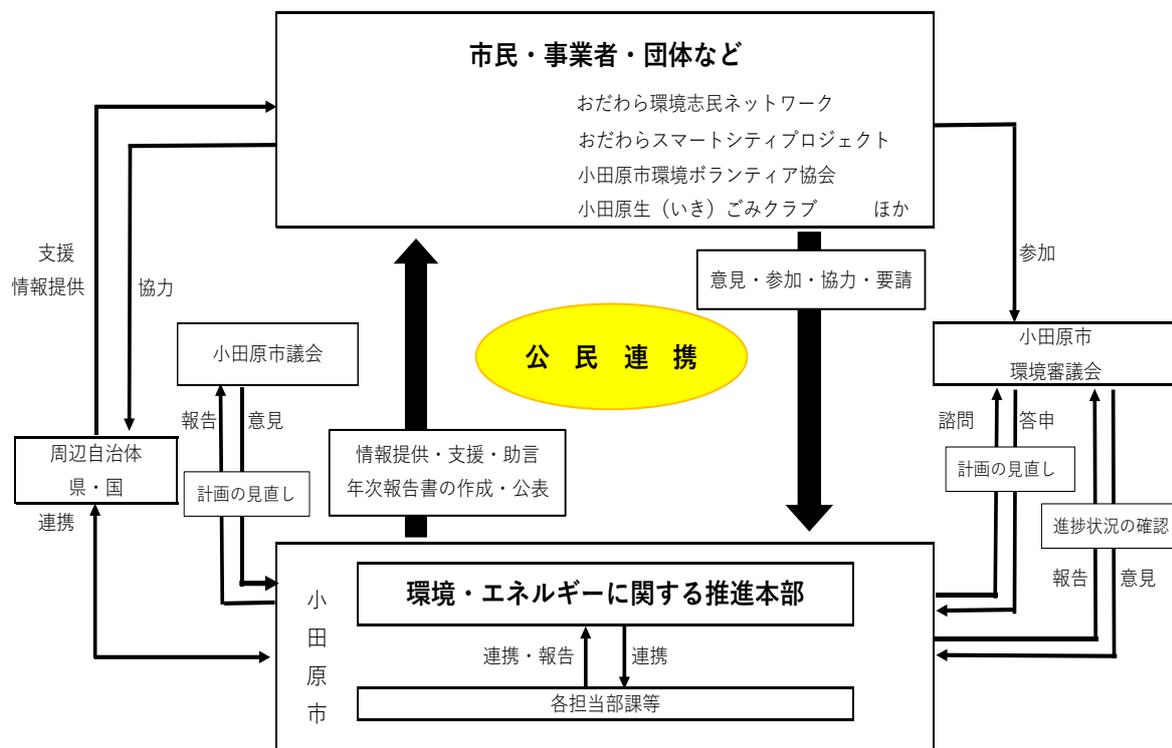
【行政における推進体制の整備】

新たな課題の解決に能動的に対応するため、行政の各部署が一丸となって第3次環境基本計画の推進に取り組む必要があります。

そこで、小田原市環境基本計画推進本部（本部会議及び推進部会会議）を引き継ぎ、新たに環境・エネルギーに関する推進本部を設置・運営し、関係各課などの意見を聴取して、庁内の合意形成を図りながら、庁内連携によって環境基本計画を推進します。

また、大気汚染など広域的な課題に対しては国、県、近隣自治体との連携を強化し、積極的な対応を図っていきます。

〔第3次環境基本計画の実施体制〕



2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、毎年、年次報告書を作成します。

年次報告書において、毎年、取組の進行管理を行うとともに、3年に1度、指標の達成状況等を管理するための評価を行い、計画の見直しを行います。

また、年次報告書については、小田原市環境審議会へ報告するとともに、市民・事業者・団体等へ、市公共施設窓口やHPなど、様々な広報媒体を通じて広く公表することとし、公表にあたっては、環境の取組など分かりやすく記載していくこととします。

資料編

- 1 計画策定の経緯
- 2 小田原市環境審議会委員
- 3 小田原市環境基本計画の策定について（諮問）
- 4 小田原市環境基本計画の策定について（答申）
- 5 市民意見（パブリックコメント）の概要
- 6 環境行政のあゆみ（条例、計画等の変遷）
- 7 環境保全に関する諸条例
- 8 環境行政に係る個別・関連計画一覧
- 9 主な取組における事業一覧
- 10 用語集

< 略 >